

別紙 1（農地整備に係る運用）

第 1 趣旨

交付要綱別表 1 の 1 の（1）のアに掲げる農地整備の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用（運用 1～4）に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 第 2 は、本事業について準用する。

運用 1（農地整備事業）

第 1 趣旨

交付要綱別表 1 の 1 の (1) のアに掲げる農地整備事業の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 1 第 1 から第 10 までの規定並びに別記及び別表 1 から別表 3 まで並びに別記様式第 1 号から第 9 号まで、第 10 号（2（1）ウに示す様式を除く。）、第 11 号及び第 12 号は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 4 の 3 及び第 9 の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 4	1 ヘクタール（北海道にあつては 3 ヘクタール。都道府県知事があらかじめ地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省農村振興局長（以下この別紙において「農村振興局長」という。）、都府県にあつては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）	1 ヘクタール（内閣府沖縄総合事務局長の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めた場合は、その面積）
第 4 の 1	(5) (6) に定める場合を除き、区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が 30 アール（ただし、以下のアからエまでの場合については 20 アール）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね 2 / 3 以上であること。 ア 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく指定地域（以下この別紙において「離島」という。） イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。） ウ 過疎地域の持続的発展の支援に	(5) (6) に定める場合を除き、区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が 30 アール（ただし、以下のア及びイの場合については 20 アール）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね 2 / 3 以上であること。 ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43

	関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。（以下この別紙において「過疎地域」という。）） エ 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域（以下この別紙において「指定棚田地域」という。）	条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。（以下この別紙において「過疎地域」とい
--	---	--

		う。)) イ 棚田地域振興法 (令和元年法律第 42 号) 第 7 条第 1 項の 規定に基づき指定さ れた指定棚田地域 (以下この別紙にお いて「指定棚田地域」 という。)
第 4 の 3 (1) ア (ア)	ただし、振興山村	ただし
	、半島振興法 (昭和 60 年法律第 63 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定され た半島振興対策実施地域 (以下この別紙 において「半島振興対策実施地域」とい う。) 又は指定棚田地域において行うも のにあつては、	指定棚田地域において行 うものにあつては、
第 4 の 3 (1) ア (ウ)	4 メートル以上であること。ただし、鹿 児島県奄美市及び大島郡の区域、離島、 振興山村、半島振興対策実施地域又は指 定棚田地域において行うものにあつて は、車道幅員がおおむね 3 メートル以上 であること。	3 メートル以上であるこ と。
第 4 の 3 (2) ア (ア)	ただし、振興山村	ただし
	、半島振興対策実施地域又は指定棚田地 域において行うものにあつては	指定棚田地域において行 うものにあつては
第 4 の 3 (2) ア (ウ)	ただし、豪雪地帯対策特別措置法 (昭和 37 年法律第 73 号) 第 2 条第 2 項の規定 に基づき指定された特別豪雪地帯 (以下 この別紙において「特別豪雪地帯」とい う。)、振興山村	ただし
	、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯 (受 益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地 域をいう。ただし水田地帯を除く。以下 この別紙において同じ) 又は指定棚田地 域	急傾斜地帯 (受益地域内 の平均傾斜度が 15 度以上 の地域をいう。ただし水 田地帯を除く。以下この 別紙において同じ) 又は 指定棚田地域
第 4 の 3 (2) ウ	離島、振興山村、過疎地域	過疎地域
	、半島振興対策実施地域、特定農山村地 域	、特定農山村地域
第 4 の 3 の (3)	都道府県道	沖縄県内の区域にある県

		道
第 5 から第 7 まで及び別記 様式第 4 号の 7 (2) の注書	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長
第 5 の 6 の (1)、(2) 及び (3)	地方農政局長（北海道にあつては国土交 通省北海道開発局長を経由して農村振 興局長）	内閣府沖縄総合事務局長
第 8	8 耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の 2 パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の 3 年後の年度までにおいて実施するものとする。	8 耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の 2 パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の 3 年後の年度までにおいて実施するものとする。 9 平成 26 年度当初予算以降、土地改良施設の一部として小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、施設管理者である土地改良区又は土地改良区連合（以下この別紙において「土地改良区等」という。）が、固定価格買取制度により売電を行う場合は、発電施設に係る補助金のうち、固定価格買取制度による売電の調達価格算定の基礎となっている施設建設費に対する補助金相当分について、農村振興局長が定めるところ

		により、調整を行うものとする。ただし、平成 25 年度末までに、発電施設の導入可能性について確認され、かつその導入について土地改良区等の合意形成に向けた取組が行われている地区については、この限りでない。
別記様式第 9 号及び第 11 号	農林水産省〇〇農政局長 殿（北海道にあつては農林水産省農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第 9 号	農地整備事業に係る運用第 6 の規定	農地整備事業に係る運用第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 第 6 の規定
別記様式第 10 号及び第 12 号	農林水産省〇〇農政局長 殿（北海道にあつては北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第 10 号から第 12 号まで	農地整備事業に係る運用第 7 の規定	農地整備事業に係る運用第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 第 7 の規定

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農地整備事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第 4 経過措置

「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について」（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 地第 255 号農林水産事務次官通知）による改正前の交付要綱に基づき令和 6 年度以前から実施している地区については、なお従前の例とすることができる。

運用 2（農業基盤整備促進事業）

第 1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 2 第 1 から第 11 までの規定、別表 1 及び別表 2 並びに別記様式第 1 号から第 4 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 10 の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 6 の 1	地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長
第 6 の 2、第 7 の 1、第 8 の 2 及び 4 並びに第 11 の 6 (2)	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長
第 9 の 1	農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号）	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別表 2
第 9 の 3 (2)	1 ヘクタール（北海道にあつては 3 ヘクタール）	1 ヘクタール
第 11 の 6 (3)	地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあつては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合	内閣府沖縄総合事務局長が農林水産省農村振興局長と協議して特にやむを得ないと認める場合
第 11 の 9	農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知）第 13 の規定	沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号）第 14 の規定
別記様式第 2 号、第 3 号及び第 4 号	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第 2 号	第 6 に基づき	農業基盤整備促進事業に係る運用第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 2 第 6 に基づき
別記様式第 3 号	第 7 に基づき	農業基盤整備促進事業に係る運用第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 2 第 7 に基づき

別記様式第 4 号	第 8 に基づき	農業基盤整備促進事業に係る 運用第 2 において準用する農 山漁村地域整備交付金実施要 領別紙 1 運用 2 第 8 に基づき
-----------	----------	--

第 2 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農業基盤整備促進事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

運用 3（実施計画策定事業）

第 1 事業

実施計画策定事業は、次の事業を行うものとする。

- 1 実施計画策定
- 2 経営体育成促進換地等調整

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 3 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 3 の第 1 から第 8 までの規定並びに別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県知事」とあるのは「沖縄県知事」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の柱書き	都道府県	沖縄県
第 5 の 1	地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長
第 5 の 3 及び 5	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「実施計画策定事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

運用 4（草地畜産基盤整備事業）

第 1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 4 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 4 第 1（13 の規定を除く。）、第 2 から第 4（1 及び 2 の表の「草地整備型」欄を除く。）まで、第 5、第 6（6 の規定を除く。）から第 9（2 の規定を除く。）まで、第 10（1 の表の交付対象欄のうち「草地整備型」欄及び区分「利用施設整備事業」の(1)のセ欄並びに及び 3 の規定を除く。）及び第 11 の規定並びに別記様式第 1 号から第 4 号（「〇〇〇草地畜産基盤整備事業（草地整備型）道営草地整備事業調査計画概要」として示す様式、「〇〇〇草地畜産基盤整備事業（草地整備型）公共牧場整備事業実施計画概要」として示す様式並びに第 5 章第 3 節 3 (8) 及び 4 (14) 並びに第 6 章に示す様式を除く。）まで、第 5 号から第 7 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 3 の 2、第 4 の 2 の表の「飼料基盤集積整備事業」欄の(1)及び第 5 の 1 (4) の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 8 (1)	ア 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この別紙において「離島」という。）	ア （削除）
	イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）	イ （削除）
	ウ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）	ウ （削除）
第 1 の 8 (1) キ	アからカまでの地域	エからカまでの地域
第 3 の 3	草地整備型及び畜産担い手総合整備型	畜産担い手総合整備型
第 4 の 1	第 5 に掲げる畜産活性化計画（以下この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画	草地畜産基盤整備事業実施計画

第４の１の表の「畜産担い手総合整備型」欄のうちの「飼料基盤集積整備事業」欄の(1)	、北海道にあつては 200 ヘクタール以上であること。	であること。
第４の１の表の「草地林地総合整備型」欄の(1)	ア及びイの要件	イの要件
	第１の８の(1)のアからカまでのいずれか	第１の８の(1)のアからカまでのいずれか
	事業実施計画の樹立・作成地区に含めることができるものとする。ただし、気象的条件の厳しい地域で当該事業を実施する場合にあつては、事業参加者の 2/3 以上が認定農業者であること。	事業実施計画の樹立・作成地区に含めることができるものとする。
	ア 次に掲げる地域のいずれかに該当する市町村 (ア) 中山間地域のいずれかに該当する市町村 (イ) 奄美群島特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づく指定地域（以下この別紙において「奄美群島」という。）	ア （削除）
第４の１の表の「草地林地総合整備型」欄の(1)イ	(エ) 気象的条件の厳しい地域	(エ) （削除）
第４の１の表の「草地林地総合整備型」欄の(3)	（ただし、林野率が 75%以上の地域にあつては、おおむね 15 ヘクタール以上であること。また、気象的条件の厳しい地域で事業を行う場合にあつては、おおむね 60 ヘクタール以上であること。）	（ただし、林野率が 75%以上の地域にあつては、おおむね 15 ヘクタール以上であること。）
第４の２の表の「畜産担い手総合整備型」欄のうちの「飼料基盤集積整備事業」欄の(1)	事業実施主体は、都道府県又は事業指定法人とする。	事業実施主体は、沖縄県とする。ただし、沖縄県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は沖縄県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事と

なっている法人(営利を目的としない法人に限る。)

であって、知事が適当と認めるもの(以下「事業指定法人」という。)に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。(以下「再編整備事業、水田地帯等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備型」について同じ。)

ア 事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結については、次のとおりとする。

(ア) 事業指定法人は、知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、沖縄県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

(イ) (ア)の契約においては、交付金交付の際に付

		される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。 (ウ) 事業指定法人は、(ア)の契約を締結したときは、遅滞なく、沖縄県に対し当該契約書の写しを提出するものとする。 イ 事業指定法人は、本事業を実施しようとするときは、業務規程を制定するものとし、次に掲げる内容を含むものとする。 (ア) 事業参加資格者の選定に関する事項 (イ) 草地等及び施設の事業参加資格者への委託条件に関する事項 (ウ) 草地等及び施設の対価又は貸付料の算定及び支払条件に関する事項 (エ) 草地等及び施設の分割引渡し、又は一時使用に関する事項 ウ 事業指定法人は、イによる業務規定を作成又は変更するときは、知事の承認を受けるものとする。
第４の２の表の「畜産担い手総合整備型」欄のうちの「飼料基盤集積整備事業」欄の(２)及び「草地林地総合整備型」欄の(２)	エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。	エ (削除)
第４の２の表の「再編整備事業」欄及び	オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と	オ (削除)

「水田地帯等担い手育成整備事業」欄の(2)	見込まれる者とする。	
第4の2の表の「草地林地総合整備型」欄の(2)ウ	担い手又は活性化計画に示された者	担い手
第7の1(1)	実施要領第3に定めるところによる整備計画策定前までに実施要綱第7の2に定める実施要件確認に必要な資料	沖縄振興公共投資交付金交付要綱第18の2に定める実施要件確認に必要な資料
	活性化計画	活性化計画（活性化計画は、畜産担い手総合整備型に限る。）
	地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下この別紙において「北海道開発局長」という。）を經由して農林水産省畜産局長）	内閣府沖縄総合事務局長
第8の2及び3並びに第9の1	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長
第10の1(2)	農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）	交付要綱
第10の1の表の「基本施設整備事業」欄及び「利用施設整備事業」欄の国費率欄	50%以内草地林地総合整備型にあっては55%以内	2/3以内草地林地総合整備型にあっては75%以内
第10の2	実施要綱第3	交付要綱第16
第10の4(5)	飼料受託組織又は共同利用方式により、	飼料受託組織又は畜産業を営む者3戸以上が構成員に含まれている団体が、
第10の5(1)並びに(2)イ及びウ	株式会社日本政策金融公庫	沖縄振興開発金融公庫
別記様式第2号	草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定	草地畜産基盤整備事業の運用第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1運用4

		第6の3の規定
別記様式第3号	〇〇〇の運用第〇の〇の規定	草地畜産基盤整備事業の運用第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1運用4第6の3の規定
別記様式第4号、第5号、第6号	地方農政局長殿（北海道にあつては農林水産省畜産局長）	内閣府沖縄総合事務局長殿
別記様式第4号	草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定	草地畜産基盤整備事業の運用第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1運用4第6の4の規定
	（添付資料） ・ 〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業実施計画書 ・ 畜産活性化計画 ・ 負担金条例	（添付資料） ・ 〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業実施計画書 ・ 畜産活性化計画（畜産担い手総合整備型に限る。） ・ 負担金条例
別記様式第5号	草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定	草地畜産基盤整備事業の運用第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1運用4第8の2の規定
	・ 変更後の畜産活性化計画書（写）	・ 変更後の畜産活性化計画書（写）（畜産担い手総合整備型に限る。）

第2 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和50年4月30日付50構改D第307号農林水産事務次官依命通知）第1から第6までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「草地畜産基盤整備事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第3 経過措置

- 1 農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け農地C第500号農林事務次官依命通知）又は畜産担い手育成総合整備事業実施要綱（平成16年3月30日付け15

生畜第 5007 号農林水産事務次官依命通知) に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 生畜第 2795 号農林水産省生産局長通知、23 農振第 2611 号農林水産省農村振興局長通知、23 林整計第 345 号林野長官通知、23 水港第 3034 号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長通知、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知、21 林整計第 336 号林野庁長官通知、21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙（番号 6 草地畜産基盤整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 3 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 4（草地畜産基盤整備事業）の第 7 の 1 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、交付要綱に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

別紙 3（水利施設整備に係る運用）

第 1 趣旨

水利施設整備に係る運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 第 2 から第 10 までの規定、別記及び様式 1 は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「都道府県知事」とあるのは、「沖縄県知事」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 5	地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長
第 8	要綱第 4 の農村振興局長が別に定める経費とは	水利施設整備に係る経費は
様式 1	農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長 殿）	内閣府沖縄総合事務局長 殿

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「水利施設整備（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第 4 経過措置

沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について「

（平成 30 年 4 月 1 日付け 29 地第 220 号農林水産事務次官通知）による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、事業を実施している地区については、第

2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2第5の提出が行われたものとみなす。ただし、当該地区の取扱いについては、なお従前の例による。

運用 1（水利施設等整備事業）

第 1 趣旨

水利施設等整備事業の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙 3 によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 1 の第 1 から第 7 までの規定並びに別表及び別記様式第 1 号から第 18 号は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「別紙 2」とあるのは「運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「都道府県知事」とあるのは「沖縄県知事」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 1 及び 6 並びに第 3 の 6 (2)、(4) 及び (5)	都道府県営	県営
第 3 の 1 (1)	受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの	受益面積については、当分の間、水田については 100 ヘクタール、畑地については 50 ヘクタール以上、かつ、末端支配面積については、当分の間、5 ヘクタール以上のもの、ただし、畑地については末端支配面積の制限を設けない
第 3 の 1 (2)	受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの	受益面積がおおむね 50 ヘクタール以上のもの。なお、当分の間、末端支配面積の制限を設けない
第 3 の 1 (3)	末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね 200 ヘクタール以上のもの	末端支配面積がおおむね 5 ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね 100 ヘクタール以上のもの
第 3 の 1 (4)	末端支配面積がおおむね 20 ヘクタールのものの受益面積の合計がおおむね 100 ヘクタール以上のもの	受益面積がおおむね 50 ヘクタール以上のもの。なお、当分の間、末端支配面積の制限を設けない
第 3 の 3 (1) 及び 4 (1)	200 ヘクタール	100 ヘクタール

第3の5(2)	(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島(北海道又は奄美群島に属するものを除く。)の地域内において行うものにあつては、おおむね10ヘクタール)以上であり	以上であり
別記様式第16号	農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第17号	農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第18号	都道府県知事 殿 (北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿)	沖縄県知事 殿 (内閣府沖縄総合事務局長 殿)

運用 2（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）

第 1 趣旨

水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙 3 によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 2 の第 1 から第 9 までの規定並びに別表、別記様式第 1 号から第 6 号まで及び第 7 号（2 (1) に示す様式を除く。）は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 4 の 1 (2) イ (ウ) ④ の規定を除く。）中、「別紙 2」とあるのは「運用 2 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 4 の 1 (1) ア	20 ヘクタール（北海道にあつては 100 ヘクタール、奄美群島にあつては 10 ヘクタール）	10 ヘクタール
第 4 の 1 (2) ア、イ (イ) 及びウ (ア)	30 ヘクタール（奄美群島にあつては、おおむね 20 ヘクタール）	20 ヘクタール
第 4 の 1 (2) イ (ア)	都道府県営土地改良事業	県営土地改良事業
別記様式第 6 号	農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあつては北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長殿）	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	畑地帯総合整備型に係る別紙 2 の第 7 の規定	畑地帯総合整備型に係る第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 の第 7 の規定
別記様式 7 号	農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿）	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	畑地帯総合整備型（畑地帯総合整備中山間地域型）に係る別紙 2 の第 7 の規定	畑地帯総合整備型に係る第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 の第 7 の規定

運用 3（農業水利施設保全合理化事業）

第 1 趣旨

農業水利施設保全合理化事業の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙 3 によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 3 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 3 の第 1 から第 8 までの規定並びに附則、別表、別記様式第 1 号から第 15 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「別紙 2」とあるのは「運用 3 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の 3 (5)イ	地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長。）	内閣府沖縄総合事務局長
第 4	地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長
別記様式第 10 号から 15 号まで	農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長 殿）	内閣府沖縄総合事務局長 殿

運用 4（広域農業用水適正管理対策事業）

第 1 趣旨

広域農業用水適正管理対策事業の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙 3 によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 4 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 4 の第 1 から第 8 までの規定及び別記様式第 1 号から第 3 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「別紙 2」とあるのは「運用 4 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 7 の柱書き	地方農政局長（北海道にあつては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。）	内閣府沖縄総合事務局長
別記様式第 3 号	農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿）	内閣府沖縄総合事務局長 殿

運用 5（地域用水環境整備事業）

第 1 趣旨

地域用水環境整備事業の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙 3 によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 5 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 5 の第 1 から第 8 までの規定及び別記様式第 1 号から第 9 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「別紙 2」とあるのは「運用 5 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「都道府県知事」とあるのは、「沖縄県知事」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 6	当該都道府県	沖縄県
第 6 及び第 7 の 2	地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。）	内閣府沖縄総合事務局長
別記様式第 8 号	農林水産省〇〇農政局長 殿（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長殿）	内閣府沖縄総合事務局長 殿

別紙 4（農地防災に係る運用）

（目的及び趣旨）

- 第 1 農地防災は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止し、又は農業用排水の汚濁を除去し、若しくは地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことによって、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資することを目的とする。
- 2 農地防災の実施に関しては、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、制度要綱、交付要綱、この運用（運用 1 及び運用 2）及び農地防災に係る取扱いの定めるところによる。
- 第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 の規定の準用
農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 第 2 は、本事業について準用する。

運用 1（農地防災事業）

（目的及び趣旨）

第 1 農地防災事業の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 運用 1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 の運用 1 の第 1、第 2（2 の規定を除く。）及び第 3 から第 6 までの規定、別紙様式第 1 号から第 18 号まで、運用 1 別紙 1 及び運用 1 別紙 1 別表第 1（番号 1 から 5 までの欄を除く。）、運用 1 別紙 2 並びに運用 1 別紙 2 別記 1 及び別記 2、運用 1 別紙 3（第 6 の 2 の表の「奄美」欄及び「離島」欄を除く。）並びに運用 1 別紙 3 別記様式及びその別紙、運用 1 別紙 4、運用 1 別紙 4 別表 1 及び別表 2 並びに運用 1 別紙 4 別記様式及びその別紙並びに運用 1 別紙 5 並びに運用 1 別紙 5 別表 1、別紙様式第 1 号及び別紙様式第 2 号、運用 1 別紙 6、運用 1 別紙 7 及び運用 1 別紙 7 別記様式は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 3 の 1、第 5、運用 1 別紙 1 のⅡ. 2 (5) 及びⅤ. 2 並びに運用 1 別紙 4 の第 4 の 2 の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の 1	農山漁村地域整備交付金	本交付金
	実施要綱第 3 に掲げる農山漁村地域整備計画とあわせて	交付要綱第 18 の 2 に定める実施要件確認に必要な資料として
	地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長
第 3 の 3 及び 4、第 6 の 5、運用 1 別紙 2 の第 7 柱書き、運用 1 別紙 4 の第 5 柱書き、運用 1 別紙 6 第 3 の 3 (2)、運用 1 別紙 6 の第 5 柱書き並びに運用 1	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長

別紙 7 の第 4 柱書き		
第 6 の 1	別紙 3 - 2	取扱い
別紙様式第 3 号	農政局名	内閣府沖縄総合事務局
運用 1 別紙 1 の I . 2 (1)	、豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）又は振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）であって、	であって、
運用 1 別紙 1 の I . 2 (2) ア (ア) a	離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に基づく指定地域（以下この運用 1 別紙において「離島」という。）にあつては、受益面積がおおむね 40 ヘクタール（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね 30 ヘクタール）以上	特例地域において行うものの受益面積については、おおむね 30 ヘクタール以上
運用 1 別紙 1 の II . 1 (1) カ a	振興山村及び半島振興地域（半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）において行う	において行う
運用 1 別紙 1 の II . 2 (1) ア a	400 ヘクタール	200 ヘクタール
	100 ヘクタール	60 ヘクタール
	以上のもの。ただし、奄美群島で行うものにあつてはイの a の基準による	以上のもの
運用 1 別紙 1 の II . 2 (1) イ	ア以外のものが行うもの a 受益面積がおおむね 200 ヘクタール（ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね 60 ヘクタール）以上のもの b 総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの	（削除）
運用 1 別紙 1 の II . 2 (3) ア (ア)	a 受益面積がおおむね 70 ヘクタール以上のもの ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては、(イ)の a の基準による	a 受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの

運用 1 別紙 1 のⅡ. 2 (3) ア (イ)	(ア)以外のもが行うもの a 受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの b 総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの	(削除)
運用 1 別紙 1 のⅡ. 2 (4) ア (ア)	a 受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上のもの ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては、(イ)の a の基準による	a 受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの
運用 1 別紙 1 のⅡ. 2 (4) ア (イ)	(ア)以外のもが行うもの a 受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの b 総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの	(削除)
運用 1 別紙 1 のⅡ. 2 (5)	ア 都道府県が行うもの ただし、奄美群島及び離島で行うものにあつてはイの基準による (ア) a 湖岸堤防工事にあつては、受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの b 土砂の崩壊を防止する工事にあつては、受益面積がおおむね 5 ヘクタール以上のもの (イ) 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの	ア (削除)
	イ ア以外のもが行うもの	ア 沖縄県以外のもが行うもの
運用 1 別紙 1 のⅢ. 2 (1) ア a	400 ヘクタール (離島にあつては、受益面積がおおむね 300 ヘクタール)	400 ヘクタール
運用 1 別紙 1 のⅣ. 2 (1) ア (ウ)	北海道が行う排除工事にあつては、受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上	(削除)
運用 1 別紙 1 のⅣ. 2 (1) イ (ア)	10 ヘクタール以上	10 ヘクタール以上 (ただし、離島等にあつては、本工事、関連工事、特殊農地保全整備工事の受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上

		で、かつ本工事の受益面積がおおむね5ヘクタール以上)
運用1別紙1のIV.2(2)	特殊農地保全整備工事（受益面積がおおむね40ヘクタール（優良農用地の確保に資するための農用地の整備と地域の実情に即した高付加価値農業の推進に関する計画（以下この運用1別紙において「農地保全地域高付加価値農業推進計画」という。）に基づいて行うものにあつては、おおむね20ヘクタール）以上の農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行う場合に限る。）にあつては、次の基準による。（(3)に掲げる場合を除く。）	特殊農地保全整備工事（農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行う場合に限る。）にあつては、技術的・経済的に妥当と認められるもので、以下に定めるもの
運用1別紙1のIV.2(2)ア	30ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね20ヘクタール）	5ヘクタール
運用1別紙1のIV.2(2)イ	畑地かんがいについては、受益面積がおおむね50ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね20ヘクタール）以上のもの	畑地かんがいについては、受益面積がおおむね20ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、10ヘクタール）以上のもの。ただし、団体営事業にあつては、受益面積の制限は設けないものとする。
	ウ 農地開発については、造成農用地面積がおおむね30ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね20ヘクタール）以上のもの	ウ （削除）
運用1別紙1のIV.3	団体に限る。（北海道の石れきの排除にあつては、道又は団体。）	団体に限る。
運用1別紙1のVの2(2)ア	都道府県営事業	県営事業
運用1別紙2の第6の2(3)ア(ア)	100ヘクタール（奄美諸島において行うものにあつては、おおむね60ヘクタール）	60ヘクタール

運用 1 別紙 2 の第 6 の 2 (3) ア(イ)	400 ヘクタール（奄美諸島において行 うものにあつては、おおむね 200 ヘク タール）	200 ヘクタール
運用 1 別紙 2 別記 2 の 1 (5)	(イ) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指 定された振興山村 (ウ) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指 定された離島振興対策実施地域 (エ) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指 定された半島振興対策実施地域	(イ) 沖縄振興特別措置法 （平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 項に規定 する離島
運用 1 別紙 2 別記 2 の 3 (2) エ	運用 2（水質保全対策事業）	運用 2（水質保全対策事業） 第 2 において準用する農山 漁村地域整備交付金実施要 領運用 2
運用 1 別紙 3 第 2 の 1 (1) ア	1 億円以上のものをいう。ただし、奄 美群島及び離島振興法（昭和 28 年法律 第 72 号）に基づく指定地域（以下この 運用 1 別紙において「離島」という。） にあつては、5,000 万円以上のものを いう。	1 億円以上のものをいう。
運用 1 別紙 3 第 2 の 1 (2) ア	並びに離島及び奄美群島にあつては、	にあつては、
運用 1 別紙 3 第 5 の柱書き 及び運用 1 別 紙 5 第 6 の 3	地方農政局長	内閣府沖縄総合事務局長
運用 1 別紙 3 第 6 の 1	運用 1	運用 1 第 2 において準用す る農山漁村地域整備交付金 実施要領別紙 3－1 の運用 1
運用 1 別紙 3 第 6 の 2 の表	注：「都道府県」には、離島（離島振 興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条 第 1 項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域及び奄美群島（鹿児 島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。） の区域は含まないものとする。	注：（削除）
運用 1 別紙 3 別記様式及び	農林水産省農村振興局長 地方農政局 長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿

運用 1 別紙 4 別記様式		
運用 1 別紙 4 第 4 の 1	(1) 大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号) に基 づく地震防災対策強化地域	(1) (削除)
運用 1 別紙 4 第 4 の 2 (1)	都道府県道	県道
運用 1 別紙 4 第 6 の 1	工事費及び効果促進事業	工事費
運用 1 別紙 5 第 3 の 1 (1) ア	(ア) 大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号) 第 3 条に基づき 指定された地震防災対策強化地域	(ア) (削除)
	(ウ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地 震に係る地震防災対策の推進に関 する特別措置法(平成 16 年法律第 27 号) 第 3 条に基づき指定された 日本海溝・千島海溝周辺海溝地震防 災対策推進地域	(ウ) (削除)
	(エ) 首都直下地震対策特別措置法(平 成 25 年法律第 88 号) 第 3 条に基 づき指定された首都直下地震緊急対 策区域	(エ) (削除)
	(オ) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号) 第 2 条に基づき 指定された豪雪地帯	(オ) (削除)
運用 1 別紙 5 第 5 の 2 (1) ウ (ア)	b 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき指定さ れた振興山村 c 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定さ れた離島振興対策実施地域 d 半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定さ れた半島振興対策実施地域	b 沖縄振興特別措置法(平 成 14 年法律第 14 号) 第 3 条第 3 項に規定する離 島
運用 1 別紙 5 別表 1 の留意 すべき事項 (5) ア	受益戸数は、おおむね 20 戸(北海道、 離島、沖縄県及び奄美群島にあっては 10 戸、集落排水路にあっては 10 戸) 以上とする。	受益戸数は、おおむね 10 戸 (集落排水路にあっては 10 戸) 以上とする。
運用 1 別紙 5 別記様式第 2	地方農政局長 殿(北海道にあっては 農林水産省農村振興局長)	内閣府沖縄総合事務局長 殿

号及び運用 1 別紙 7 別記様式		
運用 1 別紙 6 第 3 の 3	農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知）別表	別表 2
運用 1 別紙 6 第 3 の 3 (1)	イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村 ウ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この運用別紙において「離島」という。） エ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域	イ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 項に規定する離島 ウ （削除） エ （削除）
運用 1 別紙 6 第 4 の 2 (1)	カ 離島において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 80 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 4 億円以上のもの キ 特例地域であつて、かつ、離島である地域において行うものにあつては、エからカまでの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 60 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 3 億円以上のもの	カ （削除） キ （削除）

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農地防災事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第 4 経過措置

- 1 農地防災事業実施要綱（昭和 40 年 12 月 24 日付け 40 農地 D 第 1829 号農林事務次官依命通知）、地域ため池総合整備事業実施要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振

第 2286 号農林水産事務次官依命通知）、農業用河川工作物応急対策等整備事業実施要綱（昭和 54 年 4 月 3 日付け 54 構改 D 第 239 号農林水産事務次官依命通知）、土地改良施設耐震対策事業実施要綱（平成 16 年 3 月 30 日付け 15 農振第 2639 号農林水産事務次官依命通知）、農村災害対策整備事業実施要綱に基づき採択された地区、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林事務次官依命通知）別紙 1 の 1（1）キ、ク、ケ、コ、及びサに基づき実施してきた地区、又は地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別紙（番号 12 農地防災事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

- 2 1 により移行された地区については、なお従前の例による。
- 3 農山漁村整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長通知・21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙 13 の第 3 の規定に基づいて、平成 23 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区、又は地域自主戦略交付金交付要綱別紙（番号 12 農地防災事業に係る運用）の第 3 の 1 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱又は要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 4 「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について」（平成 27 年 4 月 10 日付け 26 地第 526 号農林水産事務次官通知）による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）に規定するため池等整備事業を平成 26 年度までに実施している地区については、なお従前の例による。

運用 2（水質保全対策事業）

第 1 趣旨

水質保全対策事業の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 運用 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 の運用 2 第 1（1 の表の区分 3 欄を除く。）から第 5 までの規定及び様式 1 から 3 までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 2 (2) 及び第 2 の 1	区分 2 及び 3	区分 2
第 1 の 2 (3)	鹿児島県	沖縄県
第 2 の 1	要綱第 7 の 2	交付要綱第 18 の 2
	地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、その他都道府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長
第 2 の 1 (3) ア	湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 4 条第 1 項に規定する湖沼水質保全計画、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）	水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
第 2 の 2 の 柱書き	区分 1 から 4 まで	区分 1、2 及び 4
	満たすこと。なお、区分 3 を実施しようとするときには加えて次の (3) も満たすこと。	満たすこと。
第 2 の 2 (3)	指定湖沼（湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 1 項により指定される湖沼をいう。）の流域内で行うもの。	（削除）
第 2 の 2 (4)	奄美群島（奄美群島振興特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に定める地域をいう。）	沖縄県内
第 2 の 3 (3) イ 及び第 2 の 4 (2)	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長

第 2 の 4 (1) ア	区分 1 から 4 又は区分 6	区分 1、2、4 及び 6
第 3 の 1 (1) ⑨	技術指導費	(削除)
第 5 の 柱書き	区分 2、3 及び 5	区分 2 及び 5

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「水質保全対策事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第 4 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別紙 16（水質保全対策事業に係る運用）第 2 の 1 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産基盤強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別紙 16（水質保全対策事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 3 2 より移行された地区については、なお従前の例による。

別紙 5（農地防災に係る取扱い）

第 1 農地防災の実施に関しては、農地防災に係る運用によるほか、農地防災に係る取扱いによるものとする。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－2 第 2 から第 8 までの規定、取扱別紙 1 並びに取扱別紙 1 別記様式 1 及び 2 並びに取扱別紙 2 は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（取扱別紙 2 の 1 (2) の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、これらの規定（第 3 (30) 及び (34) ア、取扱別紙 1 の 1.、取扱別紙 1 別記様式 1 並びに取扱別紙 2 の 4 の規定を除く。）中、「運用」とあるのは「別紙 4（農地防災に係る運用）」において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1（農地防災に係る運用）」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 3 (10) ア	(イ) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村	(イ) 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 項に規定する離島
	(ウ) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域	(ウ) （削除）
	(エ) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域	(エ) （削除）
第 3 (10) イ	アに準じる地域であって地方農政局長が特に必要と認めた市町村の区域	（削除）
第 3 (30)	運用 1 別紙 1 の II	運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 の運用 1 の運用 1 別紙 1 の II
	運用 2	運用 2 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 の運用 2
第 3 (45)	別紙 3－1	運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 の運用 2
第 5 (9)	南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和 43 年法律第 17 号）第 2 条	沖縄県における運用別紙 1 の IV の 1 の (1) に定める特殊土

	により指定された南九州畑作振興地域とする。	壤地帯（国頭マージ、島尻マージ又はジャーガルに覆われた地帯をいう。）とする。
第5(10)	南九州畑作振興地域における農地侵食防止工事（運用1別紙1のⅣの2の(1)の農地侵食防止工事（排除工事を除く。）をいう。以下この別紙において同じ。）とほ場整備、畑地かんがい及び農地開発の各工事が競合する部分の排水路の取扱いについては、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上の部分は、農地侵食防止工事の費用とし、それ未満の場合にあっては、各工事費の費用とする。	特殊土壌地帯における農地侵食防止工事とほ場整備工事又は畑地かんがい工事が競合する部分の排水路工事に要する費用については、それぞれの工事における排水路工事の位置付けを勘案し、それぞれの工事の費用に振り分けるものとする。
第5(14)エ	その他地方農政局長が適当と認める手法	（削除）
取扱別紙2の1(2)	都道府県費	県費

別紙 6（農村整備に係る運用）

第 1 趣旨

交付要綱別表 1 の 1 の（1）のエに掲げる農村整備の運用については、制度要綱及び交付要綱本文によるほか、この運用（運用 1 ～ 4）に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領 4－1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 第 2 は、本事業について準用する。

運用 1（農村集落基盤再編・整備事業）

第 1 趣旨

農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）は、農村集落及びその周辺地域において、農業農村の活性化を図る事を目的として農業生産基盤と農村生活環境等の整備に加え、中山間地域における耕作放棄地対策を総合的に実施するものである。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 1 第 1 から第 11 までの規定は本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、「別紙 4－2 取扱い 1」とあるのは「沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 7 取扱い 1 第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 1」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 5 の 1	実施要綱第 7 の 2	交付要綱第 18 の 2
	（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）に提出	に提出
第 9 の 2	日本政策金融公庫	沖縄振興開発金融公庫
別表区分欄 2 の事業種類欄 (12) の事業内容欄②	整備（離島又は奄美群島において行うものに限る。）	整備
別表	注）「離島」とは離島振興法（昭和 28 年法律 72 号）に基づく指定地域とする。「奄美群島」とは奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律 第 189 号）に基づく指定地域とする。	注）（削除）

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農村集落基盤再編・整備事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第4 経過措置

- 1 農地環境整備事業実施要綱（平成4年7月15日付構改D第457号農林水産事務次官依命通知）の第5の1及び2に基づいて採択された地区であって、平成22年度以降も継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産事務次官依命通知）別紙1農地環境整備事業に基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙19（集落基盤整備事業に係る運用）、別紙20（中山間地域総合整備事業に係る運用）、別紙22（農地環境整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金により継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。
- 4 3により移行された地区の取扱いについては、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。ただし、同交付要綱の別紙19の第3の1の助成経費については、第10の1によるものとする。
- 5 地域自主戦略交付金交付要綱別紙19の第2、別紙20の第4、別紙22の第5の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本運用に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 6 沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食料産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について（平成28年4月1日付け27地第552号農林水産事務次官依命通知）による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食料産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号）別表1の1の（1）のサ（集落基盤整備事業）及びシ（中山間地域総合整備事業）に基づき、平成27年度に実施している地区は、本事業へ移行されたものとみなす。
- 7 沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食料産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について（平成30年4月1日付け29地第220号農林水産事務次官依命通知）による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食料産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号）別表1の1の（1）のシ（農村集落基盤再編・整備事業）及びス（農地環境整備事業）に基づき事業を実施してきた地区については、本運用の規定を適用するものとする。

附則

「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について」（平成 27 年 4 月 10 日付け 26 地第 526 号農林水産事務次官通知）による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）に基づき事業を実施している地区であって、平成 27 年度以降も継続して事業を実施する地区については、第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 1 第 3 の 4（1）ア③の別に定める要件を満たす地域であるとみなす。

運用 2（農業集落排水事業）

第 1 趣旨

農業及び農村の健全な発展を期するためには、生産性の高い農業の実現を目指すとともに、活力ある農村社会の形成を図ることが緊要である。しかし、近年の農村社会における混住化の進展、生活様式の高度化、農業生産様式の変化等、農業及び農村を取り巻く状況の変化により、農業用排水の汚濁が進行し、農作物の生育障害、土地改良施設の維持管理費の増大、悪臭の発生等、農業生産環境及び農村生活環境の両面に大きな問題が生じている。また、循環型社会の構築が21世紀の我が国の最も重要な政策課題の一つとなる中、農業集落排水施設から排出される汚泥や処理水の循環利用についても、今後一層の対応が必要な状況にある。

このため、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等を整備し、もって生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資するものとする。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 1 から第 9 までの規定は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 1 、第 4 の 1 及び 2 、第 5 の柱書き、第 6 の 1 、第 8 の 1 並びに第 9 の柱書き	別紙 4－2 取扱い 2	別紙 7 取扱い 2 の第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 2
第 4 の 1	農山漁村地域整備交付金実施要綱第 2 の 2 の (2) の③	沖縄振興公共投資交付金制度要綱第 4
	地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を經由して農村振興局長。その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長

第 4 の 2 及 び 4 、第 5 の 柱 書き、第 6 の 1 及 び 3 並 び に 第 9 の 柱 書 き	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長
---	---------	-------------

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農業集落排水事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第 4 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）別紙 17 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施の申請を行っている農業集落排水事業については、本要綱に基づき事業計画等が提出されたものとみなす。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）別紙 17 に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 3 2 により移行された地区については、なお従前の例による。

第 5 附則

- 1 従前の農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）、低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2137 号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）に基づく事業の実施に当たっては、本要綱を準用するものとする。
- 2 交付要綱の施行に伴い、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2137 号農林水産事務次官依命通知）」、「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）」又は「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）」を引用し、従前に実施した事業及び当該事業の実施により整備された施設を規定している農林水産事務次官依命通知以外の農林水産事務次官依命通知にあつては、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2137 号農林水産事務次官依命通知）」、「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林

水産事務次官依命通知)」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）」を全て「沖縄振興公共投資交付金（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）」と、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱」、「農山漁村地域整備交付金実施要綱」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）」を全て「沖縄振興公共投資交付金（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）」と読み替えるものとする。

運用 3（畜産環境総合整備事業）

第 1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 3 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 3 第 1（3 及び 4 の規定を除く。）から第 3（1 (2) 及び (3) の規定並びに表の種類 2 及び 3 欄並びに 2 の表の事業の種類 2 及び 3 欄を除く。）まで、第 4、第 5（表の種類 2 及び 3 欄を除く。）、第 6（1 の表の区分 2 及び 3 欄を除く。）、第 7（3 (5) 及び (6) の規定を除く。）、第 8（2 (6) の規定を除く。）から第 11（2 の規定を除く。）まで、第 12、第 13、第 15 及び第 16 の規定並びに別記様式 1、2、3（事業計画概要表の記載要領の項目「土地利用」を除く。）、4（第 4 章第 11 節及び第 12 節並びに第 5 章第 2 節及び第 3 節を除く。）、5 及び 6 は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長」及び「地方農政局長等」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の柱書き	畜産環境総合整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）	本事業
第 1 の 2 ア	(エ) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく関係府県の区域	(エ)（削除）
	(オ) 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 2 項の規定に基づく指定地域	(オ)（削除）
第 2 の 3	及び臭気対策施設の整備に限っては	に限っては
第 4 (1)	区分欄 1、2 及び 3	区分欄 1
第 5 の表の種類 1 欄(1)	取り扱うものとする（以下 3 の (1) において同じ）。	取り扱うものとする。
第 5 の表の種類 1 欄(2)	できるものとする（以下 3 の (2) において同じ）。	できるものとする。
第 5 の表の種類 1 欄(3)	過半数を出資している場合に限る。以下 2 の (3) 又は 3 の (3) において同じ。	過半数を出資している場合に限る。
第 7 の 2 (1) ア (イ)	第 5 の表 1 (2) 又は 2 (2)	第 5 の表 1 (2)

第 7 の 2 (2) ア	資源リサイクル事業にあっては第 3 の 1 の表の 1、草地畜産活性化事業にあっては同表の 2、新技術活用地域環境改善モデル事業にあっては同表の 3 の要件に適合すること	第 3 の 1 の要件に適合すること
第 7 の 3 (1)	循環利用を推進するよう努めるものとする。草地畜産活性化事業にあっては、周辺地域の環境の整備等総合的な畜産環境の整備を図るものとする。新技術活用地域環境改善モデル事業にあっては、地域の一体的な臭気対策の整備等総合的な畜産環境の整備を図るとともに、飼料基盤の整備を推進するよう努めるものとする。	循環利用を推進するよう努めるものとする。
第 8 の 1 (1)	実施要領第 3 に定める農山漁村地域整備計画策定前までに実施要綱第 7 の 2	沖縄振興公共投資交付金交付要綱第 18 の 2
	(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省畜産局長。以下この別紙において同じ。) に提出	に提出
第 8 の 2 (3)	資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善モデル事業により、地方公共団体又は農業協同組合等が	地方公共団体又は農業協同組合等が
	又は同表の 3 (2) に規定する	に規定する
第 8 の 2 (4)	資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善モデル事業により、地方公共団体又は農業協同組合等が	地方公共団体又は農業協同組合等が
	又は 3 (3) に規定する	に規定する
第 13 の 1	草地、飼料畑	草地
	草地景観等の活用・活性化に必要な用地	用地
第 13 の 3	資源リサイクル事業にあっては、家畜排せつ物処理施設の整備、	家畜排せつ物処理施設の整備及び家畜保護施設整備とする。

	家畜保護施設整備とする。また、草地畜産活性化事業にあつては、家畜排せつ物土地還元施設整備、家畜排せつ物処理施設整備及び牧場用機械施設整備とする。	
第 15 の 2	株式会社日本政策金融公庫資金	沖縄振興開発金融公庫資金
別記様式 1、2、4、5 及び 6	畜産環境総合整備事業（〇〇事業）	畜産環境総合整備事業（資源リサイクル事業）
別記様式 1 及び 2	畜産環境総合整備事業の運用の第 7 の 2 の (1) の ア の 規定に基づき	畜産環境総合整備事業に係る運用の第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 3（畜産環境総合整備事業）の第 7 の 2 の (1) の ア の 規定に基づき
別記様式 3 の事業計画概要表の記載要領の項目「土地権利」の「記載要領」欄	事業メニューのうち、資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善事業を実施する場合、利用権の種類（所有権、地上権、小作権、賃貸借権、使用貸借権、入会権等）ごとに	利用権の種類（所有権、地上権、小作権、賃貸借権、使用貸借権、入会権等）ごとに
別記様式 3 の事業計画概要表の記載要領の項目「事業参加者」の「記載要領」欄	事業メニューのうち、資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善事業を実施する場合、経営移転に係る戸数	経営移転に係る戸数
別記様式 3 の事業計画概要表の記載要領の項目「環境負荷脆弱地域等」の「記載要領」欄	事業メニューのうち、資源リサイクル事業を実施する場合、(1) 地区が所在する市町村のすべてが	(1) 地区が所在する市町村のすべてが
別記様式 5	地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を經由して農林水産省畜産局長） 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿

	畜産環境総合整備事業の運用第10の2の規定に基づき	畜産環境総合整備事業に係る運用の第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4－1運用3（畜産環境総合整備事業）の第10の2の規定に基づき
別記様式6	地方農政局長（北海道にあっては農林水産省畜産局長）殿	内閣府沖縄総合事務局長殿
	畜産環境総合整備事業の運用第11の1の規定に基づき	畜産環境総合整備事業に係る運用の第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4－1運用3（畜産環境総合整備事業）の第11の1の規定に基づき

第2 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和50年4月30日付50構改D第307号農林水産事務次官依命通知）第1から第6までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「畜産環境総合整備事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第3 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成24年4月6日付け23農振第2595号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙（番号25畜産環境総合整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

運用 4（農道整備事業）

第 1 趣旨

農業の振興を図る地域において、農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するため、農道整備事業を実施するものとする。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 4 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 4 第 1 から第 3 までの規定及び附則は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 1 の 1 (1) の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 1 (1)	都道府県道	沖縄県内の区域にある県道
第 2 の 2 (3)	地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長を経由して農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農道整備事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第 4 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別紙 26（農道整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であつて、平成 24 年以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 1 により移行された地区については、なお従前の例による。

別紙 7（農村整備に係る取扱い）

第 1 趣旨

交付要綱別表 1 の 1 の（１）のエに掲げる農村整備に係る取扱いについては、制度要綱及び交付要綱本文によるほか、別紙 6 及びこの取扱い（取扱い 1 ～取扱い 2）の定めるところによる。

取扱い 1（農村集落基盤再編・整備事業）

第 1 趣旨

農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）の実施の取扱いについては、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）

（以下この別紙において「交付要綱」という。）別紙 6 運用 1 農村集落基盤再編・整備事業によるほか、この取扱いによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 1 第 1 から第 9 までの規定並びに別記様式第 1 号から第 17 号まで及び様式 1 から 2 までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 1 の 2 (1) ウの規定及び第 3 の 1 (3) の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の柱書き	実施要領別紙 4－1 運用 1	交付要綱別紙 6 運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 1
第 1 の 1 (2) ア	都道府県道	沖縄県内の区域にある県道
第 1 の 2 (1) ウ	関係都道府県	沖縄県
第 1 の 5 (1)	（北海道にあつては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）が特に必要と認める事業	が特に必要と認める事業
第 1 の 5 (2) イ	実施要綱第 2 の 1 の（2）の①のアの（オ）に掲げる農業用水保全の森づくり事業に係る運用	交付要綱別紙 8 の第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 農業用水保全の森づくり事業に係る運用
第 3 の 1 (3)	都道府県営事業	県営事業
別記様式第 4 号	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第 5 号	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	実施要領別紙 4－1 運用 1 第 7 に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 6 運用 1 第 2 において準用す

		る農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用１第７に基づき
別記様式第６号	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	農山漁村地域整備交付金実施要綱第７の２及び実施要領別紙４－１運用１第５の３〔第５の４〕に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱第18の２及び同交付要綱別紙６運用１の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用１第５の３〔第５の４〕に基づき
別記様式第７号	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	農山漁村地域整備交付金実施要綱第７の２及び実施要領別紙４－１運用１第５の５に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱第18の２及び同交付要綱別紙６運用１の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用１第５の５に基づき
別記様式第１２号	実施要領別紙４－２取扱い１第３の５の（５）に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙７取扱い１の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－２取扱い１第３の５の（５）に基づき
別記様式第１４号	実施要領別紙４－２取扱い１第４の５の規定により	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙７取扱い１の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－２取扱い１第４の５の規定により
別記様式第１７号	農林水産省〇〇農政局長 国土交通省北海道開発局長 経由	内閣府沖縄総合事務局長 経由
	実施要領別紙４－２取扱い１第４の８の規定により	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙７取扱い１の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－２取扱い１第４の８の規定により

取扱い 2（農業集落排水事業）

第 1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 2 第 1 から第 9 までの規定及び様式第 1 号から第 17 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中（様式第 3 号から第 17 号までの規定を除く。）、「別紙 4－1 運用 2」とあるのは「別紙 6 運用 2 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2」と読み替え、「別紙 4－2 取扱い 2」とあるのは「別紙 7 取扱い 2 の第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の 1 (1)	おおむね 20 戸（北海道、離島及び奄美群島にあつては 10 戸）	おおむね 10 戸
第 2 の 1 (11)	農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）、農村整備事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2736 号農林水産事務次官依命通知）及び地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業により整備されたもの、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 15 項により内閣総理大臣が認定した同条第 1 項に規定する地域再生計画に基づき整備されたもの、国の助成を受けずに整備された農業集落排水施設等を含むもの	農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）、農村整備事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2736 号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）、地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）及び地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 15 項により内閣総理大臣が認定

		した同条第 1 項に規定する地域再生計画に基づき整備されたもの又は国の助成を受けずに整備された農業集落排水施設等を含むもの
第 7	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長
様式第 3 号、第 4 号、第 4 号の 2、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 7 号の 2、第 9 号、第 10 号、第 11 号、第 12 号、第 15 号、第 16 号及び第 17 号	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 6 運用 2 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2
	都道府県	沖縄県

第 2 附則

- 1 交付要綱の施行に伴い、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3439 号農林水産省農村振興局長通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要領（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2138 号農林水産省農村振興局長通知）」、「農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官、21 水港第 2724 号水産庁長官通知))」又は「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）」を引用し、従前に実施した事業及び当該事業の実施により整備された施設を規定している農林水産省農村振興局長通知以外の農林水産省農村振興局長通知にあっては、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3439 号農林水産省農村振興局長通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要領（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2138 号農林水産省農村振興局長通知）」、「農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官、21 水港第 2724 号水産庁長官通知）」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）」を全て「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）」と、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施

要領」、「農山漁村地域整備交付金実施要領」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）」を全て「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）」と読み替えるものとする。

2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに改築に着手する場合であって、着手までに最適整備構想を策定することができないやむを得ない理由がある場合には、改築の実施と併せて令和 3 年 3 月 31 日までに最適整備構想を策定するものとする。

3 平成 30 年 3 月 31 日以前に改築に着手した事業の実施要件については、なお従前の例による

別紙 8（農業用水保全の森づくり事業に係る運用）

第 1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 第 2 から第 7 までの規定及び別記様式第 1 号から第 4 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の 1 イ	別紙 6	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 9 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6
第 2 の 2 ア	別紙 4－1 農村整備に係る運用	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 6 運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 農村整備に係る運用
第 3 の 2 (1)	（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長。以下この別紙において同じ。）に	に
別記様式第 3 号及び第 4 号	地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長）	内閣府沖縄総合事務局長
	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 の第 3 の 2 に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 8 の第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 の第 3 の 2 に基づき

第 2 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農業用水保全の森づくり事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第 3 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産基盤強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地

域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号 農林水産事務次官依命通知）別紙 24（農業用水保全の森づくり事業に関する運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

- 2 1 により移行された地区については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）別紙 24（農業用水保全の森づくり事業に係る運用）の第 2 の 2 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

別紙 9（森林整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

森林が有する、国土の保全、水源の涵(かん)養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能の維持・増進を図るため、森林整備を計画的に推進するとともに、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を行う。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6 第 2（7 の規定を除く。）から第 4（1 (4) ア (エ) 及び 7 の規定を除く。）まで、第 5（1 (4) の規定を除く。）から第 8（3 及び 4 (3) の規定を除く。）まで及び第 9 までの規定並びに別記様式第 1 号から第 4 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 4 の 1 (1) エ、第 5 の 1 (2) 及び第 5 の 2 (1) の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の柱書き	森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、我が国においては、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、より適切な整備を進める必要がある。このため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。併せて、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を行うものとし、森林基盤整備事業（森林整備事業）（以下この別紙において「本事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。	森林整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。
第 2 の 1 及び第 4 の 1 の表題	育成林整備事業	森林環境保全整備事業のうち育成林整備事業
第 2 の 1	育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために	育成林の整備を推進するために

第 2 の 2 及び第 4 の 2 の表題	共生環境整備事業	森林環境保全整備事業のうち共生環境整備事業
第 2 の 3 及び第 4 の 3 の表題	機能回復整備事業	森林環境保全整備事業のうち機能回復整備事業
第 2 の 4 及び第 4 の 4 の表題	林道改良事業	森林環境保全整備事業のうち林道改良事業
第 2 の 5 及び第 4 の 5 の表題	林道点検診断・保全整備事業	森林環境保全整備事業のうち林道点検診断・保全整備事業
第 2 の 6 及び第 4 の 6 の表題	フォレスト・コミュニティ総合整備事業	森林居住環境整備事業のうちフォレスト・コミュニティ総合整備事業
第 3	森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）第3に準ずる。	1 沖縄県知事、市町村長及び事業主体は、本事業の適切かつ円滑な推進を図るため、その体制を整備するとともに、林業関係団体、関係行政機関等との密接な連携の下に本事業を推進するものとする。 2 沖縄県知事は、市町村長及び事業主体に対し、本事業の実施についての適切かつ円滑な推進のための助言、指導その他の所要の援助措置を行うとともに、他の森林・林業施策との関連とその活用に配慮し、本事業の効果的な推進に努めるものとする。
第 4 の 1 (1) エ	都道府県道	県道
第 4 の 1 (4) ア (エ) 柱書き	50ヘクタール	30ヘクタール
	1 キロメートル	0.8キロメートル
	以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く。	以上であること。
第 4 の 1 (4) ウ 柱書き	50ヘクタール	30ヘクタール
	（アの（エ）の a の（a）に該当するもの、森林法第11条に規定する森林経営計画（以下この別紙において「森林経営計画という。）又は特定間伐等促	である場合は、

	進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下この別紙において同じ。）に基づく施業が計画されているものについては30ヘクタール以上）である場合は、	
第5の1(2)	都道府県知事	沖縄県知事
	関係都道府県	沖縄県
第5の2(1)	都道府県知事又は市町村長は、都道府県知事に	市町村長は、沖縄県知事に
第5の2(2)	林野庁長官	内閣府沖縄総合事務局長
	提出するものとする。なお、山のみち地域づくり交付金事業については、1の(4)に基づき作成した山のみち地域づくり計画を添付する。	提出するものとする。
第6の1	第2の2から3に規定する事業（林道整備を除く。）については、事業費（標準経費又は実行経費）とし、第2の1から6（2及び3については林道整備に限る。）、第4の7の(1)のアの(ア)及び(イ)のbに規定する事業については、事業費（工事費（工事雑費を除く。）、第4の7の(1)のアの(イ)のaについては、事業費（実行経費又は工事費（工事雑費を除く。）、第4の7の(2)に規定する事業については事業費（標準経費、実行経費又は工事費（工事雑費を除く。））とする。	第2の2から3に規定する事業（林道整備を除く。）については、事業費（標準経費又は実行経費）とし、第2の1から6（2及び3については林道整備に限る。）に規定する事業については、事業費（工事費（工事雑費を除く。））とする。
第8の4(1)イ	(ア) 特定森林造成事業（特定林地改良を除く。）における交付金額は、標準経費に査定係数の百分の一と交付率を乗じて求める。	(ア) （削除）
別記様式第2号から第4号まで	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5の2に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙9の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5の2に基づき
別記様式第3号及び第4号	（注2）山のみち地域づくり交付金事業については、山のみち地域づくり計画を添付する。	（注2） （削除）

別記様式第 3 号	林野庁長官 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	〇〇（都道府県）	沖縄県
別記様式第 4 号	（林野庁長官）	（内閣府沖縄総合事務局長 殿）

別紙 10（治山事業に係る運用）

第 1 趣旨

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図り、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 7 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 7 第 2（柱書きを除く。）から第 7 まで及び様式 1 から 6 までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」及び「離島及び奄美群島」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の 2	とする（ただし、沖縄県を除く）。	とする。
第 2 の 3	林野庁長官	内閣府沖縄総合事務局長を経由して林野庁長官
第 2 の 5	交付要綱別表	農山漁村地域整備交付金交付要綱別表
第 2 の 6 (1) 及び 7 (1)	前年度の 1 月 31 日までに	前年度末までに
	林野庁長官へ提出	制度要綱第 6 に定める事業計画の提出後、速やかに内閣府沖縄総合事務局長を経由して林野庁長官へ提出
第 2 の 6 (2) (イ) 及び 7 (2)	林野庁長官へ提出	内閣府沖縄事務局長を経由して林野庁長官へ提出
第 2 の 7 (1) (ウ)	流域別の事業量	事業区別の事業量
第 2 の 7 (1) (エ)	事業実施計画	事業実施計画（共生保安林整備事業を除く。）
第 2 の 8 (2)	林野庁長官に確認	内閣府沖縄総合事務局長を経由して林野庁長官に確認

第 3 経過措置

- 1 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 生畜第 2795 号農林水産省生産局長通知・23 農振第 2611 号農林水産省農村振興局長通知・23 林整計第 345 号林野庁長官通知・23 水港第 3034 号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長通知・21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙（番号 28 治山事業に係る運用）に基づき実

施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

2 1により移行された地区については、なお従前の例による。

3 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙（番号 18 治山事業に係る運用）の第 2 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

4 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別紙（番号 1 農地整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

5 4により移行された地区については、なお従前の例による。

別紙11（地域水産物供給基盤整備事業に係る運用）

第1 趣旨

地域水産物供給基盤整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）は、地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場等の整備、地域における水産資源の維持増大並びに生産流通機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図るものである。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8第2（1（2）の規定、2（1）の表の区分2欄及び4（2）の規定を除く。）から第6まで及び別記参考様式別紙8第1号から第4号（「整備計画名」欄並びに備考2及び3を除く。）までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第2の3（ア）及び（イ）、第3の1（1）（ア）ウ及び（ウ）並びに第3の2（1）の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「別記参考様式別紙8」とあるのは「別記参考様式」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2の2（1）	実施要綱第2の1の（2）の①のウの（ア）に掲げる水産物供給基盤整備	交付要綱別表1の（3）のアの地域水産物供給基盤整備
第2の3の柱書き	第2の1の（1）及び（2）の事業	第2の1の（1）の事業
	共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における魚礁の設置並びに1の（2）に掲げる事業	共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における魚礁の設置
第2の3（ア）	都道府県道	県道
	当該都道府県	沖縄県
第2の3（イ）	都道府県	沖縄県
	都府県	沖縄県
	当該都府県	沖縄県
第3の柱書き	実施要綱第7の2に規定する実施要件	実施要件
第3の1（1）柱書き	実施要綱第3に規定する農山漁村地域整備計画に基づき本事業を実施する場合は、	本事業を実施する場合は、
	第2の1の（1）、（2）及び（3）	第2の1の（1）及び（3）
第3の1（1）（ア）	第2の1の（1）、（2）及び（3）	第2の1の（1）及び（3）
第3の1（1）（ア）ウ	関係都道府県知事	沖縄県知事
	都道府県知事	沖縄県知事

第3の1(1) (ウ)柱書き	都道府県知事	沖縄県知事
第3の1(1) (ウ)(4)及び(5)	都道府県道	県道
第3の1(2) (ア)の柱書き	第2の1の(1)及び(2)	第2の1の(1)
第3の2(1)	事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成すること。また、水産庁長官は必要に応じて都道府県知事に報告（別記参考様式別紙8第3号）を求めるものとする。	事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成し、沖縄県知事は水産庁長官に提出（別記参考様式第3号）すること。
第3の3の表題	事業計画書の変更	事業計画書及び年度別事業計画書の変更
第3の3(1)	第3の1の事業計画書	第3の1の事業計画書及び第3の2の年度別事業計画書
第3の3(2)	事業計画書	事業計画書及び年度別事業計画書
第4の柱書き	別に定めるところにより、予算の範囲内で	予算の範囲内において沖縄県に対して
第6	要領	運用
別記参考様式 別紙8第1号 及び第3号	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙8	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙11の第2で準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8
	農山漁村地域整備計画地区	実施地区
	1. 農山漁村地域整備計画地区名：〇〇地区 2. 交付対象事業名 ・△△事業 ・××事業 ・◇◇事業	1. 地区名：〇〇地区
別記参考様式 別紙8第2号 の1	地域水産物供給基盤整備事業・水域環境保全創造事業	地域水産物供給基盤整備事業
	農山漁村地域整備計画	〇〇地域整備計画
別記参考様式 別紙8第4号	（地域水産物供給基盤整備事業、水域環境保全創造事業）	（地域水産物供給基盤整備事業）

第3 経過措置

- 1 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成24年4月6日付け23生畜第2795号農林水産省生産局庁通知・23農振第2611号農林水産省農村振興局長通知・23林整計第345号林野庁長官通知・23水港第3034号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局庁通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知）別紙（番号11水産物供給基盤整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙（番号11 水産物供給基盤整備事業）の第2の1の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙29の第3の1の規定に基づき平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がなされたものとみなす。
- 4 水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日付け12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成24年度までに採択された地区であって、平成25年度以降、本交付金に移行して事業を実施する地区については、現事業の事業基本計画をもって、第2の1に規定する事業計画書と見なし、また、第1の5の（1）に規定した計画事業費に関する要件は適用しないものとし、市町村又は水産業協同組合が事業主体の事業基本計画については、市町村等事業推進を行うことができるものとする。
- 5 この通知による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）の規定に基づき提出された事業基本計画に基づき実施される事業で、平成25年度以前の年度の歳出予算にかかる国の補助で平成26年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

別紙12（水域環境保全創造事業に係る運用）

第1 趣旨

藻場・干潟の減少や磯焼けの進行、赤潮の発生、漂流・漂着ゴミの増加等により、水産動植物の生育環境が悪化しており、近年の資源評価結果によれば、資源評価を実施している水産資源のうち半数近くの資源が低位水準にある。また、漁港の静穏水域では、幼稚仔のゆりかごとしての役割や蓄養殖が行われており、周辺の漁場環境と密接な関係を有している。

このようなことから、水産資源の生産力の向上及び漁港漁場の水域環境の改善を効果的に推進するため、漁港・漁場の一体的な水域環境保全対策を推進するものである。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8第2（1（1）及び（3）の規定、2（1）の表の区分1及び3欄、2（2）（ア）、（ウ）、（エ）、（オ）、（キ）及び（ク）並びに4（1）及び（3）の規定を除く。）及び第3（1の（1）（ウ）及び（2）（イ）の規定を除く。）から第6まで並びに別記参考様式別紙8第1号、第2号の1、第3号、第4号（「整備計画名」欄並びに備考2及び3を除く。）までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第3の1（1）（ア）ウ及び2（1）の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「別記参考様式別紙8」とあるのは「別記参考様式」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2の2（1）	実施要綱第2の1の（2）の①のウの（ア）に掲げる水産物供給基盤整備	交付要綱別表1の（3）のイの水域環境保全創造事業
第2の3の柱書き	第2の1の（1）及び（2）の事業の事業主体	事業主体
	漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下この別紙においては「漁業協同組合等」という。）が事業主体となることができる。 第2の1の（3）の事業主体は、漁港管理者である都道府県又は市町村とする。ただし、次の各号の場合であって特に必要があるときは、当該各号に掲げる地方公共団体が行うことができるものとする。 （ア）市町村が漁港管理者である漁港について、その漁港関連道が都道府県道である場合当該都道府県	漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下この別紙においては「漁業協同組合等」という。）が事業主体となることができる。

	(イ) 都道府県が漁港管理者である漁港について、その漁港関連道が市町村道である場合当該市町村 なお、市町村が漁港管理者である漁港について都道府県がその漁港につき整備事業を実施している場合には、上記の原則にかかわらず当該都道府県が行うことができるものとする。	
第3の柱書き	実施要綱第7の2に規定する実施要件	実施要件
第3の1(1)柱書き	実施要綱第3に規定する農山漁村地域整備計画に基づき本事業を実施する場合は、	本事業を実施する場合は、
	第2の1の(1)、(2)及び(3)ごとに、以下のとおり、	以下のとおり、
第3の1(1)ア	第2の1の(1)、(2)及び(3)の事業を実施しようとする場合には、次の区分により、	次の区分により、
第3の1(1)ウ	関係都道府県知事	沖縄県知事
	都道府県知事	沖縄県知事
第3の1(2)ア	事業計画書は、第2の1の(1)及び(2)については、	事業計画書は、
第3の2(1)	事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成すること。また、水産庁長官は必要に応じて都道府県知事に報告（別記参考様式別紙8第3号）を求めるものとする。	事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成し、沖縄県知事は水産庁長官に提出（別記参考様式第3号）すること。
第3の3の表題	事業計画書の変更	事業計画書及び年度別事業計画書の変更
第3の3(1)	第3の1の事業計画書	第3の1の事業計画書及び第3の2の年度別事業計画書
第3の3(2)	事業計画書	事業計画書及び年度別事業計画書
第4の柱書き	別に定めるところにより、予算の範囲内で	予算の範囲内において沖縄県に対して

別記参考様式 別紙 8 第 1 号 及び第 3 号	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 8	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙12の第 2 で準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 8
	農山漁村地域整備計画地区	実施地区
	1. 農山漁村地域整備計画地区名 : ○○地区 2. 交付対象事業名 ・△△事業 ・××事業 ・◇◇事業	1. 地区名 : ○○地区
別記参考様式 別紙 8 第 2 号 の 1	地域水産物供給基盤整備事業・水域環境保全創造事業	水域環境保全創造事業
	農山漁村地域整備計画	○○地域整備計画
別記参考様式 別紙 8 第 4 号	(地域水産物供給基盤整備事業、水域環境保全創造事業)	(水域環境保全創造事業)

第 3 経過措置

- 1 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 生畜第 2795 号農林水産省生産局庁通知・23 農振第 2611 号農林水産省農村振興局長通知・23 林整計第 345 号林野庁長官通知・23 水港第 3034 号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局庁通知・21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙（番号 11 水産物供給基盤整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙（番号 11 水産物供給基盤整備事業）の第 2 の 1 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 3 水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 水港第 4457 号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成 23 年度までに採択された地区であって、平成 24 年度以降、本交付金に移行して事業を実施する地区については、現事業の事業基本計画をもって、第 2 の 1 に規定する事業計画書と見なし、また、第 1 の 5 の（1）に規定した計画事業費に関する要件は適用しないものとし、市町村又は水産業協同組合が事業主体の事業基本計画については、市町村等事業推進を行うことができるものとする。

別紙13（漁場保全の森づくり事業に係る運用）

第1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙9の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙9第2から第7まで並びに別記様式第1号及び第2号は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2の2(1)	別紙6	要綱別紙9の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6
第2の2(2)	別紙7	要綱別紙10の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7
第3の3	水産庁長官	内閣府沖縄総合事務局長
別記様式第1号の〔記載要領〕2.1)	本土、北海道、離島、奄美又は沖縄のいずれかを記載	沖縄と記載
別記様式第2号	水産庁長官	内閣府沖縄総合事務局長
	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙9	沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）別紙13の第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙9

第2 経過措置

- 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産基盤強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）の一部改正について（平成24年4月6日付け23農振第2593号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙30（漁場保全の森づくり事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度も本交付金により継続して事業を実施する

地区については、本事業へ移行されたものと見なす。

- 2 1により移行された地区については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
- 3 地域自主戦略交付金交付要領(農林水産省)別紙30の第2の2の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

別紙14（漁港漁村環境整備事業に係る運用）

第1 趣旨

漁港漁村環境整備事業（以下「本事業」という）は、漁港の安全対策及び環境向上に必要な施設を整備するとともに漁業集落の環境整備を実施することによって、漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて安全性及び作業効率の向上等に資するとともに、漁村の防災対策や漁港・漁場の水域環境の保全・回復を図るものである。また、漁村をめぐる課題に柔軟に対応し、地域の創造力を活かせるよう、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤及び生活環境施設の効率的整備を推進するとともに、個性的で豊かな漁村の再生を支援し、もって、水産業及び漁村の健全な発展に資するものである。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10第2（2(1)の表の区分2欄のうちの(5)欄及び区分3欄のうちの(6)欄を除く。）から第7まで及び別記参考様式別紙10第1号から第9号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第4の1(1)イの規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「別記参考様式別紙10」とあるのは「別記参考様式」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2の2(1)	実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ウ)に掲げる漁港漁村環境整備事業の内容	交付要綱別表1の1の(3)のエの漁港漁村環境整備事業の内容
2(1)の表の区分4及び5の内容欄	別紙8	交付要綱別紙11の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8
第3の2(2)	ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）に規定する離島振興対策実施地域	ア （削除）
	ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）に規定する振興山村	ウ （削除）
	オ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に規定する奄美群島	オ 沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）に規定する沖縄県の区域
第4の1(1)柱書き	事業実施要綱第3に規定する農山漁村地域整備計画に基づき本事業を実施する場合は、	本事業を実施する場合は、
第4の1(1)イ	関係都道府県知事	沖縄県知事
	都道府県知事	沖縄県知事

第 4 の 5 (1)	事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成すること。また、水産庁長官は必要に応じて都道府県知事に報告（別記参考様式別紙10第 8 号）を求めるものとする。	事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成し、沖縄知事は水産庁長官に提出（別記参考様式第 8 号）すること。
別記参考様式 別紙 10 第 1 号 及び第 8 号	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙10	沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）別紙 14の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10
	農山漁村地域整備計画地区	実施地区
	1. 農山漁村地域整備計画地区名： 〇〇地区 2. 交付対象事業名 ・△△事業 ・××事業 ・◇◇事業	1. 地区名：〇〇地区
別記参考様式 別紙 10 第 9 号	農山漁村地域整備交付金事業実施計画の内訳書	沖縄振興公共投資交付金事業実施計画の内訳書

第 3 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別紙（番号 31 漁港漁村環境整備事業に係る運用）第 3 の 1 の規定に基づき平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行したものとみなす。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長通知・21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙 10 の規定を準用して行う漁港環境施設に係る事業について、農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生畜第 1501 号農林水産省生産局長通知・29 農振第 2962 号農林水産省農村振興局長通知・29 林整計第 579 号林野庁長官通知・29 水港第 3354 号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 21（漁港漁村環境整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 30 年度以

降、継続して本交付金にて漁港環境施設に係る事業を実施する地区については、なお従前の例による。

別紙 15（海岸保全施設整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

海岸保全施設整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）は、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条の 2 に基づき主務大臣が定める海岸保全基本方針に基づき、沖縄県知事が定める海岸保全基本計画により、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。

- (1) 農地保全に係るもの（海岸法第 40 条第 1 項第 3 号及び 4 号並びに同条第 2 項）沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図る。
- (2) 漁港区域に係るもの（海岸法第 40 条第 1 項第 2 号並びに同条第 2 項）漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮を確保する。

第 2 事業内容

1 実施主体

高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、海岸堤防等老朽化対策、津波・高潮危機管理対策については海岸管理者、海岸環境整備については沖縄県又は市町村（以下この別紙において「地方公共団体」という。）とする。

2 事業の内容

農地保全及び漁港区域に係る本事業の内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工 種	内 容
海岸保全施設整備	(1) 高潮対策	高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれのある地域について、過去における高潮、波浪、津波等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）を行う。
	(2) 侵食対策	波浪による海岸の侵食等の被害が発生するおそれのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）を行う。
	(3) 海岸耐震対策	地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する。 (1) 堤防・護岸等の耐震性能調査 (2) 堤防・護岸等の耐震対策（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）

	(4) 海岸堤防等老朽化対策	海岸堤防等海岸保全施設の中には築造後相当な年月が経過しているものが多く、部材の経年変化、波力等の影響による損傷や機能低下が進行しているとともに、地球温暖化の影響等による高潮被害の増加や海岸侵食の進行、破堤による被害等の発生が懸念され、これらへの対応が喫緊の課題となっている。このため、以下の対策を講じることにより、予防保全型の維持管理を導入し、必要な防護機能を確保し、施設の長寿命化を図りつつ、海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進することを通じて、海岸保全施設の機能の強化（海岸法第 27 条第 1 項に定める新設又は改良に関する工事による機能の強化をいう。以下この別紙において同じ。）又は回復（当該機能の強化と一体的に行うことが適当と認められる補修による機能の回復をいう。以下この別紙において同じ。）を図り、もって人命や資産を防護するとともに、維持管理・更新に係るトータルコストを縮減し、費用を平準化する。 (1) 長寿命化計画の策定又は変更 ① 海岸保全施設の機能診断 ② 長寿命化計画の策定又は変更 (2) 老朽化対策 ① 海岸保全施設の老朽化調査 ② ①の調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定 ③ ②の老朽化対策計画に基づいて実施する老朽化対策工事（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）
2 津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策	津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を行う。 また、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、次の施策を総合的に実施するものとする。（第 3 の 2 の津波・高潮危機管理対策の(1)の②の海岸については、次の(1)～(4)及び(8)～(10)を対象とする。） (1) 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。） (2) 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。） (3) ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）

		(4) 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備 (5) 津波防災ステーションの整備 (6) 避難対策としての管理用通路の整備 (7) 避難用通路の設置（堤防スロープ等） (8) 漂流物防止施設の整備 (9) 水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に要する調査を含む。） (10) 海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等） ただし、(3)（ソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域※1指定に資する調査※2を除く。）の施策については、上記(1)、(2)及び(4)～(8)の施策と併せて実施することとする。 ※1：津波災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域 ※2：ハザードマップ作成支援を含む
3	海岸環境整備	国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う。
4	市町村等事業推進	市町村が行う漁港区域に係る上記1から3までの円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。

3 事業計画

事業計画においては、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工 種	内 容
1	(1) 高潮対策 (2) 侵食対策	高潮対策事業計画および侵食対策事業計画は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要
海岸保全		

施設整備		③ 計画の内訳 ④ 成果目標 ⑤ その他参考となる事項
	(3)海岸耐震対策	海岸耐震対策事業計画（耐震性能調査を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、事業着手から原則として5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 浸水防止に関連した総合的な計画 ⑤ 成果目標 ⑥ 関係機関との連携等 ⑦ 関連するソフト対策 ⑧ その他参考となる事項
	(4)海岸堤防等老朽化対策	海岸堤防等老朽化対策事業計画（長寿命化計画の策定又は変更を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、事業着手から原則として5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 施設管理の現状 ③ 事業の概要 ④ 計画の内訳 ⑤ 老朽化対策の基本的な考え方 ⑥ 成果目標 ⑦ 維持管理の基本的な考え方 ⑧ 老朽化等の状況 ⑨ 新技術等の導入検討 ⑩ その他参考となる事項
2 津波・高潮危機管	津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策事業計画（水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 成果目標

理 対 策		⑤ その他参考となる事項
3 海 岸 環 境 整 備	海岸環境整備	海岸環境整備事業計画は、地方公共団体の長が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 成果目標 ⑤ その他参考となる事項

第3 事業の実施

1 事業計画書の提出

海岸管理者又は地方公共団体は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第18に定める実施要件確認に必要な資料として事業計画書を策定し、内閣府沖縄総合事務局長に別記様式第1号により提出するものとする。

(1) 高潮対策及び侵食対策	事業総括表	別記様式第2号
	事業計画書	別記様式第3号
(2) 海岸耐震対策	事業総括表	別記様式第4号
	事業計画書	別記様式第5号
(3) 海岸堤防等老朽化対策	事業総括表	別記様式第6号
	事業計画書	別記様式第7号
(4) 津波・高潮危機管理対策	事業総括表	別記様式第8号
	事業計画書	別記様式第9号
(5) 海岸環境整備	事業計画書	別記様式第10号

2 実施要件

事業の実施要件は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

ただし、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作が伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法第14条の2に規定する操作規則が策定されており、かつその策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設のみを対象とするものとする。

また、農地保全に係るものにあっては、防護区域内に農地が存在し、そこで農業上の利用が図られている又は図られる見込みがあることを確認した上で、対策を実施するものとする。

区分	工 種	内 容
1 海 岸 保 全 施 設 整 備	(1) 高潮対策	海岸法第 40 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する海岸保全区域内（同条第 2 項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。以下この別紙において同じ。）において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 高潮、津波、波浪による被害が発生するおそれの大なる海岸であり、1 km 当たりの防護面積が 5 ha 以上又は防護人口が 50 人以上を基準とする。 (2) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。 ① 水防法に基づく高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和 7 年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。 ② 津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域に指定されていること又は令和 7 年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。 (3) 第 2 の 3 に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (4) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が 5,000 万円以上であること。
	(2) 侵食対策	海岸法第 40 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 侵食等の被害が発生するおそれの大なる海岸であり、1 km 当たりの防護面積が 5 ha 以上又は防護人口が 50 人以上を基準とする。 (2) 第 2 の 3 に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (3) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が 5,000 万円以上であること。
	(3) 海岸耐震対策	海岸法第 40 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、以下の(1)から(4)までの要件（耐震性能調査にあつては、(1)の要件）を満たすものとする。 (1) 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の侵入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。

	① 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸 ② 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸 (2) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。 ① 水防法に基づく高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。 ② 津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。 (3) 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業実施内容を記載した第2の3に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (4) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。 ① 沖縄県が行うもの 5,000 万円以上 ② 市町村が行うもの 2,500 万円以上
(4) 海岸堤防等老朽化対策	海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内の海岸保全施設を対象に実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、長寿命化計画の策定又は変更に当たっては、維持管理費用の見通し、コスト削減内容のほか、新技術等の導入検討を長寿命化計画に記載するものとする。 (1) 長寿命化計画の策定又は変更 以下のいずれかの要件を満たすこと。 ① 海岸堤防等を有しない沖合施設に係る長寿命化計画であって令和7年度までに策定されるもの又は既に策定されている長寿命化計画であって令和7年度までに沖合施設の追加を反映させて変更されるものであること。 ② 既に策定されている長寿命化計画であって、令和7年度までに水門、陸閘等の統廃合又は新技術等の活用に係る短期的な数値目標及びそのコスト削減効果を追加して変更されるものであること。 (2) 老朽化対策 以下の①から⑥の要件を満たすこと。 ① 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理され

		ていること。 ② 維持管理費用の見通し、コスト削減内容及び新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること。 ③ 老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下のおそれがある海岸保全施設であって、その機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。 ④ 海岸法第2条の3第1項の海岸保全基本計画等に基づき、事業実施内容を記載した第2の3に規定する事業計画が策定されている地区であること。 ⑤ 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。 (ア) 沖縄県が行うもの 5,000 万円以上 (イ) 市町村が行うもの 2,500 万円以上 ⑥ 農地の保全に係るものについて、地区内の防護区域内に農地が存在しないものの、他に防護すべき人家、公共施設等が存在し、引き続き海岸保全区域として保全する必要がある場合においては、上記要件に加え、海岸保全区域適正化計画書（別記様式第14号）を策定すること。
2 津 波 ・ 高 潮 危 機 管 理 対 策	津波・高潮危機 管理対策	海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次の(1)から(9)までに掲げる要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあっては、(1)の要件）を満たすものとする。ただし、(7)に規定するソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び(10)に規定する海岸保全基本計画の変更支援に当たってはこの限りではない。 (1) 以下のいずれかに該当する海岸であること。 ① 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸 ② 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸 (2) 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した第2の3に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (3) 事業計画に従って実施される事業であること。 (4) 一連の防護区域を有する海岸毎ごとに、事業着手から5

		年以内に整備目標の達成が見込まれること。 (5) 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限ること。 ① 当該対策により、施設の耐震化に資するもの ② 津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの ③ 避難経路に近接し、避難対策上支障をきたすおそれが強いもの (6) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。 ① 水防法に基づく高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。 ② 津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。 (7) 本事業に要する事業費に関して、ソフト対策に要する経費は、海岸管理者ごとに第2の3に規定する事業計画の総事業費のおおむね2割を上限として、その内数として計上することができるものとする。 (8) 本事業における情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための対策を講じている地域を対象とすること。 (9) 海岸管理者ごとに第2の3に規定する事業計画の総事業費が以下のとおりであること。 ① 沖縄県が行うもの 5,000 万円以上 ② 市町村が行うもの 2,500 万円以上 (10) 海岸保全基本計画への変更支援については、気候変動を踏まえて令和7年度までに海岸保全基本計画が変更されるものであること。
3	海岸環境整備	海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域並びに同条第2項に規定する海岸保全施設に係る海岸保全区域において実施する次に掲げる要件に該当する事業であって、農林水産大臣が別に定めるところにより交付する交付金をその経費の一部に充てて地方公共団体が行うもの。 (1) 海岸保全区域のうち、周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー、海洋・水産センター等の施設のある地域又はそれらの施設等が計画されている地域において、より海浜利用が増進される機能を発揮するために行う堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情
	海岸環境整備	

報伝達施設、照明（安全確保上必要最小限のものに限る。）、進入路（必要最小限の管理用駐車スペース含む。）、通路（水叩兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設若しくは改良を行う事業で総事業費が 10,000 万円以上のもの

- (2) 広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するため、多様なニーズを踏まえた海岸利用活性化計画※の策定及び(1)で定めた施設等の新設又は改良を行う事業で総事業費が 10,000 万円以上のもの

※ 地方公共団体は、多様な関係者と協働して、広域的な一連の海岸における海岸利用活性化計画を策定するものとする。計画の内容は次のとおりとする。

- ① 対象とする海岸の概要
- ② 海岸利用の活性化に関する基本方針
- ③ 施設等配置に関する計画
- ④ 施設等の維持管理に関する計画
- ⑤ その他

- (3) 侵食傾向が著しいため、海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難である海岸又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸で、総事業費が 10,000 万円以上のもの

- (4) 自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する海岸において行う次の事業で総事業費が 10,000 万円以上のもの

- ① 国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため、海岸保全施設の新設又は改良を行う海岸であること
- ② 国立公園内等の利用・景観への配慮又は貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・再生を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸であること

- (5) 海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業で、総事業費が 5,000 万円（市町村が行う場合 2,500 万円）以上のもの

- ① 階段工及びこれと一体として整備する水叩兼用の通路又は植栽の事業で、かつ、短年度施行をもって事業効果を発揮しうるもの

		② 海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するもの (6) ヘドロ等の除去等の事業（農地保全に係る海岸の区域に限る。） ① 汚染の著しい海域において行うヘドロ等の除去で、総事業費が 10,000 万円以上のもの ② 海岸保全区域内において行う放置座礁船の処理で、総事業費が 5,000 万円以上のもの ③ ヘドロ等の除去とは、ヘドロ・汚染物質等の浚渫をいい、放置座礁船の処理とは、放置座礁船及びそれに付随して一体的に実施するものをいう。 ④ ヘドロ等の除去については、海岸環境の保全、公衆の海岸の適正な利用に著しい影響のある、あるいは影響を与えるおそれのある場合に実施が必要なものを交付金の対象とする。 ⑤ 放置座礁船の処理については、海岸保全区域において実施するものであり、海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用に著しい影響のある、あるいは影響を与えるおそれのある場合で、船の所有者等に代わってやむを得ず実施するものを交付金の対象とする。
--	--	--

3 事業計画の変更

(1) 事業計画の変更を必要とするものは、次に掲げる場合とする。

① 高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策及び海岸堤防等老朽化対策

ア 海岸の追加又は廃止

イ 各対策の内容の著しい変更

② 津波・高潮危機管理対策

ア 施策の新設又は廃止

イ 事業期間が 5 年を超える変更

ウ その他主要な施策の著しい変更

③ 海岸環境整備

主要な工事計画の著しい変更

(2) 海岸管理者は、事業計画の重要な部分の変更を行うときは、別記様式第11号により事業計画変更報告書を第 3 の 1 に準じて提出するものとする。

4 年度別事業計画書

(1) 年度別事業計画書の作成

事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の実施計画に係る計画書を作成し内閣府沖縄総合事務局長に別記様式第 13 号により必要に応じて提出するものとする。

(2) 年度別事業計画書の内容

年度別事業計画書は、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 年度別事業計画書（別記様式第 12 号）

イ 計画内容を示す図面及び写真

ウ その他事業の実施に当たって参考となる事項

(3) 変更の手続き

交付要綱第 9 に基づく軽微な変更以外の変更を行う場合は、併せて年度別事業計画も (1) 及び (2) の手続に準じて行うものとする。

5 実施に当たっての留意事項

以下の区分に応じてそれぞれの内容に留意するものとする。

区分	工 種	内 容
1 海岸 保全 施設 整備	海岸堤防等老朽化 対策	(1) 老朽化調査及び老朽化対策計画の策定を行った上で、老朽化対策工事を計画的かつ効率的に実施するものとする。 (2) 海岸管理者は、策定した老朽化対策計画を内閣府沖縄総合事務局長に提出するものとする。 (3) 農地保全に係るものについて、地区内の防護区域内に農地が存在しないものの、他に防護すべき人家、公共施設等が存在し、引き続き海岸保全区域として保全し続ける必要がある場合は、海岸保全区域適正化計画書（別記様式第 14 号）を策定し、内閣府沖縄総合事務局長に別記様式第 15 号により提出した上で、対策を実施するものとする。
2 海岸 環境 整備	海岸環境整備 （農地保全に係る ものに限る。）	(1) 海岸環境整備により造成された施設の管理は、地方公共団体が行う。 (2) 海岸環境整備により築造された施設のうち海岸保全の効用を兼ねて有する施設については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法施行令第 1 条に定める海岸として取り扱うこととする。 (3) 第 3 の 2 の海岸環境整備の (6) の⑤の事業については、地方公共団体は、船の所有者等より、放置座礁船の処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに内閣府沖縄総合事務局長に報告するとともに、船の所有者等から納付を受けた額に交付率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。

第 4 助成

1 助成経費

国は、高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、海岸堤防等老朽化対策、津波・高潮危機管理対策及び海岸環境整備の実施に要する費用について、予算の範囲内において海岸管理者又は沖縄県等に対して助成するものとする。ただし、漁港区域に係る市町村

等事業推進に要する経費にあつては、水産基盤整備事業、海岸整備事業、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の事務要領（平成 13 年 4 月 13 日付け 12 水港第 4525 号水産庁長官通知）の第 2 の 3 の（2）の内容のうち事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料、その他経常的経費への充当を目的とする内容を除いたものに限り、同第 2 の 3 の（3）に準じて算定した額を上限とする。

2 対象経費

(1) 工事費

- ① 本工事費
- ② 附帯工事費
- ③ 船舶及び機械器具費
- ④ 測量及び試験費
- ⑤ 用地及び補償費

(2) 市町村等事業推進（漁港区域に係るものに限る。）

第 5 その他

- 1 この事業の実施については、海岸法その他の法令に定めるところによる。
- 2 隣接する一連の海岸において当該事業を実施する場合、一の主務大臣の下で事業実施されることが、背後浸水区域の防護又は住民避難の観点から効果的かつ効率的であると認められるときは、海岸法第 40 条第 2 項に基づく大臣間協議等を活用することを原則とする。
- 3 この運用に定めるもののほか、漁港区域に係る事業の実施について必要な事項は、水産庁長官が別に定めるものとする。

第 6 経過措置

- 1 沖縄県において、海岸法第 27 条第 2 項に基づき実施している海岸保全施設整備事業(高潮対策)、海岸保全施設整備事業(侵食対策)、農地保全に係る海岸耐震対策緊急事業実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 1831 号農林水産事務次官依命通知）、農地保全に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 農振第 2170 号農林水産事務次官依命通知）、農地保全に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 農振第 1886 号農林水産事務次官依命通知）、農地保全に係る海岸環境整備事業実施要綱（昭和 49 年 10 月 21 日付け 49 構改 D 第 782 号農林事務次官依命通知）、漁港区域に係る海岸耐震対策緊急実施要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 水港第 2778 号農林水産事務次官依命通知）、漁港区域に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要領（平成 20 年 3 月 31 日 19 付け水港第 2933 号農林水産事務次官依命通知）、漁港区域に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要領（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 水港第 3221 号農林水産事務次官依命通知）、漁港区域に係る海岸環境整備事業実施要領（昭和 49 年 8 月 15 日付け 49 水港第 3397 号農林事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）、地域自主戦略交付金制度要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2184 号農林水産事務次官依命通

知)に基づき実施している地区であって、交付金を充当して平成 24 年度以降も継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

- 2 この運用の第 2 の 3 に規定する高潮対策事業計画、海岸耐震対策事業計画（耐震性能調査を除く。）及び津波・高潮危機管理対策事業計画（水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援を除く。）を令和 5 年度までに策定している事業は、高潮浸水想定区域等の指定状況を事業計画に追記し、この運用の第 3 の 4 の（1）に規定する年度別事業計画書とともに内閣府沖縄総合事務局長に提出するものとする。

別記様式第 1 号

海岸保全施設整備事業 事業計画書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

沖縄県知事 氏 名

海岸保全施設整備事業を実施したいので、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 15（海岸保全施設整備事業に係る運用）第 3 の 1 の規定に基づき別紙事業計画書を提出します。

〇〇対策 事業計画総括表

都道府県名	沖縄県	海岸管理者名	沖縄県	計画期間	〇年度～〇年度
海 岸 名	施設名	実施内容等	総事業費(千円)	実施予定期間	備 考
		小 計			
		小 計			
		小 計			
合 計					

- (備考) 1 事業を実施する海岸は、全て記載すること。
なお、本表に記載された海岸は別記様式第3号により海岸ごとの事業計画書を作成すること。
- 2 施設名欄には、護岸、堤防等の施設名を記載すること。
 - 3 実施内容等欄には、対策の内容を簡潔に記載すること。
 - 4 総事業費欄には、海岸ごとの小計も記載すること。
 - 5 備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。

〇〇海岸 〇〇対策 事業計画書

都道府県名	沖縄県	所管名		海岸管理者名	沖縄県
-------	-----	-----	--	--------	-----

沿岸名		事業施行場所			海岸保全区域指定			財源負担割合(%)			
		郡	町	地先	年 月 日告示			国	沖縄県	市町村	その他
		市	大字								
		村									
海岸の概要		※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地域中枢機能の集積状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、各対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。			被災歴		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標				
					海岸延長※(m)	防護人口(人)	防護面積(ha)	その他の成果目標			
								※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。 (本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合は、本海岸分を切り分けて記載)			
事業の概要				農地の状況(注1)		防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。					
事業の目的、整備の方法等を記述する。											
計画の内訳	実施予定期間				計画総事業費				千円		
	施設名等		実施内容等			事業費(千円)		整備予定期間		整備の必要性	
	合計										
関係機関との連携			海岸法第40条2項、救護・復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署、病院等)との連携								
関連するソフト対策			地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回／年)、住民への高潮又は津波に関する情報提供 等								
その他参考となる事項			高潮浸水想定区域の指定日(令和〇年〇月〇日)、津波災害警戒区域の公示日(令和〇年〇月〇日) (高潮対策の場合は、水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日(又は指定予定年月)又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日(又は公示予定年月)を必ず記載)								

※印:海岸延長とは、当該事業により〇〇対策が実施された海岸線延長とする。

- 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断図、構造図等を添付)
- (3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等) (4) 地域防災計画等の該当部分の写し

注1:農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注2:1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

海岸耐震対策 事業計画総括表

都道府県名	沖縄県	海岸管理者名	沖縄県	計画期間	○年度～○年度
海 岸 名	施設名	実施内容等	総事業費(千円)	実施予定期間	備 考
		小 計			
		小 計			
		小 計			
合 計					

- (備考) 1 事業を実施する海岸は、全て記載すること。
なお、本表に記載された海岸は別記様式第5号により海岸ごとの事業計画書を作成すること。
2 施設名欄には、護岸、堤防等の施設名を記載すること。
3 実施内容等欄には、耐震対策等(地盤改良工、鋼矢板工等)を簡潔に記載すること。
4 総事業費欄には、海岸ごとの小計も記載すること。
5 備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。

別記様式第5号

〇〇海岸 海岸耐震対策 事業計画書

都道府県名	沖縄県	所管名		海岸管理者名	沖縄県
-------	-----	-----	--	--------	-----

沿岸名		事業施行場所			海岸保全区域指定			財源負担割合(%)			
		郡	町	地先	年 月 日告示			国	沖縄県	市町村	その他
		市	大字								
		市	村								
海岸の概要					被災歴		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標				
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地域中枢機能の集積状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、耐震対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。							海岸延長※ (m)	防護人口 (人)	防護面積 (ha)	その他の成果目標	
										※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。 (本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合は、本海岸分を切り分けて記載)	
事業の概要					浸水防止に関連した総合的な計画					農地の状況(注2)	
事業の目的、整備の方法等を記述する。					注1					防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注3)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。	
計画の内訳	実施予定期間				計画総事業費			千円			
	施設名等				実施内容等			事業費(千円)	整備予定期間		整備の必要性
	合計										
関係機関との連携		海岸法第40条2項、救護・復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署、病院等)との連携									
関連するソフト対策		地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回／年)、住民への高潮又は津波に関する情報提供 等									
その他参考となる事項		高潮浸水想定区域の指定日(令和○年○月○日)、津波災害警戒区域の公示日(令和○年○月○日) (水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日(又は指定予定年月)又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日(又は公示予定年月)を必ず記載)									

※印:海岸延長とは、当該事業により耐震対策が実施された海岸線延長とする。

○ 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断図、構造図等を添付)

(3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等) (4) 地域防災計画等の該当部分の写し

注1:地震発生に伴う防護区域の浸水被害の防止に関し、海岸保全施設の耐震化、災害に強いまちづくり(避難施設整備、緊急道路の確保)、地震情報や避難指示等の伝達体制、避難計画等に係る総合的な計画(地域防災計画等)の概要を記載する。

注2:農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注3)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注3:1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

海岸堤防等老朽化対策 事業計画総括表

都道府県名	沖縄県	海岸管理者名	沖縄県	計画期間	○年度～○年度
海 岸 名	施設名	実施内容等	総事業費(千円)	実施予定期間	備 考
		小 計			
		小 計			
		小 計			
合 計					

- (備考) 1 事業を実施する海岸は、全て記載すること。
なお、本表に記載された海岸は別記様式第7号により海岸ごとの事業計画書を作成すること。
- 2 施設名欄には、護岸、堤防等の施設名を記載すること。
- 3 実施内容等欄には、老朽化調査、老朽化対策計画の策定及び老朽化対策工事を簡潔に記載すること。
- 4 総事業費欄には、海岸ごとの小計も記載すること。
- 5 備考欄には、日常点検等の結果を踏まえた対策の必要性及び既存施設の機能の強化又は回復の別を記載すること。

別記様式第7号

〇〇海岸 海岸堤防等老朽化対策 事業計画書

都道府県名	沖縄県	所管名		海岸管理者名	沖縄県
-------	-----	-----	--	--------	-----

沿岸名		事業施行場所		海岸保全区域指定		財源負担割合(%)	
		郡	町			国	沖縄県
		市	大字	地先	年 月 日告示	市町村	その他
海岸の概要				被災歴		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標	
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、老朽化対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。				海岸延長※(m)		防護人口(人)	防護面積(ha)
						※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。 (本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合は、本海岸分を切り分けて記載)	
事業の概要				施設管理の現状		農地の状況(注2)	
事業の目的、整備の方法等を記述する。				注1		防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注3)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。	
老朽化対策の基本的な考え方				維持管理の基本的な考え方			
注4				注4			
新技術等の導入検討				老朽化等の状況			
計画の内訳	実施予定期間			計画総事業費	千円		
	施設名等	実施内容等		事業費(千円)	整備予定期間		整備の必要性
	合計						
関係機関との連携		海岸法第40条2項等					
その他参考となる事項							

※印:海岸延長とは、当該事業により老朽化対策が実施された海岸線延長とする。

○ 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断面図、構造図等を添付) (3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等)
(4) 地域防災計画等の該当部分の写し (5) 長寿命化計画等(維持管理の見通し、コスト縮減内容、新技術等の導入検討等)

注1:日常管理の現状について記載する。

注2:農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注3)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注3:1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

注4:海岸保全基本計画等に位置付けられている老朽化対策の基本的な考え方及び維持管理の基本的な考え方の概要を記載する。

津波・高潮危機管理対策 事業計画総括表

都道府県名	沖縄県	海岸管理者名	沖縄県		計画期間	○年度～○年度
海 岸 名	施設名	実施内容等	総事業費(千円)		実施予定期間	備 考
			ソフト	ハード		
		小 計				
		小 計				
		小 計				
合 計						ソフト費用／総事業費＝○％

- (備考) 1 事業を実施する海岸は、全て記載すること。
なお、本表に記載された海岸は別記様式第9号により海岸ごとの事業計画書を作成すること。
- 2 施設名欄には、実施する項目(例えば、護岸破堤防止、ソフト対策等)を記載すること。
なお、ソフト対策は、具体の調査内容を明記すること(「津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査(耐震調査等)」等)。
- 3 実施内容等欄には、整備内容や、海岸保全基本計画に定める施設整備の見直しに向けた検討内容を簡潔に記載すること。
- 4 総事業費欄には、海岸ごとの小計も記載すること。
- 5 備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。
- 6 合計の備考欄には、総事業費に占めるソフト費用(耐震調査等ソフト対策経費)の割合を記載すること。

別記様式第9-1号

〇〇海岸 津波・高潮危機管理対策 事業計画書

都道府県名	沖縄県	所管名		海岸管理者名	沖縄県
-------	-----	-----	--	--------	-----

沿岸名		事業施行場所		海岸保全区域指定		財源負担割合(%)	
		郡	町	海岸保全区域指定		国	沖縄県
		市	大字	年 月 日告示		市町村	
		村				その他	
海岸の概要				被災歴		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標	
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、津波又は高潮対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。				海岸延長※(m)		防護人口(人)	防護面積(ha)
							※避難時間短縮目標等を記載する。 ※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。(他事業と併せた成果目標の場合は、本事業分を切り分けて記載) <例>想定津波到達時間迄に安全に避難できる住民2,000人→3,000人
事業の概要				計画における位置付け		農地の状況(注1)	
事業の目的、整備の方法等を記述する。				地域防災計画等における当事業の位置付け		防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。	
計画の内訳	実施予定期間			計画総事業費	千円(うち耐震調査等のソフト経費 千円)		
	施設名等	整備内容		事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性	
	合計						
連携ソフト施策		地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回/年)、住民への高潮又は津波に関するパンフレットの配布 等				海岸保全基本計画の変更(注3)	
						有	無
その他参考となる事項		高潮浸水想定区域の指定日(令和〇年〇月〇日)、津波災害警戒区域の公示日(令和〇年〇月〇日) (水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援以外の場合は、水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日(又は指定予定年月)又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日(又は公示予定年月)を必ず記載))					

※印:海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。

- 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断面図、構造図等を添付)
- (3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等) (4) 地域防災計画等の該当部分の写し

注1:農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注2:1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

注3:本事業で海岸保全基本計画の変更支援を行う場合、「有」を○囲いする。その際、「別記様式第9-2号」も併せて提出すること。

〇〇海岸 津波・高潮危機管理対策 事業計画書
(〇〇沿岸海岸保全基本計画の変更)

都道府県名	沖縄県	沿岸名					所管省庁(注1)	
沿岸関係市町村	〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇村……(当該沿岸に含まれる市町村(他省庁所管海岸の市町村を含む。)を記載する。)							
地区海岸名(注2)								
海岸管理者名(注3)								
地区海岸名								
海岸管理者名								
地区海岸名								
海岸管理者名								
沿岸の概要				本沿岸の海岸保全施設整備の 基本方針(現行)				
基本計画変更 の趣旨	(例) 令和2年11月に見直された海岸保全基本方針では、気候変動の影響は既に顕在化しつつあり、今後、平均海水面の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念され、気候変動の影響による外力の長期変化を適切に考慮すべき旨が追加された。 これを踏まえ、平成〇年に〇〇県で策定した〇〇沿岸海岸保全基本計画についても気候変動の影響を踏まえた見直しを実施することが必要となった。 そのため、海岸管理者である〇〇県、〇〇市、〇〇町が、それぞれ管理する地区海岸において、施設の整備の案を作成し、〇〇県が海岸保全基本計画を定めるものである。						検討実施期間	
							〇〇～〇〇年	
施設整備の見直しに 向けた検討内容	海岸管理者が海岸保全施設の整備に関する事項を作成するに当たっての検討内容を具体的に記載する。 (例) ・海岸保全施設の耐用年数を考慮した平均海面水位、波浪及び潮位偏差の変化量を検討する。 ・これらを基に各地区海岸における施設の整備の案を作成する。 ・案の作成に当たり、有識者に意見を徴収するための委員会を開催する。						検討に係る 総事業費 (千円)	

注1: 農林振興局又は水産庁を記載する。国土交通省所管海岸も含まれる場合は、水管理・国土保全局又は港湾局のいずれか該当局名を記入する。
注2: 海岸保全基本計画の変更に当たり、「施設の整備に関する事項の案」を作成する地区海岸名を記入する。複数地区海岸で事業計画を作成する場合は全地区を記入する。
注3: 上記各海岸の管理者名をそれぞれ記入する。

(海岸環境整備)

事業計画書															
1 地区概要															
県名		地区名		地域名		海岸管理者		事業主体		指定年月日		所管別			
沖縄県										年 月 日		海岸法第40条 項 号			
計画区域		自 至		市(郡)		町(村)		大字		延長	地区総延長	指定済延長	施工延長		
				市(郡)		町(村)		大字				(m)	(m)	(m)	
海岸名		沿岸		海岸		地先海岸									
地区状況	潮流					構造物					計	潮位	海象気象		
	浸食漂砂					利用状況	注1						既往最高潮位 m	既往最高潮位偏差 m	
海浜状況		利用海岸線延長		利用海浜巾		利用海浜面積		海浜勾配		砂の粒径		画波浪	既往最大波高 H01 m		
	現況												同上周期 T ・		
	計画												設定波高 H0 m		
2 海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標													元	天端高	同上周期 ・
海岸延長(m)※		防護人口(人)		防護面積(ha)		その他の成果目標						設計高潮位 m			
												計画偏差 m			
3 負担区分													諸	波	朔望平均満潮位 m
国 費		県 費		市 町 村 費		そ の 他						計画高潮位 m			
(千円)		(千円)		(千円)		(千円)						設計高潮位 m			
(%)		(%)		(%)		(%)						既往最大波高 H01 m			
4 事業計画													5 関連する他事業 [事業主体:]		
工 種	単 位	全 体 計 画			事業概要										
		数 量	単 価	事業費											
1 工事費 本工事費 離岸堤 突 堤 護 岸 堤 防 昇降路 養 浜 通 路 付帯施設 安全施設 付帯施設 測量及試験費 用地費及補償費 船舶及機械器具費 計					施設規模	公園()		ヨットハーバー()		(そ の 他)					
						法令等の根拠		法令等の根拠							
						計画決定 年 月 日		事業開始 年 月 日							
						共用開始 年 月 日		共用開始 年 月 日							
						計画決定面積 m ²		計画収容隻数 隻							
						既開設面積 m ²		既収容隻数 隻							
						公共建物 棟		利用水面積 m ²							
								公共建物 棟							
						計画規模	工 種	単 位	全 体 計 画		備考				
									数 量	事業費					
				(千円)											

(備考) 位置図、一般計画平面図、主要構造図及び写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等）を添付すること。

注1: 農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注2: 1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

※印: 海岸延長とは、当該事業により環境整備が実施された海岸線延長とする。

海岸保全施設整備事業 事業計画変更手続き報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

沖縄県知事 氏 名

海岸保全施設整備事業〇〇地区の事業計画の変更を別紙のとおり行ったので、報告する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の概要
- 3 添付書類

(1) 事業計画書

(注) 変更する箇所を容易に比較対照できるように変更部分を 2 段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。なお、新規箇所の追加の場合は比較対照の必要はない。

(2) 変更の理由を補足するための写真及び資料

〇〇年度 海岸保全施設整備事業年度別事業計画書

整備計画名

〇〇海岸

(金額単位：千円)

都道府県名	所管	事業名	海岸名	事業主体	全体計画 (〇〇年～〇〇年)			前年度まで実績 (〇年～〇年まで)		〇〇年度実施計画 (当該年度)							〇〇年度以降残 (翌年度以降)		備 考
					(所在地)	主な工種名	数量	全体事業費	数量	全体事業費	数量	事業費	国費	推進事業費	推進国費	計事業費	計国費	数量	
	本土計	高潮	〇〇海岸	〇〇県	護岸改良	〇〇m	〇〇〇			〇〇m					0	0			
	本土計	浸食	〇〇海岸	〇〇市	離岸堤	〇〇m									0	0			
	本土計	耐震			堤防改良	〇〇m									0	0			
	本土計	老朽化			陸間 等	〇〇基									0	0			
	本土計	津波・高潮													0	0			
	本土計	海岸環境													0	0			
	本土計						0		0		0	0	0	0	0	0		0	
	離島														0	0			
	離島														0	0			
	離島														0	0			
	離島														0	0			
	離島														0	0			
	離島計						0		0		0	0	0	0	0	0		0	
	都道府県計						0		0		0	0	0	0	0	0		0	

- (備考)
- 1 整備計画名は、別途作成の農山漁村地域整備計画名を記入する。
- 2 記入順序は所管別（沖縄）、事業別（高潮、浸食、耐震、老朽化、津波・高潮、環境）の順に記入する。
- 3 備考欄に、「〇〇年新規」、「〇〇年完成」、「〇〇年完成予定」を記入する（該当する場合記入）。
- 4 所管別に小計をとる。
- 5 〇〇年度実施計画欄の推進事業費、推進国費については、市町村等推進事業（漁港区域に係るものに限る。）の全額を記入する。
- 6 上段右上の〇〇海岸には、「農地」「漁港」を記入することとし、別葉とする。

海岸保全施設整備事業 年度別事業計画書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

沖縄県知事 氏 名

沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 15（海岸保全施設整備事業に係る運用）第 3 の 4 の（1）の規定により、下記の農山漁村地域整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙※のとおり提出します。

記

- 1 農山漁村地域整備計画地区名：〇〇地区、〇〇漁港海
- 2 交付対象事業名
 - ・△△事業
 - ・××事業
 - ・◇◇事業

※ 別紙とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 15（海岸保全施設整備事業に係る運用）第 3 の 4 の（1）に基づき作成する年度別事業計画書（別記様式第 12 号）

別記様式第14号

〇〇海岸 海岸保全区域適正化計画書

都道府県名	沖縄県	現行	主務大臣		海岸管理者名	
		所管変更	主務大臣		海岸管理者名	

沿岸名	事業施行場所			海岸保全区域指定			所管変更時期(予定)		
	郡	町		年 月 日告示					
	市	村							
海岸の概要			所管変更に係る事前処理事項		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標				
					海岸延長※ (m)	防護人口 (人)	防護面積 (ha)		
							防護すべき対象		
整備の概要			所管変更の必要性						
整備の方法等を記述する。			農地が存在しないものの、引き続き海岸保全区域として保全する必要性を記載する。						
整備の内訳	実施予定期間		総事業費		千円				
	施設名	実施内容等		事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性			
	合計								
その他参考となる事項									

※印:海岸延長とは、当該事業により老朽化対策が実施された海岸線延長とする。

- 添付資料
- (1) 所在地及び位置図
- (2) 計画平面図(標準横断図、構造図等を添付)
- (3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等)
- (4) 海岸保全基本計画等の該当部分の写し
- (5) 所管変更に係る事前処理事項の確認書の写し

別記様式第 15 号

海岸堤防等老朽化対策 海岸保全区域適正化計画書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

沖縄県知事 氏 名

〇〇海岸において、海岸保全施設整備事業（海岸堤防等老朽化対策）を実施したいので、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 15（海岸保全施設整備事業に係る運用）第 3 の 5 の規定に基づき別紙海岸保全区域適正化計画書（別記様式第 14 号）を提出します。

別紙 16（盛土による災害防止のための調査事業に係る運用）

第 1 趣旨

交付要綱別表 1 の 1 の (5) のアに掲げる盛土による災害防止のための調査事業の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 12－1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 12－1 の第 2 から第 8 までの規定及び別記様式第 1 号から第 3 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 5	農林水産省農村振興局長	内閣府沖縄総合事務局長を經由して農林水産省農村振興局長
	林野庁長官	内閣府沖縄総合事務局長を經由して林野庁長官

別紙 17（盛土緊急対策事業に係る運用）

第 1 趣旨

交付要綱別表 1 の 1 の (5) のイに掲げる盛土緊急対策事業の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 12-2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 12-2 の第 2 から第 9 までの規定及び同実施要領別記様式第 1 号から第 6 号までの規定は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 5	農林水産省農村振興局長	内閣府沖縄総合事務局長を経由して農林水産省農村振興局長
	林野庁長官	内閣府沖縄総合事務局長を経由して林野庁長官

別紙 18（効果促進事業に係る運用）

第 1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 13 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 13 の第 2 から第 6 までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2	基幹事業	交付要綱別表 1 の 1 の (1) から (5) までの事業
第 3	都道府県	沖縄県

別紙 19（農山漁村活性化対策整備に関する事業に係る運用）

第1 趣旨

農山漁村活性化対策整備に関する事業（以下この別紙において「本事業」という。）については、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下この別紙において「活性化法」という。）及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成19年農林水産省令第65号。以下この別紙において「規則」という。）に定めるもののほか、この運用に定めるところによる。

第2 事業内容等

本事業は、農山漁村の活性化を図るため、沖縄県又は市町村が創意工夫を活かし、地域住民の合意形成を基礎として、活性化法に基づいて活性化計画（活性化法第5条第1項に定める活性化計画をいう。以下この別紙において同じ。）を作成し、その実現に必要な施設整備を中心とした取組を総合的かつ機動的に支援するものである。本事業の対象は、活性化計画の区域（活性化法第5条第2項第1号に定める活性化計画の区域をいう。以下この別紙において同じ。）において定住等及び地域間交流を促進するために実施される事業（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。以下この別紙において「交付対象事業」という。）とし、その具体的な内容、要件、交付額算定交付率及び要件類別は別表1から別表3までに定めるとおりとする。

第3 事業実施主体

交付対象事業の事業実施主体は、別表1及び別表3に定めるとおりとする。なお、事業実施主体のうち、地方公共団体等が出資する法人、農林漁業者の組織する団体、NPO法人、地域協議会及び計画主体が指定した者についての基準は、次のとおりとする。

1 地方公共団体等が出資する法人

地方公共団体等が出資する法人については、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会のうち、整備する施設等の活用に係る目的及び内容に適した者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人であるものとする。

2 農林漁業者の組織する団体

農林漁業者の組織する団体については、主たる構成員又は出資者に、実施する事業の受益者である農林漁業者が3戸以上含まれており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体であるものとする。

なお、当該団体のうち法人格のないものについては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入又は脱退と関係なく、一体として経済活動を行う単位となっているものに限る。

これらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体であって農林漁業関連事業に常時従事する者

を3人以上雇用し、又は常時雇用者を新たに3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されているものを含む。

3 NPO法人

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人（以下この別紙において「NPO法人」という。）については、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第1項に定める農村滞在型余暇活動又は同条第2項に定める山村・漁村滞在型余暇活動の推進に関する活動項目が定款で定められていること。
- (2) 事業費に見合う適正な経営体制が確保されていると認められること。

4 地域協議会

地域協議会については、活性化法第5条第1項に基づき活性化計画を作成する沖縄県又は市町村（以下この別紙において「計画主体」という。）を構成員に含む、農山漁村の活性化に資する協議会であって、次に掲げる事項を規約等に定めているものであるものとする。

- (1) 目的
- (2) 構成員、事務局（事務局は活性化計画の区域内に設置する。なお、事務局の経理事務は計画主体が監督する。）、代表者及び代表権の範囲
- (3) 意思決定方法
- (4) 解散した場合の地位の承継者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計及び事務監査の方法
- (7) その他運営に関して必要な事項

5 計画主体が指定した者

規則第4条第6号の規定に基づき計画主体が指定した者（以下この別紙において「計画主体が指定した者」という。）とは、参入法人（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第14条第1項に定める事業により農用地を借り受けた特定法人及び農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この別紙において「基盤強化法」という。）第18条第3項第3号に掲げる要件を満たして農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下この別紙において同じ。）その他農山漁村の活性化に資する者であって、計画主体が活性化計画の区域において定住等及び地域間交流を促進するために真に必要であると認めた者とし、これらは次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 参入法人にあつては、3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行うこと又は3戸以上の農家から原料の供給を受けて加工等を行うことに係る目標及びその達成のためのプログラムを設定していること。
- (2) その他農山漁村の活性化に資する者にあつては、農山漁村の活性化の推進に関する活動項目を規約等で定めており、3者以上の構成員からなる団体であること。
- (3) 参入法人その他農山漁村の活性化に資する者のうち、会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定めるものをいう。）にあつては、資本金の額若しくは

出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人（当該法人以外の法人から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）を除く。）であり、4に定める地域協議会に構成員として参画しているものであること。

第4 事業実施期間

交付対象事業の実施期間は、活性化計画の計画期間内であって、かつ原則として3年以内とする。ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による期間延長等を考慮し、最大5年とすることができる。

なお、事業実施期間の計算は、年度単位で計算するものとし、第5に基づく活性化計画及び添付書類の提出があった年度の3月末をもって最初の年度が経過したものとみなす。

第5 事業の実施手続等

1 活性化計画の作成

本事業の実施に係る活性化計画の内容、様式、作成及び提出については、活性化法、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成23年10月3日農林水産大臣公表）及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づく活性化計画制度の運用に関するガイドライン（平成28年4月1日付け27農振第2449号農林水産省農村振興局長通知）に定めるものとする。

2 活性化計画の添付書類の作成

- （1）計画主体は、本交付金を充てて交付対象事業を実施しようとするときは、活性化計画及び規則第8条第1項第1号に定める図面のほか、規則第8条第1項第2号に定める交付金の額の限度を算定するために必要な資料として、事業実施計画及び事前点検シート（以下この別紙において「添付書類」という。）を作成するものとする。
- （2）本事業により設置された施設、且つ、活性化計画に定めた目標が達成された施設に、別表2の（4）の㊸自然・資源活用施設の単独整備（以下「発電施設等の単独整備」という。）を実施する場合に限り、活性化計画の作成は省略することができる。ただし、参考様式1に定める事業実施計画を提出するものとする。
- （3）計画主体は、添付書類を作成するに当たっては、整備する施設等の導入効果について、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知。以下この別紙において「費用対効果算定要領」という。）により費用対効果分析を行うこととし、交付対象事業の実施に要する費用に対し得ようとする効果が適切に得られるか否かを判断し、費用が過大とならないよう効率性等を十分に検討するものとする。
- （4）事業実施計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - ア 事業実施計画には、活性化計画の計画期間内における事業の実施によって実現しようとする具体的な目標を定めること。
 - イ 事業実施計画に定める目標の達成状況等を評価するための指標（以下この別紙

において「評価指標」という。)が定量的指標により適切に設定され、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。

ウ 事業実施計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること。

(5) 事業実施計画は、活性化計画が単なる交付対象事業の実施を目的とするものではなく、地域の創意工夫を活かし、関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎として、交付対象事業の実施を契機とした地域の活性化を目指すものであることを踏まえ、次に掲げる事項を定めるものとし、農山漁村活性化対策整備事業実施計画により参考様式1を用いて作成するものとする。

ア 活性化計画の目標のうち、交付対象事業及び関連事業(規則第2条第3項に定める事業をいう。)により達成される目標(以下この別紙において「事業活用活性化計画目標」という。)

イ 事業活用活性化計画目標の設定に係る考え方

ウ 交付対象事業の内容

エ その他必要な事項

(6) 事業活用活性化計画目標は、別紙に定める項目から一を選んで設定するものとし、併せて次に掲げる評価指標を定めるものとする。

ア 第1評価指標(必須)

別紙に定める評価指標のうち、主たる事業の要件類別に応じて一の評価指標を選び、これに係る具体的数値目標を第1評価指標として定めなければならない。

イ 第2評価指標(任意)

別紙に定める評価指標のうち、アで選んだ評価指標以外から一を選び、これに係る具体的数値目標を第2評価指標として定めることができるものとする。

ウ 第3評価指標(必須)

別表1の要件欄に掲げる施設であり、かつ事業活用活性化計画目標に連動したものであることを評価するため、施設の利用計画等に応じて、任意の具体的数値目標を第3評価指標として定めなければならない。

(7) (1)の規定による事前点検シートについては、活性化計画の内容及び交付対象事業の適切性について、計画主体が自ら点検の上、農山漁村活性化対策整備事前点検シートにより参考様式2を用いて作成するものとする。

(8) 発電施設等の単独整備を実施する場合、(4)のア及びイ、(5)のア及びイ並びに(6)については、対象外とする。

3 事業費の低減

計画主体及び事業実施主体は、地域の実情に鑑みて、過剰な施設整備と見られるような施設等の整備を排除する等徹底した事業費の低減に努めるものとする。

4 活性化計画の提出

計画主体は、活性化法第7条第1項の規定に基づき農林水産大臣に活性化計画を提出するときは、当該活性化計画に2の(1)の規定により作成した添付書類を添付し、沖縄県知事(以下この別紙において「知事」という。)がその区域内で作成された活性化計画をとりまとめたうえで、沖縄振興公共投資交付金制度要綱(平成24年4月6日

付け内閣府・各府省連名。以下この別紙において「制度要綱」という。)第6に規定する事業計画の提出後速やかに、内閣府沖縄総合事務局長(以下この別紙において「沖縄総合事務局長」という。)を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

5 活性化計画及び添付資料の審査

農林水産大臣は、4の活性化計画及び添付書類の提出があったときは、次に掲げる審査基準に基づきその内容を審査するものとする。

- (1) 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標が、適切に設定されていること。
- (2) 交付対象事業の総合的な実施が、活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の達成に資すると認められること。
- (3) 活性化計画及び事業実施計画の内容が事前点検シートにより適切に点検されていること。

6 公表

- (1) 計画主体は、活性化法第5条第27項に基づき活性化計画を公表する場合には、添付書類を併せて公表するものとする。
- (2) 計画主体による公表は、沖縄県又は市町村のインターネットのウェブサイト又は広報誌への掲載等により行うものとする。

7 活性化計画及び事業実施計画の変更

計画主体が、活性化計画及び事業実施計画について、以下の変更を行う場合には、活性化法第7条第1項に準じて変更後の活性化計画及び添付書類を農林水産大臣に提出しなければならないものとし、この場合について、1から6までの規定を準用する。

- (1) 活性化計画の区域の変更
- (2) 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の変更、廃止及び追加(活性化計画の目標にあつては、事業活用活性化計画目標の変更等を伴わない場合を除く。)
- (3) 事業メニューの変更、廃止及び追加
- (4) 交付金の額の限度(以下この別紙において「交付限度額」という。)の増加

8 年度別事業実施計画

計画主体は、交付対象事業の実施期間にわたり、毎年度、農山漁村活性化対策整備年度別事業実施計画を参考様式3により作成し、各年度の前年度の2月15日までに農林水産大臣に提出するものとする、なお、提出に当たっては、制度要綱第6に規定する事業計画の提出後速やかに、知事がその区域内で作成された年度別事業実施計画をとりまとめたうえで、沖縄総合事務局長を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

9 環境負荷低減のチェックシートの作成等

計画主体は、2の活性化計画及び添付書類を提出するときは、環境負荷低減のチェックシートを参考様式4により作成し、当該チェックシートを沖縄総合事務局長を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

また、実績報告の際は、参考様式4の環境負荷低減のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを実績報告書(交付要綱第15の実績報告書をいう。以下この別紙において同じ。)に添付して沖縄総合事務局長に提出するものとする。

複数年事業の場合、沖縄総合事務局長への提出は、取組初年度の提出を基本としつ

つ、全てのチェック項目の確認を初年度に行うことが難しい場合には、事業完了までのできるだけ早い時期に提出するものとする。

なお、国は、チェックシートを提出した者から抽出して、実際の環境負荷低減の取組状況について確認を行うこととする。

第6 他の施策との連携

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との連携に努めるものとする。

- 1 農林水産物・食品の輸出の促進に関する施策
- 2 荒廃農地の発生防止、解消等に関する施策
- 3 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 1 項に定める地域再生計画に基づく施策
- 4 定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）第 6 に定める定住自立圏共生ビジョンに基づく施策
- 5 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に定める国土強靱化地域計画に基づく施策
- 6 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号）第 2 に定める地域別農業振興計画に基づく施策
- 7 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 8 条第 2 項に定める指定棚田地域振興活動計画に基づく施策
- 8 農山漁村滞在型旅行（農泊）を促進する観点から、農泊地域協議会との連携に関する施策
- 9 農業と福祉との連携を促進する観点から、農業分野における障害者等の雇用に関する施策
- 10 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどり法」という。）に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた施策
- 11 「デジ活」中山間地域における、地域資源やデジタル技術を活用した社会課題解決・地域活性化に関する施策
- 12 広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号）第 22 条第 1 項に定める特定居住促進計画に基づく施策
- 13 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和 4 年 12 月 8 日付け 4 環バ第 245 号農林水産事務次官依命通知）別記 10 第 1 の 1 に定める農林漁業循環経済先導計画に基づく施策

第7 助成

1 交付限度額

本事業における交付限度額については、別表 1 の事業メニュー欄に掲げる事業に係る事業費に、当該事業に係る交付額算定交付率を乗じて得た額の合計額とする。

2 経費の配分及び調整

計画主体は、交付限度額の範囲内において、事業実施計画に掲げられた各交付対象事業の間で、経費の配分及び調整を行うことができるものとする。

3 創意工夫発揮事業

(1) 別表1の交付対象事業欄の(5)の創意工夫発揮事業は、同表の(1)から(4)までに掲げられた事業と一体となって活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標を達成するために真に必要な事業とするものとする。

(2) 創意工夫発揮事業に係る交付額は、活性化計画全体に係る交付限度額の2割を上限とするものとする。

4 農山漁村活性化施設整備附帯事業

(1) 別表1の交付対象事業欄の(5)の農山漁村活性化施設整備附帯事業は、同表の(1)から(4)までに掲げられた事業及び創意工夫発揮事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる企画、調整及び調査活動、実践的知識及び技術の習得活動等に必要な事務とするものとする。

(2) 農山漁村活性化施設整備附帯事業に係る交付額は、活性化計画全体に係る交付限度額の1割を上限とするものとする。

第8 実施基準等

1 活性化計画及び事業実施計画の合意形成

事業実施に当たっては、計画段階より関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成が図られたものであることとする。

2 交付対象事業の実施基準

別表1の交付対象事業については、別表2及び別表3の要件類別ごとに定めるものとし、その実施基準は次のとおりとする。

(1) 自力若しくは他の助成によって工事を実施中の施設等又は既に完了した施設等を本事業に切り替えて交付対象とすることはできないものとする。

(2) 第5の2の(3)の費用対効果分析は、費用対効果算定要領に定めるところにより行うものとし、この費用対効果分析の結果が、当該要領の基準を満たしていなければならない。

(3) 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品又は新材の利用による事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品若しくは古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。また、郷土遺産に類する建物を保存又は活用する場合であって、計画主体が特に必要であると認める場合にあっては、当該施設に係る移転、移築、補修等の事業を交付対象とすることができるものとする。

この場合においては、それぞれの事業による交付対象は次のとおりとする。

ア 増築、改築又は併設の事業において、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は交付対象としない。また、既存施設の代替として、同種又は同能力のものを再度整備する場合（いわゆる更新）は、交付対象としない。

イ 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限って、交付対象とすることができるものとする。

ウ 古品又は古材の利用については、次によるものとする。

(ア) 古品又は古材を利用する場合は、古品又は古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。

(イ) 使用する古品又は古材の材質、規格、型式等は、新品又は新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品又は新資材と同程度の耐用を有するものでなければならないものとする。

(ウ) 古品又は古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品又は新資材の価格を下回るものとする。なお、事業実施主体が無償で入手した古品又は古材は、交付対象としないものとする。

(エ) 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。

(4) 既存施設のうち、災害時に避難場所として活用される等、災害により人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設であって、事前に施設の機能診断及び耐震診断を行った結果、その整備、補強又は機能強化が必要であると認められたものについての事業は、交付金の交付対象とすることができるものとする。この場合において、それぞれの事業による交付対象については、(3)のアからウまでの規定を準用する。

(5) 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数が5年以上のものとする。

(6) 整備する施設に浴室が含まれる場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 浴室は当該施設における利用者数に応じた適正な規模であるものとする。

イ 温泉水の活用は認めない。

(7) 大型遊具、ゴルフ施設、これらと類似の施設等は、交流促進が図られる場合にあっても交付対象としないものとする。

(8) 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。ただし、簡易給排水等利用計画の策定になじまない施設等については、この限りでない。

なお、利用計画には、施設の利用者数や稼働率等の施設等の利用に係る目標値を定めることとする。

ア 地域間交流の拠点となる施設においては、当該地域の交通条件、入込客数、都市との交流状況の実績、今後の見込み等

イ 地域間交流の拠点となる施設以外の施設等においては、沖縄県及び近隣市町村における類似施設の賦存状況、利用状況の実績、今後の見込み等

ウ 施設等の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設等に係る利用形態等

エ 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等

オ 施設等の適切な運営に必要となる経営戦略、運営体制等

(9) 利用計画等に沿って当該施設が適正に利用されると認められ、かつ、施設の耐用

年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。

- (10) 個人施設、目的外使用のおそれがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。
- (11) 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。
- (12) 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大となってはならない。
- (13) 施設の整備に係る用地が確保される見通しが無い等事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生しているものは、交付対象としないものとする。
- (14) 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まなければならない。
- (15) 事業実施主体等が施設等の管理及び運営を行うに当たり、適正に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていると認められなければならない。また、施設の運営により得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設のうち、事業費で5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。
- (16) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まなければならない。
- (17) 別表2の事業メニュー欄に掲げる②の都市農山漁村総合交流促進施設、⑤の地域資源活用交流促進施設、⑥の地域連携販売力強化施設、⑦の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、⑩の教養文化・知識習得施設、⑪の地域資源活用起業支援施設及び⑬の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと。
- (18) 交付対象施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ（プラスチック製通い容器及び荷受調整用のものに限る。）、運搬台車のうち低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトは除く。）、チェーンソー、汎用性のある備品等は交付対象としない。
- (19) 別表2の（3）に掲げる事業メニューの施設整備のうち、宿泊施設の整備については、原則として交付金の交付対象外とする。

ただし、次のア、ウ及びエに掲げる要件を満たす施設又はイ、ウ及びエに掲げる要件を満たす施設であって、体験交流機能に加え必要最小限の宿泊機能を備えた施設の整備を行う場合にあっては、この限りではない。

ア 子どもの農山漁村交流活動において、学校・学級単位等の体験に対応する施設であること。

イ 都市と農山漁村との交流の推進に真に必要な施設であって、農山漁村体験や農林漁業体験と一体不可分の利用形態を備えているものであること。

ウ 1部屋当たりの宿泊形態が、家族、学級、学年若しくは学校単位等、集団で宿泊するための施設であること。

エ 1計画の宿泊室数が原則として10室以内であること。ただし、既存施設を活用する場合についてはこの限りではない。

- (20) 施設の延べ床面積の合計が 1,500 m²を超える施設の整備については、交付対象としないものとする。ただし、既存施設を活用する場合については、延べ床面積 1,500 m²分までを交付対象とし、これを超える部分については交付の対象外とする。
- (21) 施設の上限事業費は延べ床面積 1 m²当たり 29 万円以内とし、これを超える部分については交付の対象外とする。ただし、別表 2 の (1) に掲げる事業メニューのうち、⑬の高生産性農業用機械施設等のうち低コスト耐候性ハウス、⑰の農林水産物処理加工施設及び⑱の農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 4 の (2) 事業の交付対象上限事業費の基準に準ずるものとする。
- (22) 農地に係る情報の活用が特に有効な事業については、事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、水土里情報利活用促進事業実施要綱（平成 18 年 4 月 3 日付け 17 農振第 2015 号農林水産事務次官依命通知）に基づく水土里情報利活用促進事業により整備される農地情報データベースの活用を検討するものとする。
- (23) 別表 2 の事業メニュー欄のうち、③の暗渠排水、⑳の産地振興追加補完整備及び㉑の小規模農林地等保全整備で整備する暗渠排水であって、市町村、土地改良区等が所有し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に定める市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図るものとして位置づけられているものについては、これを地域排水型暗渠排水と称することとする。また、これを市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。
- (24) 別表 2 の事業メニュー欄のうち㉒の地域連携販売力強化施設については、農山漁村における地域内外又は地域間の相互連携の促進や生産者の販売力強化、ブランド化等に資するために必要な施設であって、原則として年間を通して運営されるものであり、かつ、継続的に雇用と所得を生み出し、6 次産業化と女性参画の促進に寄与するものであるものとする。
- (25) 発電設備について、土地改良施設の維持管理費軽減を目的とする場合については、交付金の交付対象としないものとする。
- また、発電設備の整備に当たっては、施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定することとし、当該目標の達成状況については、第 16 に定めるとおり、事業実施後に評価を行うこととする。
- (26) 別表 2 の事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設から⑧の交換分合までの事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に定める土地改良事業計画を定めた上で、別表 2 の交付対象事業欄のうち、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設、農山漁村定住促進施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境等活用交流学習施設の整備と併せ行う場合に実施できるものとする。
- また、①から⑧までの事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工

事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

事業内容、要件、事業実施主体及び交付額算定交付率は次のとおりとする。

ア 事業内容

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ①農業用排水施設	ア 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 イ 基幹水利施設補修工事（土地改良事業（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業をいう。以下同じ。）により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹施設及び当該施設と一体となって機能を発揮する農業用排水施設について緊急に必要な施設機能の維持及び安全性の確保のための補強工事又は排砂対策工事）
②農業用道路	ア 農道、農道橋、軌道等運搬施設の新設、改良等 イ 農道網等の整備（樹園地を主体とした農用地又は野菜指定産地における畑地若しくは田畑輪換を行う水田地帯において行うものに限る。） ウ 樹園地を主体とした園内作業道の整備
③暗渠排水	暗渠の新設又は変更（地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部の第5に基づき作成した地域水田農業ビジョンをいう。）に基づくものにあつては、補助暗渠を含む。）
④客土	客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工
⑤区画整理	農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）
⑥農地造成	農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良 ただし、受益面積がおおむね5ha以上であるものについては、農地造成に係る計画（農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け45農地C第500号農林事務次官依命通知）第4の2の規定に準じて作成する計画をいう。以下この要件類別において「造成計画」という。）が定められていること。
⑦農用地保全	ア 農用地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備 イ 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等の土壌改良
⑧交換分合	農業振興地域の整備に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）、農業振興地域の整

イ 要件

次のいずれかの要件を満たすものであることとする。

- (ア) 別表 2 の事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設、②の農業用道路、③の暗渠排水、④の客土及び⑤の区画整理のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う場合であって、これらの受益面積の合計がおおむね 5 ha 以上であり、かつ、担い手への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備及び保全が見込まれること。
- (イ) 別表 2 の事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設、②の農業用道路、③の暗渠排水、④の客土、⑤の区画整理、⑥の農地造成、⑦の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う場合であって、これらの受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積が 5 ha 以上であり、受益面積に占める耕作放棄地等（別表 3 の要件類別 1 の第 1 の 2 の（9）のケに定める耕作放棄地等をいう。）の面積の合計の割合が 6 % 以上（ただし、担い手農地利用集積率が交付対象計画の決定時において 50 % 以上の場合にあつては、3 % 以上）となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれること。
- (ウ) 別表 2 の事業メニュー欄のうち、⑥の農地造成及び⑦の農用地保全にあつては、(ア) により行う事業と併せ行うこと。

ウ 事業実施主体

市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下この別紙において同じ。）、農業委員会又は土地改良法第 95 条第 1 項の規定に基づき複数人の共同によって土地改良事業を行う者とする。

エ 交付額算定交付率

8 / 10 とする。

- (27) 別表 2 の事業メニュー欄のうち、⑨の土地改良施設保全、⑩の農業集落道、⑪の連絡農道、⑫の林道・作業道及び⑬の小規模農林地等保全整備（以下この別紙において「土地改良施設保全等」という。）については、土地改良施設保全等以外の事業メニューと併せ行うものとする。
- (28) 第 3 の 4 に定める地域協議会が事業実施主体となる活性化計画については、上限事業費は 4 千万円とする。

3 受益者数

交付対象事業の受益者数は、一の箇所又は一の施設の個々の施設等について、それぞれ農林漁業者が 3 名以上となるものとする。

第 9 事業の施行

1 事業の実施

(1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、活性化計画に基づき交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行って施行方法等を決定した上で、実施設計書（設計図、仕様書及び工事費明細書等の工事に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成するものとする。なお、複数年度で事業を実施する場合は、実施設計書において年度ごとの事業量及び事業費の区分を明確にすることとする。

また、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、計画主体に当該実施設計書を提出するものとする。

イ 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における理事会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札若しくは一般競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、又は必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会の議決等を得るものとする。

なお、予算案又は事業計画案の作成に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

(3) 地元負担金の調達

地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手続については、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、土地改良区等にあつては、それぞれの関係法規等の定めるところにより、農林漁業者の組織する団体等にあつては、関係者の総会による議決等に基づき行うものとする。

なお、地元負担金の調達については、適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けてこれに充てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

(4) その他関係法規に基づく許認可

事業の実施に当たり、土地改良法に基づく施行認可、建築基準法に基づく確認、農地法に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

(5) 交付対象事業の着手

事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、交付対象事業に着手したときは、速やかにその旨を文書等により、計画主体に届け出るものとする。

2 交付金交付決定前の着手

(1) 交付対象事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、事業実施主体（計画主体である

事業実施主体を除く。)は、その理由を具体的に明記した農山漁村活性化対策整備交付決定前着手届(参考様式5)を、あらかじめ計画主体に提出するものとする。なお、この場合においても、交付対象事業の内容が明確となり、交付対象事業の交付金の交付が確実となった後に着手することとし、また、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを承知の上で着手するものとする。

(2)(1)により提出を受けた計画主体(市町村が共同して活性化計画を作成している場合は、そのいずれかの市町村)又は計画主体である事業実施主体は、交付金交付決定前に着手する必要性を検討の上、沖縄県知事を経由して、沖縄総合事務局長に農山漁村活性化対策整備交付決定前着手届(参考様式5)を提出するものとする。

(3)計画主体(事業実施主体である計画主体を除く。)は、事前に(1)の理由等を十分に検討し、交付金交付決定前の着手を必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、交付対象事業が適正に行われるようにするものとする。

3 施行方法

(1) 施行方法

交付対象事業は次の(2)から(5)までに掲げるとおり、直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、一の交付対象事業については一の施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、一の交付対象事業について工種又は施設等の区分を明確にして二以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事は、原則として請負施行によるものとする。

また、共同利用機械及び器具の購入は、直営施行によるものとする。

(2) 直営施行

ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を直接行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、別表2の事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設から⑧の交換分合までの事業について第8の(26)により実施する場合において、農家・地域住民等参加型の直営施行を行う場合は、農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について(平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長・農村振興局長通知)に基づき実施するものとする。

イ 購入

(ア)共同利用機械及び器具の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者

からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付する又は随意契約によるものとする。また、計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、事業実施主体の入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

なお、随意契約は、以下の場合に限るものとする。また、b の場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- a 事業実施主体が農林漁業者の組織する団体であって、競争入札に付することができない場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合
 - b 競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合
- (イ) 事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。また、計画主体（事業実施主体である計画主体は除く。）は、事業実施主体の適正な契約手続きを確保する上で、必要な指導を行うものとする。

(3) 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次に掲げる方法等により行い、適正を期するものとする。

ア 請負方法

- (ア) 工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付する又は随意契約によるものとする。

なお、随意契約は、以下の場合に限るものとする。また、c の場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- a 事業実施主体が農林漁業者の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合
 - b 事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき P F I 事業を実施する場合
 - c 競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合
- (イ) 地方公共団体以外の事業実施主体が、(ア) により契約を締結しようとする場合は、交付要綱第 22 の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。
- (ウ) 事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。また、計画主体（事業

実施主体である計画主体を除く。)は、入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行及び施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行による場合は、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農業協同組合又は農林漁業者の組織する団体等が、交付対象事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下この別紙において「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとする。当該契約に基づき、委託を受けた代行者（以下この別紙において「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は、交付対象事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、代行施行によることの理由を明確にし、総会の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合においては、随意契約にすることができるものとする。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

地方公共団体以外の事業実施主体が、代行施行契約をしようとする場合は、交付要綱第 22 の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

また、事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。なお、計画主体（事業実施主体である計画主体は除く。）は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者並びに機械及び施設の製造請負人の選定については、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

また、事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。なお、計画主体（事業実施主体である計画主体は除く。）は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決

定するものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から共同利用施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者に対して工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

4 契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第10 交付金の適正な執行の確保

- 1 計画主体は、事業実施主体による交付対象事業の実施について総括的な指導監督を行うとともに、必要に応じて、学識経験者等第三者、関係機関又は関係団体からの意見の聴取や地域における説明会等を通じて、活性化計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な交付対象事業の執行を確保するものとする。
- 2 共同利用機械、施設等の整備について、事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手續を行うものとする。

第11 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費を明確に区分しておくこと。）。
- 2 分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものもとより、農林漁業者の組織する団体等の根拠法規のない場合についても請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに、徴収の都度領収書を発行しておくこと。
- 3 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- 4 金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- 5 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。
- 6 人件費の算定等にあつては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に従うこと。

第12 施設等の管理

事業実施主体は、本事業で整備した施設等（以下この第 12 及び第 15 において「施設等」という。）を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に定める指定管理者が同条第 1 項の規定による条例の定めるところにより施設等を管理する場合には、この限りではない。また、活性化計画の区域内に存する団体等（事業実施主体となり得る者に限る。）であつて、事業実施主体が直接管理する場合よりその施設等の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められる場合には、その団体等に管理させることができる。この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- （1）事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号）別添 8 による財産管理台帳を施設等に備え置くものとする。
- （2）事業実施主体は、その管理する施設等について、総会の議決等所要の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。
- （3）（2）の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

- ア 事業名及び目的
- イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- ウ 設置場所
- エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- オ 利用者の範囲
- カ 利用方法に関する事項
- キ 利用料に関する事項
- ク 保全に関する事項
- ケ 償却に関する事項
- コ 必要な資金の積立に関する事項
- サ 管理運営の収支計画に関する事項
- シ その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分の手続

(1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、施設等について、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条の別表による処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下この別紙において同じ。）内に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下この別紙において「適正化法」という。）第 22 条に基づく財産処分（以下この別紙において「財産処分」という。）として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下この別紙において「承認基準」という。）の定めるところにより、計画主体の承認を受けなければならない。

(2) 計画主体が（1）の承認をするときは、あらかじめ沖縄総合事務局長に申請し、その承認を受けなければならない。

(3) 計画主体である事業実施主体が財産処分をしようとするときは、承認基準の定めるところにより、沖縄総合事務局長の承認を受けなければならない。

4 利用計画の変更

第 8 の 2 の（8）の利用計画の変更については、活性化計画策定当初の目的に資するものである場合には、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、利用計画の変更の必要性を検討し、計画主体にその旨を届け出るものとする。

5 利用目的の変更

(1) 計画主体は、第 8 の 2 の（8）の利用計画の変更を検討し、又は利用計画の変更に沿った施設等の利用等を行っても、適正かつ効率的な利用が期待し難いと判断し、かつ、活性化計画の策定当初の施設等の利用目的に対応した交付対象範囲の施設等

として引き続き有効活用を図ることが期待し難いと認める場合に限り、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）に対し、施設等の利用目的の変更を検討させ、3の財産処分の手続を行わせることができる。

（2）計画主体である事業実施主体は、自ら施設等の利用目的の変更を検討し、3の財産処分の手続を行うものとする。

（3）（1）又は（2）の場合においては、当該施設等の処分制限期間内において従前の交付条件を継承することとし、目的外使用により事業実施主体に収益がある場合を除き、国庫補助金相当額の納付は要しないものとする。

6 増築等に伴う手続

（1）事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築若しくは模様替え（以下この別紙において「増築等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ参考様式6により、計画主体に届け出るものとする。

（2）（1）により届出を受けた計画主体又は計画主体である事業実施主体は、当該増築等の必要性を検討し、検討の結果、必要性が認められた場合は沖縄総合事務局長に届け出るものとする。

7 災害等の報告

（1）事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、手戻り工事（工事施行中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧するものをいう。以下この別紙において同じ。）が発生し、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を計画主体に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、計画主体は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

（2）手戻り工事が発生した旨の報告を受けた計画主体又は事業実施主体である計画主体は、速やかに内閣府沖縄総合事務局へ電話等により連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から30日以内に、沖縄総合事務局長に（1）の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。

（3）事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、施設等について処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに農山漁村活性化対策整備災害報告書（参考様式7）により、計画主体に報告するものとする。

計画主体は、当該報告を受けたときは、直ちに当該施設等の被害状況を調査確認し、同様式に調査の概要、対応措置等を付した上で、遅滞なく、沖縄総合事務局長に報告するものとする。なお、計画主体が事業実施主体として災害による報告を行う場合も同様とする。

第13 事業実施主体が行う関係書類の整備保管

交付要綱第 20 の関係書類として、事業実施主体は、次に掲げる関係書類を整理・保管しておくものとする。

1 予算決算関係書類

- (1) 交付対象事業の実施に関する総会等の議事録及び代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分（負）担金賦課明細書
- (4) その他

2 工事施工関係書類

直営施行の場合にあっては、(1) から (5) まで及び (11)、請負施行、委託施行及び代行施行の場合にあっては、(5) から (11) までに掲げる書類とする。

- (1) 工事材料検収簿及び受払簿
- (2) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (3) 工事日誌及び現場写真
- (4) 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合に限る。）
- (5) 実施設計書及び出来高設計書
- (6) 入札てん末書類
- (7) 請負契約書類
- (8) 工事完了届及び現場写真
- (9) 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合に限る。）
- (10) 工程表
- (11) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等）
- (4) その他

4 往復文書等

活性化計画、事業実施計画、事前点検シート（費用対効果分析に係る資料など判断の根拠とした資料を含む。）、交付金の交付から実績報告及び財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第14 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

- (1) 土地基盤の整備

ア 別表 2 の事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設から⑪の連絡農道までの事業その他これらに類する農地等の整備の実施（以下この別紙において「農地等の整備」という。）に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費関係	
(a) 工事費	支給品費を含む。修景施業や花木植栽等が必要な場合は、樹高伐、樹下植栽、その他育林を含む。
(b) 測量設計費	工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費
(c) 機械器具費	工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数が工事期間を超えるものを除く。）
(d) 営繕費	工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入れに必要な経費
(e) 用地費及び補償費	別表 2 の事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設から⑦の農用地保全まで、⑨の土地改良施設保全から⑫の林道・作業道まで、⑯の産地振興追加補完整備及び⑰の小規模農林地等保全整備に要するものに限る。 ただし、⑯の産地振興追加補完整備については、別表 3 の要件類別 1 の第 1 の表の事業メニュー欄における同項目のうち、(9) から (12) までの事業を除く。 別表 3 の 1 の第 3 及び 2 の第 3 に掲げられている事業メニューについては、補償費に限るものとする。 補償費については、工事の施行に伴う騒音、地盤の沈下等による損失補償は、事業実施主体及び工事請負人が善良な管理を行っていたにもかかわらず予測できなかった不可抗力による損失に限る。 なお、用地費及び補償費の取扱いに当たっては、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について（昭和 38 年 3 月 23 日付け 38 農地第 251 号農林省農地局長通知）の定めるところに準ずるなど適正に行うものとする。
(f) 全体実施設計費	
(g) 換地費	土地改良法第 2 条第 2 項第 2 号に定める区画整理及び同項第 3 号に定める農用地の造成に要するものに限る。
(h) 工事雑費	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3019 号農林水産省農村振興局長通知。以下この別紙において「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の 2 によるものとする。
2 交換分合事業費	土地改良法第 2 条第 2 項第 6 号及び農業振興地域の整

	備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条の 2 に定める交換分合に要するものに限る。
--	---

イ 別表 2 の事業メニュー欄に掲げる㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち、林業体験林、山菜園、きのこ園その他これらに類する林地等の整備の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 造林費	
（a）新植費	地拵え費、苗木(種子)代、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費、階段作設費等
（b）改良費	（なら、くぬぎ等） 地床かき起費、支障物除去費、不良木とう汰費、不要ぼう芽除去費、苗木(種子)費、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等 （竹） 不良木竹の伐採整理費、支障物除去費、竹苗費、竹苗堀取費、竹苗運搬費、仮植費、植付費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等
（c）補植費	苗木費、苗木運搬費、仮植費、植付費等
（d）保育費	下刈費、雪起こし費、根踏み費、台切り費、芽かき費、ぼうが整理費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等
2 工事雑費	附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の 2 によるものとする。

（2）共同利用機械器具

別表 2 の事業メニュー欄のうち、⑬の高生産性農業用機械施設及び⑮の林業機械施設に係るものその他の共同利用機械器具の購入（以下この別紙において「共同利用機械器具の購入」という。）に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 機械器具費	
（a）本機購入費	機械器具は、汎用性がないものに限る。
（b）附属機械器具購入費	
2 工事雑費	本機及び附属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料（車両購入費にあつては、重量税、取得税及び自動車損害賠償責任保険料を含む。） ただし、現地着単価によって購入するときは、運送料を除くものとする。

(3) 建築工事及び製造請負工事

農地等の整備及び共同利用機械器具の購入以外のもの（以下この別紙において「建築工事及び製造請負工事」という。）の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費 (a) 建築工事費 (b) 製造請負工事費 (c) 機械器具費	機械器具は、汎用性がないものに限る。
2 実施設計費	
3 工事雑費	附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。

(4) 創意工夫発揮事業

第7の4の創意工夫発揮事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、実施する事業の内容に応じて(1)から(3)までの規定を準用する。

(5) 農山漁村活性化施設整備附帯事業

第7の5の農山漁村活性化施設整備附帯事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 報酬	委員手当及び日々雇用される事務補助員、技術補助員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する職である者（以下、「特別職非常勤」という。）及び第22条の2に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。））に対する報酬
2 給料	日々雇用される事務職員、技術補助員等（会計年度任用職員及び地方公務員法第22条の3第1項又は第4項の規定により任用された者（以下「臨時的任用職員」という。））に対する給料
3 職員手当等	日々雇用される事務職員、技術補助員等（会計年度任用職員及び臨時的任用職員）に対する職員手当等
4 報償費	謝金
5 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び職員旅費）
6 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓子賄料等）、資料購入費、修繕費等 なお、食糧費の取扱いは、公共事業の補助事業における食糧費の使途等について（平成7年11月20日付け7経第1740

7	役務費	号農林水産事務次官依命通知。)に基づくものとする。
8	委託料	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、広告料等
9	使用料及び賃借料	登記事務、測量及びコンサルタント等の委託料等
10	物品・備品購入費	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
11	調査試験費	事業の実施に必要な物品、事業用備品等の購入費（原則として、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超えるものを除く。）
		調査試験・研修等のための技術指導費、調査試験記帳手当、資材・原材料費、構築物設置費等

(6) 附帯事務費

ア 附帯事務費の額

交付対象となる附帯事務費の額は、交付対象事業に要する総事業費に附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の別表3に定める附帯事務費の率を乗じて得た額を上限とする。

イ 附帯事務費の使途基準

交付対象となる附帯事務費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の1によるものとする。

ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品の購入経費については、原則として交付の対象としない。

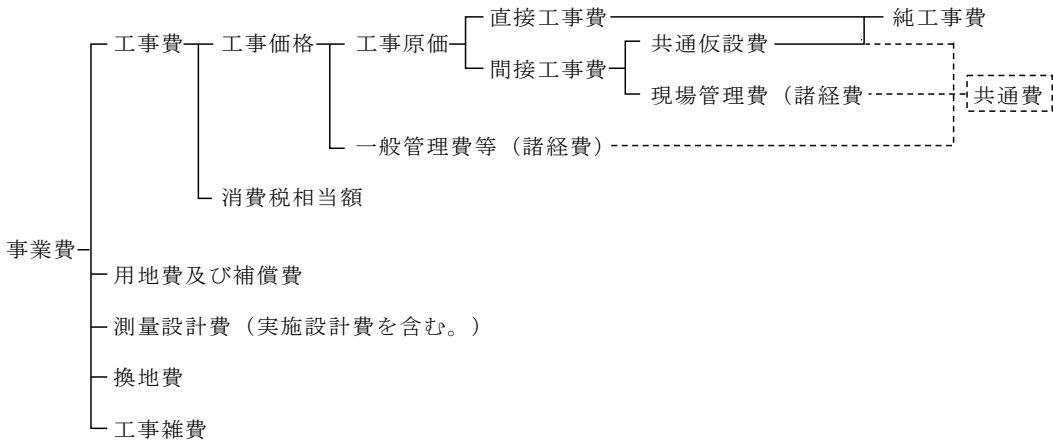
2 交付対象事業費の構成

1の(1)から(3)までの交付対象事業費の構成は、次を標準とするものとする。

(1) 土地基盤の整備

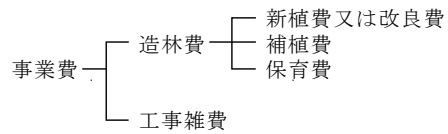
ア 請負施行の場合

(ア) 農地等の整備

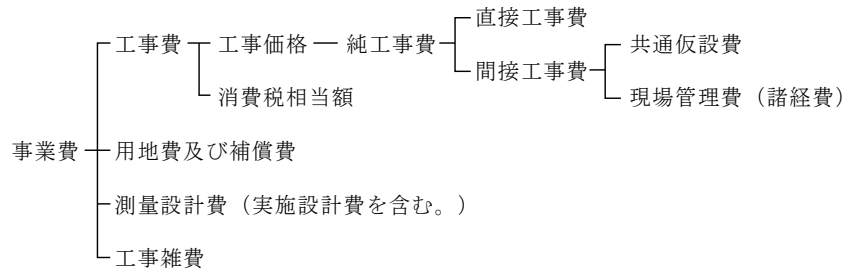


注) この表は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知）及び草地開発整備事業等事業費積算要綱（昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知）に準拠したものである。

(イ) 林地等の整備

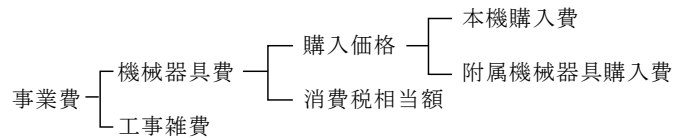


イ 直営施行の場合



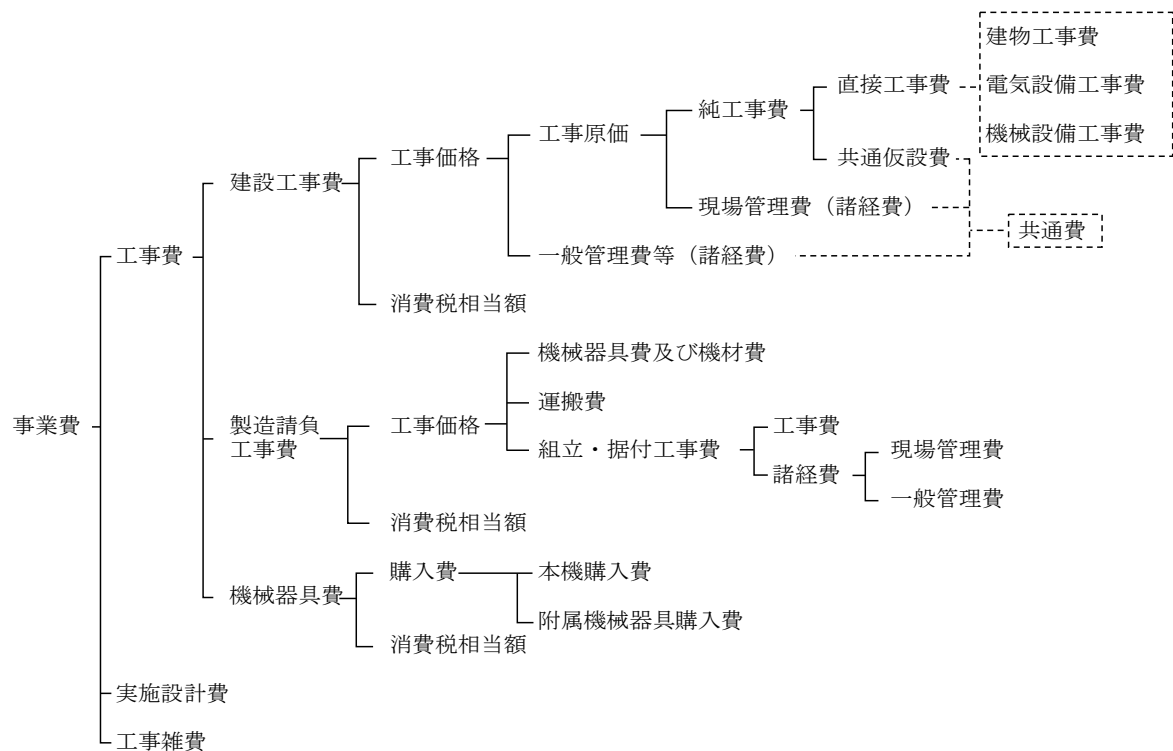
注）この表は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱及び草地開発整備事業等事業費積算要綱に準拠したものである。

(2) 共同利用機械器具



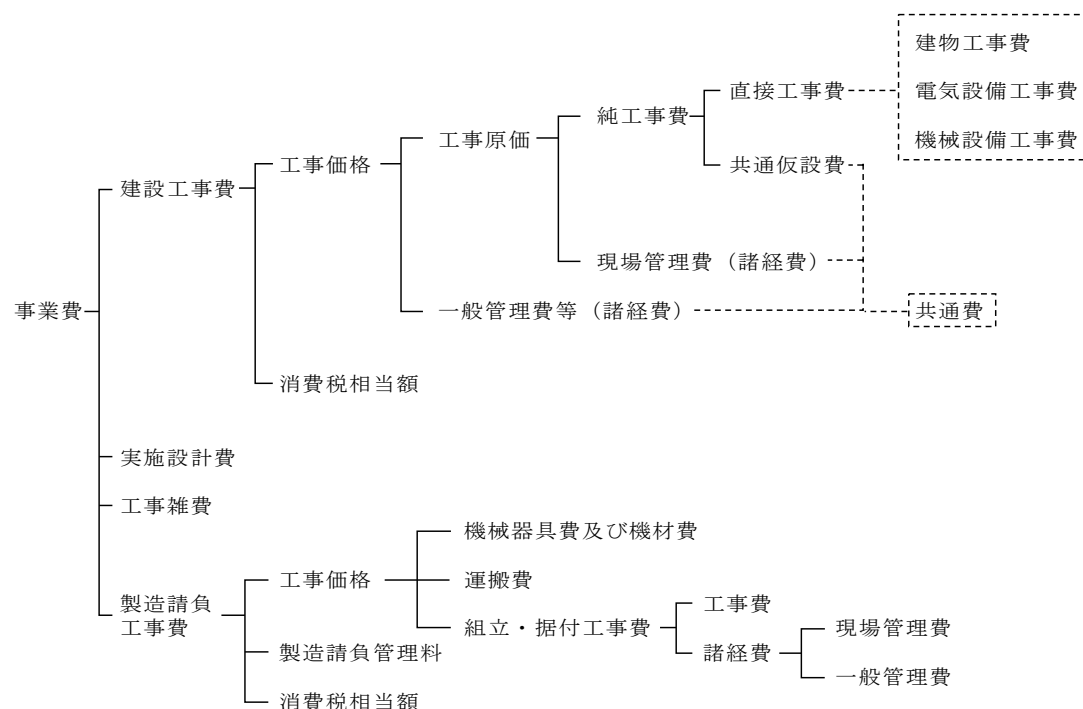
(3) 建築工事及び製造請負工事

ア 請負施行の場合



注）この表は、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準拠したものである。

イ 代行施行の場合



3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、一の事業が二以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合は、交付対象事業費の構成、積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。ただし、（１）にあっては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料のみ計上できるものとする。

（１）土地基盤の整備

ア 工事費

（ア）積算の方法

- a 土地基盤の整備は、原則として、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和 52 年 2 月 14 日付け 52 構改 D 第 24 号農林水産事務次官依命通知）、土地改良事業等請負工事積算基準（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号農林水産省構造改善局長通知）、草地開発整備事業等事業費積算要綱（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 9545 号農林省畜産局長通知）その他実施しようとする事業と同種の団体営級の公共事業の基準に準じて積算するものとする。
- b 林道・作業道等については、別表 2 の事業メニュー欄に掲げる⑫の林道・作業道その他これに類する工事は、森林整備事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業標準歩掛（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業建設機械経費積算要領（平成 11 年 4 月 1 日付け 11

林野計第 134 号農林水産省林野庁長官通知)、森林整備事業建設機械等賃貸積算基準(平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 135 号農林水産省林野庁長官通知)、森林整備事業に係る仮設材損料算定基準(平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 136 号農林水産省林野庁長官通知)及び森林整備事業に係る仮設材賃料算定基準(平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 137 号農林水産省林野庁長官通知)に準じて積算するものとする。

なお、上記通知で規定する指導監督費は、1 の(6)のアの附帯事務費の額に含むものとする。

(イ) 支給品費等の取扱い

支給品費及び地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である事業の現場管理費及び一般管理費等並びに工事雑費の積算の取扱いについては、(3)に定めるところによるものとする。

イ 測量設計費

測量設計費は、工事のための測量、試験、設計等に必要な委託費又は請負費とする。

ウ 用地費及び補償費

(ア) 用地費及び補償費は、土地基盤整備等における用地の買収費、工事に伴う補償金、補償工事費等とする。

(イ) 土地基盤整備等に係る用地の買収又は賃借に要する費用及び補償費の積算は、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定についてに準じて行うものとする。

(2) 共同利用機械器具

機械器具のみの購入に係るものについては、本機購入費、附属機械器具購入費等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

なお、機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確とした上で、性能の比較検討等を行うものとする。

また、工事雑費の積算の取扱いについては、(3)のウに定めるところによるものとする。

(3) 建築工事及び製造請負工事

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

- a 工事費は、沖縄県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実効価格によるものとし、建設工事費については直接工事費及び共通費、製造請負工事費については機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費、機械器具費については本機購入費及び附属機械器具購入費に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費、

一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確とした上で、性能の比較検討等を行うものとする。

- b 建築工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

(イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に原則として無償で支給する工事材料費として、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料を支給する場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討した上で、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 古品又は古材

- a 古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。
- b 請負工事にあつては、当該工事に使用される古品又は古材は、事業実施主体からの支給品として取り扱うものとする。

(エ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要す

整理清掃費	る費用 整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技術管理費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(オ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等又は直営施行における地方公共団体等が出資する法人が必要とする、次の表 1 に掲げる現場管理費及び次の表 2 に掲げる一般管理費とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。
ただし、直営施行における地方公共団体等が出資する法人の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

表 1 現場管理費

区 分	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額 雑費	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額 会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

表2 一般管理費

区 分	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の

保険料	公課
契約保証費	火災保険その他の損害保険料
雑費	契約保証に必要な費用
	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(カ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質、その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付の対象としないものとする。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の規定にかかわらず、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が計画主体と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具及び機材費、運搬費並びに組立・据付工事費の5%に相当する額以内とする。

また、その上限額は2,400万円とし、施設全体の製造請負工事ごとに適用するものとする。

ただし、次の要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約ごとに適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合には、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

(ア) 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

- (イ) 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。
- (ウ) 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

オ 合体施行

合体により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象とならない経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した適正な方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費については、それぞれの事業費の割合に応じて按分するなど適正に行うものとする。

第15 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届け

事業実施主体は、施設等ごとに工事が完了したときは、速やかにその旨を文書により計画主体に届け出るものとする。

計画主体は、必要に応じて当該工事のしゅん功検査を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

2 事業の実績報告

- (1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書を添付して、計画主体にこれらを提出し実績を報告するものとする。

なお、計画主体は当該報告がなされた場合には、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

- (2) 計画主体である事業実施主体は、実績報告書に出来高設計書、事業完了後の施設等の写真、領収書等を添付して、沖縄総合事務局長にこれらを提出し実績を報告するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第16 事業実施後の評価等

1 事業実施後の評価等

- (1) 事業活用活性化計画目標等に係る事業実施後の評価は、次に定めるところにより、当該活性化計画が終了する年度の翌年度以降に実施するものとし、交付対象事業に係る事業実施後、原則として3年間の効果発現状況を把握する期間（以下この別紙において「評価期間」という。）を確保するものとする。

ア 計画主体は、事業活用活性化計画目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性等について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。

イ 計画主体は、活性化計画に目標を記載した場合、目標の達成状況等について評

価を行い、評価内容の妥当性等について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するよう努めるものとする。

ウ 計画主体は、ア及びイの第三者の意見を付して、公表した評価を、知事がその区域内の市町村長からの報告をとりまとめたうえで、沖縄総合事務局長を経由して農林水産大臣に報告するものとする。評価の報告は、事業活用活性化計画目標等評価報告書（以下この別紙において「評価報告書」という。）により、参考様式8を用いて評価期間の終了直後の9月末日までに行うものとする。

エ 農林水産大臣は、ウの規定により報告を受けた事業活用活性化計画目標の達成率が70%未満の場合、計画主体に対して指導、助言等を行うものとする。

オ 計画主体は、事業活用活性化計画目標に地域産物の販売額の増加を選定した場合は、評価期間の毎年度6月末までに、当該施設の販売額（経営全体を含む）及び営業利益（経営全体）を参考様式9を用いて作成し、沖縄総合事務局長を経由して農村振興局長に報告するものとする。

（2）中間点検

4年間以上の期間が設定された活性化計画については、計画期間の3年度目の年度末に事業活用活性化計画目標の達成状況の中間点検を行うよう努めるものとする。

また、評価期間中に事業活用活性化目標の達成率が70%を下回ることが見込まれる場合は、地方農政局長等に報告するものとし、報告を受けた地方農政局長等は、計画主体に対して、目標達成率を高められるよう指導、助言等を行うものとする。

（3）事業実施後の評価後の措置

ア （1）の事業実施後の評価の結果、事業活用活性化計画目標の各評価指標の達成率が100%未満である場合、計画主体は、その要因を分析し、推進体制及び施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を参考様式10を用いて作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、公表するものとする（自然災害、経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態が生じた場合を除く。）。また、計画主体が事業実施主体でない場合には、事業実施主体に対し施設等の運営方法や利用形態等の改善について指導し、必要に応じて、当該施設等の利用に係る計画の変更等の所要の手続を行うものとする。

イ 計画主体は、アの第三者の意見を付して、公表した改善計画を、知事がその区域内で作成された改善計画をとりまとめたうえで、沖縄総合事務局長を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

ウ イの規定により提出を受けた農林水産大臣は、目標の達成が見込まれない（事業活用活性化計画目標の達成率が50%未満であることをいう。）計画主体に対して、重点的に指導、助言等を行うものとする。

エ 事業活用活性化計画目標の各評価指標の達成率が100%未満である計画主体については、農林水産大臣は、改善が見込まれるまでの間、当該計画主体の他の活性化計画に対する交付金の交付を見合わせることもできるものとする（自然災害

又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態が生じた場合を除く。))。

(4) 公表

(1) のアの評価結果及び(3) のアの改善計画の公表については、第5の6の規定を準用する。

2 計画主体による施設等の利用状況の把握

計画主体は、交付対象事業の効果が十分に発現しているかどうかについて、事業実施主体が利用計画において定める、施設等の利用に係る目標値に対する実績値を毎年度の確に把握するものとする。施設等の利用状況が3年間継続して低調（目標値に対する実績値の達成率が3年間連続して70%未満であることをいう。）である場合、計画主体は、その要因を分析し、改善に向けた取組を行うものとする。計画主体が事業実施主体でない場合には、計画主体は、事業実施主体に対し施設等の運営方法や利用形態等の改善について指導するものとする。

3 発電施設の整備に係る評価等

発電施設の整備を実施する場合、施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況について評価を行うものとする。

第17 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、計画主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、計画主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第18 災害等における緊急事業

災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農村振興局長が特に必要と認める場合にあっては、この運用の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定めるところにより、緊急に事業を実施することができるものとする。

第19 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和50年4月30日付50構改D第307号農林水産事務次官依命通知）第1から第6までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農山漁村活性化対策整備に関する事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第20 発電施設の整備規模等

- 1 本事業により整備された発電施設により発電される電力については、天候や時間帯により発電時期に制約があるため、振替供給方式とすることにより活性化施設等の運

転・操作等のための電力に有効に充てられるようにする。なお、電力を必要とする活性化施設等に隣接して設置する発電施設等にあつては、専用の電力線による直接供給もできるようにして、災害等により停電が生じた場合などにおける活性化施設等の一部機能の確保に努める。

- 2 本事業により発電施設を整備する場合の発電規模は、当該施設の運転・操作等に必要となる年間需要電力量の総和とおおむね同水準、又はそれ以下とする。
- 3 売電収入の会計処理に当たっては、複式簿記を用いるなど適正な会計処理を行い、目的以外の利用がないようにすることとする。

第21 固定価格買取制度との調整

- 1 別表2の(4)の㊸自然・資源活用施設を整備し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」(平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知)に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 1のうち、発電施設等を整備した場合における当該施設の管理者は、当該施設による売電により得た収入(1の調整を除いた額)が、電力供給対象施設に係る電力量、受電・発電に必要な費用及び電力供給対象施設の維持管理費の合計額を上回る場合においては、その差額に国の交付率を乗じた額を国庫に納付するものとする。また、売電収入については、発電施設、活性化施設等の電力量に充当するほか、これらの施設等の維持管理費(建設改良積立金、災害準備積立金等を含む)に充当する。

附則

- 1 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱の一部改正について(平成24年4月6日付け23農振第2688号農林水産事務次官依命通知)による改正前の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)第4の2に基づき、農林水産大臣が農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付対象として決定した活性化計画に基づき実施される事業であつて、平成24年度以降、本交付金を充てて事業を実施するものについては、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 1の規定により本事業へ移行された事業の事業メニューごとの実施要件については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の一部改正について(平成24年4月6日付け23農振第2689号農林水産省農村振興局長通知)による改正前の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領(平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知)の別表によるものとする。
- 3 令和2年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則

- 1 この通知は、令和5年4月3日から施行する。ただし、第8の2の(26)改正規定は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 令和4年度までに着手した事業については、なお従前の令により取り扱うものとする。

附則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度までに着手した事業については、なお従前の令により取り扱うものとする。

附則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

(別紙)

事業活用活性化計画目標及び評価指標について

別紙 19（農山漁村活性化対策整備に関する事業に係る運用）の第 5 の 2 の（6）の事業活用活性化計画目標及び評価指標の項目は以下のとおりとする。

1 事業活用活性化計画目標

- ・子ども農山漁村交流の促進
- ・農林水産物等の販売・加工促進
- ・農山漁村への定住促進
- ・農観連携・グリーンツーリズムの促進
- ・農福連携の促進
- ・山村活性化の促進
- ・中山間地農業の振興
- ・棚田地域振興の促進

2 評価指標

定住促進対策型	交流対策型
・雇用者数（新規就農者等を含む）の増加 ・地域産物の販売額の増加 ・定住人口の維持・増加	・滞在者数及び宿泊者数の増加 ・地域産物の販売額の増加 ・交流人口の増加

別表 1

交付対象事業	事業実施主体	要 件	交付額算定交付率
(1) 生産基盤及び施設の整備 (活性化法第5条第2項第2号イ)	沖縄県、市町村又は沖縄県若しくは市町村からその経費の一部に対して補助を受けて交付対象事業を実施する農林漁業団体等（活性化法第5条第5項に定める農林漁業団体等をいう。）であって以下に掲げるものとし、別表2に定める要件類別ごとに別表3に定めるものとする。 沖縄県、市町村、地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、農地中間管理機構、農業委員会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、流域森林・林業活性化センター、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に定める水産業協同組合をいう。以下この別紙において同じ。）、農林漁業者の組織する団体、中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に定める中小企業等協同組合をいう。以下この別紙において同じ。）、一般社団法人又は一般財団法人（農山漁村の活性化等をその目的とする法人に限る。以下この別紙において同じ。）、教育委員会、PFI事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に定める選定事業者をいう。以下この別紙において同じ。）、NPO法人、地域協議会、地域再生推進法人（地域再生法（平成17年法律第24号）第19条第1項に定める地域再生推進法人をいう。以下この別紙において同じ。）、計画主体が指定した者、地方公共団体の一部事務組合、受入地域協議会（市町村のほか、農林漁家民宿、民泊の受入を行う農林漁家等で組織する協議会をいう。以下この別紙において同じ。）、地方公共団体が組織する法人。	活性化計画の区域における定住等の促進に資するため、基幹産業である農林漁業の振興を図ることが必要であり、かつその振興に寄与すると認められること。 また、以下のいずれかに該当する施設等であること。 (1) 農林漁業体験等により児童を農山漁村へ受入れるために必要な施設等であること (2) 農林水産物の高付加価値化や生産者の販売力強化等に必要な施設等であること (3) 農山漁村に定住する契機となるために必要な施設等であること (4) 地域の食と農の魅力を活かした体験等の受入体制構築に必要な施設等であること (5) 障害者等の就農支援に必要な施設等であること (6) 振興山村の地域資源を活用した商品開発等の付加価値向上、域内消費、販売促進等の取組に必要な施設等であること (7) 指定棚田地域の振興に必要な施設等であること。 そのほか、別表2に定める要件類別ごとに別表3に定めるものとする。	定額、8/10、2/3又は1/2 ただし、別表2に定める要件類別ごとに別表3に定めるものとする。
基盤整備			
生産機械施設			
処理加工・集出荷貯蔵施設			
新規就業者等技術習得管理施設			
(2) 生活環境施設の整備(活性化法第5条第2項第2号ロ)			
簡易給排水施設等			
農山漁村定住促進施設			
(3) 地域間交流拠点施設の整備(活性化法第5条第2項第2号ハ)			
地域資源活用総合交流促進施設			
農林漁業・農山漁村体験施設			
自然環境等活用交流学習施設			
(4) その他省令で定める事業(活性化法第5条第2項第2号ホ)			
地域資源活用起業支援施設			
地域資源循環活用施設			
地域住民活動支援促進施設			
農地等補完保全整備			
景観・生態系保全整備			
指定棚田地域保全整備			
(5) (1) から (4) までの事業と一体となって実施する事業事務(活性化法第5条第2項第3号)	—	活性化計画の区域における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、(1) から (4) までの事業と一体となって、その効果を増大させるため実施する必要があると認められること。	一体となって実施する(1) から (4) までの事業の交付率と同率とする。 ただし、農山漁村活性化施設整備附帯事業については、1/2とする。
創意工夫発揮事業			
農山漁村活性化施設整備附帯事業			

別表 2（事業メニューごとの要件類別）

交付対象事業	事業メニュー	要件類別	
		1	2
		定住促進対策型	交流対策型
(1) 生産基盤及び施設の整備 (活性化法第 5 条第 2 項第 2 号イ)			
基盤整備	① 農業用排水施設 (※)		
	② 農業用道路 (※)		
	③ 暗渠排水 (※)		
	④ 客土 (※)		
	⑤ 区画整理 (※)		
	⑥ 農地造成 (※)		
	⑦ 農用地保全 (※)		
	⑧ 交換分合 (※)		
	⑨ 土地改良施設保全	○	
	⑩ 農業集落道	○	
	⑪ 連絡農道	○	
	⑫ 林道・作業道	○	
生産機械施設	⑬ 高生産性農業用機械施設	○	
	⑭ 農業経営改善安定機械施設	○	
	⑮ 林業機械施設	○	
	⑯ 特用林産物生産施設	○	
処理加工・集出荷貯蔵施設	⑰ 農林水産物処理加工施設	○	
	⑱ 農林水産物集出荷貯蔵施設	○	
新規就業者等技術習得管理施設	⑲ 新規就農者等技術習得管理施設	○	
(2) 生活環境施設の整備 (活性化法第 5 条第 2 項第 2 号ロ)			
簡易給排水施設等	⑳ 簡易給排水施設	○	
	㉑ 飲雑用水・防災安全施設	○	
農山漁村定住促進施設	㉒ 農山漁村定住促進施設	○	
(3) 地域間交流拠点施設の整備 (活性化法第 5 条第 2 項第 2 号ハ)			
地域資源活用総合交流促進施設	㉓ 都市農山漁村総合交流促進施設		○
	㉔ 廃校・廃屋等改修交流施設	○	○
	㉕ 地域資源活用交流促進施設		○
	㉖ 地域連携販売力強化施設	○	○
農林漁業・農山漁村体験施設	㉗ 農林漁業・農山漁村体験施設	○	○
自然環境等活用交流学習施設	㉘ 自然環境保全・活用交流施設		○
	㉙ 宿泊体験活動受入拠点施設		○
	㉚ 教養文化・知識習得施設		○
(4) その他省令で定める事業 (活性化法第 5 条第 2 項第 2 号ホ)			
地域資源活用起業支援施設	㉛ 地域資源活用起業支援施設	○	
地域資源循環活用施設	㉜ リサイクル施設	○	
	㉝ 自然・資源活用施設	○	○
地域住民活動支援促進施設	㉞ 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	○	○
	㉟ 船舶離着施設	○	○
農地等補完保全整備	㊱ 産地振興追加補完整備	○	
	㊲ 小規模農林地等保全整備	○	
景観・生態系保全整備	㊳ 景観・生態系保全整備	○	○
指定棚田地域保全整備	㊴ 指定棚田地域保全整備	○	○

（※１）事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設から⑧の交換分合までについては、第８の２の（２６）に規定する場合に実施可能。

（※２）事業メニュー欄のうち、⑨の土地改良施設保全から⑫の林道・作業道及び㉟の小規模農林地等保全整備については、第８の２の（２７）に規定する場合に実施可能。

別表3（要件類別ごとの要件等）

1. 定住促進対策型 本要件類別に該当する事業の実施については、中山間地域等における定住等の促進を図り、農山漁村の活性化を推進するため、第1から第3までに掲げるとおりとする。 (1) 事業実施主体 別表4に定めるほか、第1及び第2に掲げるとおりとする。 (2) 交付額算定交付率 第1から第3までは2／3とする。ただし、第1において定めるものにあつては、この限りではない。 (3) 対象地域 ア 第1の1の(1)から(8)までの対象地域は、次の(ア)から(オ)までの地域及びこれらに準ずる地域であつて、人口が相当程度減少し、かつ高齢化が著しく進行している地域など計画主体が特に必要と認める地域（以下この別紙において「五法指定地域等」という。）とする。 (ア) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 (イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項、第41条第1項若しくは第2項、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。） (ウ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 (エ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 (オ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域 ただし、次の場合は、対象地域とすることができるものとする。 (ア) 自然的、社会的、経済的条件、地域的なまとまり又は市町村の面積に占める対象地域の割合等からみて、五法指定地域等以外の地域と併せて対象地域として実施することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、当該地域を併せて対象地域とすることができるものとする。 (イ) 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域等の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであつて、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㊸地域連携販売力強化施設及び㊹農山漁村定住促進施設のうちイの施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。 イ 第1の1の(9)から(14)まで及び第2から第3までの対象地域は、それぞれに掲げるとおりとする。	第1 農村地域等振興支援 1 事業内容 本支援に該当する事業の内容は、次に掲げる施設等の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 (1) 地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農林漁業等の確立による農林漁業等の振興のために必要な生産基盤・生産機械施設等の整備 (2) 地域の特性を活かした森林資源や林業等の振興のために必要な生産基盤・生産施設等の整備 (3) 地域の特性を活かした水産業等の振興のために必要な生産施設の整備 (4) 地域の特産品等を活用した就業・所得機会の創出に必要な施設等の整備 (5) 森林や遊休農地等の適正な利用を図るとともに集落機能・地域景観の保全等を通じて、多面的機能の維持保全を図るために必要な施設の整備 (6) 里地や棚田等において、多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生のために必要な施設等の整備 (7) 地域住民が豊かで住み良い生活を享受し得る快適な生活空間の形成を図るために必要な施設等及び高齢者の生きがい発揮と女性の能力を十分発揮するために必要な施設等の整備 (8) 農村の空き家・廃校等の地域資源を活用して、住みよい環境づくりを推進するために必要な田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等の整備 (9) 高付加価値化による輸出や地域ブランドの確立、低コスト化による中食加工用途への供給など農畜産物産地の創意工夫ある取組を促進するため、既存の生産基盤に対する補完的又は追加的整備及び関連する施設の整備 (10) 農山漁村における受入機能の強化のために必要な施設等の整備 (11) 良好な農山漁村景観の再生・保全に資する土地改良施設等の整備、改修又は修景、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するための地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備及び農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮を図るための自然再生の視点に基づく環境創造型の整備 (12) 新用途米穀の需要に応じた定着拡大に資することを目的とした機械・施設の整備及び推進活動 (13) 再生可能エネルギー供給施設及びこれらの附帯施設の整備 (14) 指定棚田地域における棚田等の保全及び良好な景観の形成、自然環境の保全等の多面にわたる機能の維持による指定棚田地域の振興に関し必要な整備
---	---

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑨土地改良施設保全 (1) 農道保全対策 (2) 安全施設整備 (3) 農村のみち整備	既設の農道について、点検診断、機能保全を図るための更新整備及び機能強化を通じて整備水準の向上を図るための保全対策整備 農業用排水施設等（用排水路、ため池、頭首工、機場及びこれらに附帯する施設）の安全施設（フェンス、ふた、スクリーン等）の整備 地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶ農道又は農業集落道の整備であつて、次に掲げるもの。 ア 既設の農道や農業集落道等のネットワーク機能を補完することで交流拠点の振興に資する農道及び農業集落道の整備 イ 歴史的又は文化的価値を有する農村の古道等（農業集落道等）の整備・再生 ウ 農村の交流拠点の間を連絡する散策道の整備 エ 既設農道及び農業集落道の補修・更新
⑩農業集落道	農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落から農地等への連絡、農業機械の運行等の農業生産活動、土地改良施設等の保全活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の新設、改良、改修及びこれらの附帯施設の整備
⑪連絡農道	農業集落の周辺における農道を補完し、農業用施設等と農地等との連絡のための道路及びこれらの附帯施設の新設又は改良
⑫林道・作業道	林道並びに林業に供する作業道及び管理道の新設又は改良
生産機械施設 ⑬高生産性農業用機械施設	農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。）の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及びこれらの附帯施設の整備。なお、試験研究又は実験の用に供する以外の目的であつて、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。
⑭農業経営改善安定機械施設	防除機能、土づくり機能、資材保管機能等をもつ共同施設と併せて、その受益地の地区内に設置される栽培機能のほかに育苗機能等を併せもつ生産機械施設及びこれらの附帯施設の整備
⑮林業機械施設	樹木の保育、伐採及び集材作業等に必要の機械施設並びにこれらの附帯施設の整備
⑯特用林産物生産施設	きのこ類等特用林産物の生産に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備
処理加工・集出荷貯蔵施設 ⑰農林水産物処理加工施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備
⑱農林水産物集出荷貯蔵施設	ア 農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備 イ 漁獲物の水揚げ・荷さばき施設、卸売場建物、製氷冷蔵施設、水産物冷蔵保管施設、検量施設等及びこれらの附帯施設の整備
新規就業者等技術習得管理施設 ⑲新規就農者等技術習得管理施設	栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の知識習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）、座学等を行う研修施設及び宿泊滞在施設等並びにこれらの附帯施設の整備
簡易給排水施設等 ⑳簡易給排水施設	農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設、し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉑飲雑用水・防災安全施設	土地改良施設等の有する農業生産機能や多面的機能の維持保全を図る地域内外の活動又は地域等における営農の継続に必要な簡易な営農飲雑用水施設、簡易な防火水槽、消火栓、防犯灯及びこれらの附帯施設の整備
農山漁村定住促進施設 ㉒農山漁村定住促進施設	ア 新たに農林漁業又は農林漁業関係の地場産業等に従事し地域に定住しようとする者（以下この別紙において「定住希望者」という。）が地域に定住するまでの一定期間、生活拠点とするための空き家等を活用した施設及びこれらの附帯施設の整備 イ 農山漁村に賦存する空き家・廃校等の地域資源を活用し、多機能な集落拠点づくりに必要となる施設及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設	

㉔廃校・廃屋等改修交流施設	農山漁村の空き家等を活用した新規就農者等のための研修・定住用の滞在施設及びこれらの附帯施設の整備
㉔地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（ＩＴ関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉔農林漁業・農山漁村体験施設	市民農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設（休憩所、更衣室等）、農機具収納施設、コミュニティ広場、福祉活用促進施設及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用起業支援施設 ㉔地域資源活用起業支援施設	木工加工、陶磁器製作、山菜等の加工など地域に賦存する資源を活用した多様な就業・所得機会の創出に必要な施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ㉔リサイクル施設	家畜ふん尿、野菜残さ等を活用して堆肥を製造するための堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉔自然・資源活用施設	バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギー供給施設、地域活性化に資する給電施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ㉔高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備
農地等補完保全整備 ㉔産地振興追加補完整備 （１）農業用排水施設 （２）農道 （３）区画整理 （４）暗渠排水 （５）土層改良 （６）農用地造成 （７）農地保全 （８）営農用水施設 （９）生産環境整備 （１０）生産技術高度化施設 （１１）農作物被害防止施設 （１２）附帯整備 （１３）基本条件確保整備	既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な次の整備等とする。 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農用地の区画形質の変更 暗渠の新設又は変更 客土、混層耕、除礫、心土破碎、土壌改良及び土壌消毒 農用地の造成 農用地の保全のため必要な事業 農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 の別表の区分欄の 2 の事業種類欄の（４）に掲げる耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備事業及び区分欄の 3 に掲げる営農環境整備事業のうち農業生産に密接に関連するもの（営農用水施設を除く。） 農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設等及びこれらの附帯施設の整備 農業生産における被害を軽減するために必要な防霜施設、防風施設等及びこれらの附帯施設の整備 （１）から（８）までの事業と併せて行う優良品種系統等への改植・高接等の附帯整備 （１）から（８）までの事業と併せて行う周辺の耕作放棄地等（２の（９）のケに規定する耕作放棄地等をいう。）の解消のための基礎的整備
㉔小規模農林地等保全整備 （１）景観保全型	美しい景観を形成する重要な要素となっている農地又は土地改良施設等の形態及び意匠に配慮した次の整備とする。 ア 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）につき行う区画整理（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）及びこれと関連がある他の工事を一体として行う整備又は修景 イ 農業用排水施設の新設、廃止、変更又は修景 ウ 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止、変更又は修景 エ 農用地開発事業及び農用地の改良又は保全のため必要な施設の新設、廃止、変更又は修景 オ 土地改良施設等保全 （ア）農業用排水施設の保全 （イ）農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の保全 （ウ）農用地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路等の整備 （２）集落機能・地域景観型

(3) 環境創造・保全型	ウ 暗渠の新設又は変更 エ 客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工等 オ 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画品質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。） カ 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 キ 農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良 ク 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路等の整備 ケ 林道及び作業路の開設改良、森林の保全管理及びこれらの附帯施設の整備 自然再生の視点に基づく次の整備とする。 ア 区画整理、耐久性畦畔、法面保護・補修、湧水処理、暗渠排水、客土、床締め及び土留工 イ 農道、農業用排水施設及びこれらの附帯施設の整備 ウ イの整備に係る跡地の整地 エ 土地改良施設の有する多面的機能を維持するために必要な次の整備 （ア）土地改良施設の補修 （イ）土地改良施設の機能低下を防止するための沈砂池、承水路、集水路、水兼道路及びこれらに類する施設の整備 （ウ）土地改良施設の管理に必要な管理用道路及びこれに類する施設の整備 オ 農地の有する多面的機能を維持するために必要な次の整備 （ア）農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路及びこれらに類する施設の整備 （イ）農地の有する多面的機能の低下を防ぐための不用木除去及び跡地の整地 カ 耕作放棄地を森林として利活用するために必要な不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置及びこれらに類する整備（ただし、地拵え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係るものを除く。）
景観・生態系保全整備 ③ 景観・生態系保全整備 （1）景観保全型	農地又は土地改良施設と一体的なものであって、美しい景観形成に必要な次の整備とする。 ア 家畜の飼養、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の改修又は修景。なお、営農飲雑用水施設には、次の施設を含むものとする。 （ア）簡易給水施設 農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設 （イ）簡易排水施設 し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等 （ウ）飲雑用水施設 飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水又は排水等取水から排水までの施設 イ 農業用排水の水質保全又は機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれに附帯する処理施設等の改修又は修景 ウ 農業者等農村在住者の健康増進と憩いの場を整備するための児童公園、運動広場、緑地等に係る利用施設及びこれに附帯する施設の改修又は修景 エ 区画整理等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備に係る修景 オ 農業集落の防災安全のための土砂崩落防止施設、防護柵、承水路、排水工、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火水槽、消火栓等の改修又は修景 カ 農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公益施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘り返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の改修又は修景 キ 農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化に配慮した施設、親水広場等の改修又は修景 ク 公共広場、公共施設等の周辺環境の美化等を図るための施設の改修又は修景 ケ 農村在住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の改修又は修景 コ 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理再利用等の施設の改修又は修景 サ 区画整理事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするものによる改修又は修景 （ア）市民農園法第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備とこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの （イ）集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの （ウ）（ア）又は（イ）に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするもの

	シ 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境・生態系保全機能の増進を図るための施設の改修又は修景 ス 農村地域における地域資源を利活用（処理及び再利用を含む。）し、農業生産の補完等を行うための施設の改修又は修景 セ 農業生産活動又は農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備に係る改修又は修景 ソ その他農村生活環境基盤施設の改修又は修景 タ 美しい景観を形成する上で必要となる農業生産基盤施設及び農村生活環境基盤施設の周辺施設の改修又は修景。ただし、次の施設等及びこれらに類似する施設等は除くものとする。 （ア）乾燥調製貯蔵施設、製糖工場等の大規模な施設 （イ）文化教育、健康増進及び娯楽に供する施設 （ウ）個人、民間団体等が所有する施設及び土地（農地を除く。） （エ）その他本施策の目的及び趣旨に合致せず、社会通念上ふさわしくないもの
（２）環境創造型	自然再生の視点に基づく次の整備とする。 ア 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。 （ア）植栽による法面・畦畔の被覆 （イ）法面の保護・補修 （ウ）農業用排水路及び農業用ため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等） （エ）植樹、芝生及び緑化施設の整備 （オ）その他景観の保全施設の整備 イ 土地改良施設等における自然再生の視点に基づき行われる次の生態系保全型の施設整備を行うものとする。 （ア）水田魚道 （イ）ビオトープ （ウ）農業用水路、農業用ため池等に設置する動植物生育施設（魚巣ブロック等） （エ）生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工 （オ）緑の回廊（植栽、植木等） （カ）土砂の流出入防止施設（沈砂池、法面保護等） （キ）その他生態系の保全施設 ウ ア及びイの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備
指定棚田地域保全整備 ③⑨指定棚田地域保全整備	棚田の有する多面的機能（農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成等）の維持のために指定棚田地域において行う次の整備とする。 ア 区画整理、耐久性畦畔、法面保護・補修、湧水処理、暗渠排水、客土、床締め及び土留工 イ 農道、農業用排水施設及びこれらの附帯施設の整備 ウ イの整備に係る跡地の整地 エ 棚田の有する多面的機能を維持するために必要な次の整備 （ア）棚田の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路及びこれらに類する施設の整備 （イ）棚田の有する多面的機能の低下を防ぐための不用木除去及び跡地の整地 オ 耕作放棄地を森林として利活用するために必要な不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置及びこれらに類する整備（ただし、地拵え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係るものを除く。） カ 指定棚田地域における棚田内において、都市住民との交流促進のために行う遊歩道等の改修及び修景 キ 区画整理事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするものによる改修又は修景 （ア）市民農園法第２条に規定する市民農園の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの （イ）集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの （ウ）（ア）又は（イ）に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするもの ク 棚田の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。 （ア）植栽による法面・畦畔の被覆 （イ）法面の保護・補修 （ウ）農業用排水路及び農業用ため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等） （エ）植樹、芝生及び緑化施設の整備 （オ）その他景観の保全施設の整備

ケ	棚田における生態系保全のために必要な次の整備
(ア)	水田魚道
(イ)	ビオトープ
(ウ)	農業用用水路、農業用ため池等に設置する動植物生育施設（魚巢ブロック等）
(エ)	生き物が行き交うための農道や水路等を横断する横断工
(オ)	緑の回廊（植栽、植木等）
(カ)	土砂の流出防止施設（沈砂池、法面保護等）
(キ)	その他生態系の保全施設
コ	ク及びケの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

2 要件

- (1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の⑪連絡農道、⑬高生産性農業用機械施設、⑭農業経営改善安定機械施設、⑰農林水産物処理加工施設、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちアの施設、⑲新規就農者等技術習得管理施設、⑳地域連携販売力強化施設、㉒リサイクル施設、㉓自然・資源活用施設のうち発電設備及び㉟小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型のアからクまでとし、次の要件を満たすものとする。

ア ⑭農業経営改善安定機械施設については、原則として、事業実施主体が当該施設を利用する農業者にリースすることを条件とし、次の要件を満たすものとする。

(ア) 事業実施主体は、市町村、農業協同組合又は地方公共団体等が出資する法人とする。

(イ) リースする場合の利用者は、特定農山村法第5条に規定する農業経営改善安定計画の認定がなされ、又は当該認定が確実に見込まれる農業者の組織する団体の構成員及び新規就農者とし、事業実施主体の農業担当部局、農業協同組合営農指導部、農業委員会、地域農業改良普及センター等からなる施設利用者選定委員会（以下この別紙において「選定委員会」という。）の認定を受けた農業者とする。

この場合、選定委員会は、利用者を特定農山村法第4条に基づき当該市町村が作成する農林業等活性化基盤整備計画に定められる農業の活性化の目標、あるいは農業経営改善安定計画に定められる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等の目標を達成できることが見込まれるものであることなどの基準により認定するものとする。

(ウ) 対象施設は、防除機能、土づくり機能、資材保管機能等をもつ共同施設と併せて、その受益地区の地区内に設置される栽培機能のほかに育苗機能等を併せ持つ生産機械施設であることとする。

(エ) 利用料金は、「事業費のうち事業実施主体負担額÷当該施設の耐用年数÷年間管理費」以下であることとする。

(オ) 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設の維持管理を責任をもって実施するものであることとする。

(カ) 利用者は、機械・施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものとする。

(キ) 事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料の納入期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された施設リース契約を締結するものとする。

なお、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、契約の締結に当たっては、あらかじめ計画主体と協議するものとする。

イ ⑪連絡農道及び㉟小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型のアからクまでについては、受益面積が1事業地区についておおむね団体営（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条に定める要件を満たさない事業をいう。以下この別表において同じ。）級以下であること。

ウ ㉓自然・資源活用施設のうち、発電設備については、⑰農林水産物処理加工施設、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちアの施設、⑲新規就農者等技術習得管理施設又は㉒地域連携販売力強化施設に附帯する設備とする。

- (2) 1の(2)において実施できる事業は、1の表の⑫林道・作業道、⑮林業機械施設及び㉞特用林産物生産施設とし、⑫林道・作業道については、次の要件を満たすものとする。

ア 林道開設は、沖縄県有林以外の民有林を主たる開発対象とするものとし、その規模は、自動車道では利用区域の森林面積がおおむね10ha以上100ha未満、1路線の延長が200m以上とし、軽鉄道では利用区域の森林面積がおおむね10ha以上100ha未満であること。

イ 自動車道における改良工事の規模は、利用区域の森林面積がおおむね10ha以上100ha未満であること。

- (3) 1の(3)において実施できる事業は、1の表の⑬農林水産物集出荷貯蔵施設のうちイの施設及び㉓自然・資源活用施設のうち発電設備とし、次の要件を満たすものとする。

ア ㉓自然・資源活用施設のうち発電設備については、⑬農林水産物集出荷貯蔵施設に附帯する設備とする。

- (4) 1の(4)において実施できる事業は、1の表の㉑地域資源活用起業支援施設とする。

- (5) 1の(5)において実施できる事業は、1の表の⑪連絡農道、⑭廃校・廃屋等改修交流施設、㉓自然・資源活用施設のうち発電設備及び㉟小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型とし、次の要件を満たすものとする。

ア ㉓自然・資源活用施設のうち発電設備については、⑭廃校・廃屋等改修交流施設に附帯する設備とする。

イ ㉟小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型の受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級以下とする。

ウ ㉟小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型のケの事業の内容欄の森林の保全管理にあつては、集落又は基幹施設周辺の5ha未満とする。

- (6) 1の(6)において実施できる事業は、1の表の⑩農業集落道、⑭飲雑用水・防災安全施設、⑰小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型及び⑳景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型とし、次の要件を満たすものとする。
- ア 次の(ア)から(ウ)までの要件をすべて満たす地域で実施するものとする。
- (ア) 市町村により、土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置がなされている市町村の区域
- (イ) 環境創造区域(田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について(平成14年2月14日付け13農振第2513号農林水産省農村振興局長・生産局長通知)第3の1の(3)のイに規定する環境創造区域をいう。以下この別紙において同じ。)
- (ウ) 勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域
- イ 原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とする。ただし、⑰小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のアからエまでを整備する場合を除く。
- ウ ⑰小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のア及びイについては、アの(ウ)に規定する地域における農業生産条件を改善するため、地域の特性に即した農地の簡易な整備及び土地改良施設の整備を行うものとする。なお、各工種の合計の受益面積は1ha以上とする。
- (7) 1の(7)において実施できる事業は、1の表の⑩農業集落道、⑳簡易給排水施設及び㉑高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設とし、次の要件を満たすものとする。
- ア ⑳簡易給排水施設は、次の要件を満たすものとする。
- (ア) ⑳簡易給排水施設のうち簡易給水施設は、給水人口3人以上50人未満のものとする。
- (イ) ⑳簡易給排水施設のうち簡易排水施設は、次の要件をすべて満たしているものとする。
- a 本交付金で新たに整備される基幹的施設と各戸から排出されるし尿・生活雑排水を管路により一体的に集合処理するものとし、受益戸数が原則として3戸以上20戸未満のものとする。
- b 交付対象となる施設は、合併浄化槽及び基幹的施設から合併浄化槽に至る管路並びに各戸に至る末端管路とし、個人敷地内の施設については交付対象外とする。
- イ ㉑高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設は、次の要件を満たすものとする。
- (ア) 高齢者を対象とした施設の整備に当たっては、市町村農山漁村地域高齢者ビジョン(農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領(平成7年4月1日付け7農蚕第1804号農林水産事務次官依命通知)別表1の4の(3)のイに基づく市町村農山漁村地域高齢者ビジョンをいう。)、市町村老人福祉計画(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づく計画をいう。)等地域における高齢者対策に係る各種計画との整合性に配慮するものとする。
- (イ) 市町村長等は、地方公共団体の農林水産担当部局、厚生担当部局及び教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとする。
- (8) 1の(8)において実施できる事業は、1の表の㉒農山漁村定住促進施設とし、次の要件を満たすものとする。
- ア ㉒農山漁村定住促進施設のうちの施設のについては、次の要件をすべて満たすものとする。
- (ア) 当該施設については、事業実施主体が所有又は使用权を有し、新たな農林漁業又は農林漁業関係の地場産業等に従事し、地域に定住しようとする者に貸し付けるものとする。
- (イ) 事業の実施に当たっては、定住希望者3人以上が受益者となるように当該施設の貸付期間を設定するなど、同一の定住希望者が当該施設を使用し続けることがないようにすること。
- イ ㉒農山漁村定住促進施設のうちの施設のについては、次の要件をすべて満たすものとする。
- (ア) 空き家・廃校等の地域資源を活用するとともに、地域の核となる施設とするため、福祉・教育・観光等と連携し、二以上の機能を有するものとする。
- (イ) 原則として、当該施設の受益地内にある既存施設及び設備(以下この別紙において「既存施設等」という。)を廃止、統合、移転、移築、更新のいずれかを伴う再編(以下この別紙において「再編」という。)を行うものとする。ただし、既存施設等の廃止のみをもって再編とすることはできない。
- (ウ) 既存施設等の更新については、次の要件をすべて満たすものとする。
- a 既存施設等の更新等を行うことによって、事業実施区域全体で施設の管理・運営の合理化や効率化が図られ、利便性の向上が見込まれること。
- b 更新する既存施設等は、㉒農山漁村定住促進施設のうちの施設の機能を補完又は分担するものであること。
- c 既存施設等の更新を行うことにより、事業実施区域内での総事業費が相対的に低減するものであること。
- (エ) 補助施設において、適正化法第22条に規定する財産処分等に該当する場合は、適正化法及び補助施設に関する国庫補助事業の通知に基づく所要の手続を行うものとする。
- (オ) 計画主体は、本事業の実施に当たって総務省、国土交通省、厚生労働省に係る事業等との連携に配慮するものとともに、関係部局(農林水産担当部局、総務担当部局、厚生担当部局、教育委員会等)からなる推進体制の整備に努めるものとする。
- ウ 既存施設等の移転又は移築(撤去費用等を含む。)は、㉒農山漁村定住促進施設のうちの施設のとして整備する場合に限るものとする。
- なお、補助施設の移転又は移築については、原則として10年以上経過し、かつ5年以上の活用が見込まれることを条件とする。
- (9) 1の(9)において実施できる事業は、1の表の㉓高生産性農業用機械施設、㉗農林水産物処理加工施設、㉘農林水産物集出荷貯蔵施設のうちの施設の施設、㉙自然・資源活用施設のうちの発電設備及び㉚産地振興追加補完整備とし、次の要件を満たすものとする。
- ア 本事業に2つの型を置き、㉚産地振興追加補完整備は一般型又は実需者連携型の事業として、㉓高生産性農業用機械施設

設、⑰農林水産物処理加工施設、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちアの施設及び㉓自然・資源活用施設のうち発電設備は実需者連携型の事業として実施するものとする。

イ ㉔産地振興追加補完整備のうち（１）から（８）までについては、次の（ア）から（キ）までのいずれかに該当するものであることが必要である。

- （ア）土地改良施設及び営農用水施設に対する追加的な整備
- （イ）土地改良施設及び営農用水施設の機能を補完するための整備
- （ウ）土地改良施設及び営農用水施設を利用した整備
- （エ）土地改良施設及び営農用水施設の機能向上を伴う更新整備
- （オ）基盤整備事業により整備された農用地の整備水準を向上・回復させる整備
- （カ）不要施設の廃止
- （キ）水田の畑地化整備（実需者連携型のみ）

ウ 畜産農家が活用できる事業は㉔産地振興追加補完整備の（８）に限る。

エ 本事業の実施において、農畜産物の高付加価値化による輸出、地域ブランドの確立や国産農畜産物の供給に向けた作物の栽培等のために事業実施主体が適当であると認める場合にあっては、土地改良事業計画設計基準等に基づく仕様によらず実施することができるものとする。なお、この場合にあっては、必要に応じ戦略的産地振興支援事業実施要綱（平成 18 年 4 月 3 日付け 17 農振第 1940 号農林水産事務次官依命通知）の第 2 の 1 の（１）に掲げる産地の高度化のための支援、食と地域の交流促進対策交付金実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2356 号農林水産事務次官依命通知）別表の事項の 1 の（６）の事業により検討された整備仕様等を活用することができるものとする。

オ 本事業のうち一般型の事業を実施する場合は、次の要件をすべて満たすものとする。

- （ア）畑地（不動産登記の地目上は田であるが、現在畑利用が行われており、今後とも畑利用が行われることが明らかな農地を含む。）を対象とすること。
- （イ）対象とする品目について既に市場において定常的な取引が行われているなど、既に一定の産地化が達成されている地区であることが確認できること。
- （ウ）当該地域における当該作物の生産を、沖縄県が産地として振興していることが確認できること。

カ 本事業のうち実需者連携型の事業を実施する場合は、次の要件をすべて満たすものとする。

- （ア）畑作物を対象とすること（水田における転作・裏作で栽培される畑作物も含む。）。
- （イ）生産者、実需者（当該地区で生産される農畜産物の安定的な確保を目的として、契約や出資等により当該地区の生産者と取引関係を構築する者又は農業生産へ直接参入する者のことをいう。）及び関係行政機関が構成員となった協議会組織があり、次の内容を含む計画が定められていること。
 - a 産地から実需者への農畜産物の供給の現状と見通し
 - b 実需者の農畜産物の需要の見通し
 - c 各年度における取組内容が明記された年次計画（最低 3 年間）

キ ㉔産地振興追加補完整備のうち（９）から（11）まで、⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設の整備に当たっては、１の表の㉔産地振興追加補完整備のうち（１）から（８）までのいずれか（以下この別紙において「基幹メニュー」という。）と併せて行うものとする。ただし、実需者連携型においては、他の土地改良事業の実施（実施区域、実施時期からみて本事業と密接な関連性を有するものに限る。）をもって基幹メニューの実施とみなすことができる。

ク ㉔産地振興追加補完整備のうち（13）基本条件確保整備は、（１）から（12）までの整備を実施する地区（以下この別紙において「本体整備地区」という。）の次の要件を満たす周辺地区において、周辺耕作放棄地等の解消のため、農業用排水施設、農道、整地工等の基本的な整備を実施することとする。

- （ア）本体整備が実施されている行政区内であること。
- （イ）本体整備地区の産地育成・強化のために整備を行う必要があること。
- （ウ）次のいずれかに該当すること。
 - a 当該農地の整備の実施と本体整備地区の営農との間に直接的な関連性があること（この場合において、「直接的な関連性がある」とは、基本条件確保整備を実施しなければ本体整備地区内の営農に支障が生じる、あるいは基本条件確保整備を実施することにより本体整備地区内の営農が促進されることについて明確な因果関係が認められるものであって、本体整備地区内の受益者を特定した具体的な効果が認められることをいう。）。
 - b 同一の農業用排水施設及び農道を共有する区域内にあること（この場合において、「共有する区域」とは、本体整備地区内を通過する農業用排水施設や農道の受益区域であり、かつ本体整備地区内の施設から直接の便益を受けている区域のことをいう。）。
 - c その他、本体整備地区と一体的に取り扱うべき区域にあると認められること。ただし、複数の客観的な指標により一体性が確認できるとともに、基本条件確保整備を行わない場合に本体整備地区の産地育成・強化に大きな支障が生じることが具体的に認められるものであって、本体整備地区内の受益者を特定した具体的な支障が認められるものに限る。

ケ ㉔産地振興追加補完整備のうち（13）基本条件確保整備における耕作放棄地等とは、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するものとし、（イ）又は（ウ）の要件を満たすかどうかは、農地所有者等の自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手（農業経営基盤強化促進法施行令附則第 2 項の農林水産大臣の定める基準を定める件（平成 16 年 4 月 1 日農林水産省告示第 891 号）第 1 号に規定する基準に適合する農業者若しくは農業者の組織する団体又は地域計画（基盤強化法第 19 条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤強化法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織）、市町村の基本構想（農業経営基盤

- 強化促進法第6条第1項に定める基本構想)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。)の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、市町村長が判断するものとする。
- (ア) 現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されない見込まれる農地
- (イ) 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響等の観点から土地管理が行われている農地
- (ウ) 現に耕作の目的に供されている農地であって、基盤整備地区に係る活性化法第7条第1項の規定に基づき、活性化計画を農林水産大臣に提出する時点において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を止める見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地
- コ ⑬高生産性農業用機械施設の実施に当たっては、農業者が農業用機械を所有することは認めない。ただし、農業者が他の事業実施主体から当該機械をリースする方式は認める。なお、この場合、次の要件をすべて満たさなければならない。
- (ア) 利用料金は、「事業費のうち事業実施主体負担額÷当該機械の耐用年数÷年間管理費」以下であること。
- (イ) 利用者は、機械の利用を責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。
- (ウ) 事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料の納入期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリースの契約を締結するものであること。
- サ ⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設の規模については、実需者との取引が確実になっている範囲に限る。
- シ ⑬自然・資源活用施設のうち発電設備については、⑰農林水産物処理加工施設又は⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちの施設に附帯する設備とする。
- (10) 1の(10)において実施できる事業は、1の表の⑩農業集落道、⑪簡易給排水施設、⑫地域連携販売力強化施設、⑬農林漁業・農山漁村体験施設、⑭自然・資源活用施設のうち発電設備及び⑮高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設とし、次の要件を満たすものとする。
- ア ⑩農業集落道及び⑪簡易給排水施設の整備に当たっては、対象地域が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第5条第1項に規定する市町村計画(交付対象計画の決定がなされた年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。)に定める整備地区の区域であること。
- イ ⑪簡易給排水施設は、(7)のアの要件を満たすこと。
- ウ ⑫地域連携販売力強化施設及び⑮高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の整備に当たっては、当該施設が宿泊体験活動における受入機能の強化及びグリーン・ツーリズム等を通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設であること。
- エ ⑭自然・資源活用施設のうち発電設備については、⑫地域連携販売力強化施設及び⑬農林漁業・農山漁村体験施設に附帯する設備とする。
- (11) 1の(11)において実施できる事業は、1の表の⑨土地改良施設保全、⑩農業集落道、⑪飲雑用水・防災安全施設、⑫小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型及び(3)環境創造・保全型のうちアからオまで並びに⑬景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型並びに(2)環境創造型のうちア及びイとし、次の要件を満たすものとする。
- ア ⑨土地改良施設保全については、次の要件を満たすものとする。
- (ア) (1)農道保全対策及び(2)安全施設整備については、受益面積がおおむね5ha以上であること。
- (イ) (3)農村のみち整備については、市町村によって地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶルートが計画され、この計画に沿って行われる整備延長の合計が1km以上であること。
- イ ⑫小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型及び⑬景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型については、次の要件を満たすものとする。
- (ア) 良好な景観形成に取り組んでいる地域であること。
- (イ) 農山漁村地域における美しい景観形成の取組による地域振興の観点から踏まえたものとする。
- (ウ) 事業の実施地域における文化的景観の有する形態及び意匠を踏まえたものとする。
- ウ ⑩農業集落道、⑪飲雑用水・防災安全施設、⑫小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のうちアからオまで及び⑬景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型のうちア及びイについては、次の要件を満たすものとする。
- (ア) 環境創造区域であること。
- (イ) 地域住民等による土地改良施設(土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設をいう。)等の維持管理活動を促進する体制が整っており、土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが認められること。
- (ウ) ⑩農業集落道、⑪飲雑用水・防災安全施設及び⑫小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のうちアからオまでを実施する場合には、⑬景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型のうちア及びイのいずれかの事業と併せて行うものとする。
- (12) 1の(12)において実施できる事業は、1の表の⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちの施設の施設及び⑲自然・資源活用施設とし、次の要件を満たすものとする。
- ア 事業実施主体は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号)第4条第3項の認定生産製造連携事業計画(以下この別紙において「認定計画」という。)に従って事業を行う認定事業者でなければならない。
- イ 本事業のために生産される新用途米穀は、認定計画において定められた水田で生産されたものであることを基本とすること。
- ウ 2の事業実施主体のうち、計画主体が指定した者である民間事業者が本事業を実施する場合においては、認定計画の対象とする生産者の水田面積がおおむね5ha以上であること。
- エ ⑬高生産性農業用機械施設のうち普通型コンバインは、生産者の水田面積がおおむね50ha以上の共同利用機械に限る。

オ ③自然・資源活用施設のうち発電設備については、⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちの施設に附帯する設備とする。

(13) 1の(13)において実施できる事業は、1の表の③自然・資源活用施設とし、次の要件を満たすものとする。

ア 施策の実施区域が農業振興地域内の区域又は農業振興地域以外の区域であって農業振興地域内の区域と一体的に整備することが相当と認められる区域であること。

イ 地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画が定められているとともに、整備する施設が当該計画に位置付けられていること及び施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定すること。また、当該目標の達成状況については、本運用第16に定める事業実施後の評価の際に評価を行うこと。

ウ ③自然・資源活用施設のうち、発電設備については、別表2の交付対象事業欄の処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境等活用交流学習施設の施設に附帯する設備とし、土地改良施設の維持管理費軽減を目的とする発電施設は交付対象としないものとする。

(14) 1の(14)において実施できる事業は、1の表の⑨指定棚田地域保全整備とし、次の要件を満たすものとする。

ア 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第12条の規定の適用を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づくものであること。

イ ⑨指定棚田地域保全整備のうちアからオについては、土地改良施設保全等以外の事業メニュー又は⑨指定棚田地域保全整備のうちカからケと併せ行うものとする。

ウ ⑨指定棚田地域保全整備のうちアからエについては、次の（ア）から（ウ）のすべて又は（エ）の要件を満たすものとする。

（ア）勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域であること。

（イ）ア及びイについては、（ア）に規定する地域における農業生産条件を改善するため、地域の特性に即した農地の簡易な整備及び土地改良施設の整備を行うものとする。なお、各工種の合計の受益面積は1ha以上とする。

（ウ）エについては、原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とする。

（エ）⑨指定棚田地域保全整備のうちク及びケのいずれかの事業と併せて行うものとする。

エ ⑨指定棚田地域保全整備のうちオ及びコについては、ウの（ア）を満たすものとする。

3 事業実施主体

(1) 1の(1)の事業内容にあつては、PFI事業者は、1の表の⑥地域連携販売力強化施設及び⑫リサイクル施設に限るものとする。

(2) 1の(7)の事業内容にあつては、沖縄県は、1の表の④高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設に、土地改良区は、⑩農業集落道及び⑪簡易給排水施設に限るものとする。

(3) 1の(10)の事業内容にあつては、地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会、PFI事業者、NPO法人及び地域協議会は、1の表の⑩農業集落道及び⑪簡易給排水施設に限るものとする。

(4) 1の(11)の事業内容にあつては、沖縄県、地方公共団体等が出資する法人及び地域再生推進法人は、1の表の⑩農業集落道、⑫飲雑用水・防災安全施設、⑬小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型及び⑭景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型に、農業協同組合及び土地改良区は、1の表の⑨土地改良施設保全のうち(1)農道保全対策及び(2)安全施設整備、⑩農業集落道、⑫飲雑用水・防災安全施設、⑬小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型及び(3)環境創造・保全型並びに⑭景観・生態系保全整備に、農業協同組合連合会、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、農地中間管理機構、農業委員会及び土地改良区連合は、1の表の⑨土地改良施設保全のうち(1)農道保全対策及び(2)安全施設整備に、農林漁業者の組織する団体は、⑩農業集落道、⑫飲雑用水・防災安全施設、⑬小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型及び(3)環境創造・保全型並びに⑭景観・生態系保全整備に限るものとする。

(5) 1の(13)の事業内容にあつては、NPO法人は、本運用第3の3の(1)及び(2)の要件のうち、(2)の要件のみを満たす法人を含むものとする。

4 交付額算定交付率

(1) 1の(1)の事業内容を本運用第2の5の計画主体が指定した者である木材関連業者等の組織する団体又は地域材を利用する法人（林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号農林水産省林野庁長官通知。）以下この別紙において「林業交付金通知」という。）の別表2の1の9の(2)の①のエ及びオに規定する木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人をいう。）が事業を実施する場合においては、林業交付金通知の別表2の1の9の表の交付率欄の交付率に準ずるものとする。

(2) 1の(9)の事業内容にあつては1/2とする。ただし、⑮産地振興追加補完整備の(1)農業用排水施設から(9)生産環境整備まで及び(13)基本条件確保整備については8/10とする。

(3) 1の(10)の事業内容について、NPO法人が事業実施主体の場合は1/2とする。

(4) 1の表の⑨土地改良施設保全については8/10とする。

(5) 1の(12)の事業内容にあつては、1/2とする。

(6) 1の(14)の事業内容にあつては8/10とする。

第2 森林資源利活用支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、次に掲げる施設の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

(1) 都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資する施設

(2) 地域の資源である森林空間を総合的に利用し、林業体験、森林のレクリエーション的利用、教育・文化的利用等都市との交

流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設

事業メニュー	事業の内容
新規就業者等技術習得管理施設 ⑭新規就農者等技術習得管理施設	林業技術・経営管理能力等の習得のための研修施設、木材加工実習施設、林業実習林整備等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ⑮地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による林産物、木工品等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（ＩＴ関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ⑯リサイクル施設	間伐材の利活用を促進するための高性能林業機械、移動式チップパー、汎用機械、木材チップ加工施設、機械保管倉庫、作業路網等及びこれらの附帯施設の整備
⑰自然・資源活用施設	ア バイオマス熱電供給設備、地域活性化に資する給電施設及びこれらの附帯施設の整備 イ 小型水力発電設備、風力発電設備、太陽光発電設備、地域活性化に資する給電施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ⑱高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の林業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要となる施設及びこれらの附帯施設の整備
景観・生態系保全整備 ⑲景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した施設や周囲の景観に調和させるための施設等の整備又は修景及びこれらの附帯施設の整備 イ 自然再生の視点に基づき行われる生態系の回復や環境保全に資する施設（魚道等）、緑の回廊（植栽、植木等）等及びこれらの附帯施設の整備

2 要件

- (1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の⑭新規就農者等技術習得管理施設、⑯リサイクル施設、⑰自然・資源活用施設、⑱高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設、⑲景観・生態系保全整備とし、次の要件を満たすものとする。

ア 特定市町村等の要件等について（平成17年3月23日付け16林整計第343号林野庁長官通知）における特定市町村又は準特定市町村であって、次のいずれかに該当する地域で実施するものとする。

(ア) 振興山村地域

(イ) 過疎地域

(ウ) 特定農山村地域であって、林野面積の占める比率が75%以上、かつ人工植栽に係る森林面積の占める比率が沖縄県の平均以上であるもの

イ ⑰自然・資源活用施設のうちイの施設については、⑭新規就農者等技術習得管理施設に附帯する設備とする。

- (2) 1の(2)において実施できる事業は、1の表の⑮地域連携販売力強化施設及び⑰自然・資源活用施設のうちイの施設とし、事業実施に当たっての細則は次のとおりとする。

ア 森林の保健機能増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第6条第3号の規定に基づく森林保健機能増進計画の認定を受けた地域又は受けることが確実と見込まれる地域（以下この別紙において「森林保健機能増進計画認定地域」という。）において実施するものとする。

イ 整備する施設は、原則として木造とする。

ウ 対象地域は、原則として5戸以上の森林所有者が所有する私有林であって、このうち一の森林所有者の所有する森林の面積が当該地域の森林面積の2分の1未満とする。ただし、林業者の就労の促進等林業者の定住の促進に資する面が大きい場合においては、公有林又は国有林を対象地域とすることができるものとする。

エ 事業実施に当たっては、既存樹木の伐採をできるだけ少なくし、地形を大きく変更する工事は必要最小限にとどめるものとする。

オ ⑰自然・資源活用施設のうちイの施設については、⑮地域連携販売力強化施設に附帯する設備とする。

- (3) 事業実施に当たっては、可能な限り、高齢者や障害者等の利用に配慮した森林・施設の整備を行うこととする。

3 事業実施主体

1の(2)の事業にあつては、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。ただし、農林漁業者の組織する団体及び地方公共団体等が出資する法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合は、林業の振興をその目的とするものに限る。また、森林組合であつて収支を伴う施設について単独で事業実施する場合にあつては、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの

総合的な監督指針（平成 30 年 3 月 27 日付け 29 林政経第 359 号林野庁長官通知）に基づき、沖縄県知事により中核組合に認定された森林組合に限るものとする。

第3 漁村振興支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、安全・安心な暮らしの確保、環境への配慮等の漁村地域の活性化を図るために必要な施設等の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
簡易給排水施設等 ②⑩簡易給排水施設	生活雑排水等の流入する水路等の浄化設備、既存排水処理施設の機能強化に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備
②⑪飲雑用水・防災安全施設	ア 飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水、配水等、取水から配水までの施設及びこれらの附帯施設（配水管については幹線及び主要な支線とし、個別給水管を除く。）の整備 イ 漁村等の保全と防災安全のために必要な土砂崩落防止施設、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火施設、避難広場や避難路、小規模な避難施設、救命・救急用資機材や非常用食料・救援物資の備蓄保管庫、防災対策に必要な施設や避難のための階段や手すり、非常用電源を確保するための施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ②⑫地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による水産物等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（I T 関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用起業支援施設 ③⑬地域資源活用起業支援施設	地域の就業機会創出のための、遊漁、ダイビング等地域資源を活用した地域活性化の取組に利用される係留施設、休憩所、機材保管庫、観察用の海中林、増殖施設、釣りやダイビングと漁業との調整用の魚礁等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ③⑭リサイクル施設	集落内で発生する生ゴミ、汚泥等をリサイクルするための施設及びこれらの附帯施設の整備
③⑮自然・資源活用施設	ア 漁港施設や共同利用施設への風力・太陽光等の自然エネルギー供給施設、地域活性化に資する給電施設及びこれらの附帯施設の整備 イ コージェネレーションシステム、バイオマス発電、廃棄物発電等の省エネ化を推進するための施設及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ④⑯高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	集落内公共施設等の段差解消、幅広歩道、集落内道路等及びこれらの附帯施設の整備
④⑰船舶離発着施設	離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所（トイレ、休憩所等）、浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらの附帯施設の整備
④⑱景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した生活基盤施設、交流基盤施設、情報基盤施設、歴史伝承施設、周囲の景観に調和させるための公的施設の改良等及びこれらの附帯施設の整備 イ 照明、石畳、歴史的建造物の保全・修復、植栽、トイレ、四阿等及びこれらの附帯施設の整備

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

2 要件

本支援に該当する事業は、次の要件を満たすものとする。

- （１）原則として、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサス（指定統計第 67 号）の対象となる漁業集落を対象とするものとする。ただし、次の場合についてはこの限りではない。

ア １の表の②⑪飲雑用水・防災安全施設のうちイの施設、②⑭リサイクル施設及び③⑮自然・資源活用施設のうちアの施設について、漁村地域の環境負荷の低減や生活環境の改善に資することが確実である場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を対象とすることができる。

イ １の表の②⑫地域連携販売力強化施設については、五法指定地域等を対象とすることができる。また、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものであり、かつ情報発信の前進基地としてその取組の紹介や P R 活動が併せて行われるものである場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を対象とすることができる。

ウ １の表の③⑬地域資源活用起業支援施設については、五法指定地域等を対象とすることができる。また、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものである場合、海域についても実施地域の対象とすることができる。

- （２）１の表の③⑮自然・資源活用施設については、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水港第 2575 号水産庁長官通知）別記 7 の第 3 の 2 の（１）のアの対象施設欄に掲げる再生可能エネルギーの実施要

件欄に掲げる施設とする。

また、㉓自然・資源活用施設のうち発電設備については、㉔地域連携販売力強化施設に附帯する設備とする。

- (3) 1の表の㉕景観・生態系保全整備のうちアの施設は、地方単独事業等（国の負担又は補助を得ないで実施する事業をいう。）のソフト事業（施設等を整備する事業以外のものをいう。）と一体的に実施するものとする。ただし、景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項に規定する景観計画区域及び同法第61条に規定する景観地区においてはこの限りでない。

2. 交流対策型

本要件類別に該当する事業の実施については、農山漁村と都市との地域間交流等の促進を図り、農山漁村の活性化を推進するため、第1から第3までに掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体

別表4に定めるほか、第1及び第2に掲げるとおりとする。

(2) 交付額算定交付率

第1から第3までは2/3とする。ただし、第1及び第2において定めるものにあつては、この限りではない。

(3) 対象地域

- ア 第1の1の(1)の対象地域は、五法指定地域等とする。ただし、次の場合は、対象地域とすることができるものとする。
- (ア) 自然的、社会的、経済的条件、地域的なまとまり又は市町村の面積に占める対象地域の割合等からみて、五法指定地域等以外の地域と併せて対象地域として実施することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、当該地域を併せて対象地域とすることができるものとする。
- (イ) 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域等の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであつて、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㉓都市農山漁村総合交流促進施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕地域資源活用交流促進施設、㉖地域連携販売力強化施設及び㉗自然環境保全・活用交流施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。
- イ 第1の1の(2)、(3)及び(4)、第2並びに第3の対象地域は、それぞれに掲げるとおりとする。

第1 農村地域等振興支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、以下に掲げる施設等の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

- (1) 多様な農山漁村と都市との交流の促進及び地域農林漁業者の安定的な就業・所得機会の創出等に必要な施設等の整備
- (2) 農山漁村における受入機能の強化のために必要な施設等の整備
- (3) 地域内外の住民の交流を図るため、多様な生態系や美しい景観等の農業・農村がもつ多面的機能の発揮に資する土地改良施設等の整備、改修又は修景
- (4) 指定棚田地域における棚田等の保全及び良好な景観の形成、自然環境の保全等の多面にわたる機能の維持による指定棚田地域の振興に関し必要な整備

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ㉓都市農山漁村総合交流促進施設	ア 地域の総合案内・情報受発信機能や地域農産物、地域特産品、地域文化財、伝統文化等の地域の諸資源の展示・紹介等を通じた都市と農山漁村の交流促進のための施設及びこれらの附帯施設の整備 イ 地域特産品、地域文化財の展示施設、農産物加工体験施設、外国人旅行者等の利便性に配慮した観光案内所、伝統文化継承施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉔廃校・廃屋等改修交流施設	農山漁村の廃校及び廃屋等を活用した交流施設等並びにこれらの附帯施設の整備
㉕地域資源活用交流促進施設	地域農産物、地域特産物、地域文化財、名所旧跡等の地域の諸資源の提供や活用を通じての都市と農山漁村の交流推進のための施設及びこれらの附帯施設の整備
㉖地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（ＩＴ関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉗農林漁業・農山漁村体験施設	ア 農作物の収穫等の農作業、間伐等の森林作業、地引き網等の漁業作業等農林漁業の体験、農林漁業技術の伝承等のために必要な体験施設、滞在施設、体験農園等及びこれらの附帯施設の整備 イ 都市住民等が余暇等を利用して農山漁村に対する理解を深めるために必要な農山漁村体験滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備 ウ 地域内外の住民の交流のための農地を利活用した農作業交流空間としての体験学習農園、オーナー制農園及びこれらに類する施設の整備 エ 市民農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設（休憩所、更衣室等）、農機具収納施設、コミュニティ広場、福祉活用促進施設及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ㉘自然環境保全・活用交流施設	ア 農山漁村の景観の保全のための電線埋設や伝統的家屋等の移転、移築、修繕等及びこれらの附帯施設の整備 イ 地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に必要な保全活動準備休憩施設、共同利用機械格納施設及びこれらに類する施設の整備 ウ 土地改良施設等で地域内外の住民が親しみ、保全活動へ参加する契機となるような次の整備を行うものとする。 (ア) 土地改良施設等で人々が親しむために必要な植樹、芝生、緑化施設、親水護岸、親水施設、遊歩道及びこれらに類する施設の整備

	(イ) (ア) の整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備 エ 散策道、案内板、駐車場等簡易な施設、電線の埋設等及びこれらの附帯施設の整備
②⑨宿泊体験活動受入拠点施設	子供たちの農山漁村宿泊体験に必要な次の施設等の整備 ア 廃校・廃屋等改修 子供たちを受け入れるために必要となる廃校・廃屋の改修・移設及びこれらの附帯施設の整備 イ 離れ、蔵、土蔵等改修 子供たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合におけるトイレ、風呂、ユニットバス、手洗い場、必要に応じて消防用施設等の整備 ウ 宿泊体験活動施設整備 子供たちを受け入れるために必要となるトイレ、風呂、ユニットバス、台所、洗面所、消防用施設等の整備 エ 安全確保施設 子供たちの安全を確保するために必要な安全灯、転落防止柵等の整備
③⑩教養文化・知識習得施設	自然環境を活かした農山漁村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要な自然・動植物観察施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ③③自然・資源活用施設	バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギーを活用した発電施設、地域活性化に資する給電施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ④④高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備
景観・生態系保全整備 ③⑧景観・生態系保全整備 (1) 景観保全型	農地又は土地改良施設と一体的なものであって、美しい景観形成に必要な次の整備とする。 ア 家畜の飼養、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の改修又は修景 なお、営農飲雑用水施設には、次の施設を含むものとする。 (ア) 簡易給水施設 農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設 (イ) 簡易排水施設 し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等 (ウ) 飲雑用水施設 飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水又は排水等取水から排水までの施設 イ 農業用排水の水質保全又は機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれに附帯する処理施設等の改修又は修景 ウ 農業者等農村在住者の健康増進と憩いの場を整備するための児童公園、運動広場、緑地等に係る利用施設及びこれに附帯する施設の改修又は修景 エ 区画整理等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備に係る修景 オ 農業集落の防災安全のための土砂崩落防止施設、防護柵、承水路工、排水工、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火水槽、消火栓等の改修又は修景 カ 農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公益施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘り返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の改修又は修景 キ 農業用排水路、農業ため池等の水質浄化に配慮した施設、親水広場等の改修又は修景 ク 公共広場、公共施設等の周辺環境の美化等を図るための施設の改修又は修景 ケ 農村在住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の改修又は修景 コ 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理再利用等の施設の改修又は修景 サ 区画整理事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするものによる改修又は修景 (ア) 市民農園法第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備とこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの (イ) 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの (ウ) (ア) 又は (イ) に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするもの

(2) 環境創造型	シ 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境・生態系保全機能の増進を図るための施設の改修又は修景 ス 農村地域における地域資源を利活用（処理及び再利用を含む。）し、農業生産の補完等を行うための施設の改修又は修景 セ 農業生産活動又は農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備に係る改修又は修景 ソ その他農村生活環境基盤施設の改修又は修景 タ 美しい景観を形成する上で必要となる農業生産基盤施設及び農村生活環境基盤施設の周辺施設の改修又は修景 ただし、次の施設等及びこれらに類似する施設等は除くものとする。 (ア) 乾燥調製貯蔵施設、製糖工場等の大規模な施設 (イ) 文化教育、健康増進及び娯楽に供する施設 (ウ) 個人、民間団体等が所有する施設及び土地（農地を除く。） (エ) その他本施策の目的及び趣旨に合致せず、社会通念上ふさわしくないもの 自然再生の視点に基づく次の整備とする。 ア 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。 (ア) 植栽による法面・畦畔の被覆 (イ) 法面の保護・補修 (ウ) 農業用排水路及び農業用ため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等） (エ) 植樹、芝生及び緑化施設の整備 (オ) その他景観の保全施設の整備 イ 土地改良施設等における自然再生の視点に基づき行われる次の生態系保全型の施設整備を行うものとする。 (ア) 水田魚道 (イ) ビオトープ (ウ) 農業用水路、農業用ため池等に設置する動植物生育施設（魚巢ブロック等） (エ) 生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工 (オ) 緑の回廊（植栽、植木等） (カ) 土砂の流出入防止施設（沈砂池、法面保護工等） (キ) その他生態系の保全施設 ウ ア及びイの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備
指定棚田地域保全整備 ㊸指定棚田地域保全整備	棚田の有する多面的機能（農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成等）の維持のために指定棚田地域において行う次の整備とする。 ア 指定棚田地域における棚田内において、都市住民との交流促進のために行う遊歩道等の改修及び修景 イ 区画整理事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするものによる改修又は修景 (ア) 市民農園法第2条に規定する市民農園の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの (イ) 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの (ウ) (ア) 又は (イ) に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするもの ウ 棚田の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。 (ア) 植栽による法面・畦畔の被覆 (イ) 法面の保護・補修 (ウ) 農業用排水路及び農業用ため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等） (エ) 植樹、芝生及び緑化施設の整備 (オ) その他景観の保全施設の整備 エ 棚田における生態系保全のために必要な次の整備 (ア) 水田魚道 (イ) ビオトープ (ウ) 農業用水路、農業用ため池等に設置する動植物生育施設（魚巢ブロック等） (エ) 生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工 (オ) 緑の回廊（植栽、植木等） (カ) 土砂の流出入防止施設（沈砂池、法面保護等）

(キ) その他生態系の保全施設
オ ウ及びエの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備
カ 散策道、案内板、駐車場等簡易な施設、電線の埋設等及びこれらの附帯施設の整備

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

2 要件

- (1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちアの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕地域資源活用交流促進施設、㉖地域連携販売力強化施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちアからウまでの施設、㉘自然環境保全・活用交流施設のうちアからウまでの施設、㉙教養文化・知識習得施設、㉚自然・資源活用施設、㉛高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設及び㉜景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型とし、次の要件を満たすものとする。

ア ㉙教養文化・知識習得施設については、以下に定めることについて配慮等するものとする。

(ア) 事業の実施に当たっては、文部科学省における学校外を中心とした農林水産業体験学習等に関する事業等との連携、協調に配慮するものとする。

(イ) 事業実施主体は、市町村の農林水産担当部局と教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとし、農林漁業体験、自然学習、滞在等に係る受入れ体制を整備するために地域内の農林漁業者、農家民宿経営者等の協力を要請するものとする。

イ ㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設、㉘自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設並びに㉜景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型については、原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とし、次の要件をすべて満たす地域で実施するものとする。

(ア) 市町村により、土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置がなされている市町村の区域

(イ) 環境創造区域

(ウ) 勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域

ウ ㉚自然・資源活用施設については、㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちのアの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕地域資源活用交流促進施設、㉖地域連携販売力強化施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちアからウまでの施設、㉘自然環境保全・活用交流施設のうちアからウまでの施設又は㉙教養文化・知識習得施設に附帯する設備とする。

エ ㉛高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設については、次の要件を満たすものとする。

(ア) 高齢者を対象とした施設の整備に当たっては、市町村農山漁村地域高齢者ビジョン（農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領（平成7年4月1日付け7農蚕第1804号農林水産事務次官依命通知）別表1の4の(3)のイに基づく市町村農山漁村地域高齢者ビジョンをいう。）、市町村老人福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく計画をいう。）等地域における高齢者対策に係る各種計画との整合性に配慮するものとする。

(イ) 市町村長等は、地方公共団体の農林水産担当部局、厚生担当部局及び教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとする。

- (2) 1の(2)において実施できる事業は、1の表の㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちイの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕地域連携販売力強化施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちエの施設、㉘自然環境保全・活用交流施設のうちエの施設、㉙宿泊体験活動受入拠点施設、㉚教養文化・知識習得施設、㉛自然・資源活用施設及び㉜高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設とし、次の要件を満たすものとする。

ア ㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちイの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設及び㉘自然環境保全・活用交流施設のうちエの施設の整備に当たっては、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第5条第1項に規定する市町村計画（交付対象計画の決定がなされた年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。）に定める整備地区の区域であることとする。

イ ㉕地域連携販売力強化施設、㉙教養文化・知識習得施設及び㉜高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の整備に当たっては、当該施設が宿泊体験活動における受入機能の強化及びグリーン・ツーリズム等を通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設であることとする。

ウ ㉙宿泊体験活動受入拠点施設の整備に当たっては、次によるものとする。

(ア) 施設の整備については、地域が一体となって受入地域協議会を設立し、小学校1学年規模での子供たちを対象とした宿泊体験活動を行うものであること。

(イ) 事業の内容欄の(2)離れ、蔵、土蔵等改修については、子供たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合における必要最低限の新設・改修に限る。ただし、離れが母屋と廊下で繋がっている場合にあっては、廊下の改修を除く。

(ウ) 事業の内容欄の(3)宿泊体験活動施設整備については、子供たちを受け入れるために必要となる施設のうち母屋にある既存の施設を改修するのではなく、宿泊させる子供の人数に見合った数量で、かつ既存の場所以外の場所に増設をするものに限る。また、消防用施設等については、消防法（昭和23年法律第186号）第17条及び条例で義務付けられている施設等に限る（ただし、規制緩和により義務付けを緩和されているものについては、この限りではない。）。

エ ㉚自然・資源活用施設については、㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちのイの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕地域連携販売力強化施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちエの施設、㉘自然環境保全・活用交流施設のうちエの施設、㉙宿泊体験活動受入拠点施設及び㉙教養文化・知識習得施設に附帯する設備とする。

- (3) 1の(3)において実施できる事業は、1の表の㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設、㉘自然環境保全・活用交

流施設のうちイ及びウの施設、㉔自然・資源活用施設及び㉕景観・生態系保全整備のうち（１）景観保全型並びに（２）環境創造型のうちア及びイとし、次の要件を満たすものとする。

ア ㉔景観・生態系保全整備のうち（１）景観保全型については、次の要件を満たすものとする。

（ア）良好な景観形成に取り組んでいる地域であること。

（イ）農山漁村地域における美しい景観形成の取組による地域振興の観点から踏まえたものとする。

（ウ）事業の実施地域における文化的景観の有する形態及び意匠を踏まえたものとする。

イ ㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設、㉕自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設並びに㉕景観・生態系保全整備のうち（２）環境創造型のうちア及びイについては、次の要件を満たすものとする。

（ア）環境創造区域であること。

（イ）地域住民等による土地改良施設（土地改良法第２条第２項第１号に規定する土地改良施設をいう。）等の維持管理活動を促進する体制が整っており、土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが認められること。

（ウ）㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設及び㉕自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設を実施する場合には、㉕景観・生態系保全整備のうち（２）環境創造型のうちア及びイのいずれかの事業と併せて行うものとする。

ウ ㉔自然・資源活用施設については、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設並びに㉕自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設に附帯する設備とする。

（４）１の（４）において実施できる事業は、１の表の㉔指定棚田地域保全整備とし、次の要件を満たすものとする。

ア 棚田地域振興法（令和元年法律第４２号）第１２条の規定の適用を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づくものであること。

イ ㉔指定棚田地域保全整備のうちウからオについては、勾配１／２０以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の１／２以上を占める地域で実施するものとする。

ウ ㉔指定棚田地域保全整備のうちカについては、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成６年法律第４６号）第５条第１項に規定する市町村計画（交付対象計画の決定がなされた年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。）に定める整備地区の区域であることとする。

３ 事業実施主体

（１）１の（１）の事業内容にあつては、沖縄県は、１の表の㉔都市農山漁村総合交流促進施設のうちアの施設、㉕地域資源活用交流促進施設、㉖地域連携販売力強化施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちア、イ及びウの施設、㉕自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設、㉘教養文化・知識習得施設、㉙高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設並びに㉕景観・生態系保全整備のうち（２）環境創造型に、地方公共団体が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、農林漁業者の組織する団体及び地域再生推進法人は、１の表の㉔都市農山漁村総合交流促進施設のうちアの施設、㉚廃校・廃屋等改修交流施設、㉕地域資源活用交流促進施設、㉖地域連携販売力強化施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちア及びイの施設、㉕自然環境保全・活用交流施設のうちアの施設、㉘教養文化・知識習得施設並びに㉙高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設に、土地改良区は、㉚廃校・廃屋等改修交流施設、㉖地域連携販売力強化施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設、㉕自然環境保全・活用交流施設のうちア、イ及びウの施設並びに㉕景観・生態系保全整備のうち（２）環境創造型に、農業委員会及び漁業生産組合は、㉖地域連携販売力強化施設に、生産森林組合は、㉖地域連携販売力強化施設に、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、㉔都市農山漁村総合交流促進施設のうちアの施設、㉕地域資源活用交流促進施設、㉖地域連携販売力強化施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちア及びイの施設、㉘教養文化・知識習得施設並びに㉙高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設に、教育委員会は、㉔都市農山漁村総合交流促進施設のうちアの施設、㉕地域資源活用交流促進施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちア及びイの施設並びに㉘教養文化・知識習得施設に、ＰＦＩ事業者は、㉔都市農山漁村総合交流促進施設のうちアの施設、㉕地域資源活用交流促進施設、㉖地域連携販売力強化施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちア及びイの施設並びに㉘教養文化・知識習得施設に、地方公共団体の一部事務組合は、㉚廃校・廃屋等改修交流施設、㉖地域連携販売力強化施設、㉕自然環境保全・活用交流施設のうちアの施設に限るものとする。

（２）１の（２）の事業内容にあつては、地方公共団体が出資する法人、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会、ＰＦＩ事業者、ＮＰＯ法人及び地域協議会は、１の表の㉔都市農山漁村総合交流促進施設のうちイの施設、㉚廃校・廃屋等改修交流施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちエの施設及び㉕自然環境保全・活用交流施設のうちエの施設に、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体及び地域再生推進法人は、㉔都市農山漁村総合交流促進施設のうちイの施設、㉚廃校・廃屋等改修交流施設、㉖地域連携販売力強化施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちエの施設、㉕自然環境保全・活用交流施設のうちエの施設、㉘教養文化・知識習得施設及び㉙高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設に、受入地域協議会は、㉚宿泊体験活動受入拠点施設に限るものとする。

（３）１の（３）の事業内容にあつては、沖縄県、地方公共団体等が出資する法人、地域再生推進法人は、１の表の㉗農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設、㉕自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設並びに㉕景観・生態系保全整備のうち（２）環境創造型に限るものとする。また、㉕のうち（１）にあつては、農林漁業者の組織する団体は法人に限るものとする。

４ 交付額算定交付率

（１）１の（１）で実施する事業のうち、㉖地域連携販売力強化施設については、本運用第３の５の計画主体が指定した者である木材関連業者等の組織する団体又は地域材を利用する法人（林業交付金通知の別表２の１の９の（２）の①のエ及びオに規定する木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人をいう。）が事業を実施する場合においては、林業交付金通知の別表２の１の９の表の交付率欄の交付率に準ずるものとする。

- (2) 1の(2)の事業内容について、NPO法人が事業実施主体の場合は1/2とする。
 (3) 1の(4)の事業内容にあつては8/10とする。

第2 森林資源利活用支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、以下に掲げる施設の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

- (1) 都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資する施設
 (2) 地域の資源である森林空間を総合的に利用し、林業体験、森林のレクリエーションの利用、教育・文化的利用等都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ②③都市農山漁村総合交流促進施設	特産品・文化財の展示、木材加工体験及び伝統文化継承等の都市と山村の交流の推進のために必要な機能を有する施設及びこれらの附帯施設の整備
②④廃校・廃屋等改修交流施設	都市と山村の交流施設等として活用する廃校、廃屋等の改修等及びこれらの附帯施設の整備
②⑥地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による林産物、木工品等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ②⑦農林漁業・農山漁村体験施設	ア 木工芸体験施設、技術の伝承等のために必要な林業体験林、山菜園、きのこ園等の体験施設、滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備 イ 都市住民等が余暇等を利用して山村に対する理解を深めるために必要な体験施設、滞在施設及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学习施設 ②⑧自然環境保全・活用交流施設	林間広場施設（森林浴歩道、林間広場、キャンプ場、バンガロー、炊事施設、林間木製遊具施設等）、森林空間管理施設（総合案内施設、鳥獣保護施設、山火事防止施設、修景施業、連絡道、集落散策道、簡易給排水施設等）等及びこれらの附帯施設の整備
②⑩教養文化・知識習得施設	林業・山村に対する理解を促進するための教養文化・知識習得施設及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ②⑬自然・資源活用施設	バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギーを活用した発電施設、地域活性化に資する給電施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ②⑭高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の林業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要となる施設及びこれらの附帯施設の整備
景観・生態系保全整備 ②⑮景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した施設や周囲の景観に調和させるための施設等の整備又は修景及びこれらの附帯施設の整備 イ 自然再生の視点に基づき行われる生態系の回復や環境保全に資する施設（魚道等）、緑の回廊（植栽、植木等）等及びこれらの附帯施設の整備

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

2 要件

- (1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の②都市農山漁村総合交流促進施設、②④廃校・廃屋等改修交流施設、②⑦農林漁業・農山漁村体験施設、②⑧自然環境保全・活用交流施設、②⑩教養文化・知識習得施設、②⑬自然・資源活用施設、②⑭高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設及び②⑮景観・生態系保全整備とし、次の要件を満たすものとする。

ア 特定市町村等の要件等について（平成17年3月23日付け16林整計第343号林野庁長官通知）における特定市町村又は準特定市町村であつて、次のいずれかに該当する地域で実施するものとする。

(ア) 振興山村地域

(イ) 過疎地域

(ウ) 特定農山村地域であつて、林野面積の占める比率が75%以上、かつ人工植栽に係る森林面積の占める比率が沖縄県の平均以上であるもの

イ ②⑬自然・資源活用施設については、②都市農山漁村総合交流促進施設、②④廃校・廃屋等改修交流施設、②⑦農林漁業・農山漁村体験施設、②⑧自然環境保全・活用交流施設及び②⑩教養文化・知識習得施設に附帯する設備とする。

- (2) 1の(2)において実施できる事業は、1の表の②⑥地域連携販売力強化施設、②⑦農林漁業・農山漁村体験施設、②⑧自然環境保全・活用交流施設、②⑩教養文化・知識習得施設及び②⑬自然・資源活用施設とし、事業実施に当たっての細則は次のとおりとする。

ア 森林保健機能増進計画認定地域において実施するものとする。

イ ②⑧自然環境保全・活用交流施設のうち連絡道、集落散策道及び簡易給排水施設（以下この別紙において「連絡道等」とい

う。)については、当該地域の区域外においても整備できるものとする。

ウ 整備する施設は、原則として木造とする。

エ 対象地域は、原則として5戸以上の森林所有者が所有する私有林であって、このうち一の森林所有者の所有する森林の面積が当該地域の森林面積の2分の1未満とする。ただし、林業者の就労の促進等林業者の定住の促進に資する面が大きい場合においては、公有林又は国有林を対象地域とすることができるものとする。

オ 連絡道等以外の事業実施に当たっては、既存樹木の伐採をできるだけ少なくし、地形を大きく変更する工事は必要最小限にとどめるものとする。

カ ㊸自然環境保全・活用交流施設のうち連絡道の整備に当たっては、沖縄県道、市町村道、農道及び林道以外の道路を対象として実施するものとする。ただし、1級及び2級以外の市町村道であって、あらかじめ道路管理者及び沖縄県の道路関係部局との調整が図られた市町村道については、連絡道として実施することができるものとする。

キ ㊹自然・資源活用施設については、㊶地域連携販売力強化施設、㊷農林漁業・農山漁村体験施設、㊸自然環境保全・活用交流施設及び㊺教養文化・知識習得施設に附帯する設備とする。

(3) 事業実施に当たっては、可能な限り、高齢者や障害者等の利用に配慮した森林・施設の整備を行うこととする。

3 事業実施主体

1の(2)の事業にあつては、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。ただし、農林漁業者の組織する団体及び地方公共団体等が出資する法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合は、林業の振興をその目的とするものに限る。また、森林組合であつて収支を伴う施設について単独で事業実施する場合にあつては、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針(平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知)に基づき、沖縄県知事により中核組合に認定された森林組合に限るものとする。

第3 漁村振興支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、都市と漁村の共生・対流の促進、環境への配慮等の漁村地域の活性化を図るために必要な施設等の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ㊸都市農山漁村総合交流促進施設	地域の総合案内機能、地域特産物・文化財等の展示機能等の多様な機能を併せ持つ総合交流施設及びこれらの附帯施設の整備
㊹廃校・廃屋等改修交流施設	都市と漁村の交流施設等として活用する廃校、廃屋、自治体所有の公民館及び幼稚園等の改修・移設及びこれらの附帯施設の整備
㊶地域資源活用交流促進施設	漁村における名所、旧跡等の案内看板等及び海洋深層水を体験するための多目的プール、シャワールーム、休憩室等の施設及びこれらの附帯施設の整備
㊶地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による水産物等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略(IT関連)施設、販売促進(販売・貯蔵・食材提供用)施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ㊷農林漁業・農山漁村体験施設	ア 自然環境豊かな漁村において、水産業等の体験学習を行うための体験学習施設、漁業体験等を行うための漁業体験用船舶、漁具保管庫等及びこれらの附帯施設の整備 イ 都市住民等が余暇等を利用して漁村に対する理解を深めるために必要な滞在施設、野営場等及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ㊸自然環境保全・活用交流施設	釣り、潮干狩り、磯遊びの施設、自然観察のための遊歩道、海中公園、海中のライトアップ用の固定照明施設等及びこれらの附帯施設の整備
㊺教養文化・知識習得施設	漁業・漁村の理解促進に資する伝統文化の学習、自然観察等を行うための施設及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ㊹自然・資源活用施設	バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギーを活用した発電施設、地域活性化に資する給電施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ㊹高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	集落内公共施設等の段差解消、幅広歩道、集落内道路等及びこれらの附帯施設の整備
㊹船舶離発着施設	離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所(トイレ、休憩所等)、浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらの附帯施設の整備
㊹景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した生活基盤施設、交流基盤施設、情報基盤施設、歴史伝承施設、周囲の景観に調和させるための公的施設の改良等及びこれらの附帯施設の整備

	イ 照明、石畳、歴史的建造物の保全・修復、植栽、トイレ、四阿等及びこれらの附帯施設の整備
--	--

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

2 要件

本支援に該当する事業は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 原則として、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサス（指定統計第 67 号）の対象となる漁業集落を対象とするものとする。ただし、次の場合についてはこの限りではない。
 - ア 1 の表の㉔地域資源活用交流促進施設（事業の内容欄の海洋深層水を体験するための多目的プール、シャワールーム、休憩室等の施設（以下この別紙において「海洋深層水体験施設」という。）を除く。）については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものである場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を対象とすることができる。
 - イ 1 の表の㉕地域連携販売力強化施設については、五法指定地域等を対象とすることができる。また、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものであり、かつ情報発信の前進基地としてその取組の紹介や P R 活動が併せて行われるものである場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を対象とすることができる。
 - ウ 1 の表の㉖自然環境保全・活用交流施設については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものである場合は、海域も実施地域の対象とすることができる。
- (2) 海洋深層水体験施設は、次の条件をすべて満たすものとする。
 - ア 引率・指導するインストラクターが常駐し、かつ体験プログラムが策定され、それに基づいてのみ体験が可能であること。
 - イ 水産利用を主目的として整備された海洋深層水取水施設があり、当該施設より直接海洋深層水の入手が可能であること。
 - ウ 当該漁村の振興及び水産業の発展に資する施設であること。
- (3) 1 の表の㉗農林漁業・農山漁村体験施設は、宿泊のみを対象とするものは交付の対象としない。
また、当該漁村の所在市町村以外の地方公共団体が漁村滞在施設を整備する場合は、当該所在市町村と十分な調整を図ること。
- (4) 1 の表の㉘自然・資源活用発電施設については、㉔都市農産漁村総合交流促進施設、㉕廃校・廃屋等改修交流施設、㉔地域資源活用交流促進施設、㉕地域連携販売力強化施設、㉗農林漁業・農山漁村体験施設、㉖自然環境保全・活用交流施設又は㉘教養文化・知識習得施設に附帯する設備とする。
- (5) 1 の表の㉙景観・生態系保全整備のうちアの施設は、地方単独事業等（国の負担又は補助を得ないで実施する事業をいう。）のソフト事業（施設等を整備する事業以外のものをいう。）と一体的に実施するものとする。ただし、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 2 項に規定する景観計画区域及び同法第 61 条に規定する景観地区においてはこの限りでない。

別表4 事業実施主体

事業実施主体	定住促進対策型																	交流対策型						
	第1														第2		第3	第1				第2		第3
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(1)	(2)		(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	
沖縄県	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○
市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地方公共団体の一部事務組合	○			○	○		○	○	○			○	○				○	○						○
地方公共団体等が出資する法人	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○
計画主体が指定した者	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○				○			○			
地域再生推進法人	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○
地域協議会										○				○					○		○			
受入地域協議会																			○					
教育委員会																		○						
農業協同組合	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○			
農業協同組合連合会	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○					○	○					
農林漁業者の組織する団体	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○
土地改良区	○				○	○	○	○	○		○		○	○				○		○	○			
土地改良区連合											○													
数人共同して土地改良事業を行う者											○													
農業委員会	○										○	○						○						
農地中間管理機構											○													
森林組合	○	○		○	○		○	○		○					○	○		○	○			○	○	
生産森林組合	○	○													○	○		○				○	○	
森林組合連合会	○	○		○	○		○	○		○					○	○		○	○			○	○	
流域森林・林業活性化センター															○							○		
地方公共団体が組織する法人																○							○	
漁業協同組合	○		○	○			○	○		○							○	○	○					○
漁業生産組合	○		○														○	○						○
漁業協同組合連合会	○		○	○			○	○		○							○	○	○					○
水産業協同組合																	○							○
中小企業等協同組合																	○							○
一般社団法人又は一般財団法人	○	○	○	○	○		○	○				○	○					○						
P F I 事業者	○							○		○			○			○		○	○				○	
N P O 法人										○			○	○					○		○			

(参考様式1)

農山漁村活性化対策整備事業実施計画
(沖縄振興公共投資交付金)

計 画 主 体 名	計 画 期 間

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス

【記入要領】

- 計画主体名
- ・市町村名にはふりがなをふること。
 - ・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載すること。
- 計画期間
- ・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。
- 連絡先
- ・共同計画の場合は行を追加し、すべての計画主体の連絡先を記入すること。
- メールアドレス
- ・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標の設定根拠

II 評価指標

第1評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
第1評価指標の設定根拠		
第2評価指標(任意)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
第2評価指標の設定根拠		
第3評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
第3評価指標の設定根拠		
評価期間(原則として3年間の効果発現状況を把握する期間)	評価報告予定年(評価期間の終了直後の9月末日まで)	
令和 年 月～令和 年 月	令和 年	

Ⅲ 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量削減目標	温室効果ガス排出量削減目標の設定根拠

【記入要領】

全般

・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

事業活用活性化計画目標

・事業活用活性化計画目標の項目は交付要綱別紙19の別紙に掲げる項目から選択するものとする。

評価指標

・評価指標の記載に当たっては交付要綱別紙19及び「事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について」により記入すること。

温室効果ガス排出量削減目標・発電施設の整備を実施する場合に記載

※別紙19の第5の2の(2)に記載の発電施設の単独設置を実施する場合、Ⅰ及びⅡは記載不要。

事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について

農山漁村活性化対策整備を活用するに当たっては、交付要綱別紙19に定める事業活用活性化計画目標及びそれに対応する評価指標を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。評価指標の設定に当たっては、項目ごとに以下に定めるところによるものとする。

1. 第1評価指標（必須）及び第2評価指標（任意）について

評価指標	事業活用活性化計画目標の評価指標の項目及び設定の考え方
1	雇用者数（新規就農者等を含む）の増加
	○設定する目標は計画区域において整備された施設の常時雇用者数の増加数とし、以下により求めることとする。 新規常時雇用者数（人） ＝（活性化計画により整備した施設における常時雇用者数（人）【目標値】－既存施設等の常時雇用者数（人）【現状値】）
2	地域産物の販売額の増加
	○設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額とし、以下により求めることとする。 計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額（千円） ＝（地域産の農林水産物の販売額（千円）【目標値】－地域産の農林水産物の販売額（千円）【現状値】）
3	定住人口の維持・増加
	○設定する目標は計画区域における転入人数の増加数、転出人数の減少数、転入人数の減少の抑制数又は転出人数の増加の抑制数とし、以下により求めることとする。 計画区域における定住人口の維持・増加数（人）＝転入人数の増加数＝（転入人数（人）【目標値】－転入人数（人）【現状値】） 計画区域における定住人口の維持・増加数（人）＝転出人数の減少数＝（転出人数（人）【現状値】－転出人数（人）【目標値】） 計画区域における定住人口の維持・増加数（人）＝転入人数の減少の抑制数＝（転入人数（人）【目標値】－転入人数（人）【予測値】） 計画区域における定住人口の維持・増加数（人）＝転出人数の増加の抑制数＝（転出人数（人）【予測値】－転出人数（人）【目標値】）
4	滞在者数及び宿泊者数の増加
	○設定する目標は計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数とし、以下により求めることとする。 計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数（人） ＝（滞在者数及び宿泊者数（人）【目標値】－既存施設等の滞在者数及び宿泊者数（人）【現状値】）
5	交流人口の増加
	○設定する目標は計画区域外からの入込客数の増加数とし、以下により求めることとする。 計画区域における交流人口の増加数（人）＝（計画区域外からの入込客数（人）【目標値】－計画区域外からの入込客数（人）【現状値】）

- 注1： 目標値は、事業の効果発現後3年間の目標値を平均し、1年間当たりの値として定めることとする。
目標値の設定に当たっては、事業実施地区における過去の指標の推移や社会経済動向、関連する施策の状況等の事業以外の要因による影響等も勘案し、実現可能性のある合理的な目標値とすること。
- 注2： 現状値は、算出が可能な直近の3年間の実績値を平均し、1年間当たりの値として定めることとする。
（例：活性化計画提出年度H28の場合、現状値は、H25＝50、H26＝100、H27＝150を平均し100とする）
- 注3： 予測値は、算出が可能な直近の3年以上の実績値に基づき、統計的な手法等により算出することとする。
- 注4： 評価指標1について、常時雇用者数は、厚生労働省の毎月勤労統計調査にて調査する常用労働者と定義される者を1年単位で算出した上で3年間の平均値を取ること。
※常時労働者とは、期間を定めずに、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇い労働者で、前2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいう。
※常用労働者には、沖縄県・市町村職員、事業主、法人の代表者及び無給の従事者は除くこと。
※小数第1位まで求めること（※小数第2位以下を四捨五入）。
（算出例①）年間通して雇用する雇用者が、1年目5人、2年目及び3年目4人の場合：（5人＋4人＋4人）×12ヶ月÷12ヶ月÷3年＝4.33≒4.3人
（算出例②）1年のうち、毎年4月から8月末までの5ヶ月間雇用する雇用者が、1年目3人、2年目及び3年目5人いる場合：
（3人＋5人＋5人）×5ヶ月÷12ヶ月÷3年＝1.81≒1.8人
- 注5： 評価指標2について、比較する既存施設等がある場合には、目標値は新しく整備する施設における販売額とし、現状値は既存施設等における販売額とする。また、比較する既存施設等がない場合には、目標値及び現状値は、計画区域における農林水産物出荷額をそれぞれ算出するものとする。
- 注6： 評価指標3の転入人数及び転出人数は、注1から注3までに定める期間に、計画区域外から計画区域内へ転入した若しくは転入すると予測される人又は計画区域内から計画区域外へ転出した若しくは転出すると予測される人の合計値とする。なお、転入人数には二地域居住（都市の住民がその住所のほか農山漁村に居所を有することをいう）をする者を含むものとする。
- 注7： 評価指標4について、活性化計画に地域連携販売力強化施設が含まれる場合は選択不可とする。
- 注8： 評価指標5の計画区域外からの入込客は、日帰り客だけでなく宿泊客等、すべてを含めた入込客とする。

2. 第3評価指標（必須）について

事業活用活性化計画目標を評価するため、施設の利用計画等に応じて具体的数値目標を自由に設定する。

- 指標設定の例1 事業活用活性化計画目標：子ども農山漁村の交流 第3評価指標：小学生の自然体験教室開催○回
- 指標設定の例2 事業活用活性化計画目標：農林水産物等の販売・加工促進 第3評価指標：新商品開発○件

IV 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び 事業活用活性化計画目標との関連性	備考
合 計											

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・創意工夫発揮事業である場合は、事業内容欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性を併せて記載すること。
- ・事業メニュー名欄には、交付要綱別紙19の別表2の事業メニュー名を記入すること。
- ・地区名欄には、事業の実施地区名を記入すること。
- ・事業内容欄は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- ・事業規模等欄は、施設ごとの棟数と床面積、林道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- ・活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性欄は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。なお、 別紙19第5の2の(2)に記載の発電施設等の単独設置を実施する場合は記載不要。

農山漁村活性化対策整備年度別事業実施計画の記入について

年度別事業実施計画の記入に当たっては以下によるものとする。

	項 目	記 入 上 の 注 意
1	様式の変更	様式の変更は、「事業別内容」の項における事業メニューの数に応じた行の追加及び以下に定めのあるものを除き行わないこと。
2	計画の提出年度	「計画の提出年度」の欄は当該計画を最初に提出した年度（該当予算年度）を記入すること。計画変更による再提出の場合であっても、当初提出に係る年度のままとすること。
3	新規・変更の別	計画を新規に提出する場合は「1」、変更計画として再提出する場合は「2」を記入すること。 なお、計画の変更による再提出の場合は行を追加し、変更した部分については、変更前を（ ）にし、変更後の内容を追加した行に記入すること。
4	計画主体	「計画主体名」の欄は、当該計画の計画主体名を記入すること。なお、共同申請の場合にあっては計画主体名に共同申請に係る計画主体を併記すること。
5	市町村名・地区名	事業を実施する市町村名、地区名を記入すること。
6	地域指定状況	事業を実施する地域の指定状況を記入すること。地域とは交付要綱別紙19の別表3に定める過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域及び指定棚田地域とし、指定されている地域欄に「1」を記入すること。
7	計画期間最終年度	活性化計画の期間の最終年度を記入すること。
8	事業メニュー番号	事業メニュー番号は、交付要綱別紙19の別表2のものとし、「創意工夫発揮事業」は「80」、「農山漁村活性化施設整備附帯事業」は「81」とすること。
9	事業メニュー名	①事業メニュー名は交付要綱別紙19の別表2事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。 ②複数の施設等の整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別、支援及び事業内容（以下この別紙において「要件類別等」という。）に該当する場合には要件類別等毎に一行で記入すること。 ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別等に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別等にあつては、「要件類別等番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。 ③交付要綱別紙19の別表2の事業メニュー⑬高生産性農業用機械施設により活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第19条第1項に規定する防災営農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設（活動火山対策事業）」と記入すること。
10	要件類別等番号	実施しようとする交付要綱別紙19の別表3の事業メニューに対応する要件類別等の番号を記入すること。 なお、「創意工夫発揮事業」及び「農山漁村活性化施設整備附帯事業」に係る要件類別等については、これらを一体的に行うことにより効果が増大される事業メニューに係る要件類別等（複数の事業メニューの効果を増大する場合は代表の事業メニューの要件類別等）を記入すること。
11	事業内容及び事業量	事業メニュー毎に、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。 （例）「農産物直売施設：1棟、500㎡」、「トマト処理加工施設：1棟、300㎡」「農産物包装機械：1台」棟 また、「本年度」の「事業内容及び事業量」の欄には本年度に実施しようとする施設等の規模、事業内容等を記入すること。 （例）「農産物直売施設：1棟、500㎡」等

	項 目	記 入 上 の 注 意
12	事業実施期間	事業メニューごとに、当該事業の実施期間を記入すること。 (例) 令和2年度から令和4年度まで実施する場合は「R2～R4」と記載
13	事業実施主体	事業実施主体の名称を記載すること。 (例) ●●農業協同組合、●●農業生産有限会社、●●森林組合、●●漁業協同組合 等
14	全体事業費	事業メニューごとの交付金の交付対象とならない事業費を含む総事業費を記入すること。
15	交付対象事業費	事業メニューごとの交付金の交付対象となる事業費のみを記入すること。上限事業費が適用される場合は、上限事業費を超える額を含まない事業費とする。
16	交付金額	事業メニューごとの交付金総額を記入すること。なお、ハード事業又はソフト事業ごとの交付金額の合計は交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。なお、千円未満は切り捨てることとする。
17	交付額算定交付率	事業メニューごとに、交付要綱別紙19別表3に定める交付額算定交付率を記入すること。
18	交付限度額	事業メニューごとに、交付対象事業費に交付額算定交付率を乗じて求められる額を記入すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
19	前年度まで	事業メニューごとに、前年度までに実施した事業に係る全体事業費、交付対象事業費及び交付金額を記入すること。
20	本年度	事業メニューごとに、本年度に予定している事業に係る全体事業費、交付対象事業費、交付金額、県費、市町村費、その他（農協等事業実施主体負担等）、本年度末進捗率、単年度交付限度額、仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、単年度の交付金の合計額が単年度交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 また、「消費税仕入控除税額」の欄には、これを減額した場合には減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。減額した金額を記入した場合は、「本年度」の欄の「交付対象事業費」、「交付金額」、「県費」、「市町村費」、「その他」の欄は当該消費税相当額を含まない額を、「全体事業費」の欄は当該消費税相当額を含む額を記入すること。
21	本年度までの累計	事業メニューごとに、本年度までの累計の全体事業費、交付対象事業費及び交付金額を記入すること。
22	翌年度以降（予定）	事業メニューごとに、翌年度以降の全体事業費、交付対象事業費及び交付金額の予定額を記入すること。
23	備 考	備考欄には、事業を行うに当たって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容（金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が記載されている書類を添付すること。
24	①事業費計	「全体事業費」、「交付対象事業費」、「交付金額」、「交付限度額」、「県費」、「市町村費」、「その他」、「単年度交付限度額」、「消費税仕入控除税額」の合計をそれぞれ記入すること。
25	②市町村附帯事務費	市町村附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1／2以内とし、その取り扱い等については農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3農振第3019号農村振興局長通知）により定められていることに留意すること。

	項 目	記 入 上 の 注 意
26	③県附帯事務費	県附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1／2以内とし、その取扱い等については農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3農振第3019号農村振興局長通知）により定められていることに留意すること。
27	総合計（①＋②＋③）	①事業費計、②市町村附帯事務費及び③県附帯事務費の合計額を記入すること。

V 農山漁村活性化対策整備年度別事業実施計画(沖縄振興公共投資交付金)

	計画 の 提出 年度	新規・ 変更の 区別 新規「1」 変更「2」	計画主体		市町村名	地区名	地域指定状況				計画期間 最終年度	全 体				
			名称	コード (地方公共 団体コード 番号(総務 省))			過疎 地域	半島 振興	特定 農山村	指定 棚田 地域		事業 メニュー 番号	事業メニュー名	要件 類別等 番号	事業内容 及び 事業量	実施期間
事業別内容																～
																～
																～
																～
																～
																～
①事業費計																
②市町村等附帯事務費																
③県附帯事務費																
総合計(①+②+③)																

【記入要領】

・別紙19第5の2の(2)に記載の発電施設等の単独設置を実施する場合、計画の提出年度欄には、発電施設等を附帯する活性化施設の整備を実施する際に作成した活性化計画の提出年度を記載すること。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな		ふりがな	
計画主体名		活性化計画名	
計画期間 事業実施期間	年度 ～ 年度 ～	年度 年度	総事業費（交付金） 千円（ 千円）
活性化計画目標		事業活用活性化計画目標	

計画主体 確認の日付	年 月 日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	---------------------------------	-------------	---------------------------------

1 計画全体について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか			
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか			
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。			
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。			

1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか			
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、議事録等）が分かる資料が添付されているか			
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか			
1-5	事業の推進体制は確立されているか			
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）			
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）			
1-7	計画期間・実施期間は適切か			
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか			
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か			
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）			

2 個別事業について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか			
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか			
	交付要綱別紙 19 別表 2 の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。			
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか			
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、交付要綱別紙 19 に定める基準を満たしているか			
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか			

2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）			
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）			
	交付要綱別紙19別表2の事業メニュー欄に掲げる㊸自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか			
2-6	事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙19に定める要件等を満たしているか			
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか			
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか			
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか			
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか			
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか			
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか			

2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか			
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか			
	建設・整備コストの低減に努めているか			
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）			
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）			
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か			
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか			
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、交付要綱別紙 19 に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか			
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	交付要綱別紙 19 別表 2 の（１）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ－１の第 2 の 4 の（２）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか			

	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）			
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。（既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか）			
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか			
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか			
	1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか			
	6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか			
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか			
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か			
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）			
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか			

2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか			
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）			
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか			
2-22	他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか			

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、添付資料を合わせて提出すること。

(参考様式3) 農山漁村活性化対策整備年度別事業実施計画(沖縄振興公共投資交付金)

	計画 の 提出 年度	新規・ 変更 の 区別 新規「1」 変更「2」	計画主体		市町村名	地区名	地域指定状況				計画期間 最終年度				
			名称	コード (地方公共 団体コード番 号(総務 省))			過疎 地域	半島 振興	特定 農山村	指定 棚田 地域		事業 メニュー 番号	事業メニュー名	要件 類別等 番号	事業内容 及び 事業量
事業別内容															
①事業費計															
②市町村等附帯事務費															
③県附帯事務費															
総合計(①+②+③)															

【記入要領】
・別紙19第5の2の(2)に記載の発電施設等の単独設置を実施する場合、計画の提出年度欄には、発電施設等を附帯する活性化施設の整備を実施する際に作成した活性化計画の提出年度を記載すること。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(参考様式4)

環境負荷低減のチェックシート

文書番号(任意記載)	
提出年月日	令和 年 月 日
計画主体名	
担当課	

1	適正な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止 ○農産物の調達を行う場合は、適正な施肥又は防除により生産された農産物等の調達を検討。（該当しない □ ） ○肥料・飼料等の製造を行う場合は、悪臭・害虫の発生防止・低減に努める。（該当しない □ ）
2	エネルギーの節減 ◎施設・機械・器具等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。 ◎省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、排ガス対策機械の利用等)。 ◎環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する。
3	廃棄物の発生抑制、適正な好循環的な利用及び適正な処分 ◎プラスチック等廃棄物の削減に努め、使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。 ◎資源の再利用を検討する。 ○食品を取り扱う場合は、食品ロスの削減に努める。（該当しない □ ）
4	生物多様性への悪影響の防止 ○生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。（該当しない □） ○水質汚濁防止法における特定施設に該当する場合は、排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守する。（該当しない □）
5	環境関係法令の遵守 ◎みどりの食料システム戦略を理解する。 ◎適切な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止、エネルギーの節減、廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止等に際して、関連する法令を遵守する。 ◎環境配慮の取組方針の策定や研修による知見・情報の収集に努める。 ○機械等を扱う場合は、製造機械等の適切な整備と管理の実施に努める。（該当しない □ ） ◎正しい知識に基づく作業安全に努める。

チェック欄 チェック欄

(事業申請時) (実績報告時)

☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐

【記入要領】

- ①事業実施期間中において、上記の1から5の取組を実施すること(該当しない取組を除く)。
- ②事業実施期間中に実施する取組について、チェック欄に✓を記入すること(◎の取組は、必須項目とする)。
- ③本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行う。

(参考様式5)

番 号
年 月 日

〇〇市町村長 殿
(沖縄県知事 殿)

事業実施主体名(計画主体名)
代 表 者 氏 名 〇〇〇〇

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金(農山漁村活性化対策整備に関する事業)
交付決定前着手届

〇〇活性化計画に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に実施したいので、届け出ます。

記

- 1 活性化計画の名称
- 2 事業メニュー名及び事業量
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 竣工予定年月日
- 7 交付決定前に実施する必要の理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

注：1 計画主体(事業実施主体である計画主体を含む)が本届を提出する場合は、提出先を内閣府沖縄総合事務局長とする。

(参考様式6)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

所 在 地 ○○○○
団 体 名 ○○○○
代表者指名 ○○○○

沖縄振興公共投資交付金（農山漁村活性化対策整備に関する事業）で
取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

○○年度において本事業で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え、
移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 増築の理由

2 増築に係る施設等の概要

- (1) 地区名及び事業名
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の所在地
- (4) 施設等の構造、規格、規模等
- (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担額

(6) 取得年月日

3 増築の概要

(1) 増築

(例) 増築	鉄骨スレート葺	○○m ²	事業費	○○○	千円
	増設	○○ライン	○○箱/日処理	事業費	○○○ 千円

(2) 事業費の負担区分

(3) 着手予定時期

(4) 増築の効果

[添付資料]

- 1 当初事業実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 4 財産管理台帳の写し
- 5 その他内閣府沖縄総合事務局長が必要と認める書類

（注）模様替え、移転、更新等の場合は「増築」をそれぞれの用語とする。

(参考様式 7)

番 号
年 月 日

〇〇市町村長 殿
(沖縄県知事 殿)

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 〇〇〇〇

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金（農山漁村活性化対策整備に関する事業）で取得又は効用の増加した施設等の災害報告について

令和〇〇年度において沖縄振興公共投資交付金（農山漁村活性化対策整備に関する事業）で取得又は効用の増加した施設等が災害（例：台風〇〇号）により被災したので、下記のとおり報告いたします。

記

1 被災施設等の概要

- (1) 活性化計画の名称
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の所在地
- (4) 施設等の構造及び規格、規模等
- (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担金

(6) 取得年月日

2 災害の概要

- (1) 災害の原因
 - 年 月 日台風第〇〇号による強風
 - (〇〇気象台調べ 〇時〇分 m/s (瞬間風速))
- (2) 被災の程度
 - 〇〇㎡の被覆材及びパイプの破損
 - 破損見積額

3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）

4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付資料]

- 1 活性化計画及び事業実施計画の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他内閣府沖縄総合事務局長が必要と認める書類

(参考様式 8)

事業活用活性化計画目標等評価報告書

作成日： 年 月 日

ふりがな	
活性化計画名	
ふりがな	
計画主体名	
計画期間	
事業実施期間	
活性化計画区域	

1 事業活用活性化計画目標の評価等

(1) 事業活用活性化計画目標の達成状況

事業活用活性化計画目標	目標値 A	実績値 B	達成率(%) $C = B / A$	備考

(コメント)

(2) 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業メニュー名		
事業内容及び事業量		
事業実施主体		
管理主体		
事業着手年度	事業竣工年度	供用開始日
事業の効果		

(3) 総合評価及び今後の方針

(コメント)

(4) 第三者の意見

第三評価者	(所属)	(氏名)
(コメント)		

2 活性化計画の目標の評価等

(1) 活性化計画の目標の達成状況

活性化計画の 目標及び達成 度	目標			
		目標値 A	実績値 B	達成率 $C = B / A$

(2) 今後の方針

(コメント)

(3) 第三者の意見

第三評価者	(所属)	(氏名)
(コメント)		

【記入要領】

- (1) 「1 事業活用活性化計画目標の達成状況」のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由を記入すること。また、達成状況が低調である場合は交付要綱別紙 19 第 16 の 1 の (3) のア及びイに基づき改善計画を作成し、農林水産大臣に提出すること。
- (2) 「2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果」は、事業メニューごとに作成すること。また、「事業の効果」には目標の達成に直接関係する効果だけでなく、事業の実施により発現した効果（農山漁村の活性化に関連する効果（取組への参加や地域内で行われた話合の回数などの地域の変化を表す数値等を含む））を幅広く記入すること。

(参考様式 9)

農山漁村活性化対策整備に関する事業（沖縄振興公共投資交付金）事業実施報告書

(単位：千円)

経営全体における本事業の寄与度			
	①本事業による 事業の売上高	②経営全体の 売り上げ	③経営全体の 営業利益
現状実績値			
実績値 (事業完了翌年度)			
実績値 (事業完了翌々年度)			

(参考様式 10)

沖縄振興公共投資交付金（農山漁村活性化対策整備に関する事業）

●●地区活性化計画 改善計画書

作成日： 年 月 日

都道府県名	計画主体名	地区名	計画期間	実施期間
事業メニュー名	事業内容及び事業量		事業実施主体	

1 事業活用活性化計画目標の達成状況

事業活用活性化計画目標	目標値 A	実績値 B	達成率(%) $C = B / A$	備考

2 効果の発現状況及び目標が達成されなかった要因

--

- ※ 効果の発現状況については、目標の達成に直接関係するものだけでなく、事業実施によって生じた地域の変化（取組への参加や話合いの回数）等についても記載すること。
- ※ 要因分析に当たっては、事業実施に係る要因と事業を取り巻く環境要因に分けて記載すること。環境要因については、社会経済動向、関連する施策の状況、実施地区を含む地域全体の動向等の考えられる要因を具体的に記載するとともに、事業実施地区における過去の指標の推移によるトレンドの把握や事業実施地区を含む地域全体や近隣地区に

おける指標の推移との比較等により、事業実施による効果及び目標が達成されなかった要因を適切に分析すること。

3 目標達成に向けた方策

目標達成予定年度	年度
事業の推進体制	
具体的取組方策	

4 改善計画に対する第三者の意見

(コメント)

※ 第三者とは「当事者以外の者」「その事柄に直接関係していない人」であり、計画主体、事業実施主体、管理主体のいずれの組織にも属さない者で事業地区を熟知している者。

公務員は対象外とし、事業評価委員会等の組織を有する場合は積極的に活用すること。

別紙20（農業・食品産業強化対策整備事業に係る運用）

第1 目的

農業・食品産業強化対策整備事業（以下「本事業」という。）は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化及び食品流通の合理化等に資する次の事業を行うものとする。

- 1 産地競争力強化対策事業
- 2 食品流通拠点施設整備対策事業

第2 事業の実施等

1 事業実施方針

本事業は、地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために掲げる具体的な成果目標の達成に向け、地域の実情に応じて2に定める取組を適切に組み合わせるとともに、各種関連対策との連携を図ることで、総合的に実施するものとする。

2 取組方向及び内容

本事業で実施する取組方向は、第1の目的に対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び国費率は、別表1に掲げるとおりとする。

なお、事業実施主体が設定する成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び目標年度は、沖縄県知事（以下この別紙において「知事」という。）が定めるとおりとする。

3 対象地域

- (1) 事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域とする。

なお、別表1のⅠの事業にあつては、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区（以下この別紙において「生産緑地」という。）においても実施できるものとする。

ただし、別表1のⅠのメニューの欄に掲げる事業のうち、1の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設並びに1の（3）の畜産物産地基幹施設のうちアからウまで、オ及びカ、Ⅱのメニューの欄の1の（1）から（15）までの施設については、上記の区域以外を主たる受益地とすることができる。

- (2) 産地競争力強化対策事業において、野菜、果樹、茶及び花きを対象とする場合にあつては、市街化区域内（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、次に掲げるとおりとする。

ア 耕種作物小規模土地基盤整備（以下「小規模土地基盤整備」という。）は、交付対象としないものとする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）で実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする（ただし、別紙21のⅠの第2の4の

産地基幹施設等の基準に記載している施設は除く。) 。

4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、次のとおりとする。なお、(1)のア、イ及び(2)の取組にあつては、事業費の平準化に努めるものとする。

(1) 産地競争力強化対策事業

ア 畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖及び食肉等流通体制整備に係る取組は、2年又は3年とすることができる。

イ 農地の土壌の汚染の除去を図る取組（以下この別紙において「小規模公害防除」という。）については、2年以上5年以内とすることができる。

ウ ア及びイに掲げるものを除き、1年とする。

(2) 食品流通拠点施設整備対策事業

食品流通拠点施設整備にあつては、施設の改良、造成又は取得（以下「整備」という。）が完了する年度までの期間とする。

5 事業費の低減

事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

6 費用対効果分析

事業実施主体は、事業実施前に、整備する施設等の導入効果について、知事が定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施することとする。

第3 事業の実施等の手続

1 事業実施主体は、別記様式1号により事業実施計画を作成し、知事に提出するものとする。

なお、特認団体（別表1のIの事業実施主体の欄に定める特認団体をいう。）として事業実施予定の団体については、別記様式1号の提出に併せて別記様式3号を提出し、知事と協議を行うこととする。

2 知事は、交付要綱第18の2に定める実施要件確認に必要な資料として、事業計画概要書及び事業実施計画（沖縄県が自ら取組む場合に限る。）を作成し、事業実施主体から提出のあった事業実施計画を添付して、内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）に提出するものとする。

3 事業の着工

事業の着工は、原則として、交付金の交付決定（以下「交付決定」という。）後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実になったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着工することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第4 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況報告を別記様式2号により作成し、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、1の報告を受けた場合、進捗状況に立ち遅れはないかなど、その内容を検討し、必要に応じ、事業実施主体に対して適切な措置を講じるものとする。

第5 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 水田農業構造改革対策に基づく施策
- 2 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 3 果樹産地構造改革の推進に関する施策
- 4 花き産業の振興に関する施策
- 5 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 6 農畜産物の需給の調整のための施策
- 7 環境保全型農業の推進に関する施策
- 8 沖縄振興開発金融公庫資金等農業金融に関する施策
- 9 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 10 食品等流通の合理化を図るための施策
- 11 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
- 12 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策

第6 取組ごとの実施方針及び留意事項

取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項については以下に定めるところとする。

1 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

特に、畜産施設の整備に当たっては、事業実施主体は周辺住民との調整を実施するものとし、当該調整を実施する範囲等については、沖縄県事業実施計画を作成する知事及び市町村長（沖縄県の区域をその区域とする市町村の長をいう。以下この別紙において同じ。）など取組が実施される地域を管轄する行政当局が、周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環産産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関

する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 周辺景観との調和

産地基幹施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

4 農業共済及び収入保険等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険（以下「農業保険」という。）への積極的な加入に努めるものとする。

5 農山漁村における女性の参画の促進

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める女性の参画に関する事項を設定し、又は事業実施期間中に設定することが確実と見込まれる場合に限り、事業実施主体となることができるものとする。

- （1）沖縄県又は市町村（沖縄県の区域をその区域とする市町村をいう。以下この別紙において同じ。）にあっては、農山漁村における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標
- （2）農業協同組合にあっては、当該組合における女性役員に関する数値目標
- （3）農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会にあっては、県内の農業協同組合における女性役員に関する数値目標

6 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産物の基幹施設整備（畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。）は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知）に基づき、飼料自給率向上計画を策定し、又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれる者に限り、事業実施主体になることができるものとする。

7 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保をするため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

8 GAP への対応

本事業において基幹施設等を整備し、GAP 認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

9 労働環境の改善

知事は、事業実施主体に対し、受益者が従業員の解雇等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等の対応に努めることを働きかけるよう指導するものとする。

10 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性の確保を図るため、知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、沖縄県のホームページへの掲載等により、公表を行うものとする。

11 PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）の活用に努めるものとする。

12 推進指導等

- （１）知事は、事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- （２）知事は、（１）に該当する事業実施主体が新たに本事業の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

13 管理運営

（１）管理運営

事業実施主体は、本事業により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

（２）管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

14 農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）等策定の推進

都道府県は、事業実施主体に対し、経営の継続が図れるよう、農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）等の策定を推進するものとする。

第 7 委任

本事業の実施については、この運用に定めるもののほか、別紙 21 に定めるところによるものとする。

第 8 その他

本対策については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

別表1（第2の2関係）

目的	メニュー	事業実施主体	採択要件	国費率
I 産地競争力強化対策事業	1 産地競争力強化対策事業 土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、環境保全、畜産周辺環境影響低減、地球温暖化対策、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備 上記1の取組については以下の事業が実施できるものとする。 (1) 耕種作物小規模土地基盤整備 ア ほ場整備 イ 園地改良 ウ 優良品種系統等への改植 エ 暗きょ施工 オ 土壌土層改良 (2) 耕種作物産地基幹施設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 農業廃棄物処理施設 コ 生産技術高度化施設 サ 種子種苗生産関連施設 シ 有機物処理・利用施設 (3) 畜産物産地基幹施設整備 ア 畜産物処理加工施設 イ 家畜市場 ウ 家畜飼養管理施設 エ 国産飼料関連施設 オ 家畜改良増殖関連施設 カ 畜産周辺環境影響低減施設	1 事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 県 ただし、飼料増産の取組を対象として事業を実施する場合にあっては、国産飼料関連施設に限るものとする。 (2) 市町村 (3) 農業者の組織する団体 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。 (4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） (5) 土地改良区 (6) 消費者団体及び市場関係者（別に定めるものをいう。） ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。 (7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター及び食鳥処理施設並びに国産飼料関連施設のうち地域未利用資源飼料利用施設の整備に限るものとする。 (8) 食品事業者 ただし、米粉製品、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売を行う事業者であり、製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合に限る。 (9) 民間事業者 環境保全の取組のうち地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を対象とした地域資源肥料化処理施設の整備に限るものとし、別に定めるものをいう。 (10) 知事が別に定める特認団体 (11) コンソーシアム（別に定める場合に限る。）	1 採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が、5名以上であること。 (2) 知事が定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。（別に定める場合を除く。） ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 (5) 産地基幹施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。	国費率は事業費の1／2以内（ただし、交付要綱別表2及び別に定める場合にあっては、別に定める率又は額以内）とする。

Ⅱ 食品流通拠点 施設整備対策事 業	食品流通拠点施設整備対策事業 品質・衛生管理高度化施設整備、物流効率化に向けた市場施設整備、輸出促進対応卸売市場施設整備、卸売市場防災対応施設整備、共同物流拠点施設整備 次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。 (1) 売場施設 (2) 貯蔵・保管施設 (3) 駐車施設 (4) 構内舗装 (5) 搬送施設 (6) 衛生施設 (7) 食肉関連施設 (8) 情報処理施設 (9) 市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 選果・選別施設 (13) 総合食品センター機能付加施設 (14) 附帯施設 (15) (1) から (14) までの施設内容に準ずる施設	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第4条第1項に基づく認定を受けた卸売市場又は認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）の開設者 (2) 事業協同組合又は協同組合連合会 (3) 地方卸売市場（市場法第13条第1項に基づく認定を受けた卸売市場又は認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）の開設者 (4) 地方公共団体又は地方公共団体が主たる出資者又は出えん者となっている法人 (5) 農業協同組合又は農業協同組合連合会 (6) 流通業者（別に定めるものに限る。）	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 知事が定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別に定める要件を満たしていること。 (3) 事業を実施する場合にあっては、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。	国費率は事業費の4/10以内 （ただし、交付要綱別表2及び別に定める場合にあっては、別に定める率以内）とする。
-----------------------------------	--	--	---	--

別紙21（農業・食品産業強化対策整備事業に係る取扱い）

I 産地競争力強化対策事業

第1 取組の概要

別紙20（農業・食品産業強化対策整備事業に係る運用）（以下この別紙において「運用」という。）別表1のIのメニューの欄の取組の概要については、次に掲げるものとする。

また、本事業で実施する産地基幹施設整備については、再編整備に限定するものとする。

再編整備とは、産地の既存施設について、従来以上の効果を得ることを目的として、統廃合による合理化及び利用方法の組替えによる有効活用並びに内部施設の見直し等により整備を実施することを指す。その整備内容は産地における、既存施設の利用計画の変更に基づく施設の整備、増設、改修、補修及び更新等によるものとする。

- 1 土地利用型作物（稲、麦（大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。）、豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）、子実用とうもろこしをいう。以下同じ。）の取組

土地利用型作物の生産性を飛躍的に向上させる観点から、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備を通じたタンパク質の含有量分析等穀類の品質の管理・評価体制の強化並びに米のカドミウム対策及び麦の赤かび病対策等を推進。

稲については、担い手で構成される組織への施設運営委託等、担い手による戦略的な販売が可能な施設運営体制への転換を推進。また、新規需要米（輸出用米、米粉用米及び飼料用米をいう。）の生産拡大に向け、多収米品種の導入のための主食用米との区分集荷等の生産体制の確立を推進。

麦については、実需者ニーズを踏まえ品質・収量の向上及びその安定化を図るため、パン・中華めん用品種の普及、初冬播き技術等品質・収量向上に資する栽培技術体系の確立・普及等を推進。

豆類については、①実需者の求める品質、ロット等により安定供給できる体制を確立する観点から、作付面積の拡大、単収の増加、品質の向上、新品種の導入を推進、②産地と実需者の結びつきを強化する観点から、産地情報等の受発信、契約栽培の推進、地産地消を中心とした需要拡大等を推進。

子実用とうもろこしについては、労働生産性の高い作物として、産地における導入・定着を図る観点から、作付面積の拡大、単収の増加、品質の向上等を推進。

土地利用型作物の種子（原種及び原原種を含む。子実用とうもろこしの種子を除く。）については、種子種苗生産関連施設等の整備により、種子生産における品質の向上や労働時間の削減等を推進。

- 2 畑作物・地域特産物（いも類、甘味資源作物（てん菜・さとうきび）、茶、そば、ハトムギ、こんにゃくいも、ホップ、繭、葉たばこ、いぐさ・畳表、

薬用作物、油糧作物、染料作物、和紙原料等）の取組

いも類については、種子種苗生産関連施設や集出荷貯蔵施設等の整備により、安定的な種子種苗供給体制や実需者ニーズに対応可能な周年供給体制等を確立し、産地強化を推進。

甘味資源作物については、生産の安定化、省力・低コスト化等を推進するための育苗施設、集中脱葉施設等の整備を支援。

茶については、消費者ニーズに的確に対応した高品質で信頼性の高い茶の加工・流通体制を確立するため、優良品種系統への改植等の基盤整備、荒茶等の加工施設、集出荷貯蔵施設、防霜施設の整備等を推進。

そばについては、収量及び品質の安定した生産を行うための排水対策等の条件整備や地場加工による産地段階での付加価値向上のための処理加工施設等の整備を推進。

その他の畑作物・地域特産物については、共同化・機械化による低コスト・省力化を図るとともに、新品種や新たに需要が見いだされた品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制を確立し、契約栽培等を通じて国際化の進展にも対応し得る産地形成を推進。

3 果樹の取組

産地の生産供給体制を整備し、消費者ニーズに的確に対応した特色ある果樹産地を構築するため、優良品種への改植、園内道の整備、園地改良等の園地基盤の整備、集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウスの整備等を推進。

4 野菜の取組

消費者・実需者のニーズに的確に対応した野菜の安定供給体制を構築するため、施設栽培における初期コストの低減や出荷期間の拡大に資する低コスト耐候性ハウス、流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設、付加価値や商品化率の向上を図る処理加工施設等の整備を推進。

5 花きの取組

国産花きの強みの発揮及び花きの生産・流通コストの低減を図るため、産地オリジナル品種の育成・開発体制の構築に必要な種子種苗生産供給施設、姿・形が優れている高級花き供給体制の構築に必要な高度環境制御栽培施設、低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設の整備等を支援。

6 環境保全の取組

環境と調和した持続的な農業生産方式の確立を図るため、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく有機農産物の日本農林規格、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）等に基づく、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な施設、地力増進法（昭和59年法律34号）に基づく不良土壌地の改善、農用

地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）等に基づく小規模公害防除を目的とした土壌土層改良等の整備に関する支援を推進。

7 畜産周辺環境影響低減の取組

畜産に起因する悪臭や排水による周辺環境への影響を低減し、環境に配慮した畜産経営を確立するために必要な脱臭施設や浄化処理施設の整備を推進。

8 地球温暖化対策の取組

水田において稲わらすき込みからたい肥施用への転換を促進する有機物処理・利用供給施設を整備することで、その取組を加速させ、水田土壌由来の温室効果ガスであるメタンガスの排出量を削減。

ナタネ等油糧作物の生産から、搾油・製油等の処理加工、食用油の供給、廃食油の回収、バイオディーゼル燃料の製造及び農業生産への利用という循環型の取組を促進する農産物加工処理施設、バイオディーゼル燃料製造供給施設を整備することで、この取組を加速させ、農業生産に使用する燃料を軽油からバイオディーゼル燃料へ転換し、農業生産に伴い排出される化石燃料由来の温室効果ガスの排出量を削減。

9 畜産生産基盤育成強化の取組

地域内一貫生産体制の確立や効率的生産のための外部化・分業化のための施設、消費者ニーズに対応した畜産物の加工施設、支援組織の育成及び再編統合、事業規模の拡大・多角化に必要な施設、哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及、子牛生産部門の協業化、酪農地域における肉専用種繁殖経営の導入のための施設、家畜衛生水準向上のための施設等の整備を推進。

9 国産飼料増産の取組

国産飼料（飼料用米を含む。）生産拡大による国産飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、国産飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、TMRセンターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用、地域未利用資源の飼料利用等に必要な条件整備、施設の整備を推進。

単収向上、生産の効率化等国産飼料生産に係る新技術の確立・普及等に必要な条件整備の推進。

10 家畜改良増殖の取組

牛の改良を図るため、牛検定施設及び牛受精卵供給施設の整備を推進。

中小家畜（豚、鶏）の改良増殖を図るため、改良施設の整備を推進。

馬の改良増殖を図るため、馬の育成施設の整備を推進。

特用家畜（めん羊、山羊、みつばち、地鶏等）の振興を図るため、簡易な飼養施設、処理加工施設等の整備を推進。

乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の貸付け及び譲渡を推進。

11 食肉等流通体制整備の取組

産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設における処理の効率化

や品質の向上及び機能向上・改善のための施設等の整備並びに家畜取引における近代化・合理化及び環境・衛生対策等のための施設等の整備を推進。

第2 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の交付の対象外とする。
- (2) 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、沖縄県知事（以下この別紙において「知事」という。）が定めた成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。
- (3) 交付対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- (4) 産地基幹施設の整備に当たっては、知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- (5) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が、事業開始後にやむを得ず5名を満たさなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- (6) 知事は、運用第4の2による点検を実施した結果、事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（ア又はイに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

- (7) 事業で整備する産地基幹施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しく

は間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和３年６月１５日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- （８）産地基幹施設の整備のための計画策定における能力及び規模については、アンケート調査等により、農業者の産地基幹施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

- （９）産地基幹施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 担い手を目指す農家及び生産組織の間で十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

イ 必要に応じ、産地基幹施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

- （１０）産地基幹施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、運用及び本取扱いに定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

- （１１）事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として産地基幹施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下この別紙において同じ。）及び土地改良区に限るものとする。

ウ 当該施設の受益農業従事者数は、５名以上とする。

エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- (12) 成果目標の達成に必要な新用途としての能力の発揮又は増強のための設備導入と一体的に行う改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であること。

ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

- (13) 野菜、果樹又は花きについて、共済引受対象となる生産技術高度化施設を整備する場合にあつては、園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険への加入が確実と見込まれること。

- (14) 対象作物が果樹の場合であつて、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、現に直近の当該県の平均以上であり、又は当該県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。

- (15) きのこと及び山菜類を対象とする場合にあつては、農業者等が、複合経営の一環として、他の作物と複合的に経営を行い、かつ肥培管理を行って栽培することを要するものとする。また、沖縄県において、予め、きのこと及び山菜類を所掌する部局を含む関係部局間で調整を行うものとする。

なお、きのを対象とする場合にあつては、その他地域特産物として取り扱い、山菜類を対象とする場合にあつては、野菜として取り扱うものとする。

- (16) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあつては、事業実施主体が行う、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあつては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であることと見込まれることを要するものとする。

- (17) 小規模公害防除の取組は、次のいずれかに該当する地域において実施で

きるものとする。

ア 農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）であって、農用地土壌汚染防止法第5条第1項に定める農用地土壌汚染対策計画（以下「農用地土壌汚染対策計画」という。）を策定している地域

イ 「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」（昭和44年9月11日付け環公第9098号厚生省環境衛生局長通知）3-3-2に掲げるカドミウム環境汚染要観察地域、公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）別表第2第2号に掲げる地域等であって、農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

- (18) 飼料増産の取組を実施する場合には、事業実施地域において、飼料増産に係る推進計画が作成されているか、又は作成されることが見込まれる市町村（沖縄県の区域をその区域とする市町村をいう。以下この別紙において同じ。）の区域内若しくは知事が適当と認める市町村の区域内であることとする。

飼料用米関連の施設整備を実施する場合には、飼料用米の生産・供給を行う者と利用を行う者との間で、長期（3年以上）の利用供給に関する協定を締結することとする。

- (19) 耕種作物を対象とした施設整備を実施する事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理（GAP）のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理（GAP）の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体あたりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月農林水産省生産局）の取組事項の内容を含むものとする。

- (注) 農業生産工程管理（GAP）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善活動のことをいう。

- (20) 環境負荷低減の取組

ア 受益者は参考様式1号から4号までのうち該当する環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」と

いう。)に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出するとともに、実際に取り組んだ内容をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出及び保管するものとする。

- イ 事業実施主体は、全ての受益者からチェックシートを収集し、当該受益者が各取組を実施する旨を別紙様式12号の実施者リストに記載して、当該リストを別紙20の第3の1の事業実施計画と併せて知事に提出することとする。また、事業完了後においては、実施状況を実施者リストにチェックし、当該リストを別紙20の第4の1の事業実施状況の報告と併せて、知事に提出するとともに、当該リストを保管するものとする。

なお、受益者が特定できない施設を整備する場合は、事業実施主体又は当該施設を利用する事業者がチェックシートを提出及び保管するものとする。

- ウ 知事は、別紙20の第3の2の事業実施計画の提出に併せて別紙様式12号の実施者リストを国へ提出するとともに、実施状況を別紙様式12号の実施者リストにチェックし、事業実施年度の翌年度の9月末までに、当該実施者リストを国へ提出することとする。

- エ 国は、必要に応じて実施者リストに記載された者から抽出して、環境負荷低減の取組を実施したかどうかの確認することとする。

- オ なお、GAP認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することでアからエまでの手続きを省略することができる。対象となるGAP認証は、以下のaからdまでのとおりとする。

a JGAP（農産・畜産）

b ASIAGAP

c GLOBALG. A. P.

d 国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP（ただし、農産のみ。確認体制を有するもののみ対象。）

- (21) 畜産物処理加工施設のうち産地食肉センターの整備を実施する場合にあつては、と畜残さ等の再資源化等の有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獣畜の取扱いに努めるものとする。

- (22) 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、沖縄県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

- (23) 本事業により施設を整備する場合にあつては、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和5年3月31日付け4地第318号・4農産第5309号・4畜産第2826号・4経営第3175号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知）を

踏まえ、ハザードマップの確認や経営の継続が図られるよう農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）等の策定等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるように努めるものとする。

また、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、運用第４の１に定める事業実施状況報告の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを知事に提出するものとする。

2 事業実施主体

(1) 以下に掲げる者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

ア 農業者の組織する団体

イ 事業協同組合

ウ 事業協同組合連合会

(2) 運用別表 1 の I の事業実施主体の欄の 1 の (6) の「別に定める消費者団体」とは、消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体であって、消費者のための活動を恒常的に行っており、かつ、次の要件を全て満たす民間団体（企業・業界団体は除く。）とする。

ア 名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。

イ 営利を目的としないものであること。

ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

オ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号））第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にあるものを又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

カ 構成人数が原則として20人以上の団体であること。

(3) 運用別表 1 の I の事業実施主体の欄の 1 の (6) の「別に定める市場関係者」は、次に掲げる者とする。

ア 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクターによって構成されているもの。

イ 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は農業者団体で構成する団体又は協議会（会則等の定めがあるものに限る。）であって、営利を目的としないもの。

(4) 運用別表 1 の I の事業実施主体の欄の 1 の (9) の「別に定める民間事業者」は、次の要件を満たす者とする。

地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）由来の肥料を現に生産し、又は生産しようとしており、生産した肥料を地区内の農業者に現に供給している、又は供給することが確実であること。

(5) 運用別表 1 の I の事業実施主体の欄の 1 の (10) の特認団体は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

イ その他事業目的に資するものとして知事が認めた団体

(6) 運用別表 1 の I の事業実施主体の欄の 1 の (11) のコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ア 沖縄県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

イ 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者（民間事業者の場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。）とすること。

ウ 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

エ 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

オ コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

カ 各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

キ 次の要件を満たす販売計画を策定していること。

（ア）販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。

（イ）事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

3 採択要件

(1) 事業の交付対象上限事業費

運用別表 1 のメニューの欄のうち次に掲げる産地基幹施設にあつては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費（以下「上限事業費」という。）を超えて施工する必要があると知事が特に認めた場合にあつては、この限りではない。

事業の内容		上限事業費
育苗施設	水稻（種子用を除く。）育苗施設に限る。	育苗対象面積1ヘクタールにつき1,243千円。ただし、100ヘクタール未満の場合は2,209千円
乾燥調製施設	種子用の場合並びに穀類乾燥調製貯蔵施設等の改修等を実施する場合を除く。	計画処理量1トンにつき563千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用の場合並びに穀類乾燥調製貯蔵施設等の改修等を実施する場合を除く。	米にあつては計画処理量1トンにつき625千円 麦にあつては計画処理量1トンにつき610千円
農産物処理加工施設（土地利用型作物）		計画処理量1トンにつき6,143千円
農産物処理加工施設（茶）	仕上茶加工機（抹茶）を整備する場合を除く。	原料の計画処理量1トンにつき2,088千円
集出荷貯蔵施設（りんご）	選果機以外	計画処理量1トンにつき525千円
	選果機（外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量1トンにつき135千円
集出荷貯蔵施設（なし）	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量1トンにつき373千円
集出荷貯蔵施設（かんきつ）	選果機以外	計画処理量1トンにつき236千円
	選果機（外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量1トンにつき90千円 ただし、計画処理量5千トン未満の場合は135千円
集出荷貯蔵施設（野菜）	きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限る。	計画処理量1トンにつき336千円 ただし、150g未満のトマトにあつては計画処理数量1トンにつき760千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量1トンにつき90千円
農作物被害防止施設	防霜施設	8,833千円／ha

	防風施設	57,918千円／ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス（軒高が3.5m以上のものを除く。）	51千円／㎡
	ほ場内地下水位制御システム	3,917千円／ha
	菌類栽培施設（マッシュルームを除く。）	生産量1トンにつき 3,979千円
	菌床製造施設（マッシュルームを除く。）	生産量1万個につき 11,438千円
種子種苗生産関連施設 （土地利用型作物）		計画処理量1トンにつき 1,385千円
種子種苗生産関連施設 （野菜）	温室（軒高が3.5m以上のものを除く。）	44千円／㎡
有機物処理利用施設	堆肥等生産施設	計画処理量1トンにつき 664千円
家畜飼養管理施設	肉用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	48千円／㎡
	乳用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	成牛用80千円／㎡ 哺育育成牛用83千円／㎡
	一般豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	69千円／㎡
	分娩豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	69千円／㎡
	ウインドレス鶏舎（ケージ等附帯部分を除く。）	68千円／㎡
	家畜改良施設	300千円／㎡
	畜産新技術に係る施設	312千円／㎡
畜産物処理加工施設	産地食肉センター	9,697千円×1日当たりの処理能力頭数（牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。） ただし、4の畜産物施設整備の畜産物処理加工施設の産地食肉センターの補助対象基準の(c)のただし書に基づき、知事が地域の実情により特に必要と認めた場合であって、1日当たりの処理能

			力頭数（肥育豚換算）が 560頭未満の場合は、 12,607千円× 1日当 たりの処理能力頭数（肥育 豚換算）
家畜市場			6,901千円×子牛市場の 開催日1日当たりの取引 頭数
家畜排せつ物処理利用 施設	堆肥舎	500㎡未満	71千円／㎡
		500㎡以上	67千円／㎡
	尿貯留施設	1,000m ³ 未満	55千円／m ³
		1,000m ³ 以上	26千円／m ³
飼料作物（飼料用米を 含む。）関連施設	バンカーサイロ		10千円／m ³
	乾草舎		63千円／㎡
	飼料調製施設		69千円／㎡
	飼料分析指導室		280千円／㎡
	栄養分析器		9,900千円／台
	ミネラル分析器		1,170千円／台
	土壌分析器		630千円／台

（注） 1 産地基幹施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を
対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計
費は上限事業費の算定対象としない。

2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

（2）運用別表1のIの採択要件の欄の1の（4）別に定める場合とは、小規
模公害防除を実施する場合とする。

ただし、第2の1の（17）の地域において実施する土壌土層改良と併せ
て行う、同地域の区域外で実施する農道整備、ほ場整備（区画整理及びこ
れに附帯する事業をいう。）及びかんがい用排水施設の新設又は改修に
ついては、費用対効果の算定を行うものとする。

（3）運用別表1のIの採択要件の欄の1の（5）に定める総事業費に満た
ない場合にあっても、運用第2の6に定める費用対効果分析を実施し、知事
が、地域の実情により必要と認めた場合にあつては、当該事業を実施でき
るものとする。

(4) 面積要件等

運用別表1のIの採択要件の欄の1の(3)の別に定める事業対象作物の作付(栽培)面積要件は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、環境保全の取組については、この限りでない。

また、野菜、花き及び果樹の取組において種子種苗を対象とする場合における場合の面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とすることができるものとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	10ヘクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョンを策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たしていること。 (a) 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 (b) 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	豆類		
	大豆	10ヘクタール ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	
	雑豆 落花生	10ヘクタール 2ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	子実用とうもろこし	2ヘクタール	

	種子（稲）	種子生産ほ場の面積が 10 ヘクタール	
畑作物・地域特 産物	ばれいしょ	10 ヘクタール	
		5 ヘクタール	・付加価値を高めること等 により新たな需要が見込ま れる場合とする。
	かんしょ	10 ヘクタール	
		5 ヘクタール	・付加価値を高めること等 により新たな需要が見込ま れる場合とする。
	茶	5 ヘクタール	
	てん菜	20 ヘクタール ただし、事業実施地区が 指定地域（砂糖及びでん粉 の価格調整に関する法律 （昭和 40 年法律第 109 号） 第 19 条の指定地域をい う。）の区域内にあること。	
	なたね こんにゃく ホップ	5 ヘクタール	
	染料作物	3 ヘクタール	
果樹	果樹農業振興特 別措置法施行令 （昭和 36 年政令 第 145 号）第 2 条 に定める果樹で 露地栽培のもの	10 ヘクタール ただし、種子種苗生産関 連施設を整備する場合に あつては、かんきつ類で 100 ヘクタール、落葉果樹 で 50 ヘクタールとする。 なお、都市近郊地域（「農 林統計に用いる地域区分 の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計 第 956 号農林水産省大臣 官房統計情報部長通知）の 農業地域類型区分別基準 指標において、都市的地域 に分類されている地域を 含む市町村をいう。以下同 じ。）において事業を実施 する場合にあつては 2 ヘ	

		クタールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和 36 年政令第 145 号）第 2 条に定める果樹で施設栽培のもの	5 ヘクタール ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で 100 ヘクタール、落葉果樹で 50 ヘクタールとする。 なお、都市近郊地域の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村において事業を実施する場合にあっては 50 アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
	上記以外の果樹	3 ヘクタール なお、都市近郊地域の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村において事業を実施する場合にあっては 30 アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
野菜	露地野菜	5 ヘクタール なお、都市近郊地域の農業地域類型区分別基準指	

		標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村をいう。以下同じ。) において事業を実施する場合にあつては2ヘクタールとする。ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
	施設野菜	3ヘクタール なお、都市近郊地域の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村) において事業を実施する場合にあつては50アールとする。ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
花き	露地花き	3ヘクタール なお、都市近郊地域の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村) において事業を実施する場合にあつては2ヘクタールとする。ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
	施設花き	2ヘクタール なお、都市近郊地域の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含	

		む市町村)において事業を実施する場合にあっては50 アールとする。ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5 アール以上であることとする。	
--	--	--	--

4 産地基幹施設等の基準

運用別表 1 の I のメニューの欄の（１）の耕種作物小規模土地基盤整備、（２）の耕種作物産地基幹施設整備及び（３）の畜産物産地基幹施設整備については、次のとおりとする。

産地基幹施設等	補助対象基準
耕種作物小規模土地基盤整備	・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。 ・受益面積は、原則として１ヘクタール以上５ヘクタール未満とする。 ただし、果樹及び茶の取組のうち、土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年８月１日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知）別表の１の（１）の基盤整備）において、助成対象とならない優良品種系統等への改植及びこれと一体的に行う園地改良にあつては、上記に定める事業規模以上についても実施できるものとする。 ・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。 ・用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年３月23日付け農地第251号（設）農林省農地局長通知）を準用するものとする。 ・耕作道等を整備する場合にあつては、全幅員が、耕作道にあつては、おおむね２メートル以上、支線道路にあつては、おおむね３メートル以上のものとする。 なお、かんきつ産地を対象とする場合にあつては、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」（平成元年７月７日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知）に準ずるものとする。
ほ場整備	
園地改良	・茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。
優良品種系統等への改植	・果樹を対象とする場合、次に掲げる（a）から（e）までに定めるところにより実施できるものとする。 （a）優良品種系統等への改植の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実情にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良との一体的な実施や、耕作道等について、特に留意するものとする。 （b）交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針」及びその関連通知並びに沖縄県が定める計画又は果樹産地構造改革計画に即したものとする。

	なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。 (c) 優良品種系統等であっても、原則として、転換元と同じ品種系統等への転換は対象としないものとする。 ただし、わい化栽培等客観的なデータに基づき大幅な生産性向上に資すると知事が認める技術を新たに導入する場合にあっては、この限りではない。 (d) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。 (e) 事業実施主体は、優良品種系統等への改植の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。 ・茶の場合にあっては、茶の需要動向を踏まえ、より付加価値の高い、特色ある品種の導入を図ることを基本とし、当該産地の品種構成についても十分に検討の上、次に掲げる(a)から(c)までに定めるところにより実施できるものとする。 (a) 事業の実施に当たっては、園地改良と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となる恐れがあると認められる場合その他の特に必要が認められる場合に限るものとする。 (b) 交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、県育成品種等とする。なお、優良品種系統等であっても、転換元と同じ品種への改植については、原則として交付対象外とするものとする。 ただし、摘採作業の効率性の大幅な向上に資する機械化又は共同化等により、品種の分散によることなく、茶園管理の十分な生産性が確保されると知事が認める場合にあっては、この限りではない。 (c) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とする。 ・桑の場合にあっては、園地改良等と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進する場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。
暗きょ施工	
土壌土層改良	・浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培、混層耕等を実施できるものとする。 ただし、水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。

	・環境保全の取組において、土壌土層改良を対象として事業を実施する場合にあっては、土壌機能の増進に係る次の要件を満たす地域であることとする。 (a) 地力増進法（昭和59年法律34号）第4条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準ずる地域にあること。 (b) 地力増進法第3条に基づく地力増進基本指針のⅡの第1の1、同第2の1及び第3の1において定められている「土壌の性質の基本的な改善目標」又は沖縄県が地域の実情に応じて定めている土壌の性質の改善目標を満たしていない農地面積はおおむね10ヘクタール以上とするが、地形等の自然条件によってまとまった農用地が確保できない地域にあっては、おおむね1ヘクタール以上とする。 (c) 小規模公害防除については、受益面積が10ヘクタール未満とするものとし、土壌土層改良に加え、次に掲げる事業も実施できるものとする。 - i たため池、頭首工、揚水機、水路、集水きょその他水源を転換するための施設の新設又は改修 - ii かんがい用排水施設の新設又は改修 - iii 農用地間の地目変換のための事業 ・土壌土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められる農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに付帯する事業をいう。）及び暗きょ施工を実施できるものとする。 また、土壌土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象とならない石れき除去、地域水田農業ビジョンに基づき施策を実施する場合以外の浅層排水及び心土肥培にあっては、5ヘクタール以上の事業規模についても実施できるものとする。
耕種作物産地基幹施設	・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (a) 事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 (b) 事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機
育苗施設	

床土及び種もみ 処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装 置	
緑化及び硬化温 室	
稚蚕飼育施設	・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。 ・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕飼育施設に限るものとする。
特定蚕品種供給 施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	・土地利用型作物、土地利用型作物の種子及び地域特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りでない。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、製粉施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵 施設	・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。

	ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。 ・子実用とうもろこしの処理能力は、年間50トン以上とする。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、製粉施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。ただし、既存の加工施設にこれら施設を整備する場合は、この限りではない。 ・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、需要及び原料供給力に見合った適切な施設規模とする。 原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとする。 また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。 ・知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下この別紙において同じ。）及び生産緑地以外にも設置できるものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。 なお、品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。

	・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。 ・茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。 ただし、既存の集出荷施設にこれら施設を整備する場合は、この限りではない。 また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含まないものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。

	ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地内で生産されたものに限るものとする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域及び生産緑地内で生産されたものに限るものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。 なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。 ・知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。
集出荷施設	・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあつては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	
貯蔵施設	・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、C A貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。 - また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。
選別、調製及び包装施設	・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにI Dコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。
物流合理化施設	・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるものは対象としない。 - なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設（計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考

	慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、ばら出荷等最も効率的な出荷方式を採用するものとする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、（a）品質向上物流合理化施設、（b）集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、（c）精米施設とする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業者の組織する団体等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。 なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業者の組織する団体が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。 （a）当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 （b）加工出荷計画について、事前に沖縄県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。 （c）事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。 （d）当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。
農産物取引斡旋施設	・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。 （a）この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。 ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 （b）原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。 i 茶……………1,000ヘクタール ii こんにゃく……………600ヘクタール
青果物流通拠点施設	・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。

	また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地内で生産されたものに限るものとする。
残さ等処理施設	
附帯施設	
産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
分析診断施設	・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病害虫診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 なお、この場合にあっては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。
附帯施設	
用土等供給施設	・育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。
用土供給施設	・育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
土壌機能増進資材製造施設	・土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	・農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。
防霜施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
防風施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
病害虫防除施設	・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。

土壌浸食防止施設	
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	・ 農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農薬廃液処理施設	・ 養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	
生産技術高度化施設	・ 農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設とする。
技術実証施設	・ 先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設等とする。
省エネルギーモデル温室	・ 当該施設を導入する場合は、第2の3の（4）に定める面積にかかわらず設置することがする。また、その施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上とする。 ・ 地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。 また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。
低コスト耐候性ハウス	・ 50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができ。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。 なお、当該施設を導入する場合は、第2の3の（4）に定める面積にかかわらず、設置できるものとし、その設置実面積が500平方メートル以上のものとする。

	・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、ヒートポンプ、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。 ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。 ・事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 ・知事が地域の立地条件等を考慮して、特に必要と認める場合は、地域内において当該施設を分けて設置することができるものとする。 ・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形成変更を加える必要がある場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあつては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。
高度環境制御栽培施設	・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。 ・当該施設を導入する場合は、第2の3の（4）に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。 また、設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合にあつては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。 ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。 空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。 ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施

	肥装置、炭酸ガス発生装置、ヒートポンプ、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。 ・完全人工光型の施設導入に当たり、スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。 ・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。 特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。
高度技術導入施設	・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。 ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外すこと等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する既存の鉄骨（アルミ骨を含む）ハウス又は建物に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、ヒートポンプ、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。 脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設へ電気や熱等のエネルギーの供給を目的とする施設であって、トリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。 なお、施設園芸栽培技術高度化施設を導入する場合は、第2の3の（4）に定める面積にかかわらず設置できるものとする。

	・完全人工型の施設導入に当たり、スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術がすでに普及している品目については、生産性や収益力の向上に資する新技術の導入を必須とする。 ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。 ・「菌類栽培施設」及び「菌床製造施設」の整備は、マッシュルーム及び菌床栽培きのこを対象とする。当該施設を導入する場合は、第2の3の（4）に定める面積にかかわらず設置できるものとする。
栽培管理支援施設	・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。 ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。
株分施設	いぐさに限る。
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。 なお、野菜については、これに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産工程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等

	を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利用施設	・堆肥等の製造に必要な施設とする。 ・適正な品質の堆肥製造に必要な発酵条件の設定に時間がかかるなど、やむを得ない事情により知事が特に必要と認める場合にあっては、目標年度を当初の目標年度の翌年度とすることができる。
堆肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 （a）製造された堆肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 （b）製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
堆肥流通施設	・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。
堆肥発酵熱等利用施設	・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。

地域資源肥料化 処理施設	・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設や装置（堆肥ペレット化装置等）とする。 ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 （a） 製造された肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 （b） 製造された肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（土壌1キログラムにつき亜鉛120ミリグラム以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
附帯施設	
バイオディーゼル燃料製造供給 施設	・バイオディーゼル燃料の製造及び供給に必要な施設とする。
原料受入施設	・バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油を受け入れ、貯留を行う施設とする。
燃料製造施設	・廃食油をバイオディーゼル燃料に変換する施設並びに投入副資材及び副生反応物を処理及び貯留する施設とし、事業の目的を達することができ品質のバイオディーゼル燃料を製造することが見込まれる施設とする。
燃料貯蔵供給施設	・製造したバイオディーゼル燃料を貯蔵及び供給する施設とする。
附帯施設	
畜産物産地基幹施設整備	
畜産物処理加工施設	
産地食肉センター	整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 （a） 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る沖縄県計画に基づくものであること。

	(b) 当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る沖縄県計画に基づく整備計画を作成し、知事による承認を受けていること。 (c) 当該施設を整備後の1日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね700頭以上の規模となること。 (d) 当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第1に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等伝達性海綿状脳症（以下「TSE」という。）に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。 (e) 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。 (f) 豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。 ・農畜産物輸出に向けた体制整備の取組については、米国、EU又はハラル認証の取得を必要とする国に牛肉を輸出する施設に限る。
けい留施設	・生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置するものとする。（特段の事由がある場合は、この限りでない。）
と畜解体・内臓処理施設	・と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定により知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	・保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。 ・全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力をいう。）を持つ冷却装置を備えた冷蔵庫であって、枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力がおおむね1日当たりのと畜解体処理能力の少なくとも2倍以上の枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力を有し、かつ、枝肉懸吊装置等を備えていることとする。
部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
安心安全モデル施設	・自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・次の（a）、（b）又は（c）の基準に適合すること。 （a）と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知）及び「と畜場の施設及び設

	備に関するガイドラインについて」（平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）を順守するために、知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は整備を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 （b）食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。 （c）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
ハラール対応施設	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
アニマルウェルフェア対応施設	・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定めるアニマルウェルフェアの基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
T S E 対応施設	
食鳥処理施設	・当該施設を整備後の1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね5,000羽以上、成鶏の場合はおおむね1,300羽以上の規模となること。
生体受入施設	
放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
冷蔵冷凍施設	・冷蔵保存の場合にあっては5℃以下、冷凍保存の場合にあってはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・次の（a）、（b）又は（c）の基準に適合すること。 （a）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年3月25日付け政令第52号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年6月29日付け厚生省令第40号）を順守するために、知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に

	文書で改善又は整備を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 （b）食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。 （c）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
ハラール対応施設	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
鶏卵処理施設	・当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
洗卵選別包装室	
冷蔵庫室	
冷凍庫室	
殺菌装置	
洗浄装置	
貯蔵タンク	
洗卵選別機	
検卵装置	
その他の設備	
畜産物加工施設	・原則として、畜産物の加工のための施設・設備とする。 ・当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・生産者を支援する目的で地方公共団体、公社、農業者の組織する団体又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体が施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・貸付けについては、農業者の組織する団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農業者の組織する団体に貸付ける場合に限るものとする。
家畜市場	・次に定める要件に適合するものであること。 （a）家畜の流通合理化に係る沖縄県計画に基づく整備計画を作成し、知事による承認を受けていること。 （b）当該家畜市場の1年間における家畜取引頭数がおおむね5,000頭（牛換算：馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2

	頭に換算。以下同じ。)以上あること、又は整備後においておおむね5,000頭(牛換算)以上確保されることが見込まれること。 ただし、中山間地域(山村振興法第7条第1項の規定に基づき振興山村に指定された地域及び「農林統計に用いる地域区分の制定について」において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域をいう。)にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておおむね3,500頭(牛換算)以上、離島(離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。)にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておおむね1,500頭(牛換算)以上確保されることが見込まれること。
基本施設	
環境対策施設	・汚水処理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。
衛生対策施設	
機能高度化施設	
その他の施設・設備	
家畜飼養管理施設	・畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎、ふ卵施設、畜舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設の整備については、事業実施地域は次の(a)及び(b)の要件に適合するものであることとする。 (a) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号。以下「酪肉振興法」という。)第2条の4第1項の規定に基づく計画(以下「市町村計画」という。)を作成した市町村の区域内又は知事が適当と認める市町村の区域内であること。 (b) アクションプラン(市町村計画又は酪肉振興法第2条の3第1項の規定に基づく計画の実現に向けた具体的な行動計画であって、当該産地のリーダーとなる農業者・地域の選定、支援・指導を受ける対象への具体的経営改善の方法、支援・指導を行う関係機関の位置付け・役割分担を定めたものをいう。以下同じ。)を現に策定し、又は策定することが見込まれる市町村の区域内又は都道府県内に所在する地域であること。 ・畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎、ふ卵施設と一体的に整備する牛舎等の整備については、施設の管理について次の条件を満たすものとする。

(a) 当該施設がすべての利用者から構成された団体の所有（当該団体が法人でない場合は利用者の共有）に属し、かつ、登記簿（表示の登記を含む。）上この旨が明らかであること。

(b) 当該施設に係る管理費（個人の不注意による破損の修繕に要する費用等明確に個人が負担すべき金額を除く。）の徴収が利用度に応じて行われること。

・次の条件を満たしている場合には、1 施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。

(a) 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。

(b) 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。

(c) 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。

・当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。

・畜舎の共同利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。

(a) 場所

原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。

ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。

(b) 規模等

i 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。

面積＝40㎡（共用部分）＋10㎡（管理人1人当たり専用部分）
×管理人等人数

ii iの共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、家畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。

・建造物の構造部分（柱、梁等）の木造化及び内装部分（床、壁、窓枠、戸等）の木質化に積極的に取り組むものとする。

	・畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパラー及びウインドレス鶏舎の整備については、建設基準法施行例等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、1棟がおおむね500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、1棟が500㎡を超える畜舎についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする。
畜舎	・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成並びにヘルパー組合等（酪農、肉用牛及び飼料生産に係る業務の一部を受託する団体又は法人をいう。）の統合を行うためのもの。 ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人（複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のことをいう。）経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システム（事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善（生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等）がなされるものをいう。以下同じ。）の実践・普及、牛のほ育育成経営部門の外部化及び地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築並びにヘルパー組織等の統合のうちのいずれかのためのものであること。 ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （a）対象畜種が、肉用牛又は豚であること。 （b）計画上の肉用牛飼養頭数が、肉専用種にあつてはおおむね300頭以上（繁殖牛にあつてはおおむね100頭以上）、乳用種にあつてはおおむね500頭以上、肥育豚にあつてはおおむね2,000頭以上、繁殖豚にあつてはおおむね150頭以上であること。 ただし、中山間地域等にあつては、計画飼養頭数はそれぞれの2分の1以上であるものとする。 ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等に用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （a）事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（b）の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。 （b）事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新生産システムの実践・普及のために用いる場合には、次の条件を満たすこととする。 （a）新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの

	低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産工程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 ・当該施設を牛のほ育育成経営部門の外部化のために用いる場合は、すでに牛のほ育育成を目的として管理運営されている公共牧場内に当該施設を整備することはできないものとする。 ・当該施設を地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 導入家畜等の隔離又はオールアウト等による空舎期間の確保のための一時的な利用に限定されること。 (b) 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 (c) 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業実施主体は、対象施設、利用期間、利用料等に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に利用させるものとする。 (d) 当該施設の規模は、地域の家畜導入状況や家畜飼養規模からみて必要最小限のものとする。 ・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
フリーストール牛舎	・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（b）の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。 (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。

	・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 - ii 事業実施主体は、「モデル実践活動」を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産工程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 ・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
ミルキングパーラー	・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ (b) の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。 (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5 名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。

	ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産工程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 ・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
ウインドレス鶏舎	・閉鎖型で無窓構造の、高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものに限る。 ・事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないものであることを要する。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。この場合、畜産経営は5名以上で構成されるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産工程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。
ふ卵施設	・効率的な素ひな生産体制の構築のため、既存の種鶏場又はふ卵場の再編・統合を伴う施設整備であること。 ・種卵の消毒、素ひなの生産管理に係る高度な衛生管理体制を確保することによる病原性微生物の汚染防止等を図り、素ひなの安定供給、供給農家における衛生水準の向上等に資するものであること。 ・事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計

	が議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないものであることを要する。
放牧利用施設	
畜舎等と一体的に整備する設備	・ 畜舎、フリーストール牛舎、ミルクングパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設と合わせて整備するものとする。 ・ 整備する設備は生産工程に直接にかかわり、かつ畜舎等に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は畜舎等で行われる生産工程のあり方の本質にかかわるものとする。 ・ 生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。
畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設	・ 畜舎、フリーストール牛舎、ミルクングパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設と合わせて措置するものとする。 ・ この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水（ミルクングパーラーに係るものを含む。）について適切な処理が行われるよう特に留意する。
国産飼料関連施設	・ 施設の管理について、次の条件を満たすものとする。 なお、ヘルパー組織等の統合に用いる場合においても同様とする。 （a）当該施設は、次の条件を満たしている場合には、1 施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。 - i 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。 - ii 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。 - iii 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。
混合飼料調製・供給施設	・ 施設用地の造成整備を含む。 ・ 混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。
混合飼料貯蔵・保管庫	・ 施設用地の造成整備を含む。 ・ 混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。
飼料作物収穫調製貯蔵施設	・ 施設用地の造成整備を含む。
単味飼料貯蔵施設	・ 施設用地の造成整備を含む。
地域未利用資源調製貯蔵施設	・ 施設用地の造成整備を含む。

家畜排せつ物処理施設	・施設用地の造成整備を含む。
飼料生産・調製・保管施設	・施設用地の造成整備を含む。 ・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉碎機等の整備を含む。
管理棟	・施設用地の造成整備を含む。
飼料給与設計用電算施設	・国産飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限る。
子実用とうもろこし乾燥保管調製施設	・飼料向け子実用とうもろこしの乾燥・保管・調製に限るものとし、本施設と一体的に整備される機器等の整備を含む。 ・生産・供給を行う者と利用者との間で、長期（３年以上）の利用供給に関する協定を締結するものとする。
家畜改良増殖関連施設	
きゅう舎	
畜舎	
鶏舎	
飼料給与施設	
解体処理施設	
冷蔵冷凍施設	
受精卵処理、採卵及び移植室	
肉質等分析施設	
人工授精処理施設	
衛生検査施設	
能力調査施設	
隔離検疫豚舎	
隔離検疫鶏舎	
畜産新技術実用化施設	
ふ卵施設	
その他家畜改良増殖又は畜産新技術の取組のための必要な機械器具	
附帯施設	

畜産周辺環境影響 低減施設	・ 畜産に起因する悪臭及び排水を処理する施設として、畜舎又は堆肥舎等に対して設置する脱臭施設及び浄化处理施設とする。 ・ 施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a) 整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b) 受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。
脱臭施設	・ 畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
浄化处理施設	・ 畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
一体的に整備する設備	・ 脱臭施設又は浄化处理施設と一体的に整備するものとする。 ・ 整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化处理施設の適正な管理に必要な施設とする。

Ⅱ 食品流通拠点施設整備対策事業

Ⅱ－１ 卸売市場施設整備対策

第１ 取組の概要

中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第4条第1項に基づく認定を受けた卸売市場又は同項に基づく認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）及び地方卸売市場（市場法第13条第1項に基づく認定を受けた又は受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）であって、開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定した卸売市場が、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画（以下「認定計画」という。）に従って実施する施設の改良、造成若又は取得（以下「整備」という。）であって、以下の取組に対し支援。

- １ 品質・衛生管理高度化施設整備の取組
- ２ 物流効率化に向けた施設整備の取組
- ３ 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組
- ４ 卸売市場防災対応施設整備の取組

第２ 取組の実施基準等

１ 実施方法及び施設に関する共通基準

（１）施設の衛生管理

食品衛生法（昭和22年法律第233号）、と畜場法（昭和28年法律第114号）その他の食品安全に関する法令に即して衛生管理を行うこと。

２ 事業実施に関する共通事項

（１）整備の方針

市場法第3条に定める卸売市場に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即した施設の整備に努めるものとする。

（２）施設の整備規模

施設の整備規模については、取扱数量の推移等の根拠に基づき算定することとし、認定計画に記載された食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資の範囲内とする。

（３）第１の取組に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は次のとおりとする。

ア 品質・衛生管理高度化施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率		
	中央卸売市場		地方卸売市場
	品質・衛生管理高度化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの	品質・衛生管理高度化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち左記以外に要する経費	品質・衛生管理の高度化に資する地方卸売市場の施設の整備に要する経費

	(1)新たに設置する卸売市場において実施する施設の整備に要する経費(移転再整備を含む) (2)既に設置している卸売市場において実施する施設の整備であって、次に掲げるすべての条件に該当するもの(以下「大規模整備」という。)に要する経費 ア 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装(以下「売場施設等」という。)を主体とした整備であること。 イ 当該整備によって売場施設等の機能が向上する部分の建築延べ面積(売場施設等が2階部分以上にわたるものであるときは、当該2階部分以上についての延べ床面積を加えるものとする。))が、当該整備を着手した日の属する年度の前年度末における売場施設等の建築延べ面積の2分の1以上又は20,000平方メートル以上に相当するものとなるものであること。 ウ 当該整備を着手した日の属する年度以降、事業実施計画に即した事業内容につき継続的に実施するものであること。		
売場施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	4/10以内	—	1/3以内 ※
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	4/10以内	1/3以内	—
情報処理施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	—	1/3以内 ※
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	—	1/3以内 ※
附帯施設	1/3以内	—	1/3以内 ※
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内

(注) 品質・衛生管理高度化に直接資する施設のみを交付の対象とすることを基本とし、
移転又は現在地再整備を実施する場合に限り、その他の施設も本取組による交付の対象とする。

※ 地方卸売市場の新設に限る。

イ 物流効率化に向けた施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率		
	中央卸売市場		地方卸売市場
	物流効率化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場において実施する施設の整備に要する経費(移転再整備を含む) (2) 大規模整備に要する経費	物流効率化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち左記以外に要する経費	物流効率化に資する地方卸売市場の施設の整備に要する経費
売場施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	4/10以内	－	1/3以内 ※
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	4/10以内	1/3以内	－
情報処理施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	－	1/3以内 ※
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	－	1/3以内 ※
附帯施設	1/3以内	－	1/3以内 ※
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内

(注) 物流効率化に直接資する施設のみを交付の対象とすることを基本とし、移転又は現在地再整備を実施する場合に限り、その他の施設も本取組による交付の対象とする。

※ 地方卸売市場の新設に限る。

ウ 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率		
	中央卸売市場		地方卸売市場
	輸出促進に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場において実施する経費	輸出促進に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち左記以外に要する経費	輸出促進に資する地方卸売市場の施設の整備に要する経費

	する施設の整備に要する経費（移転再整備を含む） (2) 大規模整備に要する経費		
売場施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	4/10以内	－	1/3以内 ※
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	4/10以内	1/3以内	－
情報処理施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	－	1/3以内 ※
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	－	1/3以内 ※
附帯施設	1/3以内	－	1/3以内 ※
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内

※ 地方卸売市場の新設に限る。

エ 卸売市場防災対応施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率	
	中央卸売市場又は地方卸売市場が実施する 既存卸売市場施設の耐震補強に要する経費	中央卸売市場又は地方卸売市場が実施する防 災対応に要する経費
売場施設	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	1/3以内	1/3以内
駐車施設	1/3以内	1/3以内
搬送施設	1/3以内	1/3以内
衛生施設	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設 ※	1/3以内	1/3以内
情報処理施設	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内
防災施設	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	－
附帯施設	1/3以内	－
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	－

※ （６）に掲げる施設に限る。

（４）交付対象施設の施設内容は次のとおりとする。

交付対象施設	施 設 内 容
売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設、買荷保管・積込所施設及び荷捌き場施設
貯蔵・保管施設	低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設（売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場
構内舗装	駐車施設等（駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体的に行う舗装
搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設（場内物流効率化システム（自動荷捌き施設、自動搬送施設その他搬送機能の高度化に資する施設）を含む。）及び搬送資材管理施設
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設であり、リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強化に資する施設
食肉関連施設	（６）に定める施設であつてと畜場法第４条第１項の規定により知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係る食肉等衛生管理強化施設
食肉等衛生管理強化施設	（６）のキ及びケのうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給湯設備並びに同アからケのうち、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一に掲げる部分等の焼却に必要な設備、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防止するための設備並びに可食内臓等の区分管理のための収納設備
情報処理施設	LAN幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入荷量等表示設備
うち交付の対象外のもの	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量等表示設備

市場管理センター	管理事務、業者事務について、次のアからウに掲げるいずれかの機能強化に資する施設 ア 場内LAN、危機管理システムの整備等インテリジェント化に対応していること イ 料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していること ウ 省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること
うち交付の対象外のもの	保健医療関係以外の福利厚生施設
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針等防災機能に資するための施設（卸売市場防災対応施設整備により卸売市場施設の災害等に対する防災対策と一体的に整備する場合に限り、非常用照明装置等の設置ができることとし、地震以外の災害に対応するための補強等（老朽化した施設の壁面補強も含む。）、災害等に起因して発生する二次災害（火災等）に対応するための整備及び前記以外の物品等購入費用は交付の対象外とする。）
加工処理高度化施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援等機能が付与される施設
選果・選別施設	産地と連携した取扱物品の選果・選別等の集荷機能の高度化・強化を図るために必要な施設
総合食品センター機能付加施設	その存在により開設者、卸売業者及び仲卸業者等の卸売市場の関係者に対して便益の提供等が図られ、卸売市場としての機能及び付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設
附帯施設	他の施設（売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備（電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。）
上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって、市場機能の向上を図る上で特に必要であると知事が認める施設

(5) 上限建築単価

下表に掲げる施設にあつては、上限建築単価を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設、加工処理高度化施設及び選果・選別施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設（中央卸売市場に限る。）、情報処理施設、防災施設及び附帯施設については、個々に積算することができるものとする。

施設区分	構 造	上限建築単価
		円/㎡
売場施設	鉄骨構造(平屋)	124,000
貯蔵・保管施設(倉庫施設)	鉄骨構造(重層)	145,000
駐車施設	鉄筋コンクリート構造(平屋)	138,000
市場管理センター		
加工処理高度化施設	鉄筋コンクリート構造(重層)	223,000
選果・選別施設		
総合食品センター機能付加施設		
上記施設の施設内容に準ずる施設		
貯蔵・保管施設(冷蔵庫施設)	鉄骨構造	174,000
	鉄筋コンクリート構造	208,000

(注) 上限建築単価には、消費税を含む。

(6) 食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜場に係るものであって次に掲げるものとする。

- ア 係留所
- イ 生体検査所及び検査用機械器具
- ウ 処理室及び処理設備
- エ 検査室及び検査用機械器具
- オ 消毒所、隔離所
- カ 汚物処理設備
- キ 冷蔵室及び冷却冷蔵設備
- ク 作業員室
- ケ と場に係る電気通信等附帯設備

(7) 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物（以下「衛生施設等」という。）については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設（立体駐車場及び地下駐車場）、市場管理センター、加工処理高度化施設、選果・選別施設及び総合食品センター機能付加施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含まれる工作物として取り扱うことができるものとする。その場合当該衛生施設等の交付対象施設は、交付

対象施設ごとの建築延べ面積（２階以上にわたるものであるときは、２階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。）を比較し、その面積が最大の施設とする。

（８）大規模整備

ア 大規模整備に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、売場施設等の工事と工程上一体として、或いは、機能上併行して行わなければならない施設とする。

イ 大規模整備である場合は、事業実施主体が作成する整備計画等に、大規模整備の条件に合致する理由及びアに規定する施設である理由を記載すること。

（９）施設の取得

ア 施設の取得は、卸売市場の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。

イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。

（１０）実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。

イ 工事施工に係る設計監理、監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。

ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものとする。

エ 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

（１１）共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、運用第４の１に定める事業実施状況報告の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを知事に提出するものとする。

（１２）指導及び助言

沖縄県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

（１３）施設の管理運営

ア この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。

イ 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、イの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、知事の承認を受けるものとする。

(14) 事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 施設の整備が、基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を有するものであること。また、施設の整備は、交付対象施設の品質・衛生管理高度化、物流効率化、輸出促進対応又は防災対応のいずれかの機能向上を伴うものでなければならないこと。老朽化等による施設の機能低下を原状回復させるための修繕等は、施設の機能向上を伴わないため施設の整備に該当しない。そのため、整備計画には、交付対象施設の機能向上に関する項目を記載し、施設の整備が機能向上を伴うものであることを明確にすること。

イ 当該施設の設置後の管理運営が適正かつ効率的に行われると見込まれること。

ウ 当該施設の設置に係る資金の確保が確実と認められること。

エ 原則として耐用年数が概ね5年以上の施設の整備であること。

オ 工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。

カ 交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者（地方公共団体以外の開設者にあつては沖縄県又は市町村）において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出すること。

3 個別事項

(1) 品質・衛生管理高度化施設整備の取組

ア 事業実施主体

(ア) 中央卸売市場の開設者

(イ) 地方卸売市場の開設者

(ウ) 中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であつて、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）

イ 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(ア) 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（BCP）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。

(イ) 産地・実需者から求められる品質・衛生管理に対応するためのコールドチェーンの確立や、HACCPに対応するなど卸売市場の取扱物品の品質・衛生管理機能を高度化させるための施設の整備であること。

(2) 物流効率化に向けた施設整備の取組

ア 事業実施主体

(ア) 中央卸売市場の開設者

(イ) 地方卸売市場の開設者

(ウ) 事業協同組合等

イ 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(ア) 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。

(イ) 卸売市場内の搬送経路の最適化や市場内外における交通渋滞等を緩和させるなど、卸売市場の物流を効率化させるために実施する施設の整備であること。

(3) 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

ア 事業実施主体

(ア) 中央卸売市場の開設者

(イ) 地方卸売市場の開設者

(ウ) 事業協同組合等

イ 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(ア) 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が、認定計画に従って実施する施設の整備であること。

(イ) 当該施設を整備することにより輸出の促進が図られると認められる施設の整備であること。

(ウ) 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

(エ) 輸出促進に向けた取組が行われ又は行われることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有するものであること。

(オ) 別紙参考様式により当該卸売市場の輸出拡大計画を作成していること。

(カ) G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。

(4) 卸売市場防災対応施設整備の取組

ア 既存卸売市場施設の耐震補強の整備の取組

(ア) 事業実施主体

中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者

(イ) 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。

b 既存卸売市場施設の耐震性能を向上させる耐震補強の整備であり、当該施設を新たな施設に更新するものではないこと。

c 中央卸売市場又は地方卸売市場が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づく都道府県耐震改修促進計画に即して実施する耐震補強の整備であること。

d 事業開始年度を含む5年以内に実施した耐震診断の結果、耐震改修促進法第4条第1項に規定する「建築物の耐震診断改修の促進を図るための基本的

な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)に基づき、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性がある又は当該危険性が高いと判断($I_s < 0.6$ 又は $I_w < 1.0$)された既存卸売市場施設を対象とするものであり、かつ、耐震補強の整備後において当該危険性が低いと判断($I_s \geq 0.6$ 又は $I_w \geq 1.0$)される見込みとなること等を含む事業計画を有するものであること。

イ 防災対応の整備の取組

(ア) 事業実施主体

中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者

(イ) 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画(BCP)を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。
- b 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく地域防災計画に即して実施する卸売市場施設の防災対応のための整備であり、当該整備と一体的に行う場合に限り、防災設備(非常用照明装置等)を交付対象とすることができることとする。

ただし、防災設備の設置は、災害時等の緊急時に業務を継続するために必要な最低限度のものとする。

Ⅱ－２ 共同物流拠点施設整備対策事業

第１ 取組の概要

認定計画に従って実施する施設の整備であり、農林水産物等の共同配送等に必要なストックポイント等の物流拠点の施設の整備に対し支援。

第２ 取組の実施基準等

１ 事業の要件

- (１) 認定計画に従って農林水産物等の物流を効率化するために必要な共同物流拠点施設の整備を実施するものとし、複数の産地等と連携して集荷した多種多様な農林水産物等(以下「取扱品目」という。)を分荷し配送するための施設とすること。
- (２) 取扱品目の品質・衛生管理の高度化を図る施設とし、産地等から配送先まで一貫し、かつ、当該品目に適した温度管理を行うために整備する施設とすること。
- (３) 専用の搬入・搬出口及び取扱品目に応じた空調・換気機能を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。

２ 事業実施主体

事業実施主体は、物流効率化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれる者であって、次に掲げる者。

- (１) 地方公共団体

- (2) 第3セクター
 - (3) 事業協同組合等
 - (4) (3)に掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人((3)に掲げる法人を除く。)
 - (5) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
 - (6) 流通業者(中央卸売市場の開設者又は地方卸売市場の開設者の許可等を受けて卸売市場で業務を行う卸売業者、仲卸業者等に限る。)
- 3 実施方法及び施設に関する基準

- (1) 次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装を整備できるものとする。
 - ア 認定計画に従って実施する共同化による農林水産物等の物流を効率化させるために必要な機能を有する施設とし、当該施設を機能させるために必要な最小限度のものであること。
 - イ 当該施設の価額・価値とバランスが取れたものであること。
 - ウ 原則として、耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。
 - エ 工事の請負は、原則として競争入札に付して実施するものであること。
 - オ 交付対象経費は、原則として当該施設を設置する地方公共団体において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。
- (2) 食品衛生法及びと畜場法その他の食品安全に関する法令に則して衛生管理を行うことができる施設とすること。
- (3) 施設の取得
 - ア 施設の取得は、共同物流拠点の施設の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。
 - イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。
- (4) 実施設計費の配分方法

実施設計費の交付対象経費ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

 - ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。
 - イ 工事施工に係る設計監理及び監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。
 - ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものとする。
 - エ 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。
- (5) 共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に損失を補填し、円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、運用第4の1に定める事業実施状況報告の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを知事に提出するものとする。

(6) 施設の管理運営

ア この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。

イ 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、イの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、知事の承認を受けるものとする。

(7) 沖縄県の指導及び監督

沖縄県は、事業の適性かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。

(8) 交付対象及び交付率

共同物流拠点施設整備の交付対象施設は売場施設（荷捌き場施設に限る。）、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、情報処理施設、防災施設、附帯施設とし、交付率はⅡ－1の第2の2の（5）に掲げる上限建築単価を基に算出した交付対象事業費の1／3以内とする。

また、交付対象施設の施設内容はⅡ－1の第2の2の（4）に準じることとする。

なお、卸売市場の開設者、卸売業者及び仲卸業者が共同物流拠点施設の整備を実施する場合は、共同物流拠点としての業務に支障を与えない範囲で当該施設を卸売及び仲卸に関する業務への活用に努めるものとする。

4 その他

Ⅱ－1の第2の2の（7）及び（14）については、共同物流拠点施設において準用する。

(別紙参考様式)

〇〇年度沖縄振興公共投資交付金 輸出拡大計画〔施設名： (事業実施主体：)〕

(1) 輸出の拡大に向けた戦略(推進体制： (事務局：))

(2) 概要

主な輸出品目	想定される 国内産地	主な経由 空港・港 ※明確な場合は明記	主な輸出先国	代表的な販路 ※輸送方法や会社名は明確な場合は明記。	
輸出の拡大に向け これまでに行った 主な取組				輸出先国の求める衛生基準等 への対応 (例：HACCP)	

(3) 課題と対処方針について

項 目	課 題	対 処 方 針

(4) 輸出目標について (単位:トン、百万円)

			うち輸出分						うち輸出分						うち輸出分			
			数量	増加割合	金額	増加割合			数量	増加割合	金額	増加割合			数量	増加割合	金額	増加割合
〇〇年度(現状)																		
〇〇年度(目標)																		

(注) 1 本様式は、運用第3の1に定める事業実施計画書と併せて提出すること。
2 「(1) 輸出の拡大に向けた戦略」は、データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記すること。
3 本様式より詳細な内容を記載する場合にあっては、必要に応じて「別紙のとおり」と記入の上、別様にて提出して構わない。

(別紙参考様式)

〇〇年度沖縄振興公共投資交付金 輸出拡大計画〔施設名:〇〇中央卸売市場(事業実施主体:〇〇市)〕

(1) 輸出の拡大に向けた戦略(推進体制:〇〇協議会(事務局:〇〇県))

〔データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記〕

輸出先国の衛生基準を満たす完全閉鎖型の卸売市場を整備することにより、生体搬入から加工及び梱包までの一貫した処理が実現。これにより、〇〇牛のみならず、△△牛や××牛といったブランド牛を空港経由で米国等に輸出するための拠点となることを目指す(当市場から〇〇空港までは約1時間の距離)。

(2) 概要

主な輸出品目	想定される国内産地	主な経由 空港・港 ※明確な場合は明記	主な輸出先国	代表的な販路 ※輸送方法や会社名は明確な場合は明記。
牛肉	AA県	〇〇空港	米国	A産地 → B(株)(〇〇卸売市場) → Cフーズ(国内の輸出食肉業者) → Dフーズ※(米国) ※会社名は記入可能な範囲で記載。
輸出の拡大に向け これまでに行った 主な取組	〇〇年 牛肉〇〇トン(米国向け)		輸出先国の求める衛生基準等 への対応 (例:HACCP)	〇〇年度 米国の輸出認定取得予定

(3) 課題と対処方針について

項 目	課 題	対 処 方 針
産地とのネットワーク	現在は近隣産地が主な集荷先であるため、量も品目も少ない。	JETROのHPに取扱品目等を掲載。多方面に取引をあっせん。

(4) 輸出目標について

(単位:トン、百万円)

			うち輸出分						うち輸出分						うち輸出分			
	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合
〇〇年度(現状)	200	100	10		10													
〇〇年度(目標)			11	10.0%	11	10.0%												

(注) 1 本様式は、運用第3の1に定める事業実施計画書と併せて提出すること。

2 「(1) 輸出の拡大に向けた戦略」は、データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記すること。

3 本様式より詳細な内容を記載する場合にあっては、必要に応じて「別紙のとおり」と記入の上、別様にて提出して構わない。

Ⅲ 交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて

第1 事業の実施

1 実施設計書の作成

(1) 事業実施主体は、交付金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ理事会の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成し、知事に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、実施設計書を作成する能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせてこれを作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における理事会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合においては、指名競争入札等を行わず、単一の施工業者を選定することができるものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会等の議決を得るものとする。

なお、予算の計上又は事業計画の作成に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 地元負担金の調達

地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手続については、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会（以下「農協連」という。）又は土地改良区にあっては、それぞれの関係法規の定めるところ等により、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に基づく団体をいう。以下同じ。）その他農業者の組織する団体等）にあっては、関係者の総会等によって議決して行うものとする。

なお、地元負担金の調達にあっては適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けて、これに当てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

4 その他関係法規に基づく許認可

交付対象事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年7月15日法律第229号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

5 事業の着手

(1) 事業実施主体は、交付対象事業に係る事業に着手するときは、速やかにその旨

を別記様式4号により、知事に届け出るものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が的確となり、かつ交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定前に着手する場合においては、事業実施主体は、あらかじめ、市町村長又は知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式5号により、知事に提出するものとする。

(3) (1) のただし書に定める交付決定前着手届の提出を受けた知事は、交付金交付決定前に着手を行う必要性を検討の上、農林水産大臣に交付決定前着手届を提出するものとする。

沖縄県が事業実施主体として交付決定前着手を行う場合も同様とする。

(4) (1) のただし書により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合については、知事は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、交付対象事業が適正に行われるようにするものとする。

6 事業の施行

(1) 施行方法

交付対象事業は次のアからエまでに掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、1つの交付対象事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの交付対象事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施行方法は、原則として請負施行によるものとする。

ア 直営施行

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了

させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

また、沖縄県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

(ア) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあっては、その理由、選定方法等を明確にした上で、指名競争入札に付するものとする。なお、競争に参加する者はなるべく 10 者以上指名することとする。また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式 4 号により、知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。なお、b 又は c に掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- a 事業実施主体が農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体等である場合であつて、競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合又は P F I 事業であつて事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき実施する場合
- b 一般競争入札に付して入札者がいない場合
- c 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

(イ) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、第1の1の(1)に定める理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農協又は農業者の組織する団体等が、交付対象事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農協連（以下「代行者」という。）と産地基幹施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとし、沖縄県は、事業実施主体に対し、適正な契約手続を確保する上で必要な指導を行うものとする。

(ア) 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別記様式6号により、代行施行によることの理由を明確にし、理事会の議決等所要の手続を行うものとする。

(イ) 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、その理由、選定方法等を明確にした上で、指名競争入札に付するものとする。なお、競争に参加する者はなるべく10者以上指名することとする。また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別記様式4号により、知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。なお、a又はbに掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 一般競争入札に付して入札者がいない場合

b 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

(ウ) 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

(エ) 施工業者の選定

建築施工業者、機械、施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

また、事業実施主体は施工業者選定後、速やかにその結果を別記様式4号により、知事に報告するものとする。

(オ) 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

(カ) 工事監督

受託代行者は、(エ)により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。

また、(ウ)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(キ) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

(ク) 精算

事業実施主体は、受託代行者から産地基幹施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を

行うものとする。

(2) 契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、(1)に定めるもののほか「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」(平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知)により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

ア 入札の公告

一般競争入札については、公告期間は10日間以上(土日祝祭日を含まない)を確保するものとし、公告は当該事業実施主体及び上部機関等のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めるものとする。

イ 交付対象事業における利益等排除について

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む)がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益相当分が含まれることは交付金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、以下の(ア)から(ウ)までに掲げる場合には、それぞれ、当該(ア)から(ウ)までに定める利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。

ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いて判断するものとする。

(ア) 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって交付対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(イ) 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象額とする。

ただし、交付額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、交付対象としない。

(ウ) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象経費に計上する。

ただし、交付額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、交付対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されることを要するものとする。

ウ 社会保険への加入徹底等について

事業実施主体は、建設工事を発注する際に、請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の記載を明示させるものとする。

なお、施工業者に対し、工事の施工について、社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」を提出するよう働きかけるものとする。

(3) 談合等不正行為の防止

ア 事業実施主体（受託代行者を含む。ウからオまでにおいて同じ。）は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成 7 年 10 月 24 日付け 7 経第 1492 号農林水産事務次官依命通知）第 45 条の 2（A）を例として、交付対象事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約等の契約書に、談合等不正行為があった場合の違約金等に係る条項を設けるなど、談合等不正行為の防止に努めるものとする。

イ 交付対象事業に係る工事において、刑法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、知事は、「補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」（平成 19 年 11 月 20 日付け 19 経第 1245 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、速やかに必要な手続等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、交付対象事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約の入札又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に当たっては、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」（平成 27 年 1 月 28 日付け 26 経第 1258 号農林水産省大臣官房長通知）に基づき（地方公共団体にあつては準じて）、競争入札等に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させないものとする。

エ 事業実施主体は、交付対象事業に係る工事の競争入札等に当たっては、競争入札等に参加しようとする者に対し、事業実施年度（複数年の場合には初年度）の前年度に会計検査院から不当事項として指摘された工事等への関与の有無及び経緯に係る申立書の提出を求め、関与が認められる場合には、事業実施主体は当該者を競争入札等に参加させないことができる。

オ 事業実施主体は、役職員による秘密情報（役職員が競争入札等の業務において職務上知り得た秘密をいう。以下同じ。）の漏えい防止措置（以下「秘密情報漏えい防止措置」という。）を講ずるものとする。

また、事業実施主体は、当該職員に対し秘密情報の漏えいを防止すべき旨を周知徹底するものとする。

カ 事業実施主体は、代行施行契約に係る競争入札等の公告時において、契約の相手方となる者は契約締結時までに秘密情報漏えい防止措置を講ずることとする旨を提示する。

また、契約時には、相手方から情報管理の方法を定めた規程等を提出させることにより、当該相手方が秘密情報漏えい防止措置を講じていることを確認するものとする。

7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合に

も、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。

- (2) 分(負)担金の徴収に当たっては、分(負)担金の徴収の根拠法規を有するものもとより、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行する等の方法により、個人別分(負)担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこと。
- (3) 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (4) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (5) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

8 未しゅん功工事の防止

事業実施主体は、「未しゅん功工事について」(昭和 49 年 10 月 21 日付け 49 経第 2083 号農林事務次官依命通知)、「未しゅん功工事の防止について」(昭和 55 年 3 月 1 日付け 55 経第 312 号農林水産大臣官房長通知) 及び「未しゅん功工事の防止について」(昭和 55 年 10 月 30 日付け 55 経第 1995 号農林水産事務次官依命通知) により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第2 附帯事務費

1 交付対象となる附帯事務費

交付対象となる附帯事務費の額は、交付対象となる事業に要する総事業費に 1 % を乗じて得た額以内とする。

2 附帯事務費の使途基準

交付対象となる附帯事務費の使途基準については、次のとおりとする。

区 分	内 容
旅費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費） 会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用
賃金等	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費
給料	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与
報酬	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う給与
職員手当等	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う

報償費	時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調製手当、へき地手当、会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当
需用費	謝金 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役務費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備品購入費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、給料、報酬、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃貸借料及び備品購入費

注：食品流通拠点施設整備対策事業の市町村附帯事務費には、地方自治法第 284 条に定める一部事務組合、広域連合及び地方公共団体が主たる出資者となっている法人である場合を含む。

第 3 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別記様式 7 号により、知事に届け出るものとする。

市町村長又は知事は、必要に応じ交付対象事業に係る事業のしゅん功検査等を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

なお、市町村長がしゅん功検査等を実施した場合、別記様式 7 号は市町村長から知事に届け出るものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書等を添付して知事に報告するものとする。

なお、市町村長又は知事は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第4 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

1 予算関係書類

- (1) 交付対象事業の実施に関する議会（総会）の議事録
- (2) 代行施行の選択（別記様式6号）
- (3) 予算書及び決算書
- (4) 分（負）担金賦課明細書
- (5) その他

2 工事施工関係書類

（直営施行の場合）

- (1) 実施設計書、出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿、同受払簿
- (3) 賃金台帳、労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

（請負施行、委託施行及び代行施行の場合）

- (1) 実施設計書、出来高設計書
- (2) 入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- (4) その他

4 往復文書

交付申請から実績報告及び財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定に当たっての書類及び設計書等

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) 土地基盤整備等

工事費（支給品費を含む。以下この別紙において同じ。）、用地費及び補償費（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業に限る。）、測量試験費（実施設計書を含

む。)、換地費(土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業に限る。)並びに工事雑費

(2) 産地基幹施設整備及び食品流通拠点施設整備

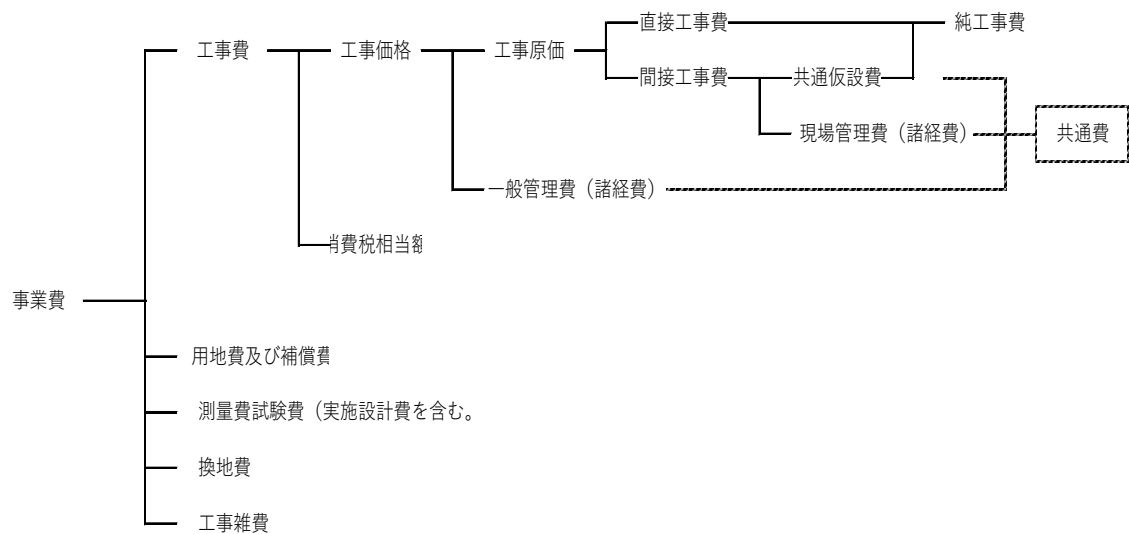
工事費(製造請負工事費及び機械器具費を含む。また、食品流通拠点施設整備にあつては施設の取得費を含む。以下同じ。)、実施設計費及び工事雑費

2 交付対象事業費の構成

交付対象事業費の構成は、次を標準とする。

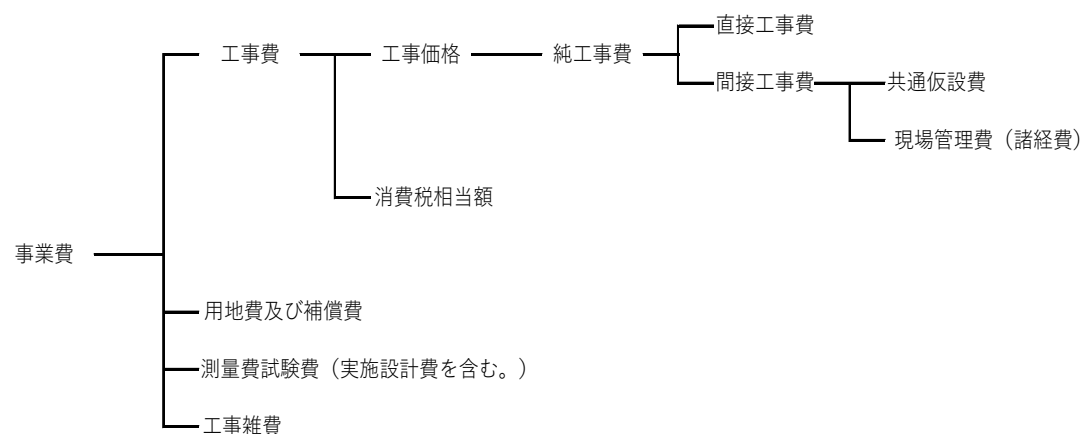
(1) 土地基盤整備等の事業費構成の標準

ア 請負施行の場合



注：の表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要領」に準拠したものである。

イ 直営施行の場合

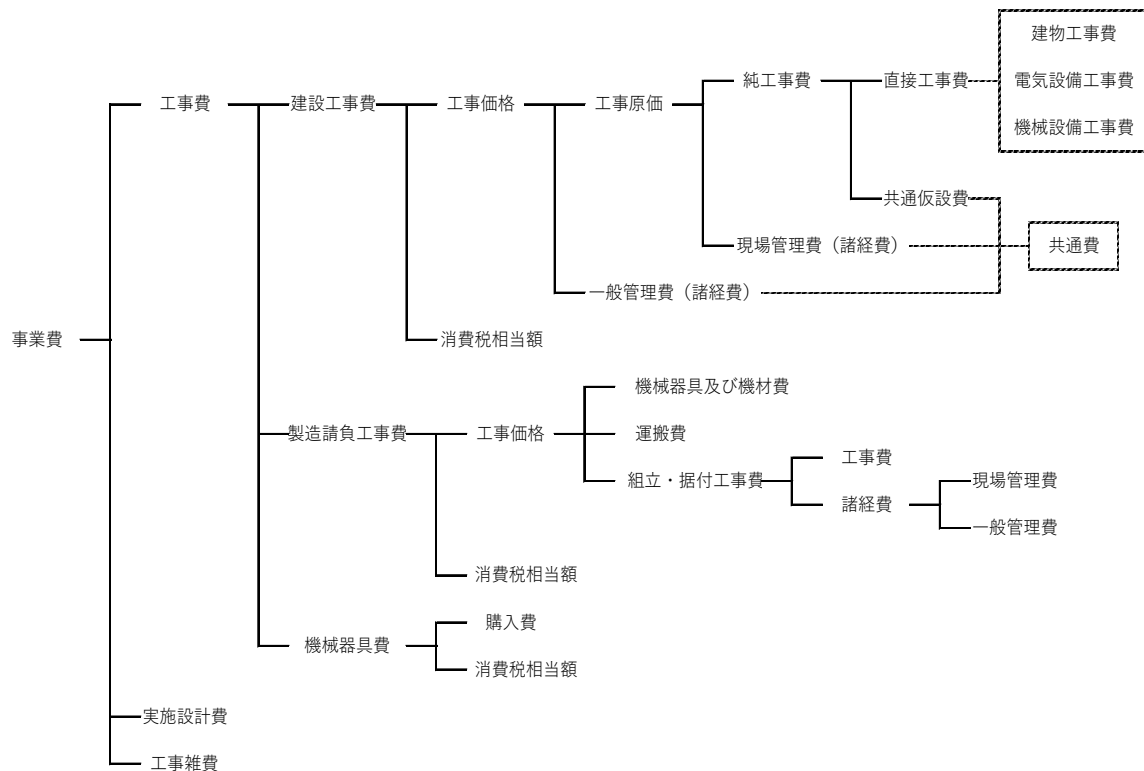


注：の表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要領」に準拠したものである。

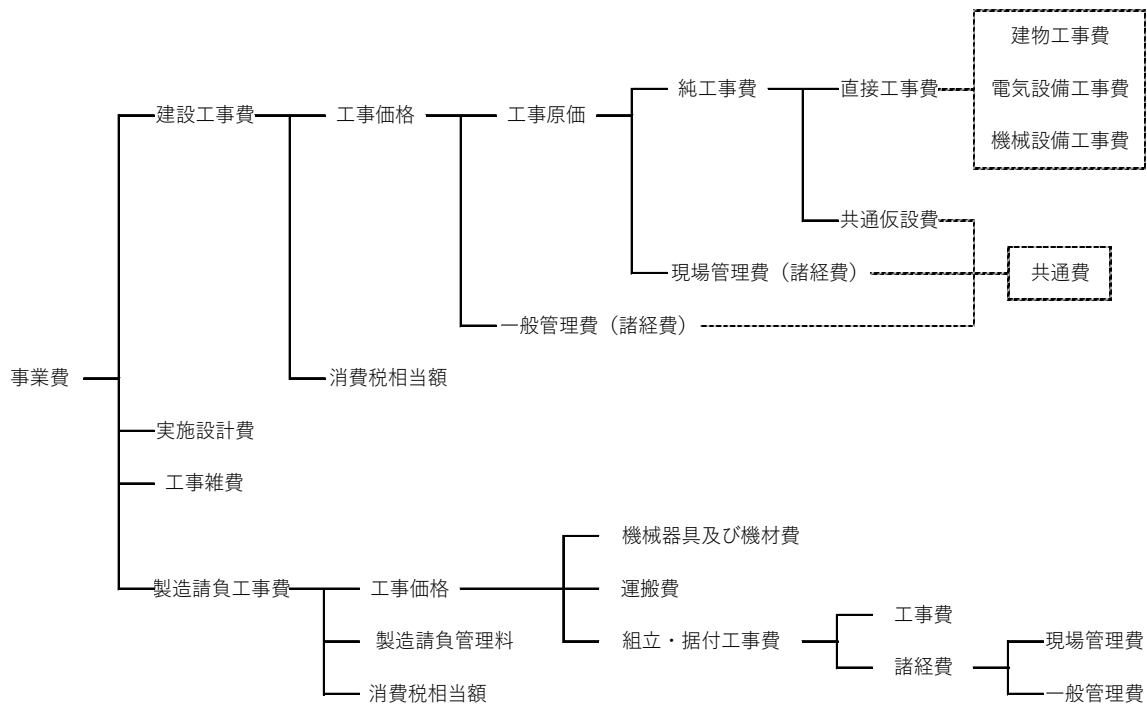
(2) 産地基幹施設整備及び食品流通拠点施設整備の事業費構成の標準

ア 産地基幹施設整備

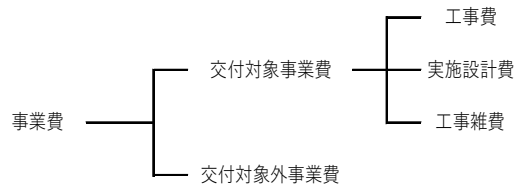
① 請負施行の場合



② 代行施行の場合



イ 食品流通拠点施設整備



3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が2以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとし、土地基盤整備等にあつては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料についてのみ計上できるものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

(1) 土地基盤整備等

土地基盤整備等については、団体営級の同種の公共事業に準じて積算するものとする。

ただし、支給品費、第3セクター等（運用別表1の事業実施主体の欄に掲げる公社をいう。）が事業実施主体である事業（以下「公社営事業」という。）の現場管理費及び一般管理費等並びに工事雑費の積算及び取扱いについては（2）に定めるところによる。

(2) 産地基幹施設整備及び食品流通拠点施設整備

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

- a 工事費は、沖縄県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

- b 工事価格の積算は、原則として、土地基盤整備等にあつては「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」（昭和 52 年 2 月 14 日付け 52 構改 D 第 24 号農林事務次官依命通知）、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号農林水産省構造改善局長通知）及び「草地開発整備事業等事業費積算要領」（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 945 号農林省畜産局長通知）に準じて、産地基幹施設にあつては国土交通省の官庁営繕関係統一基準に準じて行うものとする。

(イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 事業実施主体又は受託代行者が、請負人等に対し、工事材料費の支給に代えて工事材料を支給する場合であつて、工事材料を支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(エ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行及び代行施行においては請負人等、直営施行においては公社が必要とする、次に掲げる現場管理費及び一般管理費等とする。

(現場管理費)

区 分	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配布額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

(一般管理費)

区 分	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与 (賞与引当金繰入額を含む。)
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金(退職引 当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。)
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険 料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、 医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参 考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の原価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用 の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の 開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その 他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目 にも属さない費用

- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

ただし、直営施行における公社の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

(オ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験、設計等に必要な雇用賃金、機械器具、消耗品及び委託費又は請負費とする。

ウ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用をいう。）及び設計費（設計に必要な費用をいう。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

エ 用地費及び補償費

（ア）用地費及び補償費は、土地基盤整備等における用地の買収費、工事に伴う補償金、補償工事費等とする。

（イ）土地基盤整備等に係る用地の買収又は賃借に要する費用及び補償費の積算は「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和 38 年 3 月 23 日付け 38 農地第 251 号（設）農林省農地局長通知）に準じて行うものとする。

オ 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を実施するに伴い、現地事務所等において、直接必要とする経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の 3.5 パーセントに相当する額以内とする。

なお、公社一般管理費については、公社が知事と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

（工事雑費）

区 分	内 容
報酬 賃金	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務 日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共済費 需用費	賃金に係る社会保険料 消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費、食糧費 （事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）
役務費 委託費 旅費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、雑役務費 測量、設計、登記等の委託費 事業実施の打合せ等に必要な旅費

使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具
公課費	代行施行における受託代行者の事業施行管理料
代行施行管理料	

カ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の 5 パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は 2,000 万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の（ア）から（ウ）までの要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

（ア）交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が 10 億円を超えること。

（イ）施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

（ウ）各設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

第 6 本交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、本事業により整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。

ただし、運用第 6 の 13 に定めるところにより管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、運用別表 1 の事業実施主体欄に定められた施設の事業実施主体の範囲とする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者との間で、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

なお、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定に基づく「公の施設」については、条例の定めるところにより地方公共団体から指定を受けた法人その他の団体に委託する場合には、運用別表 1 の事業実施主体欄に定められた施設の事業実施主体以外の民間事業者であっても、施設の管理を行うことができるものとする。

2 管理方法

（1）事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、「補助金等交付事務の取り

扱いについて」(昭和 39 年 11 月 19 日付け 39 経第 4085 号 農林大臣官房経理課長通知) 様式第 3 号による財産管理台帳を備え置くものとする。

(2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。

(3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分等の手続

(1) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間(沖縄県が事業実施主体である場合にあっては農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号)別表に規定する処分制限期間、その他のものが事業実施主体である場合にあっては減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定する耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。)内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条に基づく財産処分として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとするとき等は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

この場合において、知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ、沖縄総合事務局長の承認を受けなければならない。

(2) 知事が事業実施主体として、その処分制限期間内に(1)に定める財産処分をしよ

うとするときには、承認基準の定めるところにより、沖縄総合事務局長の承認を受けなければならない。

- (3) (1) 又は (2) 以外の場合であって、運用別表 1 のメニュー欄の I の (1) のアの (ウ) の優良品種系統等への改植を実施した場合、成果目標の目標年度を経過しない間に、園地の改変 (転換した品目・品種以外の品目・品種への改植又は栽培の中止) をしようとするときは、別記様式 8 号により知事に届け出るものとする。

知事は、運用第 4 の 2 の規定により適切な措置を講じても、適正かつ効率的な利用が期待できないやむを得ない理由があると判断される場合には、別記様式 8 号により、沖縄総合事務局長に届け出るものとする。

なお、届出に当たっては、あらかじめ、知事及び沖縄総合事務局長の適切な指導を受けるものとする。

(4) 災害の報告

ア 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を知事に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、知事は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

イ 事業実施主体 (沖縄県を除く。) は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害による被害が発生したときは、直ちに、別記様式 9 号により、知事に報告するものとする。

知事は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し別記様式 9 号により、沖縄総合事務局長に報告するものとする。なお、沖縄県が事業実施主体として災害による報告を行う場合も同様とする。

なお、沖縄総合事務局長は必要に応じて事業実施主体に対し指導を行うものとする。

ウ 前号の報告の後、当該施設等の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、承認基準の定めるところにより、沖縄総合事務局長に報告を行い、その確認を受けるものとする。

4 増築等に伴う手続

- (1) 事業実施主体 (沖縄県を除く。) は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等 (以下「増築等」という。) を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別記様式 10 号により、知事に届け出るものとする。

- (2) 知事は (1) による届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、別記様式 10 号により、沖縄総合事務局長に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

沖縄県が事業実施主体として（１）に定める増築等の届出を行う場合も同様とする。

5 移管手続

- （１）事業実施主体（沖縄県を除く。）は、施設等について、処分制限期間内に農協等の広域合併等により移管を行ったときは、直ちに、別記様式 11 号により、知事に報告するものとする。
- （２）知事は、（１）の報告を受けたときは、当該施設等の移管状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要及び対応措置等を付し別記様式 11 号により、沖縄総合事務局長に報告するものとする。

第 7 事業実施の手続

- 1 事業実施主体（沖縄県及び市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。）が事業実施主体である場合を除く。）は、第 1 の 1 の（１）、第 1 の 5 の（１）、第 1 の 6 の（１）のイの（ア）若しくはエの（イ）、第 3 の 1、第 3 の 2、第 6 の 3 の（１）、（３）若しくは（４）、第 6 の 4 の（１）又は第 6 の 5 の（１）の規定に基づき報告等を行う場合は、市町村長（沖縄県の区域をその区域とする市町村の長をいう。）（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長。）とする。

また、食品流通拠点施設整備対策事業であって市町村が開設する卸売市場に係るものについては開設者たる市町村長とする。）を経由するものとする。

- 2 市町村長は、1 の本文に基づき報告等があった場合は、必要な指導及び調整等を行い知事に提出するものとする。

農業・食品産業競争力強化対策整備事業 事業実施計画書

事業実施主体名（計画主体名）

県・市町村名

地 区 名

（注）本様式については、参考のために示すものであり、県の判断で必要に応じて変更できるものとする。

第1 事業計画概要
農業・食品産業競争力強化対策整備事業の内容等

県名及び市町村名	事業実施主体名及び地区名	施設の所在地	事業名	施設等の名称、取組名	対象作物・畜種等名（作物・畜種名）、詳細な取組名	受益		事業内容（工種、施設区分、構造、規格、能力等）	事業量（単価、基数、台数、面積等）	しゅん工予定又は完了年月日	事業費（円）	負担区分（円）						補助率（％）	備考
						戸数	面積、出荷量、処理量又は頭羽数					国費	（うち、県 附帯事務費）	県費	市町村費	自己資金	その他		
〇〇県 〇〇市	〇〇農協 〇〇地区		産地競争力強化対策	畑作物・地域特産物		戸	ha, t			〇年 〇月 〇日			()						
			産地競争力強化対策	果樹															
			食品流通拠点施設整備対策	品質・衛生管理高度化施設整備の取組															
			食品流通拠点施設整備対策	物流効率化に向けた施設整備の取組															
			食品流通拠点施設整備対策	共同物流拠点施設整備															

- (注) 1 「施設等の名称、取組名」の欄については、別紙20の別表1のメニューに掲げる取組を記入すること。
- 2 「対象作物・畜種等名（作物・畜種名）、詳細な取組名」の欄については、土地利用型作物、畑作物、野菜、果樹、花き、地域特産物、畜種別を記入することとし、複数作物を対象とする場合にあっては、併記すること。（土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること。）食品流通拠点施設整備対策及び作物の限定のない取組にあっては記入不要とする。
- 3 「事業内容」の欄については、交付要綱（農林水産省）別表2、別紙20の別表1及び別紙21に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。
- 4 継続事業を実施する場合にあっては、複数年で行う事業について、全体の事業費及び交付額について適宜記入すること。
- 5 食品流通拠点施設整備対策事業にあっては、「負担区分」の欄には、必要規模の範囲内の金額を記入すること。また、「備考」の欄に、別紙21のⅡの第2の2の（3）の「施設の整備規模」に定める整備規模、要規模及びその算定根拠、整備 規模が必要規模を超える場合の合理的な理由を記入するとともに、必要規模を超過する事業費については外数として「負担区分」の欄に準じて記入すること。
- 6 複数年の事業であって、2年目以降の事業を実施する場合は、第3 継続事業に記入し、本表には記入しないこと。

第2 事業個別表

- I 産地競争力強化対策事業
- 1 事業実施対象地区及びその地区のうちの受益地の状況

対象地区名：（うち受益地：）

区分		各種指定等の状況								主要農作物の作付面積 (作付上位順) (ha)		主要農作物の作付面積 (販売金額上位順) (ha)		事業対象作物の作付面積 (ha)		事業対象作物と同じ作物 区分内におけるその他作物 の作付面積 (ha)		事業対象となる家畜飼養頭 羽数等 (戸、頭、千羽)				備考
		全域指定の場合：○ 一部指定の場合：△ 指定なしの場合：×				※△の場合 区分： 割合：																
		特定農山村	振興山村	過疎地域	離島振興	半島振興	農用地区域	生産緑地	生産緑地以外の市街化区域	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(飼養形態)		(飼養形態)		
		戸数	頭	羽数	戸数	頭	羽数	戸数	頭	羽数												
現状 (平成 年度)	対象地区																					
	うち受益地																					

- (注) 1 対象地区は、受益地を含む市町村等の出荷単位等とする。なお、市町村等が複数にわたる場合には、その合計を記入する。
- 2 受益地の範囲が対象地区の範囲と同じである場合は、「うち受益地」の欄は記入不要とする。
- 3 「各種指定等の状況」において、「△（一部指定）」であった場合には、その一部指定の占める割合（％）を記述するとともに、指定、非指定の分かる資料（字の一覧表、色分けした地図等）を添付すること。
- 4 「事業対象作物と同じ作物区分内におけるその他作物の作付面積」の欄における作物区分とは、土地利用型作物、地域特産物、果樹、野菜、花きの5つの区分とし、当該欄には、事業対象作物以外のその同一区分の作物の作付面積を記入すること。
- 5 「事業対象となる家畜飼養頭羽数等」の欄の飼養形態については、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラーのいずれかを記入するものとする。なお、頭羽数については、常時飼養頭羽数とし、成畜換算によることとする。
- 6 「事業対象となる家畜飼養頭羽数等」の欄にあっては畜産部門の受益が無い場合にあっては記入不要とする。また、必要に応じて記入欄を追加等するものとする。
- 7 その他、地域の立地条件（気象、地形条件）等で特に記述すべき事項があれば、添付等するものとする。

（その他、地域の立地条件）

- 8 国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）への加入に関する誓約書の写しを添付すること。また、事業実施状況報告書には、事業実施主体の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付すること。

2 事業の実施方針

(1) 事業実施地区における現状と課題

注) 事業実施地区における現状を踏まえ、生産、経営、流通に係る課題を幅広く数値等も交えて、具体的に記述すること。

(2) 課題を解決するための対応方針

総括方針

(注) 1 の課題に対応させて記述すること。

3 事業実施計画の詳細

- (1) 規模決定基礎等
ア. 規模決定基礎

※整備事業の規模決定（小規模土地基盤整備等の規模、導入する設備の能力、台数、施設の規模、処理能力、附帯施設の能力、数量等）をした計算過程をその根拠となる栽培面積、生産量、処理・加工量、出荷量、育苗期間、植付期間、収穫期間、出荷期間、利用計画、施設等の能力、既存の機械・施設の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。

イ. 事業実施予定場所等

事業の内容（施設名等）	導入予定場所		面積	取得方法	取得時期	備考
	(市町村)	(番地)	(㎡)		年 月	

- (注) 1 「取得方法」及び「取得時期」の欄については、産地基幹施設整備を実施する場合に記入すること。
2 備考欄については、穀類等乾燥調製貯蔵施設（米麦）及び乾燥調製施設（米麦大豆）を整備する場合には、地耐力（t/㎡）及びその調査方法（ボーリング（m、点））を記入すること。また、廃液処理設備（育苗施設）、集塵設備（穀類等乾燥調製貯蔵施設及び乾燥調製施設）、農業廃棄物処理施設等を整備する場合にあっては、設備の周辺環境図を添付すること。（住宅地、公共施設（病院、学校等）、工場、店舗等を明記するものとし、開発される可能性のものを含む。）。

(2) 施設の整備状況及び利用計画等

既存施設の廃止、見直し等と本整備事業との考え方（産地基幹施設の再編整備を実施する場合）

ア. 既存の施設の利用状況

実施年度	補助事業等名	事業の内容	事業実施主体名	受益農家数	受益面積処理量（ha、t）	規模・能力	仕様	事業費	うち国費	利用の状況に関する説明	
										利用率（%）	

- (注) 1 整備しようとする施設に関連する既存施設について記入する。
2 「補助事業等名」の欄には、具体的な事業名、資金名、自費等を記載する。
3 「利用率」の欄は計画時点の処理量に対する現況処理量で表す。
4 「利用状況に関する説明」の欄には、既存の施設がありながら、施設導入する理由を簡潔に記述する。
5 施設整備においては、既存施設と新規施設の関係について概念図を添付する。

イ. 施設の利用計画

(ア) 施設利用計画

施設名	作目及び作物・畜種名	利用期間		利用日数		月別利用計画												年間処理・生産量	備考
		現在	目標	現在	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
		月旬 ～月	月旬 ～月	日	日														

- (注) 産地基幹施設の月別利用計画の欄については以下の点に留意し、記載すること。
- 1 乾燥調製施設、穀類等乾燥調製貯蔵施設、農作物処理加工施設、畜産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、農業廃棄物処理施設等については、原則としてその処理量（tもしくはKg）を記載すること。
 - 2 育苗施設については、原則としてその供給量（箱もしくは本数）を記載すること。
 - 3 用土等供給調整施設等については原料供給量（tもしくはKg）及び生産量（tもしくはKg）を併記すること。
 - 4 産地管理施設、農産物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設等については、その内容に応じた客観的指標（単位は任意）もしくは具体的内容（作業体系）を記述すること。

(イ) 施設の貸付に関する計画

対策事業名	事業種目名	対象施設名	受益農家数	貸付対象	貸付期間	管理の役割分担
				例 〇〇運営組合	例 年間通じて貸付 水稻収穫期間	例 通常の保管場所 整備点検の実施者

ウ. 各種制度資金の利用計画

1. 農業近代化資金	借入資金額	千円
2. 農林漁業金融公庫資金	借入資金額	千円
3. その他資金名（具体的な資金）	借入資金額	千円

注） 国の補助及び県、市町村の負担を除く事業実施主体の負担において、借入計画がある場合は資金別に記入する。

(3) 添付資料

- ア 事業実施地区の位置図
- イ 施設の規模決定根拠
- ウ 費費用対効果分析（投資効率）
- エ 施設等の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書（2社以上）、導入施設等のカタログ
- オ 管理運営規定等
- カ 収支計画
- キ 農家意向調査結果
- ク 果樹の取組にあつては、産地計画（産地計画の策定になじまない場合を除く）
- ケ 野菜の取組にあつては、産地強化計画（産地強化計画が無い場合はそれに準ずる資料）
- コ その他知事が特に必要と認めるもの

Ⅱ 食品流通拠点施設整備対策事業

番号	県名及び市町村名	地区名	事業実施主体名	取組の区分	成果目標Ⅰ								成果目標Ⅱ								備考
					成果目標の項目	成果目標の具体的な内容	目標数値				目標数値の考え方	事後評価の検証方法	成果目標の項目	成果目標の具体的な内容	目標数値				目標数値の考え方	事後評価の検証方法	
							現状値		目標値						増減率等	現状値		目標値			
	〇〇県 〇〇市	〇〇市中央卸売市場	〇〇市	品質・衛生管理高度化施設整備の取組	例；安全・安心な食品流通	例；(物品鮮度の保持)低温売場販売率が低温売場面積率を超過	低温売場面積率(〇年)	〇%	低温売場販売率(△年)	△%	〇%削減		例；効率的な食品流通	例；(物流コスト等の削減)物流コストの削減	物流コスト(〇年)	〇〇千円	物流コスト(△年)	△△千円	〇%削減		

- (注) 1 「市町村名」の欄については、県が事業を行う場合には省略すること。
- 2 「取組の区分」の欄については、実施するいずれかのメニューを記入すること。
- 3 成果目標を2つ設定する場合は、成果目標1及び2の欄にそれぞれ記入すること。
- 4 「成果目標の項目」、「成果目標の具体的な内容」、「目標数値」の欄については、県知事が定める成果目標基準に沿って、内容・目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
- 5 「目標数値の考え方」の欄にあっては、目標値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
- 6 「事後評価の検証方法」の欄については、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法により検証ができるものを記入すること。
- 7 複数年の事業であって、2年度目以降の事業を実施する場合は、第3 継続事業に記入し、本表には記入しないこと。
- 8 国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)への加入に関する誓約書の写しを添付すること。
- また、事業実施状況報告書には、事業実施主体の共済又は保険等の加入状況が分かる書類の写しを添付すること。

第3 継続事業

県名及び市町村名	地区名	事業実施期間		事業実施主体名	事業名	区分		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費の内訳 (円)			備考
		開始年度	完了年度						事業費	交付金	(うち、県附帯事務費)	
〇〇県 〇〇市					産地競争力強化対策						()	
〇〇県 〇〇市					食品流通拠点施設整備対策						()	
											()	
											()	
											()	
											()	
											()	
											()	

- (注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業費を記入すること。
- 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
- 3 「事業名」の欄については、「産地競争力強化対策」、「食品流通拠点施設整備対策」のいずれかを記入すること。
- 4 「区分」の欄については、交付要綱（農林水産省）の別表2に定める区分の欄に該当する内容を記入すること。
- ただし、複数のメニューがある場合は全て記入すること。
- 5 「事業内容」の欄にあつては、交付要綱（農林水産省）別表2、別紙20の別表1及び別紙21に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等附帯事業の内容等を含めて記入すること。

第 4 事業費の内訳（整備事業、全取組共通）

（ 〇〇県 〇年度 ）

（単位：円）

目的	新規事業			継続事業			小計			県附帯事務費		総計	
	件数	事業費	交付金	件数	継続事業費	交付金	件数		交付金		交付金		交付金
産地競争力強化対策													
食品流通拠点施設整備対策													
計													

（注） 継続事業の欄については、事業実施期間が複数年の事業の 2 年度目以降の件数、事業費交付金額を記入すること。

(参考様式)

国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業実施主体名
住 所
代 表 者 名

当社は、施設の利用開始時において、国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に加入していることを誓約します。

記

1 施設等の概要

- （１）補助事業名及び実施年度
- （２）事業実施主体名
- （３）施設等の名称
- （４）施設等の所在地
- （５）施設等の構造及び規格、規模等
- （６）総事業費（うち国庫補助金等）

2 加入を予定している共済又は保険等の概要

- （１）共済又は保険等名（契約予定の機関又は保険会社）
- （２）加入時期
- （３）共済又は保険等の期間

農業・食品産業競争力強化対策整備事業 事業実施状況報告書

事業実施主体名（計画主体名）

県・市町村名

地 区 名

（注）本様式については、参考のために示すものであり、県の判断で必要に応じて変更できるものとする。

第1 事業計画概要
農業・食品産業競争力強化対策整備事業の内容等

県名及び市町村名	事業実施主体名及び地区名	施設の所在地	事業名	施設等の名称、取組名	成果目標の具体的な内容	目標数値		達成状況 (○年度)		対象作物・畜種等名 (作物・畜種名)、詳細な取組名	受益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業量 (単価、基数、台数、面積等)	しゅん工予定又は完了年月日	事業費 (円)	負担区分 (円)						補助率 (%)	備考	
						計画策定時の値 (○年度)	目標値 (○年度)	現状値	達成率		戸数	面積、出荷量、処理量又は頭羽数					国費	(うち、県 附帯事務費)	県費	市町村費	自己資金	その他			
〇〇県 〇〇市	〇〇農協 〇〇地区		産地競争力強化対策	畑作物・地域特産物							戸	ha, t			〇年 〇月 〇日			()							
			産地競争力強化対策	果樹																					
			食品流通拠点施設整備対策	品質・衛生管理高度化施設整備の取組																					
			食品流通拠点施設整備対策	物流効率化に向けた施設整備の取組																					
			食品流通拠点施設整備対策	共同物流拠点施設整備																					

(注) 1. 「施設等の名称、取組名」の欄については、別紙20の別表1のメニューに掲げる取組を記入すること。

2. 「対象作物・畜種等名（作物・畜種名）、詳細な取組名」の欄については、土地利用型作物、畑作物、野菜、果樹、花き、地域特産物、畜種別を記入することとし、複数作物を対象とする場合にあっては、併記すること。（土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること。）卸売市場施設整備対策のうち地方卸売市場施設整備の取組の場合は、「他の地方卸売市場との統合に係る取組」、「他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組」のいずれかを記入すること。また、卸売市場施設整備対策のうち中央卸売市場施設整備の取組及び作物の限定のない取組にあっては記入不要とする。

3. 「事業内容」の欄については、交付要綱（農林水産省）別表2、別紙20の別表1及び別紙21に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。

4. 継続事業を実施した場合にあっては、複数年で行う事業について、全体の事業費及び交付額を適宜記入すること。

5. 食品流通拠点施設整備対策事業にあっては、「負担区分」の欄には、必要規模の範囲内の金額を記入すること。また、「備考」の欄に、別紙21のⅡ－1の第2の2の（2）の「施設の整備規模」に定める整備規模、必要規模及びその算定根拠、整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由を記入するとともに、必要規模を超過する事業費については外数として「負担区分」の欄に準じて記入すること。なお、必要に応じて、別業にて提出して構わない。

6. 複数年の事業であって、2年目以降の事業を実施する場合は、第3 継続事業に記入し、本表には記入しないこと。

第2 事業個別表

I 産地競争力強化対策事業

1 事業実施対象地区及びその地区のうちの受益地の状況

対象地区名： (うち受益地：)

区分		主要農作物の作付面積 (作付上位順) (ha)		主要農作物の作付面積 (販売金額上位順) (ha)		事業対象作物の作付面積 (ha)		事業対象作物と同じ作物 区分内におけるその他作物 の作付面積 (ha)		事業対象となる家畜飼養頭羽 数等 (戸、頭、千羽)				備考
		(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(作物名)	(飼養形態)		(飼養形態)		
										戸数	頭羽数	戸数	頭羽数	
実施年 (年度)	対象地区													
	うち受益地													
目標 (年度)														
2年目 (年度)														

- (注) 1 別記様式1号に準じて記入すること。
- 2 その他、地域の事情等で特に記述すべき事項（激甚災害の発生 等）があれば添付資料をつけるものとする。

(その他、地域特殊事情)

- 3 目標年が3年以上の取組にあっては、適宜欄を追加して記入すること。

2 事業の実施効果

(1) 事業実施地区における現状と事業の総合評価

(注) 事業実施地区における現状を踏まえ、生産、経営、流通に係る課題を幅広く数値等も交えて、具体的に記述すること。

(2) 事業の実施により発現した効果

成果目標の具体的な内容	指標	実施前（ 年）	実施年（ 年）	2 年目（ 年）	3 年目（ 年）		目標値（ 年）
（例）生産コスト削減効果	10a当たり費用合計	50,000円/10a	49,000円/10a	48,000円/10a	47,000円/10a		47,000円/10a

(注) 適宜欄を追加して記入すること。

3 事業実施効果の詳細

(1) 事業実施状況等

整備内容	指標	完了年度（ 年）	2年目（ 年）	3年目（ 年）	目標（ 年）
基盤整備	作付面積（ha）				
	作付率（％）				
施設整備	利用量（t、Kg）				
	利用率（％）				
	収支差（千円）				
	収支率（％）				
	累積赤字（千円）				

- (注) 1 基盤整備とは、「耕種作物小規模土地基盤整備」のことをいう。
- 2 施設整備とは、「耕種作物産地基幹施設整備」及び「畜産物産地基幹施設整備」のことをいう。
- 3 作付け率、利用率、稼働率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める
- 4 収支率は、収入／支出かける100とする。
- 5 目標年が4年以上の取組にあっては、適宜欄を追加して記入すること。

(2) 事業の効果及び改善方策

ア. 既存の施設の利用状況

	事業の効果	課題	改善方策（改善の必要がある場合）
事業完了年度 （ 〇年度）			
2年目 （ 〇年度）			
3年目 （ 〇年度）			

- (注) 1 事業の目的に即して生産組織の機能、土地生産性（収量、品質、生産量等）、労働生産性（労働時間）、作付体系、土地利用効率、作業体系、流通の合理化等についてその改善状況、事業の目標達成状況を総括的に記述すること。なお、事業の目標に対して立ち遅れている場合は、その理由及び改善計画について記述すること。

- 2 目標年が4年以上の取組にあっては、適宜欄を追加して記入すること。

4 その他

(1) 施設の施行方法について

施行方法名	施行方法の該当項目

(注) 1 施行方法名の欄は、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」、「系統施行」のいずれかを記入する。

2 直営施行又は請負施行で施行した場合は、施行計画における該当項目の欄に入札方法として「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」のいずれかを記入し、随意契約の場合はその理由を（ ）に記入する。

(2) 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置の活用実績

課税標準の特例措置の活用実績	不動産取得税	固定資産税
----------------	--------	-------

(注) 1 活用したものを「○」で囲むものとする。

2 不動産取得税の課税標準の特例措置とは地方税法附則第11条1項の特例措置であり、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人等が政府の補助を受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための農林漁業者の共同利用に供する保管、生産及び加工の用に供する施設が対象である。

3 固定資産税の課税標準の特例措置とは地方税法第349条の3第4項の特例措置であり、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人等が500万円以上の政府の補助を受けて取得した農林漁業者の共同利用に供する装置等で1基の取得価額が330万円以上のものが対象である。

(3) 各種制度資金の利用実績

1. 農業近代化資金	借入資金額	千円
2. 農林漁業金融公庫資金	借入資金額	千円
3. その他資金名（具体的な資金）	借入資金額	千円

(注) 国の補助及び県、市町村の負担を除く事業実施主体の負担において、借入計画がある場合は資金別に記入する。

- 添付資料
- (ア) 事業実施地区の位置図
 - (イ) 施設の規模決定根拠
 - (ウ) 費用対効果分析（投資効率）
 - (エ) 施設等の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書（2社以上）、導入施設等のカタログ
 - (オ) 管理運営規定等
 - (カ) 収支計画
 - (キ) 農家意向調査結果
 - (ク) 果樹の取組にあつては、産地計画（産地計画の策定になじまない場合を除く）
 - (ケ) 野菜の取組にあつては、産地強化計画（産地強化計画が無い場合はそれに準ずる資料）
 - (コ) その他知事が特に必要と認めるもの

Ⅱ 食品流通拠点施設整備対策事業

				成果目標Ⅰ										成果目標Ⅱ										(○年度)											
市町村名	地区名	事業実施主体名	取組の区分	成果目標の項目	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況					成果目標の具体的な実績	成果目標の項目	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況					成果目標の具体的な実績	事業内容 (施設区分、構造、規模等)	事業費 (円)	負担区分 (円)						完了年月日	事業実施主体の評価	県の評価	備考				
						計画時 (△年)	1年後 (□年)	2年後 (◇年)	3年後 (○年)	目標値 (○年)				達成率	計画時 (△年)	1年後 (□年)	2年後 (◇年)	3年後 (○年)				目標値 (○年)	達成率	交付金	(うち、県 附帯事務費)	県費	市町村費					自己資金	その他		
〇〇市	〇〇市中央卸売市場	〇〇市	品質・衛生管理高度化施設整備 例：安全・食品流通	例：(物品鮮度の保持) 低温売場販売率が低温売場面積率を超過	低温売場面積率 (△年) △△%	低温売場販売率 (□年) □□%				低温売場販売率 (○年) ○○%	〇%超過		例：効率的な食品流通 物流コストの削減	物流コスト (△年) △△千円	物流コスト (□年) □□千円				物流コスト (○年) ○○千円	〇%削減	物流コストが〇%削減された	卸売場の改良(鉄骨造2階建) (……)				()									
県総合見聞				・・・・・・・・・・																															

- (注) 1 別記様式第1号の第2のⅡに準じて作成すること。なお、必要に応じて、別葉にて資料提出して構わない。
- 2 「事業実施主体の評価」欄と、「県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
- 3 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、県全体の総合所見を記入すること。

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	目的	取組名
特認とする理由				

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること。
2 事業実施計画書を添付すること
3 必要に応じて県知事が指示した書類等を添付すること。

別記様式4号（第1の5関係）

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

提出
〇〇〇市町村長

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備事業入札結果報告・着工届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着工を届け出ます。

記

対象機械・施設等名 又は工事等の契約名		
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・ 代行施行における競争見積・随意契約	
入札執行年月日	年 月 日	
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名（契約業者名）		
契約価格（税込）	円	
契約年月日	年 月 日	
着工住所		
着工年月日	年 月 日	
完了予定年月日	年 月 日	
工事監理者		
入札結果等の公表方法		
備 考	年 月 日付け〇〇第〇〇〇号 交付決定通知	

(注) 1 「施行方法」欄及び「入札方法」欄は、該当するものを○で囲む。
2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、

入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。

- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は交付決定前着手届の文書番号等を記入する。
- 8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。また、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」(平成27年1月28日付け26経第1258号農林水産省大臣官房長通知)に基づき、競争入札等に参加しようとする者に参考様式を例として申立書の提出を求め、これを添付すること。
- 9 社会保険への加入の確認をした場合、誓約書を添付すること。
- 10 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。

(参考様式①)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) 農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター並びに内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

(参考様式②)

不当事項として指摘された工事への関係の有無に係る申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、過去1年間、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していない(又は関与していた)ことを申し立てます。

また、この申告が虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) 会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していた場合は、以下の内容を記載すること。

- ①会計検査院の指摘事項の概要
- ②当該工事における当社の役割について

(参考様式③)

誓約書

（発注者名） 殿

工事名： _____

標記の工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）をすべての次数において下請負人とししないこと。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

年 月 日
所 在 地
商号又は名称
代 表 者

別記様式5号（第1の5関係）

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

提出
〇〇〇市町村長

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備事業の交付決定前着手届

交付対象事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

取 組 名	事業 実施 主体	施設区分	事業量	事業費	工事開始 予 定 年 月 日	し ゅ ん 功 予 定 年 月 日	理 由

別記様式 6 号（第 1 の 6 関係）

事業名：〇〇年度沖縄振興公共投資交付金のうち
農業・食品産業強化対策整備事業
事業内容（施設名）：

代行施行によることの理由の確認表

業務内容		検討内容
1 代行施行管理 （建設工事）	(1) 実施設計書の作成又は検討	（※製造請負工事と一体的に代行施行を選択する場合は、代行者が実施することとなるので、理由は不要。）
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
	(3) 入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
	(4) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引き渡し	事業実施主体が、建設工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおり実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。
2 製造請負管理 （製造請負工事）	(1) 基本計画、仕様の作成	プラントの基本設計及び仕様の作成について、代行者の協力が必要な理由
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体が、適正にプラント業者等を選定できない理由
	(3) 業者決定の執行	事業実施主体が、適正な競争見積を行うことができない理由
	(4) 実施設計の検討	実施設計の検討を代行者に委託する理由
	(5) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引き渡し	事業実施主体が、プラント工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおり実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由。

別記様式7号（第3の1関係）

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

提出
〇〇〇市町村長

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備事業のしゅん功届

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

事業種類	
事業内容（施設名・処理量等）	
事業費（円）	
着工住所	
着工年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
	〇〇法
しゅん功検査年月日（または予定日）	
引き渡し年月日（または予定日）	
請負等業者	
工事監理者	

注：請負人等からの完了届の写しを添付すること。

別記様式8号（第6の3関係）

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿
(又は 沖縄県知事 殿)

沖縄県知事
又は住 所
団体名
代表者 氏 名

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備事業で改植を実施した園地の改変に係る届出
について

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備事業で改植を実施した園地について、目標年度ま
での補助事業の継続が困難となったことから、園地の改変を行いたいので、下記のとおり
届け出ます。

記

- 1 対象園地の概要
 - (1) 補助事業名及び実施年度
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 対象品目
 - (4) 園地の所在地
 - (5) 事業内容及び規模
 - (6) 総事業費（うち国庫補助金等）
- 2 届出の理由
- 3 届出後の園地の使用方法
- 4 関係機関との調整状況
- 5 沖縄県の所見（※ 沖縄県知事から沖縄総合事務局長への届出の場合）
- 6 その他

[添付資料]

- 1 実施計画書の写し
- 2 事業実施状況報告書の写し
- 3 その他必要な書類（園地の場所が特定できる図面等）

別記様式9号（第6の3関係）

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿
（又は 沖縄県知事 殿）

沖縄県知事
又は
提出
〇〇〇市町村長
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備事業で取得又は 効用の増加した施設等の災害
報告について

〇〇年度において農業・食品産業強化対策整備事業で取得又は効用が増加した施設等
が災害（例：台風〇〇号）により被災したので、報告いたします。

記

- 1 被災施設等の概要
 - （1）地区名及び〇〇取組名
 - （2）事業実施主体名
 - （3）施設等の所在地
 - （4）施設等の構造及び規格、規模等
 - （5）事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担金
 - （6）取得年月日
- 2 災害の概要
 - （1）災害の原因
年 月 日台風第〇〇号による強風
（〇〇気象台調べ 〇時〇分 m／s（瞬間風速））
 - （2）被災の程度
〇〇㎡の被覆材及びパイプの破損
破損見積額
- 3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
- 4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付資料]

- 1 実施計画書の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他沖縄総合事務局長が必要と認める書類

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿
（又は 沖縄県知事 殿）

沖縄県知事
又は
提出
〇〇〇市町村長
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築
（模様替え、移転、更新等）届について

〇〇年度において農業・食品産業強化対策整備事業で取得又は効用が増加した施設等を
増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 増築等の理由
- 2 増築等に係る施設等の概要
 - （1）地区名及び〇〇取組名
 - （2）事業実施主体名
 - （3）施設等の所在地
 - （4）施設等の構造、規格、規模等
 - （5）事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担額
 - （6）取得年月日
- 3 増築等の概要（例）
 - （1）増築等
増築 鉄骨スレート葺 〇〇m² 事業費 〇〇〇 千円
増設 〇〇ライン 〇〇箱／日処理 事業費 〇〇〇 千円
 - （2）事業費の負担区分
 - （3）着工予定時期
 - （4）増築等の効果

[添付資料]

- 1 当初実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他沖縄総合事務局長が必要と認める書類

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿
（又は 沖縄県知事 殿）

沖縄県知事
又は
提出
〇〇〇市町村長
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度農業・食品産業強化対策整備事業で取得又は効用の増加した施設等の事業実施主体の合併に伴う取得財産の移管について

〇〇市〇〇〇農業協同組合と〇〇市〇〇〇農業協同組合は、農業協同組合法第65条、第66条により平成〇〇年（西暦〇〇年）〇〇月〇〇日合併設立を行い、〇〇農業協同組合となり、農業協同組合法第68条により、〇〇年度農業・食品産業強化対策整備事業により取得した財産の権利義務を〇〇農業協同組合が継承したので、下記のとおり報告いたします。

なお、本施設等に係る交付決定通知の条件は、〇〇農業協同組合が遵守いたします。

記

1 概 要

地 区 名	事 業 実 施 の 概 要						合併後の事業 実施主体名
	取組名	事業実施主体名	事業内容	事業費	交付金	取得年月日	

2 移管及び交付条件の継承に係る調整経過及び対応措置

別紙様式12号

年 月 日

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト

以下の者は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（参考様式1号から4号まで）のうち該当するチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施することを報告します。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト

番号	組織名又は法人名及び代表者氏名又は協議会 構成員氏名	申請時 (します)	報告時 (しました)	対象チェックシート			
				農	食	畜	民
1	〇〇 〇〇			●			
2	△△法人 代表 △△ △△						●
3							
4							
5							
6							
7							

- (注1) 参考様式1号から4号までに定める環境負荷低減のクロスコンプライアンスに取り組む全ての者を上記の表に記載してください。必要に応じて行を増やしてください。
- (注2) 「対象チェックシート」の略称については、以下のとおりです。該当する業種にチェック（「●」等）を記載してください。
- 農：農業経営体向け（参考様式1号）
 - 食：食品関連事業者向け（参考様式2号）
 - 畜：畜産経営体向け（参考様式3号）
 - 民：民間事業者・自治体等向け（参考様式4号）

受益者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

代表者名

下記の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑥	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑦	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐
⑧	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑨	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用 及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	☐	プラ等廃棄物の低減に努め、適正に処理	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

受益者名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（食品関連事業者向け）

下記の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

	申請時 (します)	（１）適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	（２）適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	（３）エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	（４）悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	※と畜場でない場合（と畜場である □） 食品ロスの削減に努める	☐
⑧	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑨	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	（６）生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない □） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑪	☐	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	（７）環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑬	☐	関係法令の遵守	☐
⑭	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑮	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない □） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注１ （５）⑦については、と畜場の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注２ （６）⑩、（６）⑪、（７）⑮の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

受益者名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

下記の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

	申請時 (します)	(１) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※飼料生産を行う場合 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※飼料生産を行う場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐

	申請時 (します)	(２) 適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※飼料生産を行う場合 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
④	☐	※飼料生産を行う場合 農薬の適正な使用・保管	☐
⑤	☐	※飼料生産を行う場合 農薬の使用状況等の記録・保存	☐

	申請時 (します)	(３) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑥	☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(４) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
⑧	☐	※飼養頭数が一定規模以上の場合 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐

	申請時 (します)	(５) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用 及び適正な処分	報告時 (しました)
⑨	☐	ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	申請時 (します)	(６) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	※特定事業場である場合 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(７) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
⑭	☐	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	☐
⑮	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐
⑰	☐	※和牛生産を行っている場合 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守	☐

受益者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

代表者名

下記の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

	申請時 (します)	（１）適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	（２）適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐
	申請時 (します)	（３）エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	（４）悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物等の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐
	申請時 (します)	（６）生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない □） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	（７）環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない □） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

別紙22（水産業強化対策整備に関する事業に係る運用）

第1 趣旨

防災・減災対策に取り組む漁港や漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資するものとして事業実施主体が行う事業の実施に必要な経費に充当する。

第2 事業の内容等

- (1) 事業実施主体は、事業目的を達成するため、事業目的ごとに、別紙に定める別表1の中から適切な事業メニューを選択し実施するものとする。
- (2) 本事業を実施しようとする地区は、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業基本計画（以下この別紙において「災害に強い漁業地域づくり事業基本計画」という。）を策定するものとする。（ただし、別表1の実施要件に掲げる地区に限る。）
- (3) 事業計画の策定及び審査
 - ① 交付金の交付を受けようとする事業実施主体は、別記様式第1号により、選択した事業メニュー、事業費、本交付金の要望額その他必要な事項を記載した事業計画を地区ごとに策定することとする。
 - ② 国は事業計画の審査に当たって、実施要件を満たしているかどうか、事業内容が妥当であるかどうか、及びその実施により事業目的の達成が可能かどうかを審査するものとする。
- (4) 事業計画の変更
 - ① 交付金の交付を受けた事業実施主体は、以下に定めるところにより、事業計画の変更ができるものとする。
 - ア 補助率の範囲内で、事業計画における補助金の配分を変更することができるものとする。
 - イ アの場合においては、水産庁長官に対する事業計画の変更の協議を要しない。
 - ウ 次に定める場合は、水産庁長官に対する事業計画の変更の協議を要するものとする。
 - a 事業の追加、大幅な変更又は廃止をする場合
 - b 実施地区又は実施主体を変更する場合
 - c 災害に強い漁業地域づくり事業基本計画の変更に伴い、事業計画を変更する場合
 - ② ①のウによる協議は、別記様式第2号により行うものとする。
- (5) 事業計画の提出
 - ① (3)の事業計画の提出、(4)の事業計画の変更の協議に際し、沖縄県においては、各事業計画が災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に基づく地域防災計画に整合していることを確認した上、水産庁長官に提出するものとする。
 - ② ①については、内閣府沖縄総合事務局を経由して水産庁長官に提出するものとする。
- (6) その他の実施要件等については、別紙に定めるとおりとする。

(別紙)

1 採択要件

災害に強い漁業地域づくり事業基本計画の達成のため、事業の実施が適当であると認められるものであること。

2 実施基準

(1) 一般的基準

ア 事業実施期間

個々の施設の整備は、単年度に完了することを原則とする。

イ 受益対象

以下に掲げる者を受益対象者とする。

(ア) 本事業を実施しようとする地区において水産業の事業活動に従事する者

(イ) 本事業を実施しようとする地区に居住する者

(ウ) 本事業を実施しようとする地区への来訪者

ウ 施設の規模等

イに掲げる受益対象者の数、事業実施地区の面積、関係自治体の定める災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画等を勘案した上で計画するものとする。

エ 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上のものとする。

オ 中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。この場合において、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしないものとする。

カ 施設撤去費

施設撤去費は、原則として交付対象外とする。（移設に係るものは除く。）

キ 交付の対象とならない施設

個人施設又は目的外使用のおそれがある施設の整備、消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費等の経費は、交付の対象としない。

ク 他の事業等からの切り替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本目標に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

ケ 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

コ 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付対象とし

ない。

(2) 施設の増設、併設、合体、改築及び改修の取扱い

ア 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は、既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は交付の対象としない。併設、改築又は改修の場合も同様とする。

イ 併設

既存の施設（地方公共団体が指定する「津波避難ビル等」を含む。）に接続して他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

ウ 合体

他種の施設整備を同時に合一して行うもの又は二以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の目的及び利用を阻害しない場合であって、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され二以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

エ 改築

既存の施設について、その目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、当該利用施設の利用状況が適切である別表1の施設であって、以下の場合に限り交付の対象とする。

(ア) 新築と比べて整備費の節減が図られること。

(イ) 当該施設の利用状況が適切であること。

オ 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、別表1の対象施設に該当し、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。

(3) 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

(4) 事業費の取扱い

施設整備事業については、各事業計画ごとの総事業費が500万円を超える場合に限り交付の対象とする。

3 各事業メニューの内容、実施要件、事業実施主体等

(1) 各事業メニューの内容及び実施要件

防災・減災対策に取り組む漁港及び漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資する事業として、別表1に掲げるとおりとする。

(2) 各事業メニューの事業実施主体

沖縄県とする。

(3) 費用・便益分析に関する特別の扱い

本事業における対象施設については、 $B/C = 1$ とみなすことができる。ただし、施設整備により災害時の安全を確保することを想定する受益の対象者数や範囲等について明らかにすること。

別表1 各事業メニューの内容実施要件

事業メニュー	事業内容	実施要件
(1) 施設整備事業 (ハード事業)		漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第6条の規定により指定された漁港（沖縄県が管理する第一種漁港又は第二種漁港に限る。）及びこれらの漁港の背後に位置する集落を対象地区とする。 ただし、(1) 及び(2) のうち④の事業メニューを実施する場合には、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業基本計画を策定した地区とする。
①津波漂流防止施設	津波、高潮時の異常気象発生時において漁船等の漂流による漁港施設、集落内の各施設、集落住民等への被害を防止するために必要な漂流防止壁・柵等及びこれらの附属設備の整備。	
②避難施設	災害発生時又は災害のおそれがある場合において、集落住民等が安全で円滑に避難をするための避難施設、避難路、避難階段、手すり、避難誘導標識、避難誘導灯等及びこれらの附属設備の整備。 なお、避難施設に限り、下部スペース等を有効に活用するために必要な環境整備を可能とする。	
③異常気象情報観測・監視施設	異常気象の観測を行うために必要な、気象・海象観測装置及びこれらの附属設備の整備。 異常気象発生時において、漁港内等の安全確認のために必要な監視カメラ等及びこれらの附属設備の整備。	
④防災情報伝達施設	災害発生時又は災害のおそれがある場合に、集落住民等への早期の災害情報の伝達及び避難指示等に必要な防災無線、安全情報電光掲示板、情報基盤施設等及びこれらの附属設備の整備。 なお、情報基盤施設とは、災害情報の収集・整理・提供に必要なシステム、集中制御装置、光ファイバー等の伝送施設、漁業関係機関等公的機関の情報受発信装置及び他の情報基盤への接続に必要な施設とする。	
⑤災害時援助施設	災害発生時又は災害のおそれがある場合に必要となる、安全が確保された	

	避難所、緊急物資保管庫等及びこれらの附属設備の整備。
⑥緊急時物資等輸送施設	災害発生時における緊急物資や住民等の輸送のために必要な、陸路・海路・空路を確保するための簡易な施設等及びこれらの附属設備の整備。
⑦非常用電源施設	災害時を想定した非常用電源を確保するための施設及びこれらの附属設備の整備。
⑧既存の共同利用施設の耐震化・耐浪化	既存の共同利用施設の耐震化及び共同利用施設（給油施設及び電源設備に限る。）の耐浪化（移設を含む。）。
⑨①から⑧までの附帯施設	
(2) 防災対策推進事業 （ソフト事業）	①津波・高潮ハザードマップ、避難マニュアル及び避難・災害シミュレーション等の見直し・策定に係る経費（浸水想定区域調査、耐震調査及び避難路調査等） ②研修等の啓発活動、当該地区の防災対策の検討に係る関係者協議等、当該地区の自主的な防災・減災への取り組みに係る経費 ③既存の共同利用施設の耐震診断 ④その他事業目的達成のために（１）施設整備事業と一体となってその効果を増大させるため実施する必要があると認められるもの

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 氏 名

令和○年度水産業強化支援事業（防災対策）計画書

今般、○○地区水産業強化支援事業（防災対策）計画（他○件）を策定したので、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）別紙 22 第 2（3）の規定に基づき、提出する。

記

（注 1）別表の水産業強化支援事業（防災対策）計画を添付すること。

（注 2）内閣府沖縄総合事務局長から水産庁長官に提出する際には、「内閣府沖縄総合事務局長」を「水産庁長官」に、「沖縄県知事」を「内閣府沖縄総合事務局長」にそれぞれ読み替える。

別表（別記様式第 1 号関係）

水産業強化支援事業（防災対策）計画

地区名（ ）
市町村名（ ）
事業実施主体（ 沖縄県 ）

1 事業実施の基本的な方針

（想定される災害の状況、事業による施設整備が想定している人口の安全確保の程度等を踏まえて記載すること。）

2 事業実施の必要性

（災害に強い漁業地域づくり事業基本計画と本事業がどのように関連するのか等を踏まえて記載すること。）

3 事業内容

事業 No.	漁港名	事業メニュー	交付率	事業費	事業費国費
1				千円	千円
2					
10					
合 計					

4 添付資料

- （1）事業計画要約調書
- （2）事前点検シート
- （3）整備しようとする施設の詳細資料（能力、仕様、位置等を示したもの。）
- （4）施設整備事業により安全確保を図る受益対象者について明らかにした資料
- （5）災害に強い漁業地域づくり事業基本計画
- （6）その他水産庁長官が必要と認める資料

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

沖縄県知事 氏 名

令和○年度水産業強化支援事業（防災対策）計画変更協議書

令和○年○月○日付け○○第○○○○号をもって提出した、令和○年度○○地区水産業強化支援事業（防災対策）計画を下記の理由により変更したいので、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）別紙22第2（4）①ウの規定に基づき、協議する。

記

1 変更理由

2 変更の概要

- （注1）変更前と変更後とを容易に比較対照できるように、別記様式第1号の別表水産業強化支援事業（防災対策）計画の様式に準じて作成した変更事業計画を添付すること。
- （注2）内閣府沖縄総合事務局長から水産庁長官に提出する際には、「内閣府沖縄総合事務局長」を「水産庁長官」に、「沖縄県知事」を「内閣府沖縄総合事務局長」にそれぞれ読み替える。

別紙23（水産業強化対策整備に関する事業に係る取扱い）

第1 実施手続等

（1）対象施設の整備の施行

対象施設の整備は、直営施行、請負施行又は委託施行によって実施するものとし、個々の施設整備については、一つの施行方法により実施することを原則とするが、事業費の低減を図る等のため適切と認められる場合には、工種又は施設等の区分を明確にして二つ以上の施行方法により施行することができる。また、施行方法ごとに、次の事項に留意すること。

ア 直営施行（実施主体において実施設計書に基づき、直接、材料の購入、人夫の使役等を行い所定の期間内に対象施設の整備を実施することをいう。）

（ア）現場の主任等を選任し、工事の適正な遂行を図ること。

（イ）選任した現場主任等に、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、使役人夫の出面の確認等を行わせるほか、主要工事及び埋没又は隠蔽により明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせ、工事の施行状況を明確にすること。

イ 請負施行（実施主体において、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び図面に基づき所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完成させることをいう。）

請負入札、工事施行の指導監督及び検査等は、次により適正を期すること。

（ア）請負方法

a 工事の請負は、原則として、競争入札に付して行うこと。

b 競争入札の結果、予定制限価格に達せず落札しない場合等においては、随意契約によって行うことができる。

c 入札に当たっては、「農業協同組合等が補助事業で実施する農業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について」（昭和53年4月12日付け53経第639号農林事務次官依命通知）、「漁業協同組合等が補助事業により実施する漁業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について」（昭和57年12月3日付け57水漁第4760号水産庁長官通知）及び「漁業協同組合等が補助事業により実施する施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制の取り扱いについて」（昭和62年11月2日付け62水漁第4139号水産庁長官通知）に基づく指導に従うこと。

（イ）工事の指導監督

a 契約と同時に、請負人に工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせ、工事に関する一切の事項を処理させること。

b 自己に代わって工事の指示監督に当たる現場監督員等を選任し、請負契約書、仕様書及び図面に定められた事項について、工程表のとおり工事の施行がなされるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋没又は隠蔽により明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせ、工

事の施行状況を明確にすること。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

- a 工事を完了したときは、請負人に工事完了届を提出させ、契約書に定められた期間内（検査期日の定めがない場合は、施設等の工事完了後14日以内）に竣工検査を行い、施設等の引渡しを受けること。
- b 竣工検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度竣工検査を行った後、引渡しを受けること。
- c 竣工検査に合格した工事については、請負人に工事引取書を交付すること。

ウ 委託施行（実施主体において工事の委託先を定め、工事受託人に実施設計書に基づき所定の委託金額をもって所定の期間内に工事を完成させ、工事に要した経費の明細書の提出を受けて工事費の精算を行うことをいう。以下同じ。）

(ア) 対象施設の整備を委託施行とする場合は、理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることの理由を明確にすること。

(イ) 委託施行に係る工事の指導監督並びに検査及び引渡しは、請負施工に準じて適正に行うこと。

(2) 関係書類等の整備

対象施設の整備実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存すること。

- ア 事業に係る交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類、承認申請書及び設計書類等
- イ 工事施行に関する書類等
- ウ 財産管理台帳、管理規程等の施設管理に関する書類等

(3) 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理すること。

ア 対象施設の整備の実施に係る経理は、独立の帳簿を備える等の方法により、他の経理と区分すること。

なお、交付の対象とならない事業費を含む全事業費を一括して経理する場合は、経理上、交付対象事業費と交付の対象とならない事業費とを明確に区分すること。

イ 分担金（負担金）等の徴収に当たっては、分担金（負担金）徴収の根拠法令のあるものはもとより、任意組合等の根拠法令等のないものの場合にも、令書を発行する等の方法により、個人別分担（負担）を明確にするとともに、徴収の都度、領収書を発行しておくこと。

ウ 事業費の支払いは、請負人からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度、領収書を受領しておくこと。

エ 金銭の出納は、金銭出納簿を設けて行い、必要に応じ金融機関の預金口座等を設けておくこと。

オ 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し、処理のてん末を明らかにしておくこと。

第2 交付対象事業費の取扱いについて

交付対象事業費の取扱いについては、次のとおりとする。

1 交付対象事業費の内容及び構成

交付対象事業費の内容は、次のとおりとする。

(1) 海上土木工事（以下「海上工事」という。）

工事費（支給品費を含む。以下同じ。）、工事雑費及び消費税等相当額（事業費の構成は、別表1－1を参照）

(2) 陸上建設工事（以下「建設工事」という。）

工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。以下同じ。）、実施設計費、工事雑費及び消費税等相当額（事業費の構成は、別表1－2を参照）

(3) 機械器具のみの購入（以下「機械器具購入」という。）

機械器具購入費及び消費税等相当額（事業費の構成は、別表1－3を参照）

2 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

(1) 海上工事

ア 海上工事の積算については、工事費、工事雑費及び消費税相当額に区分して積算するものとする。

イ 交付対象事業費の区分ごとの積算及び取扱いは、次によるものとする。

(ア) 工事費

工事費は、当該事業の施行に必要な直接的経費とし、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、それぞれの対象施設の整備実施の目的及び現地の実情に即して適正な現地実行価格により積算するものとする。また、工事費については本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費、船舶及び機械器具費、営繕費に、それぞれ区分して積算するものとする。

a 本工事費

当該事業の目的物の建設等に直接必要な経費とする。

b 附帯工事費

本工事の施工に必要な他の施設又は設備の工事に要する経費とする。

c 測量及び試験費

当該事業の施行に必要な測量、調査、試験、観測、設計、工事監督、検査及び機雷等の危険物探査等の委託又は請負に要する経費並びに前記業務を実施主体が直接行う場合に必要な日々雇用の単純労働に従事する者に対する人夫賃等とする。なお、当該年度の工事に関連して必要とされる翌年度に係るものも含むものとする。

d 用地及び補償費

工事の施工に伴う損失等に対する補償に要する経費（補償金に代えて当該事業者等が直接施工する補償工事に要する経費も含む。）とし、土地等の取得に要する経費は含まないものとする。

e 船舶及び機械器具費

当該事業の施行に直接必要な船舶、機械器具等であつて当該事業者等が所有又は占有するものの購入、借上、運搬、据付、撤去、製作及び修理に要する経費とする。

f 営繕費

当該事業の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫及び仮設宿舍等の建物であつて当該事業者等の所有又は占有となるものの新築、補修、移転又は借上に要する経費並びにこれらの建物に係る土地の借上等に要する経費とする。

(イ) 工事雑費

工事雑費は、実施主体が対象施設の整備の施行に伴い、直接必要とする別表3に掲げる費用であつて、原則として個々の施設整備に係る工事費の4. 5%を限度とし、対象施設の整備の施行態様に応じて積算するものとする。この場合において、公社営事業の公社一般管理費については、公社が地方公共団体と協議して定める積算方式により算定する額を計上することができるものとする。

(2) 建設工事

ア 建設工事を伴うものについては、工事費、実施設計費、工事雑費及び消費税等相当額に区分して積算するものとする。また、乾燥機、冷蔵庫等を建設工事と分離して製造請負施行又は直接購入する場合は、製造請負工事費又は機械器具として建設工事費と分離して、積算するものとする。

イ 交付対象事業費の区分ごとの積算及び取扱いは、次によるものとする。

(ア) 工事費

a 積算方法

工事費は、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、それぞれの対象施設の整備実施の目的及び現地の実情に即して適正な現地実行価格により積算するものとする。また、建設工事費については直接工事費、共通仮設費及び諸経費に、製造請負工事費については機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具費については本機、付属作業機械等に、それぞれ区分して積算するものとする。

この場合において、製造請負工事費及び機械器具費については、原則として見積の比較、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定するものとする。

b 支給品費

(a) 支給品費は、請負施行又は委託施行において、実施主体が請負人等に原則として無償で支給する工事材料に係る費用とし、請負施行等に係る工事費と分離して積算するものとする。

(b) 支給品費の積算は、当該支給材料の仕入価格に当該支給材料の保管、運搬、管理等に必要な費用を加えた額とする。

(c) 工事材料について支給を行う場合は、当該工事材料を支給することが工事費の低減になるときは、原則として当該工事材料を支給品費として積算

するものとする。

c 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要な費用であって、別表2に掲げるものとし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

d 諸経費

(a) 諸経費は、請負施行における請負人又は委託施行における受託人が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費等とする。ただし、共通仮設費に算入するものを除く。）及び一般管理費等（本店、支店等における営業上の諸費用及び利益）とする。

(b) 諸経費の積算は、原則として現場経費、一般管理費等に区分して行うものとし、それぞれの直接工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率）以内とする。

(イ) 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用）及び設計費（設計に必要な費用）とし、当該実施設計を委託する場合に限り交付の対象とするものとする。なお、実施設計と併せて工事の管理を建築士事務所等に委託する場合においては、当該管理料を実施設計費に含めることができるものとする。

(ウ) 工事雑費

工事雑費は、実施主体が対象施設の整備の施行に伴い、直接必要とする別表3に掲げる費用であって、原則として個々の施設整備に係る工事費の4.5%を限度とし、対象施設の整備の施行態様に応じて積算するものとする。この場合において、公社営事業の公社一般管理費については、公社が地方公共団体と協議して定める積算方式により算定する額を計上することができるものとする。

(3) 機械器具購入

機械器具購入費については本機購入費、付属機械器具購入費、事業雑費にそれぞれ区分して積算するものとする。この場合、原則として見積の比較、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定するものとする。

3 工事費及び機械器具購入費の各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税相当分を含まないものとする。

4 消費税等相当額は、請負施行及び委託施行に係る工事費、実施設計費及び機械器具購入費にあつては消費税の税率を乗じて得た額、附帯事務費、附帯事業費、工事雑費、直営施行に係る工事費、実施設計費及び機械器具購入費にあつては各費目ごとに算定した額とする。

第3 施設等の管理の方針

実施主体は、交付金事業によって取得し、又は効用の増加した施設等（施設並びに取

得価格50万円以上の機械及び器具をいう。以下同じ。)を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改良等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

第4 施設等の管理

- 1 施設等の管理は、原則として実施主体が行うものとし、施設等の管理状況を明確にするため、別記様式第1号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- 2 実施主体が直接管理を行うことができないときは、その管理を当該施設等により直接受益する漁業協同組合等の団体であつて、原則として当該対象施設の整備の実施主体となりうるものに委託して行うことができる。
- 3 この場合、実施主体の長は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、所在、移管の年月日、管理方法及び管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を結ぶものとする。

第5 管理の方法

- 1 管理主体の長は、その管理する施設等について、所定の手続により管理規程又は利用規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、施設等の永続的活用を図りうるよう施設等の更新に必要な資金（減価償却引当金）の積立てに努めるものとする。
- 2 管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
 - (1) 目的
 - (2) 施設等の種類、名称、構造、規模、型式、数量
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 管理責任者
 - (5) 利用者の範囲
 - (6) 利用方法に関する事項
 - (7) 利用料に関する事項
 - (8) 施設等の保全に関する事項
 - (9) 施設等の償却に関する事項
 - (10) 施設等の管理運営の収支計画に関する事項
- 3 管理主体の長は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

第6 施設等の処分等について

- 1 交付金の交付を受けた沖縄県知事は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第13条に定める財産に該当する施設等を当該施設等の処分制限期間中（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）に本来の用途若しくは目的以外に使用し、譲渡し、交換

し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

2 上記以外の増改築等に伴う手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 交付金の交付を受けた沖縄県知事は、施設等の移転又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、改築、模様替えを当該施設等の処分制限期間中に行おうとするときは、内閣府沖縄総合事務局を経由して別記様式第2号により水産庁長官へ届け出させるものとする。

第7 災害の報告

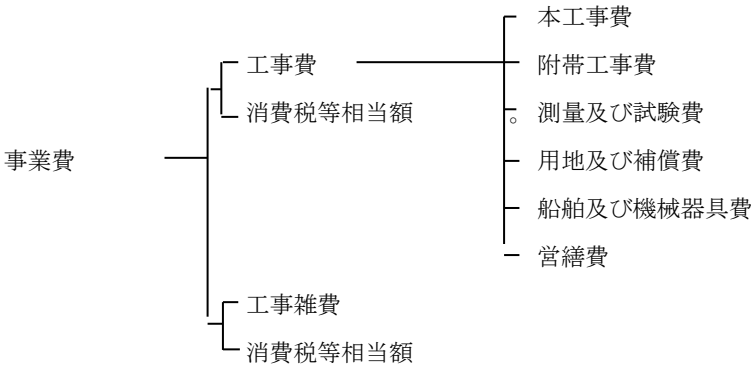
- 1 交付金の交付を受けた沖縄県知事は、あらかじめ管理主体に対し、施設等が当該施設等の処分制限期間中に天災その他の災害を受けたとき（復旧に要する費用が30万円未満のものを除く。）は、直ちに被害の状況を取りまとめ沖縄県知事に報告するよう指導するとともに、当該報告を管理主体から受けたときは、施設等の被災状況を調査確認し、調査の概要及びそれに対する意見並びに被災写真等を付して、内閣府沖縄総合事務局を経由して別記様式第3号により水産庁長官に報告するものとする。

第8 指導監督

- 1 交付金の交付を受けた沖縄県は、管理主体の長が樹立する施設等の運営のための事業計画の樹立及びその実施について、適切な助言指導を行うものとする。
- 2 交付金の交付を受けた沖縄県は、施設等の管理運営状況を把握し、施設等が補助の目的に従って適正かつ効率的に運営されるよう、適時に実地調査等を行い、適切な指導を行うものとする。
- 3 交付金の交付を受けた沖縄県は、管理主体の長が関係書類の整備、施設等の管理及び処分等に適切な措置を講じるよう十分指導監督するものとする。

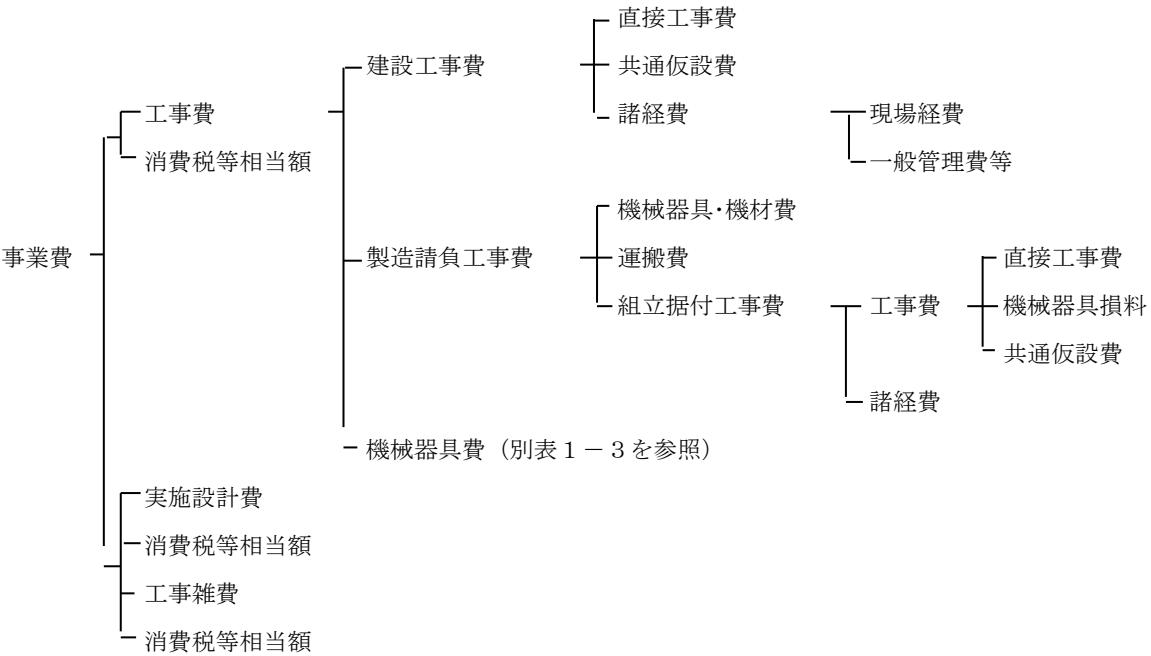
別表 1－1

対象施設の整備内容のうち海上工事を伴うものについては、次の表を標準とする。



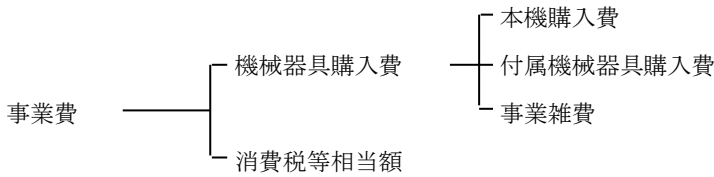
別表 1－2

対象施設の整備内容のうち建設工事を伴うものについては、次の表を標準とする。



別表 1－3 機械器具購入に係る事業費構成

対象施設の整備の内容のうち機械器具のみの購入に係るものについては、次の表を標準とする。



事業雑費は、本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

別表２ 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地等に関する費用
仮 設 物 費	仮囲、仮事務所、宿舍、下小屋、便所、倉庫、災害防止設備等に関する費用
動力用光熱水費	動力、用水、光熱等に関する費用
試 験 調 査 費	全般的な試験、試作、調査等に関する費用
整 備 清 掃 費	全般的な整備、清掃、あとかたづけ、養生等に関する費用
機 械 器 具 費	数種目に共通的な機械器具等に関する費用
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に関する費用
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的費用

別表３ 工事雑費

区 分	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務に限る。
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 要 費	消耗品費、燃料費、光熱水料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（交付金事業遂行上特に必要な場合に限る。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆記翻訳料、公告料、雑役務費
委 託 費	登記事務等の委託料
使 用 料 及 び 賃 借 料	土地建物、貨客兼用自動車又は船舶、事業用機械の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公 課 費	
公 社 一 般 管 理 費	公社営事業における公社の本社経費等

（消費税については、それぞれの費用に含まれる。）

別記様式第 1 号

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 沖縄県

地区名		事業実施年度			令和 年度		水産業強化支援事業費（防災対策）									
事業の内容					工期		経費の配分				処分制限 期間		処分の状況		摘 要	
交付 対象 施設 の 種類	事業 実施 主体	工種、 構造 施設 区分	施工 箇所 又は 設置 場所	事業 量	着 工 年 月 日	し ゅ ん 工 年 月 日	総 事業 費	負担区分				耐 用 年 数	処 分 制 限 年 月 日	承認 年 月 日		処 分 の 内 容
								国庫 交付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	そ の 他					
小計																
小計																
合計																

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等種別に記入すること。

3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 氏 名

施設等の増改築等報告書

水産業強化支援事業（防災対策）により設置した施設等の令和○年度における増改築等の状況について、別紙のとおり報告する。

（注）内閣府沖縄総合事務局長から水産庁長官に提出する際には、「内閣府沖縄総合事務局長」を「水産庁長官」に、「沖縄県知事」を「内閣府沖縄総合事務局長」にそれぞれ読み替える。

別紙

区 分	実施主体	施 設 名	施設取得年度	増改築等の内容 及び理由	費 用	備 考
増 築						
	小 計	—	—	—		
改 築						
	小 計	—	—	—		
移 転						
	小 計	—	—	—		
模様替						
	小 計	—	—	—		
合 計		—	—	—		

- (注) (1) 設計単位を一単位として記入すること。
- (2) 小計及び合計の備考の欄には、増改築等の届出のあった施設数を記入すること。

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 氏 名

施 設 被 害 報 告 書

令和○年度水産業強化支援事業（防災対策）により設置した施設について被害報告があったので、下記のとおり報告する。

記

- 1 対象施設の整備名（対象施設の整備の内容）
- 2 実施主体
- 3 施設等の所在地
- 4 施設等の構造、規模及び能力等
- 5 事業費（国庫交付金額及び沖縄県負担額の区分）
- 6 災害の種類及び被害の程度（被災前及び被災後の施設等の写真を添付）
- 7 被害の原因
- 8 被災状況の調査概要
- 9 被災状況の調査に基づく沖縄県の意見
- 10 被害見積額並びに復旧可能なものについては復旧に必要な期間及び金額（見込み）
- 11 当該施設の保全又は復旧のためにとった応急措置
- 12 その他（被害復旧計画及び資金計画）

（注）内閣府沖縄総合事務局長から水産庁長官に提出する際には、「内閣府沖縄総合事務局長」を「水産庁長官」に、「沖縄県知事」を「内閣府沖縄総合事務局長」にそれぞれ読み替える。

第1 趣旨

地球温暖化防止や国土保全などの森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることへの国民の要請がますます高度化・多様化する中、適切な林業生産活動を通じて森林の諸機能を持続的に発揮させていく必要がある。しかし、我が国の森林・林業・木材産業をめぐる情勢は、林業採算性の悪化や山村地域の高齢化・過疎化の進展等により、地域住民により行われてきた適切な森林の整備・管理が不十分となりつつある。他方で、国際的な木材の需給構造が変化する中で、需要者ニーズに対応しつつ国産材を安定的に供給していくことが必要となっている。

このような情勢を踏まえ、森林の多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展という森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）の基本理念の達成や、森林吸収源対策の推進に資するためには、川上・川下の連携強化による木材の安定供給、森林施業の集約化及び間伐の推進などを図りつつ、地域の自主性・裁量を高めることを通じて、社会全体で森林づくりを支える国民意識の醸成、国民参加による森林整備、特用林産の振興、木材利用及び木材産業体制整備の推進のための取組等を積極的に支援していくことが重要である。

沖縄振興公共投資交付金（以下この別紙において「本交付金」という。）は、こうした森林・林業・木材産業をめぐる情勢を考慮するとともに、地域の持つ力を最大限に引き出しつつ、森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展と木材利用の推進のため、関連する諸施策を効率的かつ効果的に展開しようとするものである。

第2 事業の内容

- 1 本交付金は、第1の趣旨を踏まえ、林業の持続的かつ健全な発展（以下この別紙において「目的」という。）の実現に資する施策の実施に必要な経費に充当するものとする。
- 2 1の目的ごとの具体的な目標（以下この別紙及び次の別紙において「目標」という。）、メニュー、事業実施主体（以下この別紙において「事業主体」という。）及び交付率は別表のとおりとする。
- 3 2のメニュー以外にも、1の目的の達成のため、別に定めるところにより、地域提案事業を行うことができるものとする。

第3 目標を定量化する指標及び事業計画

1 目標を定量化する指標及び事業計画の作成

本交付金により、第2の1の目的を実現しようとする沖縄県知事（以下この別紙において「知事」という。）は、目標の達成状況を明らかにするために、目標を定量化する指標（以下この別紙において「指標」という。）を定めた上で、本交付金に係る事業計画を作成するものとする。

なお、指標の設定及び事業計画の作成については、別に定めるところによる。

2 事業計画の変更

知事は、必要に応じて事業計画の変更を行うものとする。

ただし、別に定める重要な変更については、1に準じて行うものとする。

第4 事業実施の報告

知事は、別に定めるところにより、事業の実施状況及び事業計画に定めた指標の目標値の達成状況を沖縄総合事務局長に報告するものとする。

第5 事業評価

本交付金により実施した事業に係る事前評価及び事後評価については、別に定めるところにより、実施するものとする。

第6 改善措置等

1 知事は、事業計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、別に定めるところにより、必要な措置を講じ、その結果を沖縄総合事務局長に報告するものとする。

2 沖縄総合事務局長は、1の報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第7 交付金の適正な執行の確保等

1 知事は、事業主体による本事業の実施について、総括的な指導監督を行うとともに、本交付金の効果的かつ適正な推進を図るため、関係行政機関、森林・林業・木材産業関係団体、学識経験者等との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施促進についての指導に当たるものとする。

2 国は、知事等に対し、本交付金による事業の実施に関する資料の提出を求めることができることとし、本交付金の事業の実施について、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

第8 その他

本交付金の事業の実施につき必要な事項は、この運用に定めるもののほか、別紙25に定めるところによる。

別表

目的	目標	メニュー	事業主体	交付率
林業の持続的かつ健全な発展	望ましい林業構造の確立	沖縄林業構造確立施設の整備 (1) 沖縄林業構造確立施設整備 ①経営確立促進調査 ②高性能林業機械等整備 ③コンテナ苗生産基盤施設等整備 ④特用林産振興施設等整備 ⑤森林空間活用施設整備 ⑥木材加工流通施設等整備 ⑦木質バイオマス利用促進施設整備 ⑧木造公共建築物等整備 ⑨需要拡大施設整備 ⑩生活環境施設整備 (2) 沖縄林業構造確立施設整備附帯事業 (1)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等	県、市町村（沖縄県の区域をその区域とする市町村をいう。）、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、地方公共団体の組合、その他政令で定めるところの公共施設の整備主体、木材関連業者等の組織する団体、林業事業体、P F I 事業者、社会福祉法人、一部事務組合、民間事業者、地域材を利用する法人、きのこ原木等生産者、林業種苗法に基づく生産事業者等、認定特定増殖事業者等及び知事が別に定める特認団体とし、各事業種目ごとに別途林野庁長官が定めるものとする。	(1) 定額（2/3、1/2、4/9、1/5、5/100 以内） (2) 沖縄林業構造確立施設整備附帯事業は1/2以内 (3) 附帯事務費については事務費の1/2以内

別紙25（沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い）

別紙24沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用（以下この別紙において「運用」という。）の内容等については、以下のとおりとする。

第1 事業の内容等

1 交付対象経費

沖縄振興公共投資交付金（以下この別紙において「本交付金」という。）の交付対象経費については、別添1のとおりとする。

2 地域提案事業

- （1）運用第2の3の地域提案事業は、運用別表の目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業とする。
- （2）（1）の事業実施主体（以下この別紙において「事業主体」という。）、交付率及び交付対象経費は、一体となって実施しようとする事業に係る事業主体、交付率及び交付対象経費に準ずるものとする。
- （3）沖縄県知事（以下この別紙において「知事」という。）は、本交付金の交付を受けた金額の20%の範囲内で、地域提案事業に係る経費の一部を事業主体に交付することができるものとする。

3 補助対象施設

本交付金の事業の対象施設は、別表1のとおりとする。

第2 事業計画

- 1 知事は、実施要件確認に必要な資料として、運用第3の規定に基づき、毎年度、事業の開始前に様式2により当該年度の事業計画、様式3により事前点検シートを作成し、様式1により沖縄総合事務局長に提出するものとする。
- 2 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

運用第3に定める目標を定量化する指標（以下この別紙において「指標」という。）は、別表2の指標のガイドラインに基づき記載するものとし、該当する目標に関する沖縄県が設定する指標（以下この別紙において「全体指標」という。）のほか、個々に設定する指標（以下この別紙において「個別指標」という。）とする。

 - （1）基本的事項（森林・林業・木材産業に係る現状と課題、施策の基本方針等）
 - （2）全体計画（目標、全体指標）
 - （3）個別計画
 - ア 個別指標
 - イ 具体的事業内容
 - ウ 費用対効果分析結果
- 3 知事は、事業計画の作成に当たっては、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条第1項の規定に基づく「森林・林業基本計画」、森林法（昭和26年法律第249号）第4条に定める全国森林計画、同法第4条第5項に定める森林整備保全事業計画、同法第5条に定める地域森林計画、同法第10条の5に定める関係市町村の市町

村森林整備計画、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第2条の2第2項の規定に基づく「林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想」、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条第2項の規定に基づく「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第3項の規定に基づく「木材安定供給確保事業に関する計画」及び活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第19条第2項の規定に基づく「防災林業経営施設整備計画」、関係する流域において策定されている流域林業活性化実施計画、地域振興に関する基本的な計画又は方針との調和を図るとともに、関係行政機関、林業関係団体、民間非営利団体及び地域住民等との必要な調整を図るものとする。

4 事業計画の内容は、沖縄県林業・木材産業構造改革プログラム等の沖縄県が定める目標の達成に資するものとする。

5 事業計画の変更

運用第3の2に定める重要な変更については、次の場合に、様式1により行うものとする。ただし、附帯事業は除く。

（1）目標単位での指標（指標の種類及び数値）の追加・変更又は廃止

（2）目標単位での事業主体の新設

6 事業計画の作成及び事業の実施に当たっての留意事項については、別添2のとおりとする。

第3 他の施策・事業等との調整

知事は、本交付金の事業の実施に当たって、国及び県等の森林林業に関する諸施策や補助事業等と十分に調整、連絡を図るものとする。

第4 事業の実施

1 事業は、第2の事業計画に基づいて、それぞれの事業主体が所要の手続を経て実施するものとする。

2 事業に係る本交付金の交付申請、受領及び事業主体への交付並びに事業実施の指導監督に係る事務は、知事が行うものとする。

3 知事及び事業主体は、地域の実情に鑑み、過剰と見られるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

第5 事業実施の報告

知事は、運用第4に基づき、様式4により実施報告書を作成し、沖縄総合事務局長に報告するものとする。

第6 達成状況報告

知事は、運用第4に基づき、様式5により、指標の達成状況について、下記のとおり沖縄総合事務局長へ報告するものとし、事業主体は、知事が行う達成状況の報告に必要

な調査その他必要と判断される事項（本交付金の事業により整備した木材加工流通施設ごとの木材安定取引協定等に基づく原木の取引総量及び総額など）の調査等に協力しなければならない。

なお、知事は、調査の結果を踏まえ、市町村長及び事業主体に対して、山元への利益還元状況を含めた山元との連携状況について聴取することができるものとする。

1 全体指標

（１）目標年度は、事業完了の翌年度（以下この別紙において「調査初年度」という。）から起算して５年目とする。

（２）調査年度は、目標年度とし、調査年度の翌年度の１０月末日までに沖縄総合事務局長に報告する。

2 個別指標

（１）目標年度は、調査初年度から起算して５年目とする。

（２）調査年度及び報告年度

調査は、調査初年度から目標年度までのすべての年度において行うものとし、各調査年度の翌年度の１０月末日までに沖縄総合事務局長に報告する。

また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下この別紙において「収支を伴う施設」という。）に係る収支実績についても、調査初年度（事業完了年度に営業実績がある場合は、その年度分も含む。）から目標年度までのすべての年度で調査を行い、各調査年度の翌年度の１０月末日までに沖縄総合事務局長に報告する。

ただし、上記による報告のうち、様式５の２については、各調査年度の翌年度の８月末日までに沖縄総合事務局長に報告する。

（３）低調な施設等についての報告

（２）の報告で、事業計画に対し達成率が８０％未満となった年度においては、施設ごとにその要因及び目標の達成に向けた取組を別様に記載し、達成状況報告に添付するものとする。

なお、運用第６に基づく改善措置等を第８により実施する場合は、改善計画の作成をもってこれに代えることができる。

第７ 事業評価

１ 運用第５に基づき、事業主体は、個別の施設について、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領（令和５年３月３０日付け４林政経第９００号林野庁長官通知）第９の２により、なお効力を有することとされた森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領（平成２５年５月１６日付け２５林政経第１０６号林野庁長官通知。以下この別紙において「事業評価実施要領」という。）に基づいて、下記のとおり事前評価及び事後評価を実施するものとする。ただし、事業評価実施要領については、森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領の一部改正について（平成２９年３月３１日付け２８林政経第３０７号林野庁長官通知）を適用するものとする。

2 事前評価

事業主体は、事業計画の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、知事に報告するものとする。

3 事後評価

事業主体は、目標年度において、事前評価を行った施設ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、知事に報告するものとする。また、収支を伴う施設については、調査初年度から起算して3年目についても費用対効果分析を行うこととし、知事に報告するものとする。

なお、上記による報告を受けた知事は、様式6により各評価年度の翌年度の10月末日までに運用第4に基づく達成状況報告と併せて沖縄総合事務局長に報告するものとする。

4 その他

上記のほか、知事は、運用第4に基づく達成状況報告の際に、当初想定された事業効果が発現されているか否かといった観点から総合的評価を行うものとする。

第8 改善措置等

運用第6に基づく改善措置等については、次のとおりとする。

1 低調である場合とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合とする。

(1) 事業計画に定める指標の目標年度までの期間において、個別指標の目標値の達成率が3年間連続して70%未満である場合又は単年度で50%未満の場合

(2) 事業計画に定める指標の目標年度において、個別指標の目標値の達成率が70%未満である場合

2 知事は、1の(1)又は(2)の場合には、中小企業診断士(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第11条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者)等による経営指導並びに事業主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置(以下「改善措置」という。)を実施し、その結果について様式7により沖縄総合事務局長に報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。

3 知事は、改善措置を実施した場合は、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して5年間、改善措置に対する達成状況を様式5に準じて沖縄総合事務局長へ報告するものとする。

4 知事は、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が50%未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとし、その結果を沖縄総合事務局長へ報告するものとする。

5 沖縄総合事務局長は、知事から4による検討の結果、事業を継続する旨の報告を受けた場合は、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無につき審査し、理由がないと認められるときには、知事に対し、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。この場合、学識経験者等第三者の意見を聴取することができるものとする。

第9 事業の透明性・客観性の確保

知事は、本交付金による事業に係る事業計画（変更計画含む。）、達成状況報告、事業評価結果、改善措置の内容及びその進捗状況について、インターネットのウェブサイト等効果的な手法により広く公表するものとする。

第10 施設の管理

事業主体は、事業について厳正的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 1 管理主体（原則として事業主体とする。以下同じ。）は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産等については、本交付金の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。
- 2 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。
- 4 事業主体が、普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者に管理を行わせることができる。
- 5 施設の処分等の取扱いについては、災害時の緊急避難的な目的外使用を除き、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」を適用するものとする。

第11 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手（装置等の発注を含む。）は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、知事は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、様式8により沖縄総合事務局長に提出することとする。

第12 その他

沖縄総合事務局長は、第2の1及び6、第5、第6、第7の3、第8の2、3及び4及び第11に基づく報告等を受けた場合は、その写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

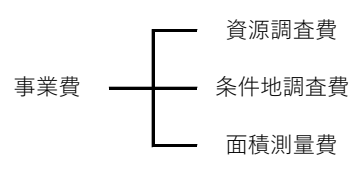
別添 1

交付対象経費

1 事業費

(1) 経営確立促進調査

ア 地域森林資源調査事業



(ア) 資源調査費

当該林分についての蓄積調査、成長量調査、土壌調査等に要する経費とし、その内容は、調査技師及び補助作業員に対する賃金、委託費及び消耗品費とする。

(イ) 条件地調査費

当該地域についての調査等に要する経費とし、その内容は、調査技師及び補助作業員に対する賃金、委託費及び消耗品費とする。

(ウ) 面積測量費

測量技師及び補助作業員に対する賃金、委託費、標識費及び消耗品費とする。

イ 施設導入調査事業

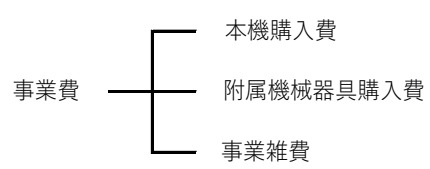
謝金、賃金、委託費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費及び旅費とする。

(2) 高性能林業機械等整備

ア 林業機械作業システム整備

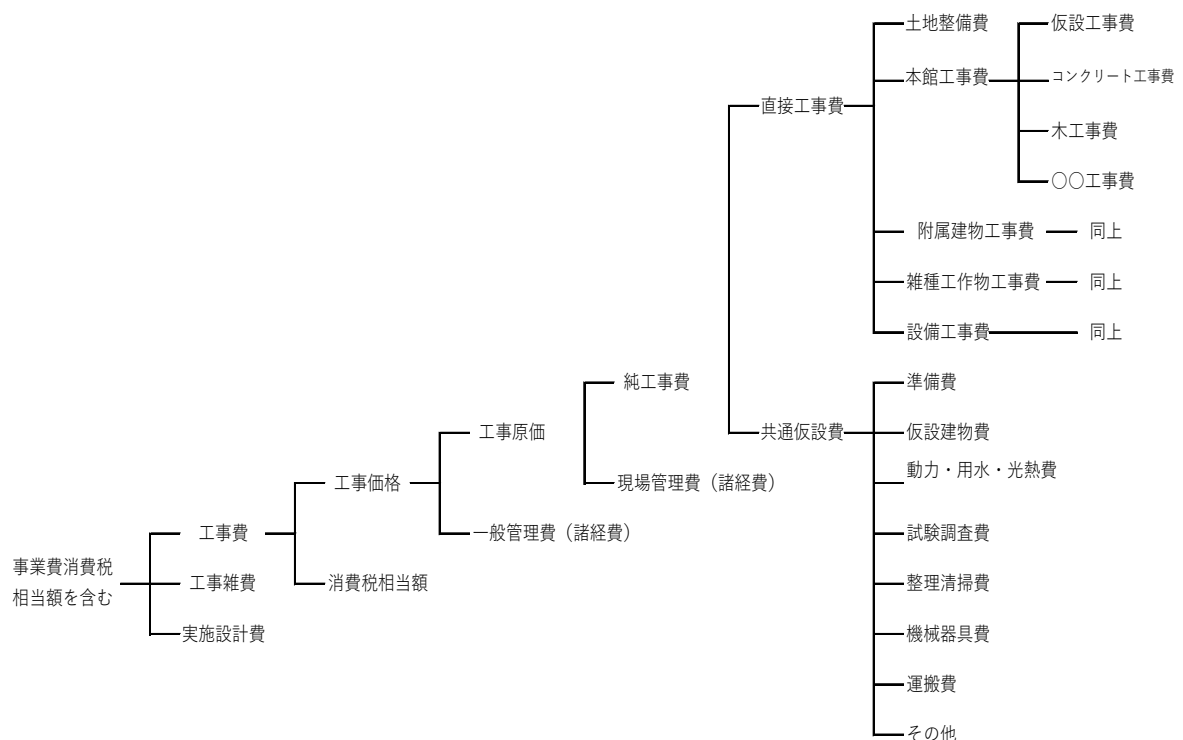
機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。なお、導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

(ア) 機械器具費



事業雑費は、①本機及び附属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。
 (イ) 建物建築費及び構築物設置費



a 工事費

純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。

(a) 純工事費

工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。

i 直接工事費

労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。

ii 共通仮設費

建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮 設 建 物 費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試 験 調 査 費	全般的な試験、調査等に要する経費
整 理 清 掃 費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機 械 器 具 費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費

そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的経費
-------	-------------------

(b) 諸経費

- i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業主体が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。
- ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b 工事雑費

事業主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次の表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区 分		内 容
報 賃	酬 金	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務 日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 需	費 用 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費 消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役 委	務 託 料	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費 登記事務、測量等の委託料
使用料及び賃借料		土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備 品 購 入 費		事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公 課 費		

c 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

(ウ) 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）、森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）、森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1

日付け11林野計第134号林野庁長官通知)、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準(平成11年4月1日付け11林野計第135号林野庁長官通知)、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準(平成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知)及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準(平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知)に準ずるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

- a 指導監督費は補助対象としないものとする。
- b 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5%以内とする。
- c 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

なお、歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛に定める用地造成工事に係る歩掛を適用するものとする。

(エ) その他

本事業の実施に要する人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)によるものとする。

イ 効率化施設整備

(ア) 効率化作業基地整備

土地整備費及び構築物の設置費とし、アに準ずる。

(イ) 林業生産施設

アに準ずる。

ウ 活動拠点施設整備

アに準ずる。

(3) コンテナ苗生産基盤施設等整備

ア コンテナ苗生産基盤施設等

(ア) コンテナ苗生産基盤施設装置等及びコンテナ苗生産機械器具

(2)のアに準ずる。

(イ) コンテナ苗生産資材

コンテナ苗の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。

イ コンテナ苗幼苗生産高度化施設等

(ア) 幼苗生産施設装置等及び幼苗生産機械器具

(2)のアに準ずる。

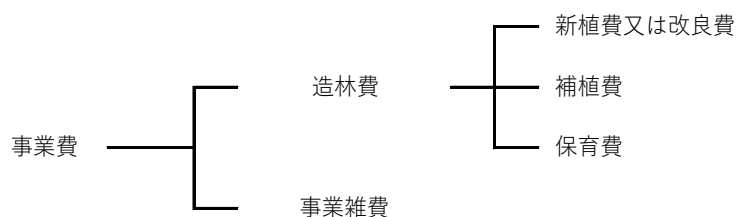
(イ) 幼苗生産資材

コンテナ苗の幼苗の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。

(4) 特用林産振興施設等整備

ア 特用林産物生産基盤整備

(ア) 特用樹林造成



a 造林費

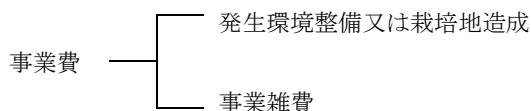
区 分	内 容
新 植 費	地拵え費、苗木(種子)代、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費、階段作設費等
改 良 費	(なら、くぬぎ等) 地床かき起費、支障物除去費、不良木とう汰費、不要ぼう芽除去費、苗木(種子)費、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等
	(竹) 不良木竹の伐採整理費、支障物除去費、竹苗費、竹苗堀取費、竹苗運搬費、仮植費、植付費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等
補 植 費	苗木費、苗木運搬費、仮植費、植付費等
保 育 費	下刈費、雪起こし費、根踏み費、台切り費、芽かき費、ぼうが整理費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等

それぞれの経費には、賃金にかかる社会保険料(賃金支弁者の負担分に限る。)、人員輸送車及び役職手当等の諸手当を含むものとする。

b 事業雑費

当該造林予定地について実施する測量、森林調査及び事業計画の樹立に要する経費並びに造林事業を実施する際に要する雑費とし、その内容は、補助作業員に対する賃金、消耗品費、標識費、雑役務費及び旅費とする。

(イ) 山菜・薬草等造成



a 発生環境整備

地床整備費、枝打費、除伐費、支障木整理費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等とする。

b 栽培地造成

整地費、耕うん費、枝打費、除伐費、支障木整理費、土壌改良費、わさび田造成費等とする。ただし、おうれんにあつては、新植、播種及び保育を含むものとする。

c 事業雑費

(ア) のbに準ずる。

(ウ) 作業道等整備

(2) のアの(ウ)に準ずる。

(エ) ほだ場等造成

特用林産物生産のための林間及びほだ場の造成、給排水施設等の整備に要する次の経費とする。

a 林間ほだ場造成

地床整備費、枝打費、除伐費、保育間伐費及び支障木整理費とする。

b 事業雑費

(ア) のbに準ずる。

イ 特用林産物生産施設

(2) のアに準ずる。

ウ 特用林産物加工流通施設

(2) のアに準ずる。

エ 廃菌床等活用施設

(2) のアに準ずる。

オ 特用林産物獣害対策施設

(2) のアに準ずる。

(5) 森林空間活用施設整備

ア 教養文化施設整備

林業体験林、山菜園及びきのこ園整備費は(4) のアの(ア)に準ずるほか、その他の機械器具費、建物建築費、構築物設置費及び土築費、構築物設置費及び土地整備費は(2) のアに準ずる。

イ 林間広場施設整備

森林浴歩道整備費は(2) のアの(ウ)に、その他の機械器具費、建物建築費、構築物設置費及び土地整備費は(2) のアに準ずる。

ウ 山村体験交流施設整備

(2) のアに準ずる。

エ 森林空間管理施設整備

取付道路は(2) のアの(ウ)に、その他の機械器具費、建物建築費、構築物設置費及び土地整備費は(2) のアに準ずる。

(6) 木材加工流通施設等整備

ア 木材加工流通施設整備

(2) のアに準ずる。

イ 森林バイオマス等活用施設整備

(2) のアに準ずる。

(7) 木質バイオマス利用促進施設整備

ア 未利用間伐材等活用機材整備

(2) のアに準ずる。

イ 木質バイオマス供給施設整備

(2) のアに準ずる。

ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

(2) のアに準ずる。

(8) 木造公共建築物等整備

(2) のアに準ずる。ただし、直接工事費については、原則として、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築木造工事標準仕様書」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）」に記載がある項目に係る経費のみとし、整備する施設等に係る電気・上下水道工事等に係る経費、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に記載がある項目に係る経費並びに備品に係る経費は除く。また、木造公共施設にあつては非木造部分の整備に係る経費は除く。

(9) 需要拡大施設整備

(2) のアに準ずる。

(10) 生活環境施設整備

ア 連絡道整備

(2) のアの（ウ）に準ずる。

イ 山村広場施設整備

取付道路整備費及び歩道整備費は（2）のアの（ウ）に準じ、広場用地整備費等の土地整備費、建物建築費及び構築物設置費は（2）のアに準ずる。

ウ 集落水利施設整備

(2) のアに準ずる。

(11) 地域提案型

上記に準ずる。

(12) 本事業における利益等排除について

本事業においては、交付対象経費の中に事業主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業主体の利益分相当分が含まれることは、交付金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いるものとする。

ア 事業主体の自社調達の場合

原価をもって交付対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象経費とする。

ただし、交付額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、交付対象としない。

ウ 事業主体の関連会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象経費とする。

ただし、交付額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、交付対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

2 附帯事業費

附帯事業は、施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な事業であるという趣旨を踏まえ、事業計画書に定める目標ごとの事業と一体的に実施するものとし、本附帯事業費の総額は、目標ごとの附帯事務費を除いた事業費総額（消費税を除く。）の1割以内とする。

国費充当率（交付率）については1／2以内とし、対象となる経費については次のとおりとする。

(1) 人件費

事業に直接従事する会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び当該職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。

(2) 技術者給

事業を実施する上で必要となる技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。

(3) 賃金

事業を実施する上で必要なアルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(4) 謝金

事業を推進するために開催する会議等に参加する委員及び指導者等の謝金とする。

(5) 旅費

事業を推進するために開催する会議等に参加する委員及び指導者等の旅費とする。

(6) 需用費

消耗品費、燃料費、食糧費（原則として会議等における茶菓子賄料に限る。）、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。

(7) 役務費

通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、薬剤散布費、わなかけ費、伐倒費、労災保険

料、損害保険料（自動車損害賠償責任保険料等）、自動車重量税及び自動車税環境性能割等とする。

(8) 委託料

資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料、航空機巡視等の委託料とする。

(9) 使用料及び賃借料

会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

(10) 備品・資機材購入費

事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

(11) 原材料費

技術開発、商品開発、情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。

(12) 構築物設置費

1の(2)のアの(イ)に準ずる。

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

3 県附帯事務費

本交付金の事業を推進するため、沖縄県による説明会の開催、事業実施市町村（沖縄県の区域をその区域とする市町村をいう。以下同じ。）及び事業主体に対する指導、林業関係団体の意見を聴くために必要な会議の開催等に要する次の経費とする。

なお、事業費（消費税を除く。）の1.7%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率（交付金）は1／2以内とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

(1) 人件費

事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）及び会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。

(2) 謝金

事業を推進するために開催する会議等に出席する委員等の謝金とする。

(3) 旅費

事業の指導監督等に必要な旅費とする。

(4) 需用費

消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料及び修繕費とする。

(5) 役務費

通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。）、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車税環境性能割とする。

(6) 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

(7) 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

(8) 備品購入費

事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

4 市町村附帯事務費

市町村が事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費であって、その内容は3の県附帯事務費に準ずる。

なお、事業費（消費税を除く。）の0.4%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率（交付金）は1／2以内とする。

別添 2

事業計画作成及び事業実施の留意事項

別紙25沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い（以下この別添(別記を含む。)において「取扱い」という。）第2の7における事業計画の作成及び事業の実施に当たっての留意事項については、以下のとおりとする。

第1 事業種目別基準等

- 1 別紙24沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用（以下この別添において「運用」という。）の別表に定めるメニューの内容ごとの基準については、別記「種目別基準」のとおりとする。
- 2 運用別表に定めるメニュー（沖縄県又は市町村が事業実施主体であるもの、木質バイオマス利用促進施設整備（木質バイオマスエネルギー利用施設整備に限る。）及び木造公共建築物等整備を除く。）については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第168号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】又は【木材産業】）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシート」を記入の上、交付金の申請に当たり、沖縄県等へ提出するものとする。ただし、過去1年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。
- 3 事業実施主体は、別記様式第1号の「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は別記様式第2号の「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」を記入の上、交付金の申請及び事業完了の報告に当たり、沖縄県へ提出するものとする。
- 4 沖縄県は、3のうち事業完了の報告に当たり提出を受けたチェックシートの内容について、履行状況を確認するものとする。

第2 事業計画

- 1 知事は、事業計画の作成については、取扱い第2に定めるもののほか、次によるものとする。
 - (1) 事業計画の作成に当たっては、当該事業実施地域における林業関係団体、当該施設の受益の及ぶ範囲（以下この別添において「受益範囲」という。）に係る市町村（沖縄県の区域をその区域とする市町村をいう。以下この別添において同じ。）等の関係行政機関の長、学識経験者等の意見を聴くものとする。

また、当該計画の融資に係る部分については、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人農林漁業信用基金及び関係金融機関と緊密に連絡をとり、円滑な融資が行われ

るよう配慮するものとする。

(2) 事業計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 地域関係者の意見を踏まえたものであって、かつ、利用計画、収支計画からみて、事業の実施効果の発現が十分に見込まれるものであること。

特に、木造公共建築物等の整備については、施設利用者数が十分に確保されるなど、モデル性を発揮できるものであること。

イ 適切な出資金の確保や運転資金を含む資金計画、用地の手当の明確化、原価計算の妥当性などの観点から、当該計画が確実に実行されると認められるものであること。

ウ 施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下この別添において「収支を伴う施設」という。）については、原則として計画の経営診断を行い、指摘された改善点等を収支計画等に反映させ、当該施設の運営が適切に実行されることが認められるものであること。

エ 過剰と考えられる施設整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう、施設整備の事業主体と連携を図り作成するものとし、必要と認められるものであること。

オ 地域森林計画、市町村森林整備計画、当該地域に係る国、沖縄県又は市町村の土地利用に関する計画等に即したものであること。

2 事業の透明性、客観性を確保し、効率的な事業の執行を図るため、事業計画の作成に際しては、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領第9の2により、なお効力を有することとされた事業評価実施要領第4の①に定める事前評価を行うことにより、事業の効果を検証することとする。

第3 事業主体

運用別表に定める事業主体については、別記「種目別基準」に定めるとおりとする。

なお、事業主体については、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。

第4 施設整備等の一般的基準

1 1箇所又は1施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。

2 本交付金の対象となる事業費は、沖縄県又は当該市町村において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、施設については沖縄県において一般的に使用されている仕様を基準とし、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致させるものとし、努めて経費の節減を図ることとする。

なお、補助対象とする建物に係る敷地整備の面積は、建坪面積のおおむね3倍以内とする。

3 1箇所又は1施設の個々の事業の受益戸数は、3戸以上とする。ただし、木材加工流通施設等整備における木材安定取引協定の締結等により地域材を利用する場合、林

業経営体が自ら加工流通事業を行う場合及び木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う場合並びに木質バイオマス利用促進施設整備における木質バイオマスの安定取引協定等を締結する場合及び地域に賦存する木質バイオマスの総合的利活用に取り組む地域において法人が事業を実施する場合はこの限りではない。

- 4 自力若しくは他の助成によって整備に着手した施設を本対策に切り替えて本交付金の対象とすることは、認めないものとする。
- 5 個人施設若しくは目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものは、対象としないものとする。
- 6 対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- 7 施設等の設置に当たっては、原則として木造とする。ただし、法令による制限、コスト、技術面又は施設が必要とする機能の観点から困難な場合にあっては、施設の構造の一部や内装等への木材利用を検討すること。使用する木材は、合法性の確認に当たり、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下この別添（別記を含む。）において「クリーンウッド法」という。）に基づき合法性が確認された木材等及び、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日。以下この別添（別記を含む。）において「合法木材等ガイドライン」という。）に準拠し合法性が証明された木材（以下「合法性確認証明木材等」という。）であること。

※施設の構造の一部とは、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等。内装等への木材利用の検討は、倉庫等の人目の触れない施設を除く。

- 8 収支を伴う施設の事業計画の作成については、次のとおりとする。
 - （1）事業費が5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。
 - （2）事業計画が過大とならないよう、1施設当たりの総事業費は、原則として7億円を上限とする。

ただし、上限を超える必要がある場合にあっては、知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。
 - （3）補助残に対する自己資金の割合（事業主体の自己資金（事業主体として金融機関等に返済の義務がないもの。）／（事業費－交付額（沖縄県等による補助を含む。）））は、おおむね12%以上とする。
 - （4）補助残に対し融資を受ける場合は、金融機関等からの融資が確実であること。
 - （5）財務状況が健全であること。
- 9 収支を伴う施設において生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加することは、原則として、既施設の目標年度まで認めないこととする。

ただし、次のいずれにも該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の実施を妨げない。

 - （1）追加事業実施年度において、目標年度における生産等の目標数値を既におおむね達成していること
 - （2）需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること
 - （3）追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字になることが確実であること

(4) 資金の調達が確実であること

10 新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。

(1) 施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。）については、次のとおりとする。

ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね30%以上増大すると見込まれる場合又は運用別表のメニューの欄（1）の⑥に限り、施設の省人化（地域材 1 m³当たりの加工等に必要な人員数の減）が20%以上図られる場合とする。

イ 対象経費は、事業費から既存施設の処分価格を控除した額とする。

ウ 施設の一部のみを入れ替える場合にあっては、既存施設の耐用年数等を十分考慮して実施するものとする。

(2) 増築、改築、併設又は合体の事業については、次のとおりとする。

なお、既存施設の取壊しに係る経費は、対象としないものとする。

ア 増築

増築とは、新たに施設の面積、容積又は延長を増加することを目的として、既存施設に接続して施設の新築又は新設を行うことをいうものとし、増築によって拡大する部分が既存施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り対象とするものとする。

ただし、既存施設と増築により拡張する部分の受益の態様が異なる場合はこの限りでない。

イ 改築

改築とは、既存施設の全部又は一部を取り壊した後、引き続きこれと用途、規模及び構造が著しく異ならない施設を設置することをいうものとし、既存施設の資材を活用することができる場合に限り対象とするものとする。

ウ 併設

併設とは、他種の既存施設に接続して施設を設置することをいうものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り対象とするものとする。

エ 合体

合体とは、他種の事業と同時に合一して施設を設置すること又は二以上の事業主体が同種の事業を同時に合一して施設を設置することをいうものとし、設置しようとする施設の設置目的及び利用が阻害されず、かつ、それぞれの事業の固有の工事費又はそれぞれの事業主体が負担する工事費が区分され、共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分することが可能である場合に限り対象とするものとする。

なお、合体により施設整備を実施する場合の対象となる経費と対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。また、実施設計費及び工事雑

費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するものとする。

- (3) 使用する古品古材は、新品新資材と同程度の耐用を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

11 以下の場合については、対象とすることは認めないものとする。

- (1) 整備を予定している施設の規模等が、計画を達成する手段としては、過大であるもの。
- (2) 新技術を導入する場合であって、現地での事業効果の発現が十分に明らかでないもの。
- (3) 木材加工施設等の収支を伴う施設について、施設規模に見合った地域材等の原料調達、製品販路の確保等の方策が明確となっていないもの。

別記

種目別基準

1 経営確立促進調査

(1) 事業内容

事業の実施により整備される生産基盤及び施設整備に際し、効率的に活用されるための基本的な調査を行う。

(2) 事業種目

経営確立促進調査

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	県	2 / 3 以内
②	市町村	
③	森林組合	
④	生産森林組合	
⑤	森林組合連合会	
⑥	農業協同組合	
⑦	農業協同組合連合会	
⑧	農事組合法人	
⑨	漁業協同組合	
⑩	漁業協同組合連合会	
⑪	林業者等の組織する団体	
⑫	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑬	地方公共団体の組合	
⑭	その他政令で定めるところの公共施設の整備主体	
⑮	木材関連業者等の組織する団体	
⑯	林業事業体	
⑰	P F I 事業者	
⑱	社会福祉法人	
⑲	一部事務組合	
⑳	民間事業者	
㉑	地域材を利用する法人	
㉒	林業種苗法に基づく生産事業者等	
㉓	認定特定増殖事業者等	
㉔	特認団体	

(4) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

森林組合が収支を伴う施設について単独で事業主体となる場合は、森林経営管

理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県知事が公表する民間事業者として登録を受けている森林組合（ただし、令和13年3月31日までに
おいては、令和3年3月16日付け改正前の「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針」（平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知）Ⅱ－2－4に基づき、令和2年度までに都道府県知事により中核組合に認定された森林組合を含む。）に限るものとする。

イ 林業者等の組織する団体

（ア）林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業主体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

（イ）林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

（ア）林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

（イ）地方公共団体等が出資する法人は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

エ 木材関連業者等の組織する団体

（ア）林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）

る。)となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体（中小企業等協同組合及び協業組合を含む。）とする。

- (イ) 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者（地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするものとする。

オ 特認団体

次のいずれかの者とする。

- (ア) 事業種目ごとの事業主体に該当する者（特認団体を除く。）の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体
- (イ) その他事業目的に資するものとして知事が認めた団体

2-1 高性能林業機械等整備

(1) 事業内容

効率的な作業の実施による生産性の向上又はこれと併せて労働強度の軽減等作業環境の改善等を図るために必要な施設の整備を行う。

(2) 事業種目

高性能林業機械等整備（林業機械作業システム整備、効率化施設整備）

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3 以内 ただし、林業用四輪駆動ダンプトラックについては1 / 2とする。
②	森林組合	
③	生産森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	林業事業体	
⑧	特認団体	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、下刈り作業車等の造林、保育等の機械（以下「造林機械」という。）については、地拵え若しくは下刈りに要するh a 当たりの人工数の目標が、林業用資材運搬ドローンについては、苗木1,000本の運搬に要する人工数の目標が原則として都道府県の目標値以下であること又は目標値の縮減率以上であること。その他の機械については、素材の生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として沖縄県の目標数値以上であること又は目標数値の伸び率以上であること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。ただし、造林機械において、ヘッドのみを導入する場合及び林業用資材運搬ドローンを導入する場合の1事業費は、お

おむね100万円以上とする。

- ④ 事業主体は、作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。

ただし、広域利用林業機械又は単独・広域併用機械については貸付先が上記要件を満たしていること。

なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあつては、この限りではない。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 全ての事業主体について

造林機械及び林業用資材運搬ドローンの導入については、造林、保育等の成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。その他の機械の導入については、合法木材等ガイドラインにより、木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実にあると認められること。

イ 林業機械を導入する事業主体について

(4)の①の機能要件に加え、造林機械又は林業用資材運搬ドローンを導入する場合は(ア)を、その他の機械を導入する場合は(イ)及び(ウ)の要件をそれぞれ満たすものとする。ただし、オのうち地方公共団体がその事業活動を実質的に支配することができると認められる法人及び広域利用林業機械の整備を実施する事業主体を除く。

(ア) 機械導入の翌年度までに、

- ㊦ 地拵えについては、1 h aの実施に要する人工数が「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」(平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「森林環境保全整備事業単価通知」という。)において定める機械導入年度の地拵え(刈り払い機)の作業工程の普通作業員及び特殊作業員の人工数の和以下とすることを達成すること。

- ㊧ 下刈りについては、1 h aの実施に要する人工数が森林環境保全整備事業単価通知において定める機械導入年度の下刈り(全刈)の作業工程の特殊作業員及び普通作業員の人工数の和以下とすることを達成すること。

- ㊨ 苗木運搬については、1,000本運搬するのに要する人工数が森林環境保全整備事業単価通知において定める苗木運搬の作業工程の普通作業員の人工数以下とすることを達成すること。

(イ) 年間3,000立方メートル以上の素材生産実績を有するか、若しくは機械導入の翌年度までに3,000立方メートル以上の素材生産量を達成できること。

(ウ) 協定等により出荷先が確保されていること。

ウ 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

エ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

オ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

カ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

- ② 効率的な作業の実施による生産性の向上を図るために、広域利用林業機械の整備を行う事業は、広域利用林業機械の貸付けを行う者に対し、当該機械の貸付けを行うために必要な経費の3分の2以内を補助するものであって、次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体又は地方公共団体等が出資する法人であって、広域利用林業機械の貸付けを行うものであること。

イ 広域利用林業機械の貸付けを受ける者（以下この項において「利用者」という。）は、林業生産活動に積極的に取り組み、又は今後積極的に取り組む意思のある林業事業体であること。

ウ 受益戸数は、原則として3以上の林業事業体であること。

エ 広域利用林業機械とは、高性能林業機械（プロセッサ、スイングヤーダ、タワーヤーダ、フェラーバンチャ、フォワーダ、ハーベスタ、造林機械及び林業用資材運搬ドローン）及びそれに類する性能を有すると認められる機械、当該機械を収納するために一体的に整備する機械保管庫及びこれらの附帯施設であること。

オ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－交付額（沖縄県等による補助を含む。）」／広域利用林業機械の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

カ 事業主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施すること。

キ 利用者は、広域利用林業機械を利用するに当たっては責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告すること。

ク 事業主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、沖縄県知事に協議するものとする。

ケ 利用者は、合法木材等ガイドラインにより木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

- ③ 自己で使用するだけでなく、広域利用林業機械の整備も併用して行う単独・広域併用機械の整備を行う場合は、自己使用分及び広域利用分を年度単位で合計した実績（以下「年度合計実績」という。）が、(4)の①の要件を満たすものとする。

ただし、自己使用分は年度合計実績の過半を超えるものであり、年度合計実績が①のイの要件を満たすものであること。

また、広域利用するときは②の要件を満たすものとするが、②のウの要件は除く

ものとする。

(6) その他

- ① 事業内容には、附帯施設の整備を含む。
- ② 機種が、プロセッサ、フェラーバンチャ、ハーベスタ、フォーク収納型グラップルバケット（フェリングヘッド付きを含む。）及びマルチャーの場合は、ヘッドのみの導入も対象とする。
- ③ 造林機械を実施するに当たっては、主伐と再造林の両方を一体的に実施できる体制を確保するよう努めること。また、主伐と再造林のどちらか一方のみを行う場合は、もう一方を行う他の者との連携協定等により一体的に実施できる体制を確保するよう努めること。
- ④ 林業用四輪駆動ダンプトラックについては、道路法、道路交通法、その他積載物の運搬に係る法律等を遵守するとともに、次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 林業用四輪駆動ダンプトラックの規格については、以下の項目を全て満たすものであること。

- ・四輪駆動であり、トランスミッションはMTであること。
- ・積載量は2 t以上4 t未満であること。
- ・排気量は4,000cc以上であること。
- ・補助ブレーキとして排気ブレーキを装備していること。
- ・最小回転半径は6 m以下であること。
- ・LSD（リミテッド・スリップ・デフ）又はLSDと同様にタイヤが空転した際に起こるスタックを回避するための機能を有していること。
- ・1速の総減速比（1速の変速比×最終減速比）が29.5以上であること。
- ・リヤデフまでの高さ（最低地上高）が160mm以上であること。
- ・荷台は林業用に架装していること。

イ 導入後に資産計上を行い、かつ、以下のすべてを満たすものであること。

- ・車体に法人名等が印刷されていること。
- ・運行記録、業務日報が整備されていること。
- ・任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること。

なお、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、農業等の他の用途に一時使用することについては妨げない。

- ⑤ IoTハーベスタについては、データと連携した作業指示や造材した丸太のデータ（径級、長さ、材積、造材位置等）をインターネット等を介して共有できる機能を備えた機種であること。
- ⑥ 林業用資材運搬ドローンについては、1回あたりの運搬可能重量がおおむね10kg以上であること。

2-2 高性能林業機械等整備

(1) 事業内容

林業情報の一元的処理による林業生産活動の効率化を図るための施設の整備を行

う。

(2) 事業種目

高性能林業機械等整備（活動拠点施設整備）

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3 以内
②	森林組合	
③	森林組合連合会	
④	林業者等の組織する団体	
⑤	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑥	特認団体	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、活動拠点の利用者数等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね100万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

- ② 林業情報処理施設として森林GIS（地理情報システム）を整備する場合において、既に沖縄県等が森林GISを整備している場合は、事業主体は整備されたデータの相互利用を図るように努めること。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

3 コンテナ苗生産基盤施設等整備

(1) 事業内容

低コストで安定的に供給するコンテナ苗生産基盤施設等の整備又はコンテナ苗生産の分業化を推進し、効率的な生産システムの構築に資するコンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備を行う。

(2) 事業種目

コンテナ苗生産基盤施設等整備（コンテナ苗生産基盤施設等、コンテナ苗幼苗生産高度化施設等）

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	県	2 / 3 以内
②	市町村	
③	林業種苗法に基づく生産事業者等	
④	認定特定増殖事業者等	
⑤	特認団体	

(4) 採択基準

① コンテナ苗生産基盤施設等

事業主体ごとの当該コンテナ苗生産基盤施設等の整備にかかる事業計画期間内におけるコンテナ苗生産目標量が年間5万本以上であること。

ただし、認定特定増殖事業者等においては、当該事業計画期間における最終年の次の年から起算して5年以内に年間5万本以上に達する計画とすることができる（達成まで毎年度実績報告を行うこと。）。

② コンテナ苗幼苗生産高度化施設等

コンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備によって、選別種子又は幼苗の生産量のうち概ね50%以上を他のコンテナ苗生産事業者に配布すること。

③ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

④ 1事業費は、おおむね100万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 林業種苗法に基づく生産事業者等

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく登録を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに知事の登録を受けることが確実と認められる者。

イ 認定特定増殖事業者等

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項に基づく認定を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに知事の認定を受けることが確実と認められる者。

ウ 特認団体

1の(4)の①のオの(イ)に準ずるほか、上記ア又はイに該当しないが種苗を生産し、安定供給に寄与すると知事が認めるもの。

② 事業主体については、次に掲げるア又はイいずれかの条件を満たすこと。

ア 複数の林業用種苗や緑化樹木の生産者が協定等を締結し、整備する施設を共同利用する者又は他の生産者の生産工程を一部請け負う者であること。

イ 国・地方公共団体が有する森林への植栽用又は公共事業用として配布実績及び配布見込みがあることを知事が認める生産者であること。

③ 整備したコンテナ苗生産基盤施設等又はコンテナ苗幼苗生産高度化施設等における生産手法について、冊子、ホームページ等で公開すること。この場合、生産施設、生産工程、得苗率、生産量、販売価格等コンテナ苗生産に必要な作業等を出荷が開始されてからおおむね1年以内に公表することとし、公開期間は1年以上

とする。

- ④ 収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

4 特用林産振興施設等整備

(1) 事業内容

特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備を行う。

(2) 事業種目

特用林産物活用施設等整備（特用林産物生産基盤整備、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設、廃菌床等活用施設、特用林産物獣害対策施設）

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	県（廃菌床等活用施設、特用林産物獣害対策施設に限る。）	2 / 3 以内
②	市町村	
③	森林組合	
④	生産森林組合	
⑤	森林組合連合会	
⑥	農業協同組合	
⑦	農業協同組合連合会	
⑧	農事組合法人	
⑨	林業者等の組織する団体	
⑩	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑪	地域材を利用する法人	
⑫	きのこ原木等生産者	
⑬	特認団体	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として沖縄県の目標数値以上又は目標数値の伸び率以上であること。ただし、きのこ原木等生産者が事業主体となる場合、「当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標」を「きのこ原木等の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標」と読み替えるものとする。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね300万円以上とする。ただし、特用林産物生産基盤整備及び特用林産物獣害対策施設については、おおむね100万円以上とする。

(5) 細則

- ① 事業主体について
ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイの(ア)に準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 地域材を利用する法人

次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすものとする。

(ア) 特用林産物の生産、加工又は流通を行う者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。

(イ) 木材安定取引協定(竹材の安定取引協定を含む。以下この項において同じ。)の締結等に基づき、一定量の地域材(竹材を含む。以下この項において同じ。)の利用の増大を目的とするものとする。

(ウ) 整備する施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者に読み替える。

オ きのこ原木等生産者

次の(ア)から(エ)までの要件を満たすものとする。

(ア) 特用林産物の生産に必要なきのこ原木やおが粉等の生産を行う者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる事業者とする。

(イ) 1者以上の特用林産物生産者との間で、5年以上の期間、きのこ原木やおが粉等を年間概ね100m³(丸太換算)以上供給する協定等を締結すること。

(ウ) 木材安定取引協定等の締結に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとする。

(エ) 整備する施設の受益戸数は、(イ)及び(ウ)に定める協定等の締結者数に読み替える。

カ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

キ 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設整備の全ての事業主体について

(ア) 特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合は、5年以上の期間、きのこ原木やおが粉等の原料となる地域の木材(以下「地域の木材」という。)を年間概ね100m³(竹材は概ね30t)以上利用する木材安定取引協定等を締結すること。

(イ) 原則として、生産工程管理手法の導入を図るものとする。

(注) 生産工程管理手法とは、生産者自らが、①作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し作業を行い、記録し、③記録を点検し、改善点を見出し、④次回の生産に活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。

② 特用林産物生産基盤整備の対象は、以下を満たすものとする。

ア 特用樹林造成及び山菜・薬草等造成の事業規模は、1施行地につき、0.1ヘク

タール以上とする。

イ 作業道等整備の要件は次のとおりとする。

(ア) 作業道の開設及び改良

a 補助対象とする作業道は、知事が定めた作業道開設基準に適合するものとする。

b 利用区域面積

路線ごとに利用区域面積が次に掲げる基準におおむね該当するものとする。

きのこ：伏込地又はほだ場が1ヘクタール以上、なら・くぬぎ・きのこ原木等：3ヘクタール以上、桐：2ヘクタール以上、竹：2ヘクタール以上、その他：1ヘクタール以上

c 延長：作業道の開設に当たっては、1路線の延長は、おおむね100メートル以上とする。

d 舗装は部分施工とする。

(イ) モノレール、連絡道の施設の規模、構造等は、それぞれの目的に合致したものとする。

③ 特用林産物加工流通施設（集出荷施設に限る。）の整備を行うに当たっては、当該施設の受益範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。

④ 特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する特用林産物生産施設又は特用林産物加工流通施設の整備を行う事業については、木材安定取引協定等の締結に基づき、5年以上の期間、地域の木材を年間概ね100m³（竹材は概ね30t）以上利用するために必要な施設とする。

⑤ 特用林産物の振興を図るために必要な施設の整備を行う事業において、必要と認められる場合、事業主体は施設の貸付けを行うことができることとする。施設の貸付けを行うに当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、市町村、森林組合、森林組合連合会、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

イ 施設の貸付けを受ける者（以下この項において「利用者」という。）は、林業（特用林産物）生産活動に積極的に取り組む意志のある者であること。

ウ 受益戸数は、原則として3以上の林業を営む者であること。

エ 事業主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料、その他必要な事項を明らかにすること。

オ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－交付額（都道府県等による補助を含む。））／施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

カ 事業主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンス等を責任を持って実施すること。

キ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告すること。

ク 事業主体と利用者の間においては、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するこ

と。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議すること。

⑥ 収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

⑦ 受益戸数は、3以上とする。

なお、事業主体が地域材を利用する法人又はきのこ原木等生産者である場合を除き、従事者数を受益戸数とみなすことができるものとする。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

5 森林空間活用施設整備

(1) 事業内容

地域の資源である森林空間を総合的に活用し、林業体験、森林のレクリエーション的利用、教育・文化的利用等都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設の整備を行う。

(2) 事業種目

森林空間活用施設整備

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3 以内
②	森林組合	
③	生産森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	P F I 事業者	

(4) 採択基準

① 受益範囲において、森林空間活用の利用者数等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。

② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

② 森林空間活用施設を整備する対象地域については、その区域を「重点地区」と

「周辺エリア」に区分し、施設の整備を行うこととする。重点地区は、管理施設等のセンター的施設を中心として重点的に施設の整備を行う区域とし、区域面積はおおむね30ha以上とする。周辺エリアとは、重点地区を中心として一体的に利用可能な周辺の区域であって重点地区から連絡する林道・歩道等があるおおむね片道2km程度の範囲内の区域とする。

- ③ 森林空間活用施設整備のうち教養文化施設、林間広場施設、山村体験交流施設並びに簡易給排水施設以外の森林空間管理施設（以下この項において「教養文化施設等」という。）の整備については、次のとおりとする。

ア 対象地域は、原則として3戸以上の森林所有者が所有する私有林であって、このうちの森林所有者の所有する森林の面積が、当該地域の森林面積の2分の1未満とする。ただし、林業者の就労の促進等林業者の定住化に資する面が大きい場合においては、公有林又は国有林を対象地域とすることができるものとする。

イ 教養文化施設等の整備に当たっては、次の点に留意するものとする。

（ア）既存樹木の伐採をできるだけ少なくし、地形を大きく変更する工事は最小限度にとどめるものとする。

（イ）既に施設整備のなされた地域を除き、原則として森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下この項において「特別措置法」という。）第6条第3項の規定に基づく「森林保健機能増進計画」の認定を受けた地域又は認定を受けることが確実と認められる地域において実施するものとする。

なお、既に施設整備のなされた地域についても、特別措置法の趣旨を踏まえ、可能な限り「森林保健機能増進計画」の認定を受けるよう努めるものとする。

- ④ 収支を伴う施設について

収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

- （6）その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

6-1 木材加工流通施設等整備

- （1）事業内容

需給動向に的確に対応した地域材の安定的・効率的な供給体制を構築するため、木材加工流通施設の整備を行う。

- （2）事業種目

木材加工流通施設整備（木材処理加工施設、木材集出荷販売施設）

- （3）事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村（木材処理加工施設の貸付けに係るものに限る。）	2／3以内 ただし、原木輸 送用トラックの導 入にあたっては、
②	森林組合	
③	生産森林組合	
④	森林組合連合会	

⑤	林業者等の組織する団体	4 / 9 以内
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	木材関連業者等の組織する団体	
⑧	地域材を利用する法人	
⑨	特認団体	

（４）採択基準

- ① 受益範囲において、当該施設又は当該施設と一体となる加工施設等の地域材利用（加工、流通、乾燥、J A S 構造用製材）量、製材の生産性又は乾燥材の割合等の目標が原則として沖縄県の目標数値以上又は目標数値の伸び率以上であること（環境対策等の施設については、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等を示す定性的目標に即していること。）。

ただし、受益範囲において、当該施設の地域材利用（加工、流通、乾燥、J A S 構造用製材）量の現状値（直近３ヶ年の平均値）が100,000m³以上の場合においては、上記の目標又は、次の目標のいずれかを満たせばよいものとする。

ア 地域材利用量の現状値が100,000m³以上200,000m³未満の場合、地域材利用量の目標値の増加量を10,000m³以上とすること。

イ 地域材利用量の現状値が200,000m³以上300,000m³未満の場合、地域材利用量の目標値の増加量を20,000m³以上とすること。

ウ 地域材利用量の現状値が300,000m³以上の場合、地域材利用量の目標値の増加量を30,000m³以上とすること。

- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。
- ④ 施設の整備に当たっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分のうち柱、横架材（梁及び桁）及び土台については、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）の規定に基づき、格付けがされたものかつ地域材（以下「J A S 製材品」という。）を使用すること。

なお、使用される製材等（丸太、ひき板、角材、集成材、合板、単板積層材）については、合法性確認証明木材等を使用すること。

その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として合法性確認証明木材等を使用すること。

- ⑤ 施設の整備に当たって、事業主体は作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。

なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあつては、この限りでない。

- ⑥ 原木輸送用トラックの導入に当たっては、次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 原木輸送用に架装された積載量10t以上のトラックであること。

イ 運行記録、業務日報を整備すること。

ウ 車体への補助金名、法人名を明示すること。

エ 原木輸送用トラック1台導入する毎に、事業実施主体の地域材利用量（流通量）の目標値の増加量を5,000m³以上とすること。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずることとし、かつ、当該地域における林業生産との密接な関係を有していること。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体

1の(4)の①のエに準ずる。

オ 地域材を利用する法人

次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすものとする。

(ア) 林業・木材産業及び建築業並びに輸送業（登記簿の事業目的に原木輸送を主とする旨の記載がある場合に限るものとする。）を営む者が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。

(イ) 整備した施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者とする。

(ウ) (ア) 及び (イ) の要件を満たし、かつ、当該地域における木材産業との密接な関係を有していること。

カ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

キ 木材加工流通施設整備（ただし、貯木場等の木材加工に供しない施設等を整備する場合を除く。）により、以下の(ア)～(キ)に掲げる構造材製品を製造する事業主体は、品質・性能の確かな木材製品を安定供給する観点から、当該施設整備に関連した日本農林規格の認証を取得していること、又は取得が確実と見込まれること。

(ア) 製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）に規定する構造用製材（柱、横架材（梁及び桁）及び土台に限る。）

(イ) 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号）に規定する枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材

(ウ) 集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）に規定する構造用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

(エ) 直交集成板の日本農林規格（平成25年農林水産省告示第3079号）に規定する直交集成板

(オ) 単板積層材の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第701号）に規定する

構造用単板積層材

(カ) 構造用パネルの日本農林規格（昭和62年農林水産省告示第360号）に規定する構造用パネル

(キ) 合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）に規定する構造用合板及び化粧ばり構造用合板

ク 公共建築物に部材供給を予定する事業体においては、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第17条に定める木材製造高度化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けるよう努めるものとする。

ケ 合法木材等ガイドラインの3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

コ 事業主体は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）第4条に規定する事業計画の認定に努めるとともに、クリーンウッド法第15条に規定する木材関連事業者の登録を受けていること、又は登録を受けることが確実と見込まれること。

② 安定的な地域材利用について

ア 事業実施主体（プレカット事業者及び運送事業者を除く。）は、木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材安定取引協定等は、木安法の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。

ただし、林業経営体が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う者にあつてはこの限りでない。

イ プレカット事業者及び運送事業者においては地域材の利用増大のため、安定的・効率的な木材製品の生産や原木運搬を目的とするものとし、川中の製材事業者等との合意形成に努めるものとする。

③ 木材処理加工施設の整備を行う事業について

ア あらかじめ、受益の範囲内で同様の木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行うものとする。

イ 木材処理加工施設については、原木の調達先及び製品の販路が明確となっており、継続的に確保されると認められるものであること。

ウ 事業計画等において、施設で利用する原木等の樹種が明確となっていること。

④ 木材集出荷販売施設の整備を行う事業については、当該施設の受益の範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。

⑤ 市町村が事業主体となるのは、貸付けに係る木材処理加工施設に限る。

⑥ 事業主体が貸付けを行う上記事業内容中の施設の交付対象は、以下のとおりとする。

ア 木材処理加工施設のうち木材乾燥施設や高次加工施設のうち移動可能な施設装置や機械など、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設でかつ、ブランド化

した乾燥材等高次加工品を生産する体制の整備に当たり緊急に必要な施設（以下この項及び次項において「貸付高次加工施設」という。）。

イ 木材処理加工施設のうち製材施設等のうちダイオキシン対応型焼却炉等であって、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ木材産業の環境対策の実施に当たり緊急に必要な施設（以下この項及び次項において「貸付環境対策施設」という。）。

⑦ ⑥のアの貸付高次加工施設の貸付けに当たっては次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、地域における乾燥材等の高次加工材の品質基準を地域の実態に応じて作成し、その基準による共同品質管理を推進するものとし、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業主体の構成員又は事業主体を構成する団体の構成員であることとし、事業主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。

ウ 事業主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

また、生産される乾燥材等は、事業主体が定めた品質基準を満たしていることのほか、同一ブランド名の表示を行うことを条件とする。

エ 事業主体は、共同利用の方法等について管理規程又は利用規程を定め、機械施設の目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。

オ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－交付額（沖縄県等による補助を含む。））／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

カ 事業主体は、機械施設の使用が特定の構成員とならないよう貸付契約の期間を原則1年以内とし、毎年機械施設の利用者を募り総会等の承認を経て利用者を決定することとする。なお、契約の更新は可能とする。

キ 事業主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議するものとする。

ク 事業主体は、機械施設の定期的な点検を適切に行うなど、機械施設の維持・管理に努めることとする。

ケ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。

⑧ ⑥のイの貸付環境対策施設の貸付けに当たっては次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、地域における製材工場等の木くず等の処理・利用を推進するものとし、木くず等の処理や資源の有効活用及び検査等の環境対策について管理基準を作成し、その基準により地域の木材産業の環境向上を図る団体であり、そのた

めの体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業主体の構成員又は事業主体を構成する団体の構成員であることとし、共通の管理基準により事業主体の指導のもとで木くず等の処理・利用に努める者とする。

ウ 事業主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

エ 上記のほか、⑦のエ～ケに準じる。

⑨ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結する場合については、事業計画の提出時までには協定が締結されていること。また、事業計画の提出時に併せて協定の写しを添付すること。

⑩ 事業費が5億円以上の新設の事業については、県附帯事務費を活用し、県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。

⑪ 1施設当たりの総事業費が7億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成にあたり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映させること。

⑫ 事業計画の作成にあたっては、森林資源の持続性確保に係る適切な対応がされていることを確認し、様式5の（付表3）にその結果を記載して事業計画の提出時に併せて添付すること。

⑬ 収支を伴う施設について

収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

（6）その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

6-2 木材加工流通施設等整備

（1）事業内容

森林及び木材の加工過程で発生するバイオマスを活用するために必要な施設の整備を行う。

（2）事業種目

木材加工流通施設等整備（森林バイオマス再利用促進施設、木質エネルギー等利用促進施設）

（3）事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2／3以内
②	森林組合	
③	生産森林組合	

④	森林組合連合会
⑤	林業者等の組織する団体
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）
⑦	木材関連業者等の組織する団体
⑧	特認団体
⑨	地域材を利用する法人

（４）採択基準

- ① 受益範囲において、木質バイオマスの利用量若しくは地域材の利用量等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。（環境対策等の施設については、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等を示す定性的目標に即していること。）
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。
- ④ 施設の整備に当たって、事業実施主体は作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。
 なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあつては、この限りでない。

（５）細則

- ① 事業主体について
 - ア 森林組合
 1の（４）の①のアに準ずる。
 - イ 林業者等の組織する団体
 1の（４）の①のイに準ずる。
 - ウ 地方公共団体等が出資する法人
 1の（４）の①のウに準ずる。
 - エ 木材関連業者等の組織する団体
 1の（４）の①のエに準ずる。
 - オ 地域材を利用する法人
 6－1の（５）の①のオに準ずる。
 - カ 特認団体
 1の（４）の①のオに準ずる。
- ② ①の事業実施主体が締結する木材安定取引協定の締結等については、6－1の（５）の②に準ずる。
- ③ 施設の整備に当たっては、以下のいずれかを満たしていること。
 - ア 既存又は新設の製材施設、森林空間活用施設等と密接な関連を持った施設の整備であること。
 - イ 地域における林産物の生産・加工・流通等と密接な関連を持った施設の整備であること。
- ④ 事業主体が貸付けを行う上記事業内容の施設の補助対象は、6－1の（５）の⑥のアに規定する貸付高次加工施設又はイに規定する貸付環境対策施設と併せて行う

森林バイオマス再利用促進施設及び木質エネルギー等利用促進施設であって、6-1の(5)の⑦又は⑧の要件を原則として満たすものとする。

⑤ 収支を伴う施設について

収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

⑥ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結する場合については、事業計画の提出時までには協定が締結されていること。また、事業計画の提出時に併せて協定の写しを添付すること。

⑦ 事業費が5億円以上の新設の事業については、県附帯事務費を活用し、県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。

⑧ 1施設当たりの総事業費が7億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成にあたり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映させること。

⑨ 事業計画の作成にあたっては、森林資源の持続性確保に係る適切な対応がされていることを確認し、様式5の(付表3)にその結果を記載して事業計画の提出時に併せて添付すること。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

7 木質バイオマス利用促進施設整備

(1) 事業内容

① 未利用間伐材等活用機材整備：未利用間伐材・林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備（貸付用機械の導入を含む。）を行う事業とする。

② 木質バイオマス供給施設整備：未利用木質資源をバイオマスエネルギー又は製品の原料として活用するために必要な施設の整備を行う事業とする。

③ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備：未利用木材資源を燃料として利用するために必要な施設の整備（貸付用薪ストーブ、ペレットストーブの導入を含む。）を行う事業とする。

(2) 事業種目

木質バイオマス利用促進施設整備（①未利用間伐材等活用機材整備、②木質バイオマス供給施設整備、③木質バイオマスエネルギー利用施設整備）

(3) 事業主体及び交付率

①未利用間伐材等活用機材整備

番号	事業主体	交付率
①	県	2 / 3 以内
②	市町村	
③	森林組合	

④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	木材関連業者等の組織する団体	
⑦	P F I 事業者	
⑧	民間事業者等	

②木質バイオマス供給施設整備

番号	事業主体	交付率
①	県	4 / 9 以内 ただし、(5) 細則⑫～⑭の場合にあっては、それぞれに規定する交付率
②	市町村	
③	森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	木材関連業者等の組織する団体	
⑧	P F I 事業者	
⑨	民間事業者等	

③木質バイオマスエネルギー利用施設整備

番号	事業主体	交付率
①	県	4 / 9 以内 ただし、(5) 細則⑫の場合にあっては、それぞれに規定する交付率
②	市町村	
③	森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	農業協同組合	
⑥	農業協同組合連合会	
⑦	農事組合法人	
⑧	漁業協同組合	
⑨	漁業協同組合連合会	
⑩	林業者等の組織する団体	
⑪	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑫	木材関連業者等の組織する団体	
⑬	P F I 事業者	
⑭	社会福祉法人	
⑮	一部事務組合	
⑯	民間事業者等	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が沖縄県の目標値の伸び率以上であること又は未利用木質資源の利用促進に関する沖縄県の目標値の達成に必要なことが明らかであること。

なお、当該事業における未利用木質資源とは、「発電利用に供する木質バイオマ

スの証明のためのガイドライン」について（平成24年6月18日付け24林政利第37号林野庁長官通知）において定義する「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」（ただし、地域の森林由来のものに限る。）に該当するものとする。

- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

- ④ 未利用間伐材等活用機材整備については、補助事業で導入（導入見込みを含む。）した処分制限期間内にある未利用間伐材等活用機材（以下「既整備未利用間伐材等活用機材」という。）を所有する事業実施主体が、追加で本事業により未利用間伐材等活用機材を導入することは、原則として、既整備未利用間伐材等活用機材の目標年度までは認めない。ただし、次のアからオに該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の導入を妨げない。

ア 追加事業実施年度前における直近の実施事業の木質バイオマス利用量が、既整備未利用間伐材等活用機材整備事業の現状値から目標年度における目標値までの増加分の7割以上を達成していること。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない事由により、追加事業実施年度前における直近の実施事業の木質バイオマス利用量が著しく低い値となっている場合については、既整備未利用間伐材等活用機材導入後において低調となる前の年度の実績を、直近の実施事業の実績とすることができるものとする。

イ 追加事業において設定する各年度の目標値が、既整備未利用間伐材等活用機材における直近の実施事業の実績、又は各年度の目標値のいずれか高い数値と同等以上となっていること。

ウ 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること。

エ 追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字になることが確実であること。

オ 資金の調達が確実であること。

（5）細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の（4）の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の（4）の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の（4）の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体

1の（4）の①のエに準ずる。

オ 民間事業者等

次の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす者とする。

（ア）バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想又はバイオマス利活用の

中期的方針が、策定されている又は策定されることが確実と見込まれる（ただし、木質バイオマス供給施設等が設置される沖縄県又は市町村において、木質バイオマスの利活用の推進のために具体的な目標を伴った計画等が策定されている場合は、それをもって代えることができる。）地域において、地域が一体となって木質バイオマス供給施設等の整備を推進し、当該地域に賦存する未利用木質資源を効率的に利活用することを目的として木質バイオマスのエネルギー利用又はマテリアル利用の推進に取り組む事業者であること。

(イ) 森林所有者等と未利用間伐材等の安定的な需給に関する取引協定を締結する等により木質バイオマスの利活用に取り組み、当該施設の木質バイオマス利用量の目標に占める未利用間伐材等の木質バイオマス利用量の目標の割合が、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等に記載されている同割合を上回ることが認められる民間事業者等であること。なお、木質バイオマス安定取引協定等においては、樹種、形状、取扱量、期間その他必要な事項を定めるものとする。

カ 木質バイオマス供給施設整備については、事業主体は、クリーンウッド法第8条に規定する木材関連事業者の登録を受けていること、又は登録を受けることが確実と見込まれること。未利用間伐材等活用機材整備及び木質バイオマスエネルギー利用施設整備については、事業実施主体は、同法同条に規定する木材関連事業者の登録を受けるよう努めるものとする。

- ② 木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、先進的かつモデル的な全国への波及効果の高い施設とすること。
- ③ 地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な利活用のために必要な施設とすること。また、枝葉・短尺材又はこれらに由来する燃料の利用に努めること。
- ④ 事業費が2億円以上の新設の事業については、沖縄県は、県附帯事務費を活用し、地域の既存の木質バイオマス利用促進施設を含む関係者に対して、当該事業の木質バイオマス調達等の計画内容を情報提供するとともに、当該計画に関する地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。
- ⑤ 未利用間伐材等活用機材整備における貸付用機械の導入に当たっては、次の要件を全て満たすものとする。

ア 事業主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料、その他必要な事項を明らかにすること。

イ 事業主体は、施設のメンテナンス等を責任をもって実施すること。

ウ 事業主体と施設の貸付けを受ける者（オにおいて「利用者」という。）との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議すること。

エ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－交付額（沖縄県等による補助を含む。）」／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

オ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告すること。

カ 協定等により製造する燃料等の出荷先が確保されていること。

- ⑥ 木質バイオマス供給施設整備において、住宅用及び業務用（非産業用）の木質ペレットを供給することを主な目的とする場合は、木質ペレット燃料の日本農林規格（JAS 0030）（令和5年農林水産省告示第741号）の認証を取得していること、又は取得に向けた計画を有すること。

- ⑦ 木質バイオマス供給施設整備において、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の対象となる発電施設への供給を主な目的とする場合は、枝葉・短尺材を概ね1割以上利用する施設とすること。

- ⑧ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における薪ストーブ、ペレットストーブ（貸付用を含む。）の導入に当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 木質バイオマスのエネルギーとしての利用を推進するため、原則として、同一の事業計画において薪、ペレット製造施設の整備を行うこと。

イ 原則としてアの薪、ペレットの製造施設において生産される薪、ペレットを利用すること。

ウ 貸付用の場合、事業主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、貸付料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。

エ 貸付用の場合、貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－交付額（沖縄県等による補助を含む。））／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

オ 貸付用の場合、事業主体と施設の貸付けを受ける者（キにおいて「利用者」という。）との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結すること。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議すること。

カ 事業主体は、薪ストーブ、ペレットストーブの定期的な点検を適切に行うなど、その維持・管理に努めること。

キ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告すること。

- ⑨ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における木質資源利用ボイラーの導入に当たっては、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年2月18日政令第43号）による規制緩和を踏まえた効率的な機種選定を実施し、徹底した事業費の縮減を図ること。

- ⑩ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における発電施設の導入に当たっては、熱電併給を行う施設とすること。

- ⑪ 本事業を実施するために知事が定める事業計画はバイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想等と整合が図られているものとする。

- ⑫ 以下に示す「地域内エコシステム」の構築等に資する取組にあつては、交付率は

2/3以内とする（⑬に規定する場合は除く。）。

ア 「地域内エコシステム」の構築に資する取組

地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用するものとし、様式3の（付表1）によりその詳細を記載し、当該事業計画に添付すること。

イ 「バイオマス産業都市構想」に基づく取組

ウ 「分散型エネルギーインフラプロジェクト」のマスタープランに基づく取組

⑬ 木質バイオマス供給施設整備について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設に供給することを主たる目的とする場合の交付率は以下ア～ウのとおりとする。

ア 発電施設が⑭に示す地域活用要件の内容を満たし、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合は、2/3以内。

イ 発電施設が⑭に示す地域活用要件の内容を満たさず、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資さない取組である場合は、1/5以内。

ウ 上記以外の場合は、4/9以内。

⑭ 「地域活用要件」は次のア、イのいずれかの条件を満たすものとし、様式3の（付表2）にその詳細を記載し、当該事業計画に添付すること。

ア 「自家消費型・地域消費型」

次の（ア）～（ウ）のいずれかを満たすこと。

（ア）「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画（以下「発電事業計画」という。）に係る再生可能エネルギー発電施設により発電される電気量の少なくとも30%を自家消費すること。すなわち、70%未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するものであること。

（イ）発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方に当たる小売り電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の50%以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給するものであること。

（ウ）発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により算出された熱を原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電気量の少なくとも10%を自家消費すること。すなわち、90%未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するものであること。

イ 「地域一体型」

次の（ア）～（ウ）のいずれかを満たすこと。

（ア）発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義（第三者との共同名義含む。）の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているものであること。

（イ）地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資するものであること。

（ウ）地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資する小売電気事業者若しくは登

録特定送配電事業者に、当該発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給するものであること。

⑮ 収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

8 木造公共建築物等整備

(1) 事業内容

地方公共団体の方針に基づく公共建築物の整備

(2) 事業種目

木造公共施設整備（①木造公共施設、木製外構施設、附帯施設、②木質内装）

(3) 事業主体及び交付率

①木造公共施設、木製外構施設、附帯施設

番号	事業主体	交付率
①	県	1 / 5 以内 ただし、次に掲げる項目に該当する施設については、特にモデル性が高いものの等として交付率を2 / 3 以内とする。 ① CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物 ② 耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物 ③ 角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 ④ 激甚災害により被災した公共建築物を木造で再建する場合、又は同災害からの復興に係る公共建築物を木造で整備する場合（※）
②	市町村	
③	地方公共団体が出資する法人	
④	地方公共団体の組合	
⑤	その他政令で定めるところの公共施設の整備主体	

(※ただし、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき指定された激甚災害であり、同法の規定に基づく特定地方公共団体において当該激甚災害が発生した年度及びこれに続く2ヵ年度以内に整備する公共建築物に限る。)

②木質内装

番号	事業主体	交付率
----	------	-----

①	県	5 / 100 以内 ただし、木質内装部分に係る事業費に1/2を乗じて得た金額を超えないこと。
②	市町村	
③	地方公共団体が出資する法人	
④	地方公共団体の組合	
⑤	その他政令で定めるところの公共施設の整備主体	

(4) 採択基準

- ① 木造公共施設にあっては、原則として、床面積1㎡あたりの地域材利用量が0.18㎡以上であること、かつ延べ面積が300㎡以上であること。ただし、特殊な構法又は用途によるものについてはこの限りでない。
木質内装にあっては、対象施設の延べ面積が300㎡以上であること、かつ木質内装を行う床及び壁等の合計面積が300㎡以上であること。
- ② 木造公共施設にあっては、原則として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分（以下「構造耐力上主要な部分」という。）に用いる製材品については、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき、「製材の日本農林規格」（平成19年農林水産省告示第1083号）又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」（昭和49年農林省告示第600号）に適合すると認められ、格付けされたもの（以下「J A S 製材品」という。）を使用すること。
- ③ 事業主体は、木造公共施設にあっては、施設の整備中及び整備後に、木質内装にあっては、木質内装の整備後に、沖縄県等と連携して、地域の住民及び施設の利用者等を対象に、施設の見学会等を行うこととし、その際、建築物への木材利用の意義等についての普及啓発活動を行うこと。
- ④ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

(5) 細則

- ① 事業主体について
 - ア 地方公共団体が出資する法人
地方公共団体のみが出資し、かつ、その事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。
 - イ その他政令で定めるところの公共施設の整備主体
脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に掲げる施設の整備主体とする。
- ② 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いる J A S 製材品の使用については、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は適用しないこととする。
 - ア 建築基準法等の法令において、構造計算が求められない規模の施設
 - イ 離島等 J A S 製材品を調達することが困難な地域で整備する施設
 - ウ 大径材等の特定の製材を用いる必要がある場合であって、J A S 製材品として生産されていない場合
 - エ 国土交通大臣の指定を受けた材料を使用する場合

- ③ 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いる J A S 製材品（「桝組壁工法構造用製材及び桝組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」によるものを除く）については、「製材の日本農林規格」に基づく機械等級区分構造用製材の使用に努めるものとする。
- ④ 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いる J A S 製材品については、その使用量を取扱い第 6 の 2 の（２）の個別指標の達成状況報告と併せて報告すること。
- ⑤ この事業において整備する施設において使用される製材等（丸太、ひき板、角材、集成材、合板、単板積層材）については、合法性確認証明木材等を使用することとし、再利用に当たっては、原則として再利用前において合法性確認証明木材等であったことが確認できたものを使用すること。なお、沖縄県及び事業主体は、地域材及び合法性確認証明木材等の使用量について、取扱い第 6 の 2 の（２）の個別指標の達成状況報告と併せて報告すること。なお、製材等の再利用に当たっては、再利用前において合法性確認証明木材等であったことが確認できたものを使用すること。

その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として合法性確認証明木材等を使用することとし、再利用に当たっては、原則として再利用前において合法性確認証明木材等であったことが確認できたものを使用すること。なお、沖縄県及び事業主体は、交付対象の木材利用量について、また木造公共施設にあつては交付対象部分の延べ面積、木質内装にあつては交付対象木質化部分の床及び壁等の合計面積について、事業完了の翌年度 6 月末までに報告すること。

- ⑥ この事業において整備する施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者（事業主体と請負等の契約等を行い工事を行う者（以下「受注者」という。）及び受注者と請負等の契約等により施設の建設工事に携わる者（いわゆる下請（二次下請以降も含む）業者）のうち地域材の調達に関わる者を含む。）については、クリーンウッド法に規定される「登録実施機関」に登録を行った「登録木材関連事業者」であること（事業完了時まで新たに登録を行った場合を含む。）とするよう努めるものとする。なお、沖縄県及び事業主体は、施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者の登録実施機関への登録状況（登録番号等）について、事業完了の翌年度 6 月末までに報告すること。
- ⑦ 事業対象とする施設については、木材利用の波及効果、展示効果を発揮する施設でなければならないことから、
 - ア 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第 2 条第 2 項及び同法施行令第 1 条に規定する公共建築物のうち、不特定多数の利用者とし、次の用途に係る施設を除くものとする。
 - (ア) 庁舎（執務室等）、(イ) 営利目的の施設（本事業で整備した施設の維持・修繕のために必要な額を超えるような利用料を徴収したり、物品の販売を行うなどの施設）、(ウ) 個人の財産となる施設
 - イ 事業評価の事前評価において、費用対効果分析による効果の測定等を行い、総

費用額に対する総効果額の比率が1.0以上の施設であること。(費用対効果分析については、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領による。)

- ⑧ 沖縄県及び事業主体は、本事業における木材利用を通じて社会的な課題解決に資するよう努めるものとし、事業計画に、事業対象施設における木材利用を通じて解決を図る社会的課題の内容及びその解決度合いを測る指標を取りまとめて添付するとともに、当該指標の状況について、取扱い第6の2の(2)の個別指標の達成状況報告の調査初年度から目標年度まで、達成状況報告と併せて報告すること。
- ⑨ 設計上の工夫や効率的な木材調達を通じ、低コスト化に努めること。
- ⑩ 木造公共施設において、同一建築物のうちに、木造部分と非木造部分がある場合で、建築確認申請において木造と判断された部分を持つ建築物に係る交付対象経費の考え方は次のアからエまでのとおりとする。
 - ア 木造部分と非木造部分が平面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は別添1の1の(8)のとおりとする。
 - イ 木造部分と非木造部分が立面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は別添1の1の(8)のうち非木造部分と共用する部分(基礎等)を除く経費とする。
 - ウ 構造耐力上主要な部分のうち、部分単位(屋根・壁・床等)で木造部分と非木造部分が混在する場合は、非木造部分を除いた部分を交付対象とし、交付対象経費は木工事費のみとする。
 - エ 構造耐力上主要な部分のうち、一部の部材が非木質系部材である場合は、非木質系部材も含めた木造部分について交付対象とし、交付対象経費は別添1の1の(8)のとおりとする。
- ⑪ 木質内装においては、木質内装の対象施設の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める年数をいう。)の残存期間が10年以上ある施設であること。
- ⑫ 木質内装に係る交付率は、建築物を新築する際の建築費(別添1の1の(8)参照)を対象としたものであることに留意すること。
- ⑬ 既存施設において木質内装を実施する場合は、当該施設と同様の施設を事業実施時点で新築した場合の建築費(別添1の1の(8)参照)を試算し交付対象経費すること。
- ⑭ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の実効性を高めるため、公共建築物の整備が行われる自治体にあつては、同法に規定する市町村方針の作成が行われていること。
- ⑮ 公立学校施設の整備は以下の要件を満たしていること。
 - ア 沖縄県又は市町村教育担当部局等との間において、用地使用の承認等の手続きが的確に行われていること。
 - イ 余裕教室の木質内装の整備については、用途変更が的確に行われていること。
 - ウ 学校施設の木質内装の整備については、文部科学省、農林水産省林野庁、国土交通省及び環境省の4省庁が連携したエコスクール推進施策に係る事業について認定を受けていること。

- ⑯ 木造公共建築物の整備を行う際には、木製窓枠等木製設備や木質ペレットストーブ等導入の推進に積極的に努めること。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

9 需要拡大施設整備

(1) 事業内容

地域内で生産される木材の需要の拡大とともに新たな用途を開発するため、展示販売施設の整備等を行う。

(2) 事業種目

需要拡大促進施設整備

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	県	2 / 3 以内
②	市町村	
③	森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	木材関連業者等の組織する団体	
⑧	特認団体	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、需要拡大関連の利用者数等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体

1の(4)の①のエに準ずる。

オ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

10 生活環境施設整備

(1) 事業内容

林業者等の生活環境を改善し、定住化を促進するために必要な施設の整備を行う事業とする。

(2) 事業種目

生活環境施設整備

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3 以内
②	森林組合	
③	森林組合連合会	
④	林業者等の組織する団体	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、生活環境関連の利用者数等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

- ② 生活環境施設整備のうち集落水利施設の整備を行うに当たって、耐震性貯水槽は、消防担当部局と連携して整備する耐震性貯水槽であって消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日付け消防消第69号通知）別表第3の第1に定める規格に適合する防火水槽とする。
- ③ 生活環境施設整備については、他の施設と一体的に行うこととする。
- ④ 生活環境施設整備のうち連絡道の整備を行うに当たっては、県道、市町村道、農道及び林道以外の道路を対象として採択するものとし、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）に定める構造を有しており、原則として自動車道2級及び自動車道3級とする。
ただし、1級及び2級以外の市町村道であって、あらかじめ道路管理者及び県の道路関係部局との調整が図られた市町村道については、連絡道として採択することができるものとする。
- ⑤ 連絡道の整備に係る用地の取得又は貸借に要する補償費については、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）に定めるところに準ずるものとし、連絡道の整備に係るもの以外は対象としないものとする。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

11 地域提案型

- (1) 経営的、技術的に斬新な事業又は前記各事業に準ずる事業で、沖縄県の特色及び性格に即して目標達成の促進を図る上で特に必要であり、本交付金による取組として適切なものとする。
- (2) 地域提案に係る交付率は、原則として前記各事業に係る交付率と同様とする。

別表 1

[illegible]

		搬器 集材機 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 ㎡ ー
	広域利用林業機械	下刈り作業車 林業用資材運搬ド ローン フェラーバンチャ フェリングヘッド 付きフォーク収納 型グラップルバケ ット フォーク収納型グ ラップルバケット プロセッサ ハーベスタ フォワーダ タワーヤーダ スイングヤーダ グラップルソー IoTハーベスタ ロングリーチハー ベスタ ロングリーチグラ ップル 架線式グラップル と油圧集材機とを 組み合わせたシス テム 林業用四輪駆動ダ ンプトラック 搬器 集材機 機械保管倉庫 その他			台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 式 台 台 台 ㎡ ー
	単独・広域併用 機械	下刈り作業車 林業用資材運搬ド ローン フェラーバンチャ フェリングヘッド			台 台 台 台

			付きフォーク収納 型グラップルバケ ット フォーク収納型グ ラップルバケット プロセッサ ハーベスタ フォワーダ タワーヤーダ スイングヤーダ グラップルソー IoTハーベスタ ロングリーチハー ベスタ ロングリーチグラ ップル 架線式グラップル と油圧集材機とを 組み合わせたシス テム 林業用四輪駆動ダ ンプトラック 搬器 集材機 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 台 台 台 式 台 台 台 m ² ー
高性能林業 機械等整備 のうち 効率化施設 整備	効率化作業基 地整備	作業ポイント			箇所	m ²
	林業生産施設	林業生産施設装置	剥皮施設 焼却炉 山元貯木場管理棟 山元貯木場整備新設 山元貯木場増設 山元貯木場改良・ 舗装 その他	※具体名	棟 箇所 箇所 箇所	式 基 m ² m ² m ² m ² ー
高性能林業 機械等整備 のうち 活動拠点施	林業情報処理施設	情報処理機械施設	森林G I S その他	※具体名		式 ー

設整備						
コンテナ苗 生産基盤施 設等整備	コンテナ苗生 産基盤施設等	コンテナ苗生産 施設装置等	育苗施設 収納台 散水装置 散水タンク 苗木保冷库 その他	※具体名	棟	m ² 台 式 台 m ² —
		コンテナ苗生産 機械器具	培土攪拌機 培土圧入機 苗抜取機 抜取機移動台車 種子選別機 その他	※具体名		台 台 台 台 台 —
		コンテナ苗生産 資材	コンテナ容器 培地 肥料 その他	※具体名		個 L L —
	コンテナ苗幼 苗生産高度化 施設等	幼苗生産施設装 置等	幼苗育成施設 収納台 散水装置 散水タンク 環境制御室 その他	※具体名	棟	m ² 台 式 台 m ² —
		幼苗生産機械器具	培土攪拌機 種子選別機 播種機 その他	※具体名		台 台 台 —
		幼苗生産資材	幼苗育成容器 培地 その他	※具体名		個 L —
特用林産振興 施設等整備	特用林産物生 産基盤整備	特用樹林造成	新植 改良 補植 保育 その他	※具体名		ha ha ha ha —
		山菜・薬草等造成	発生環境整備 栽培地造成 その他	※具体名		ha m ² —
		作業道等整備	作業道開設 作業道改良		路線 路線	m 箇所

[illegible]

		特用林産物生産 用機械	林内作業車 フォークリフト ホイールローダー モノレール 生鮮物運搬車 機械保管倉庫 その他	※具体名	基 棟	台 台 台 m 台 m ² ー
	特用林産物加工 流通施設	特用林産物加工 ・貯蔵施設装置	選別機 包装機 乾燥機 スライサー ボイラー 殺菌装置 特用林産物加工用 機器 自動昇降機 給水施設 冷蔵施設 作業用建物 製品保管倉庫 資材保管倉庫 乾燥用建物 管理棟 帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 焼却炉 乾燥施設 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着装置		棟 棟 棟 棟 棟	台 台 台 台 台 式 式 式 式 m ² m ² m ² m ² m ² m ² 台 台 台 式 式 式 基 式 台 台 台 台 台 台

			切断機 竹割盤 結束機 竹粉製造機 成型施設 有機肥料生産施設 爆砕装置 その他	※具体名		台 台 台 台 式 式 式 式 —
		特用林産物集出荷 ・販売施設装置	乾燥機 包装機 冷蔵施設 販売用建物 製品保管倉庫 資材保管倉庫 管理棟 電算処理施設 展示販売用建物 その他	※具体名	棟 棟	台 台 式 m ² m ² m ² m ² 式 m ² —
		特用林産物加工 流通用機械	フォークリフト 生鮮物輸送車 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 m ² —
	廃菌床等活用施設	廃菌床等活用施設装置	作業用建物 製品保管倉庫 管理用建物 発酵・醸成槽 送風装置 資材保管倉庫 袋詰機 その他	※具体名	棟 棟	m ² m ² m ² m ² 基 m ² 基 —
			フォークリフト ホイールローダー 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 m ² —
		特用林産物獣 害対策施設	特用林産物防護 施設装置 防護柵 防護用爆音装置 その他	※具体名		m 式 —
	森林空間活 用施設整備	教養文化施設 林業体験林 山菜園 きのこ園			箇所 箇所 箇所	m ² m ² m ²

		木工芸体験施設 教養文化・知識 習得施設 その他		※具体名	棟 棟	m ² m ² —
	林間広場施設	森林浴歩道 林間広場 キャンプ場 バンガロー 炊事施設 その他		※具体名	箇所 箇所 棟	m m ² m ² m ² 箇所 —
	山村体験交流 施設	交流促進センタ ー 休養施設 休憩施設 その他		※具体名	棟 棟 棟	m ² m ² m ² —
	森林空間管理 施設	取付道路 駐車場 総合案内施設 管理棟 簡易給排水施設 電気導入施設 衛生施設 ごみ焼却施設 鳥獣保護施設 山火事防止施設 その他		※具体名	路線 箇所 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟	m m ² m ² m ² 式 式 m ² 式 箇所 箇所 —
木材加工流 通施設等整 備のうち 木材加工流 通施設整備	木材処理加工 施設	木材製材施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟		棟 棟 棟	台 台 台 台 台 式 式 式 基 式 基 式 m ² m ² m ²

	貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 リングバーカ ツインバンドソー ギャングリッパー その他	※具体名	箇所 箇所 箇所	m ² m ² m ² 台 台 台 台 —
集成材加工施設 装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 —
合・単板加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 単板製造機械 単板乾燥装置 調板機械 接着機械 合板仕上・処理機械 ロータリーレース ドライヤー その他	※具体名		式 式 式 式 式 式 台 台 —
プレカット加工 施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 柱加工機 横架材加工機 仕口加工機 クロスカットソー 加工盤反転装置 角のみ盤 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 —

[illegible]

木材加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他				台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 一
木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 その他		棟 棟 棟		基式 m ² m ² m ² —
丸棒加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 丸棒加工機 その他				台 —
杭加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 杭加工機 結束機 その他				台 台 —
木材処理加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他		棟		台 台 台 台 m ² —
品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設（注２） モルダー				基式 式 台

			その他	※具体名		
	木材集出荷販売施設	木材集出荷販売施設装置	剥皮施設 焼却炉 選別機 結束機 販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 チップヤード整備 新設 チップヤード増設 チップヤード 改良・舗装 その他	※具体名	棟 棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	式 基 台 台 台 m ² m ² m ² 式 m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² —
		木材集出荷用機械	原木輸送用トラック ログローダ フォークリフト ホイールクレーン グラップルクレーン ショベルローダ 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 m ² —
木材加工流通施設等整備のうち 森林バイオマス等活用施設整備	森林バイオマス再利用促進施設	森林バイオマス加工施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫		棟 棟	台 台 台 台 台 式 式 式 式 式 式 式 m ² m ²

		管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 木材等成分抽出機 凝縮機 冷却機 成型施設 計量・梱包装置 原料貯蔵庫 その他	※具体名	棟 箇所 箇所 箇所 式 式 式 式 式 台 式 台 m ² －	m ² m ² m ² m ² 式 式 式 式 式 台 式 台 m ² －
	森林資源再処理 施設装置	(注) 森林バイオ マス加工施設装置 のほか 炭化施設 オガ粉製造施設 有機質肥料生産施設 その他	※具体名		式 式 式 式 －
	森林バイオマス 再利用促進用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 m ² －
	木質エネルギー等利用促進 施設	(注) 森林バイオ マス加工施設装置 のほか 木質バイオマス発 電施設 (注 2) 木質資源利用ボイ ラー施設 木質燃料製造施設 小規模水力発電施設 その他	※具体名		式 式 式 式 式 式 式 －
	木質エネルギー等 利用促進用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 m ² －

木質バイオマス利用促進施設整備のうち 未利用間伐材等活用機材整備	未利用間伐材等活用機材	未利用間伐材等活用機械	移動式木材破碎機 移動式チップパー 結束機 移動式植織機 輸送用コンテナ グラップル 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 ㎡ ー
木質バイオマス利用促進施設整備のうち 木質バイオマス供給施設整備	木質バイオマス供給施設 (注1)	木質バイオマス供給施設装置	剥皮施設 異物除去機 磁選機 木質チップ選別機 ハンマーミル チップパー チップサイロ 燃料乾燥施設 燃料投入施設 木質燃料製造施設 計量・梱包装置 熱供給配管 木材成分抽出利用施設 丸鋸盤 チップ吹上装置 原料貯蔵庫 乾燥機 選別機 接着装置 切断機 成型施設 サンダー 集じん装置 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場 その他	※具体名	棟 	

[illegible]

		機械	機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	m ² —
生活環境施設整備	連絡道整備	連絡道開設			路線	m
		連絡道改良			路線	箇所
		連絡道舗装			路線	m
	山村広場施設	山村広場			箇所	m ²
		駐車場				m ²
		休憩施設			棟	m ²
		取付道路			路線	m
		歩道			路線	m
		衛生施設			棟	m ²
		ごみ焼却施設				基
		簡易給排水施設				式
	集落水利施設	管理施設		※具体名	棟	m ²
		その他				—
		簡易給排水施設				式
		防火用水槽				基
		その他		※具体名		—

注 1：出力 1 万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする施設を除く。

注 2：「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第 9 条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の対象となる発電施設本体及び電力広域的運営推進機関が実施する「長期脱炭素電源オークション」において落札した電源に係る発電施設本体を除く。

別表 2

指標のガイドライン

- 1 全体指標の設定単位は計画主体ごと、個別指標の設定単位は事業主体ごととする。
- 2 地域提案については、補完し、連携して実施するメニューに準ずるものとする。
- 3 下表のうち、○は必須、●は事業内容等によりどれか一つ必ず選択、◎は事業内容等により必ず選択する指標とする。

目標	メニュー	事業種目	全体指標	個別指標
望ましい林業構造の確立	沖縄林業構造確立施設の整備	・林業機械作業システム整備 ・効率化施設整備 ・活動拠点施設整備	下刈り作業車、林業用資材運搬ドローン等の造林、保育等の機械 ●地拵えに要するh a 当たりの人工数（縮減率） ●下刈りに要するh a 当たりの人工数（縮減率） ●地拵え及び下刈りに要するh a 当たりの人工数（縮減率） ●苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数（縮減率） その他の機械 ●素材生産量（目標値） ●素材生産性（目標値） ◎経営計画の作成率（目標値）【活動拠点施設整備に係るもの】 ＊上記のうち、2つ選択すること	下刈り作業車、林業用資材運搬ドローン等の造林、保育等の機械 ●地拵えに要するh a 当たりの人工数（縮減率） ●下刈りに要するh a 当たりの人工数（縮減率） ●地拵え及び下刈りに要するh a 当たりの人工数（縮減率） ●苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数（縮減率） その他の機械 ●素材生産量（目標値） ●素材生産性（目標値） ◎経営計画の作成率（目標値）【活動拠点施設整備に係るもの】 ＊上記のうち2つ選択すること
		・コンテナ苗生産基盤施設等整備	●コンテナ苗の生産量（増加量） ●コンテナ苗の生産量（増加率） ●コンテナ苗生産（5万本以上）事業体数割合 ●幼苗等の配布を受けて分業化に取り	●コンテナ苗の生産量（増加量） ●コンテナ苗の生産量（増加率） ●幼苗等の配布量（増加量） ●幼苗等の配布量（増加率） ●幼苗等を配布した戸数

	組む事業体数割合	●国庫補助相当額に対する効果 ＊上記のうち2つ選択すること
・特用林産振興施設等整備	●対象品目の生産量（増加率） ●対象品目の造成面積（増加率） ●対象品目の生産性（向上率） ●対象品目の生産コスト（縮減率）	●対象品目の生産量（増加率） ●対象品目の造成面積（増加率） ●生産性（向上率） ●生産コスト（縮減率） ○選定経営体との連携状況 ○地域材利用量
・木材加工流通施設整備 ・森林バイオマス等活用施設整備	○地域材利用量（増加量・増加率） ◎素材生産量（目標値）＜木材加工流通施設等＞ ◎木質バイオマス利用量（増加量）＜木質バイオマス＞ ◎都道府県全体並びに都道府県及び市町村の低層の公共建築物の木造率及び木造率の伸び率＜木造公共＞	●地域材利用（加工）量（目標値・施設の効率性） ●地域材利用（流通）量（目標値・施設の効率性） ●地域材利用（乾燥）量（目標値・施設の効率性） ◎製材等の生産性（目標値） ◎乾燥材率（目標値）
・未利用間伐材等活用機材整備 ・木質バイオマス供給施設整備 ・木質バイオマスエネルギー利用施設整備		○木質バイオマス利用量（増加量・施設の効率性）
・木造公共施設整備		○施設利用者数（施設の効率性） ○単位面積当たりの地域材利用量（施設の効率性） ○単位面積当たりの事業費（施設の効率性） ○C L T利用量（新技術の普及）
・森林空間活用施設整備	○効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者による素材生産量（増加量・増加率）	○施設利用者数（施設の効率性）

	・ 需要拡大施設整備	○効率的かつ安定的な林業経営を担い 得る者の数（増加量・増加率）
	・ 生活環境施設整備	○施業等の集約化に関する長期施業受 託面積（増加量・増加率）

様式1

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業の(変更)事業計画書の提出について

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第2に基づき、(変更)事業計画書を提出します。

(変更の場合は、以下を記載する。)

1 変更理由

2 変更の概要

(注)

1. 事業計画書を提出する場合は様式2及び様式3を添付すること。
2. 変更事業計画書を提出する場合は(1)～(3)のとおりとする。
 - (1) 事業計画書の様式に準じて作成した変更事業計画書を添付すること。
 - (2) 様式2のうちの事業費等については、上段に変更前を()書き、下段に変更後を裸書きとする。
 - (3) 様式3については、当初事業計画書に添付したものと変更がある場合のみ添付すること。

作成年度	年度
------	----

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業
(変更)事業計画書

第1. 基本的事項

1. 森林・林業・木材産業の現状と課題

※(現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述。林業・木材産業に係る現状・課題等については、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等を参考に記述。)

2. 施策の基本方針

※(課題解決のための基本方針等を記述。林業・木材産業に係る今回の取り組みについては、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等との関係を記述。)

3. その他

※(特記すべき事項がある場合、記述)

第2. 事業計画

1 計画主体ごとに目標単位で設定する目標を定量化する指標（全体指標）

目標	メニュー	全体指標	指標設定の考え方 （目標との関連性）	現状値			目標値			備考
				数値	単位	年度	数値	単位	年度	
望ましい林業構造の確立	沖縄林業構造確立施設の整備									

（注）

- 1 目標単位での事業計画がある場合は、該当する全体指標について記載すること。
 - 2 全体指標については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い別表2に定める事項を記載することとし、全体指標ごとに定める（ ）書き内の増加量、増加率等については、備考欄に記載のこと。
- * 行については、適宜加除のこと。

2 事業主体ごとに目標単位で設定する目標を定量化する指標(個別指標)

目 標	メニュー	事業種目	実 施 市町村	事 業 主 体	事業内容	事業費 (千円)	交付金(国費)			個別指標						費用 対効果 分析の 結果	備 考		
							事業費 (千円)	附 帯 事務費 (千円)	合計 (千円)	個別 指標	単位	現状値	1年目	2年目	3年目			4年目	目標値
												(年度)	(年度)	(年度)	(年度)			(年度)	(年度)
望ましい林業構造の 確立	沖縄林業構造確 立施設の整備			計															
総 計																			
うち地域提案																			

- (注)
- 個別指標については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い別表2に定める事項を記載することとし、個別指標ごとに定める()書き内の増加量、増加率等は、備考欄に記載のこと。
 - 事業種目については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は施設区分①～④(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
 - 実施市町村は、施設等整備を予定している市町村名を記載すること。
 - 事業主体欄には、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い別添2の別記(種目別基準)の事業主体欄の事業主体ごとの番号①～④を事業主体名の前に記載のこと。
 - 交付金(国費)欄の事業費については、附帯事業費を含めて記載すること。また、備考欄には、目標ごとの附帯事業費の計を上段に「附帯事業費円」と、下段にはその交付金(国費)分を()書きで記載すること。
 - 県附帯事務費及び市町村附帯事務費については、目標ごとの附帯事務費合計欄における合計額の下段に「県附帯事務費〇〇」、「市町村附帯事務費〇〇」と記載のこと。また、総計欄における附帯事務費についても同様とする。
 - 事業主体ごとに計、全ての計を総計に記載すること。
 - 総計のうち地域提案事業の計を記載すること。
 - 地域提案は、それぞれ補完し関連して実施しようとする事業種目の欄に記載することとし、備考欄に地域提案である旨を記載すること。
 - 交付物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
 - その他(該当する場合は、備考欄に記載のこと)
 - コンテナ苗生産基盤施設等整備について、事業主体が「認定特定増殖事業者」に該当する場合は、「認定」と記入。また、目標値の達成が6年目以降となる場合は、達成年度までの毎年目標値を記入。
 - 木材加工流通施設等整備については、位置づけられている広域流通構想等の構想名
 - 木造公共建造物等整備については、交付対象事業費
 - 木造公共建築物等整備のうち、エコスクールに関する取組については、認定学校名
 - 木造公共建築物等整備のうち、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条第1項に基づき策定した市町村方針に基づく取組については方針名
 - 木質バイオマス利用促進施設整備のうち、バイオマス産業都市構想に基づく取組については、バイオマス産業都市構想の名称及び公表年月日を記入。
 - 施設の貸付けを行うものにあつては、貸付けを受ける(計画している)事業体名を備考欄に記入する。
- * 行については、適宜加除のこと。

様式3

事前点検シート

計画主体名			
実施年度	年度	総事業費	千円
		(うち交付金	千円)

1 計画全体について

	項 目	チェック欄	備考欄
(1)	森林・林業基本計画、全国森林計画、地域森林計画、林業労働力の確保の促進に関する基本計画、木材安定供給確保事業に関する計画等をはじめ、その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。		
(2)	事業実施関係者のみならず、関連部局、地域住民等との合意形成・連携・調整が図られているか。		
(3)	計画主体、事業主体及び関係者で協議会を設置するなど、事業の推進体制は確立されているか。		
(4)	事業計画を公表することとしているか。		
(5)	事後の評価結果について公表することとしているか。		
(6)	目標値については、沖縄県における各種計画の目標数値との整合が図られており、かつ、情勢の変化や前年度の施策の効果の評価を踏まえて算定し、関係者の合意が得られたものであるか。(※1)		
(7)	前年度までの計画と同一の目標値を掲げている場合、本計画の目標値は、前年度までの計画の目標値を上回っているか。(上回っていない場合、その理由が整理されているか。)(※2)		
(8)	構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等に掲げる目標達成に資するものであるか。		
(9)	事前点検シートに掲げる項目について、判断根拠となる書類を保存しているか。		

(注)

1 チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当ナシの場合は「－」を記入すること。

(必要に応じて名称等を記入)

2 (※1): どのような手段により、どのような者と合意形成を図ったか備考欄に記載のこと。(別様可)

3 (※2): 構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等の目標数値を適用しない場合、現状値及び目標値設定の根拠(理由)を備考欄に記載のこと。(別様可)

(7)	事業費積算等の適正性								
	ア	事業費の算出は、沖縄県等の標準単価や歩掛り等を基準として適正に行われているか。							
	イ	整備コスト等の低減に努めているか(木質バイオマス利用促進施設の整備と木造公共建築物等の整備 については、PFI等の適用を検討することにより、事業全体のコスト低減を図っているか)							
	ウ	下限事業費が定められている場合は、その金額以上となっているか。							
	エ	附帯施設・備品は交付対象として適正か。(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか。)							
(8)	施設等の仕様は、沖縄県等において一般的に使用されているものを基準としているか。								
(9)	施設等の規模、構造、設置場所については、目的に合致するものとなっており、計画を達成する手段として過大となっていないか。								
(10)	周辺の環境や景観への配慮がなされており、また、当該地域に係る土地利用計画に即しているものとなっているか。								
(11)	建物に係る敷地整備の面積は、建坪の概ね3倍以内となっているか。								
(12)	新技術を導入する場合は、現地での事業効果の発現が十分に明らかとなっているか。								
(13)	個々の事業の受益戸数は3戸以上となっているか。								
(14)	個人施設への補助ではないか、また、目的外使用のおそれはないか。								
(15)	施設の入れ替え、増築、改築、併設又は合体を行う場合、古品古材を利用した施設整備を行う場合は、運用に定める要件を全て満たしているか。								
(16)	施設の整備に当たり、木造を検討したか。木造が困難な場合、施設における木材利用を検討したか。困難な場合、理由を整理したか。								

(17)	木材加工流通施設等の整備において、施設を整備する場合、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、「日本農林規格等に関する法律」(昭和25年法律第175号)の規定に基づき、「製材の日本農林規格」(平成19年農林水産省告示第1083号)又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」(昭和49年農林省告示第600号)の格付けがされたものかつ地域材を使用することになっているか。								
(18)	収支を伴う施設の適正性								
	ア 収支計画を策定しているか。								
	イ 事業費が5,000万円以上の施設については、計画の経営診断を実施し、指摘された改善点を事業計画に反映した上で計画を策定しているか。								
	経営診断日								
	ウ 補助残に対する自己資金の割合が概ね12%以上となっているか。								
	エ 補助残に対し融資を受ける場合は、金融機関等から融資が確実であるか。								
	オ 財務状況が健全であるか。								
	カ 生産ラインの増設等の生産量の増加を伴う施設を追加する場合は、運用に定める下記要件を全て満たしているか。								
	追加事業実施年度において、目標年度における目標数値を達成、又は達成されることが確実であるか。								
	需要先が確保され、供給量の増大が可能であるか。								
	追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字、又は黒字になることが確実であるか。								
	資金の調達が確実であるか。								

	キ	原料の入手先や製品の販路が継続的に確保されているか。							
	ク	森林組合が単独で事業主体となる場合は、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により都道府県知事が公表する民間事業者として登録を受けているか、又は中核組合に認定されているか。							
(19)		高性能林業機械等の林業機械の導入については、既存機械も含めたシステムの中で生産性の向上や効率化に資するものであるか。							
(20)		木質バイオマス利用促進施設の整備のうち、「地域内エコシステム」の構築に資する取組については、付表によりその内容が適正であると確認したか。							

(21)	木質バイオマス供給施設整備について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設が「地域活用要件」の内容を満たす場合、付表2によりその内容が適正であると確認したか。								
(22)	木材加工流通施設等の整備のうち、事業費が5億円以上の新設の事業については、県附帯事務費を活用し、県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組む計画となっているか。								
(23)	木材加工流通施設等の整備のうち、1施設当たりの総事業費が7億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成に当たり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映しているか。								
(24)	木材加工流通施設等の整備については、事業実施に当たり、付表3のチェックリストにより、森林資源の持続性の確保に係る適切な対応がされていると確認したか。								
(25)	取扱の別記に定める施設ごとの要件を満たしているか。								
(26)	事業による効果の発現の見通し								
	ア 費用対効果分析は算定要領に基づいて実施しているか。								
	イ 算定される効果に係る数量、単価等の根拠は明確であるか。								
	ウ 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。								
(27)	整備後の施設の管理・運営の見通し								
	ア 施設の維持・管理に関する規則や計画を策定しているか。								

	イ	施設の管理・更新に必要な資金の調達について検討済みか。							
(28)	施設等の利活用の見通し								
	ア	近隣市町村の類似施設の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。							
	イ	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を踏まえているか。							

(注)

- 1 チェック欄には、事業主体ごとに該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当無しの場合は「－」を記入すること。
(必要に応じて名称等を記入)
- 2 メニュー名(略称)
沖縄林業構造確立施設の整備(沖縄林構)
- 3 チェック欄は、適宜加除すること。

様式3(付表1)

地域内エコシステム確認シート

対象地域について	対象地域名	例) 沖縄県〇〇町〇〇地区				
	対象地域の概要	人 口:〇人 素材生産量:〇m ³ /年				
地域協議会について	構成員とその所掌	行政 :例) 〇〇町	例) 全体進捗の管理、初期需要の創出			
		例) 森林関係者:〇〇森林組合	例) 材の安定供給			
		例) 地域産業 :〇〇産業(業種)	例) 新たな熱需要先の検討・創出			
		例) 地域住民 :NPO法人〇〇	例) 新たな熱需要先の検討・ワークショップの開催			
	協議会における主な協議事項	例) ・材の買取価格、供給量、期間について ・熱の供給価格について ・PDCAサイクルの確認				
材の調達について		例) 協議会の構成員となっている〇〇森林組合から全量を調達				
利益還元について	森林関係者への利益還元	例 1) 材の買取価格を引き上げ 現行〇円/m ³ ⇒導入後〇円/m ³ 例 2) 本事業により得られる収益を再造林費用に充当 〇円/ha				
	地域住民への利益還元	例) 本事業により新たに〇人の雇用を創出				
導入予定先及び導入施設について	導入済施設①	例) 〇〇小学校	例) 薪ストーブ	例) R〇年に既存の灯油ストーブから転換		
	導入済施設②	例) 〇〇公民館	例) 木質バイオマスボイラー	例) R〇年に既存の重油ボイラーから転換		
	導入予定施設①	例) 〇〇工場	例) 木質バイオマスボイラー	例) 工場の新設に併せて導入		
	導入予定施設②	例) 〇〇森林組合	例) 薪割り機	例) 古品を新規導入		
低コスト化に向けた取組		例 1) 〇〇により施設整備費を極力低減。 例 2) 〇〇により省力化を図り、ランニングコストを低減。				
PDCAサイクルによる検証の仕組み		例 1) 町においてロードマップを作成の上、副町長をトップとする進捗状況を確認する部会を立ち上げ。 例 2) 地域協議会において、複数の部会を設け、各部会ごとに〇月に1度進捗を確認。進捗が思わしくない場合には、有識者からの助言を受け改善計画を策定。				

(注) 1 記入欄は、適宜加除すること。

2 本事業による補助申請対象施設には下線を付すこと。

「地域活用要件」確認シート

発電事業者名	例) ○○
所在地	例) ○○県○○市○○地区○○
FIT認定番号 (認定年月日)	例) ○○ (○○年○○月○○日)
発電施設名称	例) ○○発電所
発電設備の出力(kW)	例) ○○kW
燃料供給事業者名 並びに当該事業者からの 供給予定燃料の種類及 び量(t/年)	例) ○○事業者 木質チップ(未利用)○○DBt/年 バーク(未利用) ○○OWBt/年(水分率○%で計算) ※交付申請予定の供給事業者・供給施設について記載する。
該当する地域活用要件 の種類と該当すると判断 した理由	例 1)「自家消費型・地域消費型」 (該当理由) ・当該発電設備により発電される電気量の○○%(少なくとも30%以上)を自家消費している。 ・産出された熱を○○として常時利用する構造を有しており、当該発電設備により発電される電気量の○○%(少なくとも10%以上)を自家消費している。 例 2)「地域一体型」 (該当理由) ・○○町との○○協定において、災害時を含む電気又は熱の○○町への供給が位置付けられている。 ・○○町が直接出資している。

(注)記入欄は適宜加除すること。

様式3（付表3）

森林資源の持続性確保のためのチェックリスト

項 目		チェック欄			備考欄	
		(事業実施主体)		(沖縄県)		
		事業実施主体名				
(1)	木材加工流通施設の整備が、事業実施主体のみならず、地域の森林・林業全体の相互利益につながるものであること（事業実施主体がこの点を理解して取り組むことが、県において十分に確認されていること）。					
(2)	木材加工流通施設の整備計画・内容が、地域におけるA、B、C、D材の供給可能量等からみて、製材、合板、集成材、プレカット、木質バイオマス利用施設等がバランス良く配置され、資源価値の最大化、各段階において必要な相互利益が得られるよう配慮がなされた県の姿勢と齟齬がないこと。					
(3)	当該木材加工流通施設の整備により必要となる原木について、その調達、森林資源の量、成長量、齢級構成、路網の計画（到達可能森林）、再造林率、労働力の確保等の観点からみて、将来にわたって確実であること。					
(4)	再造林の確保のため、県において、次のいずれかを実施していること。					
	① 再造林の推進に関し、特定植栽促進区域の指定を進めたり、森林所有者、素材生産事業体、造林事業体等又は市町村への働きかけを文書等明確な形で実施していること（※）					
	② 県単独事業による再造林支援（森林環境譲与税によるものを含む）（※）					
	③ 再造林基金の設立や基金への拠出（※）					

（注）

- 1 チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当ナシの場合は「－」を記入すること。
- 2 （※）： 具体的な取組内容を備考欄に記載すること。（別様可）

様式4

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業実績報告書の提出について

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用第4に基づき、実績報告書を提出します。

(注) 様式4(付表)を添付すること。

様式4(付表)

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業費明細

区 分	市町村名	事業主体	施行箇所名	メニュー	事業種目	工種又は施設区分 ①～④	構造規格、規模 又は事業量		事業費 (A)+(B)+ (C)+(D) 円	経 費 内 訳				工 期		備 考
							数値	呼称 単位		交付金 (A) 円	県 負 担 金 (B) 円	市町村 負担金 (C) 円	その他 負担金 (D) 円	着 手 (予定) 年月日	完 了 (予定) 年月日	
望ましい林業構造の確立																
		事業種目計														
		メニュー計														
		計														
合 計																

(注) 1 「工種又は施設区分」の欄は、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い別表1に定める工種又は施設区分ごとに記載することとし、「事業量」及び「事業費」の欄は工種又は施設区分ごとに記載し、「経費内訳」の欄は事業主体ごとに「細計」、市町村ごとに「小計」を記載すること。

2 「構造、規格又は規模」の欄は、建物の延べ床面積等について記載すること。また、取扱い別表1に定める工種又は施設区分のうち呼称単位が「式」又は「ー」で表示されているものについては、1件(単品目)ごとに「事業量」及び「事業費」の欄に記載するか内訳表を添付すること。

3 「工期」の欄は、取扱い別表1に定める「工種又は施設区分」の呼称単位ごとに記載する。ただし、事業主体ごとに「工期」が同一の場合には、「細計」欄に記載すること。

4 備考欄には、消費税仕入控除税額が明らかな場合は減額する額(内税)を記載し、あわせて消費税仕入控除税額集計表を添付すること。

様式5

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業達成状況報告書の提出について(速報)

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用第4に基づき、目標達成状況について報告します。

(注) 運用第6の2の(2)のただし書きによる報告については、標題に(速報)と記載のうえ様式5の2を添付する。

1. 全体評価

(1) 全体指標の達成状況

目標	メニュー	全体指標	現状値			目標値			目標年度の報告			備考
			数値	単位	年度	数値	単位	年度	実績	達成率 (%)	年度	
望ましい林業構造の確立												

(注)

- 1 全体指標、現状値、目標値、単位については、事業計画の内容とすること。
- 2 達成率は、目標年度の実績／目標値とすること。
- 3 実績については、その調査方法と調査年月日を備考欄に記載すること(別様可)。
- 4 報告年度については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6に基づくこと。

* 行については、適宜加除すること。

(2) 総合評価

目標ごとに事業評価を分析したうえでその評価について記述するとともに、事業実施上明らかとなった今後の課題とその解決策を記述する。

計画主体の評価及び今後の課題とその解決策

目標	本事業により実施した目標の分析とその評価	今後の課題とその解決策
望ましい林業構造の確立		

(注)

- 1 報告年度については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6に基づくこと。
- 2 本表には、目標ごとに評価等を記入すること。

* 行については、適宜加除すること。

2. 個別事業評価

(1) 施設の利用状況

目標	メニュー	事業種目	事業主 業体	施設等 区分	設置年度	個別指標 (目標値)	達成状況					備考
							1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	目標 年度 (○年度)	

(注)

- 「個別指標」の欄には、事業計画に記載した個別指標及び目標値を記入すること。
- 「達成状況」の欄には、各調査年度について上段に目標値、中段に実績値、下段に達成率(実績値／年度ごとの目標値)を記入すること。
ただし、数値を縮減する(減少させる)ことを目標とする指標における達成率については、各年度の目標値／実績値とすること。
- 報告年度については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6若しくは第8の3に基づくこと。
- 利用料等を徴収する施設を整備した場合は、施設全体の実績のほか、利用料金等を徴収する施設ごとの実績についても記入すること。
- 木材加工流通施設等の整備について、製品出荷量実績におけるJASの格付率又は入荷量に占めるJAS製材品の割合の報告を要する場合は、達成率の下に括弧書きで記載すること。
- 木造公共建築物等整備については、個別指標の実績のほか、以下の項目をとりまとめて併せて報告すること。
(1) 沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱いの別記(種目別基準)の8の(5)の④に係るJAS製材品の使用量、同基準の8の(5)の⑤に係る地域材及び合法伐採木材の使用量を備考欄に記入すること。
(2) 調査初年度から目標達成年度までにおいて、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱いの別記(種目別基準)の8の(5)の⑧の木材利用を通じた社会的課題解決の指標の状況をとりまとめて添付すること。
- 木質バイオマス利用促進施設の整備については、未利用木質資源以外の木質バイオマスを利用した場合、「達成状況」欄の木質バイオマス利用量の実績の下段へ、その内数として未利用木質資源以外の木質バイオマスの利用量を()書きにより記載し、備考欄にその内容を()書きで記載すること。
- 林業機械については、個別指標の達成状況のほか、毎年度の機械の稼働時間及び稼働日数を記載すること。
- コンテナ苗生産基盤施設等整備について、事業主体が「認定特定増殖事業者」に該当し、目標値の達成が6年目以降となる場合は、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6の2に基づく「報告年度」のほか、目標値の達成年度まで欄を追加して記載すること。

(2) 収支実績

メニュー	事業種目	事業主体	施設等区分	設置年度	項目	目標値	報告年度					目標年度 (○年度)	備考
							運用開始年度	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)		
					収入								
					支出								
					収支差								
					収入のうち 公的資金等								
					収入								
					支出								
					収支差								
					収入のうち 公的資金等								

(注)

1 「収支実績」については、以下の収支を伴う施設について記載すること。

- | | | | | |
|------------|--------------|-----------------|--------------------|------------------|
| ①木材製材施設 | ⑥木材加工施設 | ⑪木材集出荷販売施設 | ⑯品質向上・物流拠点施設 | ⑳コンテナ苗生産基盤施設等 |
| ②集成材加工施設 | ⑦木材材質高度化施設 | ⑫森林バイオマス再利用促進施設 | ⑰チップ加工施設 | ㉑コンテナ苗幼苗生産高度化施設等 |
| ③プレカット加工施設 | ⑧特用林産物生産施設 | ⑬木質エネルギー等利用促進施設 | ⑱新しい木材活用のための加工供給施設 | |
| ④丸棒加工施設 | ⑨特用林産物加工流通施設 | ⑭木質バイオマス供給施設 | ⑲直交集成材加工施設 | |
| ⑤杭加工施設 | ⑩廃床等活用施設 | ⑮合・単板加工施設 | ㉒森林空間活用施設 | |

なお、利用料金等を徴収する施設を整備した場合は、施設全体の実績のほか、利用料金等を徴収する施設ごとの実績についても記入すること。

2 「施設等区分」については、①～㉒を記載すること。

3 項目の「収入のうち公的資金等」欄には、収入のうち市町村の一般財源や森林組合の他事業からの流用等施設の運営による収入以外の収入を記入すること。(収入の内数)

4 「目標値」の欄には、事業計画書の作成段階における収支計画を記入すること。

5 「報告年度」の欄は、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6に基づくこととし、実績を各年度ごとに記入すること。

6 「目標年度」の欄には、目標年度の収支を記入すること。

7 「収入」は、販売額又は利用料等とすること。

8 「支出」は、固定経費及び変動経費の合計とし、減価償却費等支出に計上すべきものを正確に積み上げること。

9 コンテナ苗生産基盤施設等の整備について、事業主体が「認定特定増殖事業者」に該当し、目標値の達成が6年目以降となる場合は、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6の2に基づく「報告年度」のほか、目標値の達成年度まで欄を追加して記載すること。

様式6

費用対効果分析結果報告書

1 県 名 沖 縄 県

2 事業類型及び実施地域名

3 事業実施期間 年度～ 年度

4 費用対効果分析結果総括表

事業区分	事業種目	市町村	事業主体	施設名 (路線名)	効果計測項目	投資効率

5 費用対効果分析結果個別表(作業道等関連施設等)

路線名 分析対象期間 年

事業期間	年～ 年(ヶ年)	総事業費	千円
開設延長	m	利用区域面積	ha

効果項目		効果額 (千円)	備 考
区分	項目		
効果額計 B		千円	
費用計 C		千円	うち維持管理経費 千円
投資効率 B/C			
マイナス効果の概要			
上記施設整備に係る森林伐採面積(作業道敷等)			ha
伐採材積			m ³ /ha
年成長量			m ³ /ha

- (注) 1 効果額は、現在価値(割引後)を記入する。
 2 備考欄には、評価期間に係る伐採量等を記入する。
 3 算定根拠となる参考資料を添付すること。
 4 費用対効果分析を行った単位施設ごとに作成すること。

6 費用対効果分析結果個別表（生産関連施設等、特用樹林造成等）

施設名

区 分		効 果 等
投下した総事業費	A(千円)	
効果の内訳		
(1) 直接効果		
①		
②		
～		
(2) 間接効果		
①		
②		
～		
年総効果額	B(千円/年)	
総合耐用年数	C(年)	
還元率	D	
妥当投資額	$E = B \div D$ (千円)	
廃用損失額	F(千円)	
投資効率	$G = (E - F) \div A$	

(注) 1 各区分における算定根拠となる参考資料を添付すること。

2 特用樹林造成等の場合には、年効果額を年効果額の効果合計額に読み替えて記入すること。

3 効果の内訳については、算定した効果額ごとに記入すること。

様式7

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事

改善措置実施報告書

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用第6の規定に基づき、改善措置を講じたので報告します。

記

1. 基本的事項

- (1) 目標
- (2) 事業実施箇所
- (3) 事業主体
- (4) 個別指標の達成状況

2. 改善措置の内容(要因分析・今後の改善策等を記載)

3. 改善措置の実施時期

4. 添付書類

- (1) 事業実施主体による改善計画書等
- (2) 経営指導の実施状況及び内容等がわかる書類※

※例：中小企業診断士等による経営診断書、改善コンサルティング報告書等

様式8

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事

年度沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業交付金交付決定前着手届

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第11の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. メニュー名
2. 事業費
3. 事業主体
4. 着手予定年月日
5. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合にこれらの損失は事業主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
3. 当該施策については、着工から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

別記様式第 1 号

環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時（します） ☐	報告時（しました） ☐

	チェック	（１）適正な施肥 ※ 種苗生産を行う場合（該当しない ☐ ）
①	☐	肥料の適正な保管
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	（２）適正な防除 ※ 農薬を使用する場合（該当しない ☐ ）
③	☐	農薬の適正な使用・保管
④	☐	農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	（３）エネルギーの節減
⑤	☐	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑥	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	チェック	（４）悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない ☐ ）
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	☐	未利用材の有効活用を検討

	チェック	（６）生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める

	チェック	（７）環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：（１）、（２）又は（４）の※で示す場合に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

別記様式第2号

環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時（します） ☐	報告時（しました） ☐

	チェック	（１）エネルギーの節減
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	チェック	（２）悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない ☐)
④	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	（３）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑤	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑥	☐	資源の再利用を検討

	チェック	（４）生物多様性への悪影響の防止
⑦	☐	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐)
⑧	☐	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※ 特定事業場である場合（該当しない ☐)

	チェック	（５）環境関係法令の遵守等
⑨	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑩	☐	関係法令の遵守
⑪	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑫	☐	機械等の適切な整備と管理に努める（該当しない ☐)
⑬	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：（２）、（４）の⑦若しくは⑧又は（５）の⑫に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。